

平成二十六年三月

平成二十二年（二十五年度）科学的研究費補助金（基盤研究（B）（一般））研究成果報告書

近世における前期国学の総合的研究

課題番号一二三三一〇一三〇

國學院大學文学部 教授

研究代表者 根岸 茂夫

目 次

研究の計画と概要

一 研究開始当初の背景

二 研究の目的

三 研究の方法

四 研究の成果

主な発表論文等（雑誌論文・出版物・学会発表）

研究会活動

研究組織

荷田信名『在府日記』人名一覧

東丸神社所蔵史料にみる印譜集

荷田春満和歌関係資料集

東丸神社所蔵の延喜式関連史料について

享保二十年稻荷社司社奉行所出訴一件

寛文期稻荷山における山林管理と松茸採取について

元禄・享保期の伏見稻荷社をめぐる狐と犬

根岸 茂夫

早乙女 牧人

早乙女 牧人

早乙女 牧人

白石 愛

宮部 香織

一戸 渉・早乙女牧人・中村 正明

宮部 香織

石岡 康子

岩橋 清美

竹田 真依子・番場 夏希

研究の計画と概要

研究の計画と概要

研究代表者 根岸 茂夫

機関番号：二二二六一四

研究種別：基礎研究（B）（一般）

研究期間：二〇一〇～二〇一四年度

課題番号：二二二二二〇二二〇

研究課題名（和文）：近世における前期国学の総合的研究

研究課題名（英文）：Comprehensive Study of the previous fiscal year
study of Japanese classical literature in the early
modern period

研究代表者 根岸 茂夫 (NEGISHI,Shigeo)

國學院大學・文部省・教授

研究者番号：二二〇一〇八二八五

交付決定額（研究機関全体）：（直接経費）九, 九〇〇, 〇〇〇円、
(間接経費) 二, 九七〇, 〇〇〇円

一 研究開始当初の背景

本研究は、平成十五年～十八年度実施の「近世国学の展開と荷田春満の史料的研究」（課題番号一五三二〇〇八六）によじて春満の生家、東羽倉家文書（現在、京都市伏見区 東丸神社所蔵。東羽倉家は近世には伏見稻荷

社の御殿預を世襲して荷田氏、羽倉家を称し、同じく伏見稻荷社の臣代を世襲した羽倉家（西羽倉家）に対し、東羽倉家といわれた）の目録化が完了した成果をふまえている。春満は、国学の四大人の鼻祖と称されながらも、関係史料の多くが未公開であったため、賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤などと比較して未解明の部分が多く、春満を中心とする前期国学の研究は未開拓の分野として残されていた。戦前から戦後にかけての三宅清『荷田春満の古典学』のみがまとまった研究成果であったが、三宅による春満の学問に対する評価は、テキスト類を分析するのみで、東羽倉家文書の分析には及ばず、近世社会における位置づけが考慮されていなかった。政治・経済面を含んだ国学の社会的諸影響に関しては、すでに戦前から伊東多三郎「草莽の国学」研究という先駆的業績がある。戦後では民衆史的視点を導入した芳賀登かれ、畠地正人・遠藤潤などによる平田国学の研究が、平田家文書や信濃の平田国学の史料の整理・調査のなかで進展し、国学研究の従来の枠組やイメージは大きく変化していく。幕末維新期の平田篤胤没後の門人層に集中しており、春満・真淵など十八世紀の前期国学への注目は立ち遅れている。しかし我々の研究会が、東羽倉家所蔵史料の全容を、十八年度までの科学研究費補助金による調査により把握し、春満の著述類についても、平成十三年度から國學院大學が編纂事業を開始した『新編荷田春満全集』（ねいぱんうつ刊）が、平成二十二年度に全一一巻の刊行が完了するなど、研究基盤が整備されるに至る。従来の春満の評価と学問的位置付けは再検討を要することが明らかとなつた。科研に参加した多分野の研究分担者・協力者は多面的に春満の学問に検討を加え、論文を『國學院雑誌』国学特集号（平成十八年十一月）に掲載した。研究協力者であった松本久史は『荷田春満の国学と神道史』（平成十七年 弘文堂）を刊行し、十八世紀を中心に学芸史、神社史、地域史にまたがる多領域で春満の学問

の影響があつたことを論じた。さらに、平成十九年度から二十一年度にかけては「國學院大學特別研究助成」・「文学部共同研究費」の大学経費による研究を継続したことにより、テキスト類の分析による学術思想面と、文書の分析による社会実践面の解明を行なうことにより、春満をはじめとする前期国学の史的意義を究明できるという中間的見通しと今後の課題が明らかになった。現段階では、春満の門人達の史料について解説と分析は着手されたばかりであり、中世末から近代に到る東羽倉家の史料の大半を占める稻荷社家としての史料、すなわち神社組織・財政、朝廷・神祇伯家、幕府に対する史料の調査の多くはまだ未着手である。また、寛文期から明治期に至る歴代当主の日記の解読と考察にも着手しているが、その一端を明らかにしたのみである。加えて、同家史料は、特に公的機関等による保存のための支援措置がなされておらず、史料調査は所蔵者の厚意に依存して進められている。このような点から、詳細な学術的分析が急務な状況にあると考え、平成二十一年度「近世における前期国学の総合的研究」を申請し、基盤研究（B）（一般）に採用され補助を受けることができた。

二 研究の目的

本研究は、荷田春満（一六六九—一七三六）に代表される「前期国学」が、近世学問の形成に果した役割や位置づけのみならず、近世の文化や社会・政治にも大きな影響を与えていたことを、学際的・総合的に検討を加えて明らかにする。これまでの史料調査により、国学の四大人の筆頭にあげられる荷田春満が、総合的な学問体系を構想していたこと、八代将軍徳

川吉宗の文教政策に協力して古書や漢籍の調査蒐集に当たり、律令の研究を命じられていたこと、歴史的に武家政権を批判する思想をもつていた、などが解明されてきた。これらの事実は今まで知られる、とのなかつた事柄であり、春満が、本居宣長以降とは異なり、和漢の総合的な学問の中でもめとする前期国学の史的意義を究明できるという中間的見通しと今後の課題が明らかになった。現段階では、春満の門人達の史料について解説と分析は着手されたばかりであり、中世末から近代に到る東羽倉家の史料の大半を占める稻荷社家としての史料、すなわち神社組織・財政、朝廷・神祇伯家、幕府に対する史料の調査の多くはまだ未着手である。また、寛文期から明治期に至る歴代当主の日記の解読と考察にも着手しているが、その一端を明らかにしたのみである。加えて、同家史料は、特に公的機関等による保存のための支援措置がなされておらず、史料調査は所蔵者の厚意に依存して進められている。このようない点から、詳細な学術的分析が急務な状況にあると考え、平成二十一年度「近世における前期国学の総合的研究」を申請し、基盤研究（B）（一般）に採用され補助を受けることができた。

三 研究の方法

東羽倉家文書は、現在確認できたもの七四〇〇点余であり、内容はおおむね表「東羽倉家文書の分類と数量」のとおりである。整理された史料は、A 荷田春満関係史料、B 羽倉家関係史料、C 社家・社務、D 学芸、E 書籍・刷物の五分類を施し、表の細目に従つて原則として編年に分類し、一点点ずつ中性紙の封筒に入れられ、原則として分類番号順に桐製の箱に収納されている。

以上のように分類を施したのは、次のように考えたからである。東羽倉家文書は、伏見稻荷社の御殿預り東羽倉家に伝來した史料群である。同家は荷田春満の生家でその学統を繼承しながら史料の作成・保存・整理と編纂に当たり、近代に建立された東丸神社の宮司を歴任しており、同家の代々が近代に行つた史料の整理からは、祭神である荷田春満の威徳を顕彰しよ

うとする姿勢が窺える。そのため項目の最初に「A 荷田春満関係史料」を立て、関係史料とともに門人に関する史料も収めた。門人が講義録をまとめた箇記も多く、門人の著作にも春満の学説を伝える内容が含まれていたからである。次に春満が誕生し、その伝統を伝えた東羽倉家の家に関する史料を「B 羽倉家関係史料」として項目を立てた。かつ同家は伏見稻荷社の御殿預りとして神事に携わる一方、社殿や社領を管理し、社中の経営にも大きな力を持つており、稻荷社の神事や社中取締・経営に関する史料も膨大に存する。これらの史料をまとめて「C 社家・社務」の項目を作った。一方、春満の学統を継承した東羽倉家は、近世後期の信郷のころ上方の文人社会の中心の一人となり、文芸を通して多様な文人たちとの交流が見え、彼らの書状をはじめ漢詩や和歌の贈答などの史料が膨大に存する。このような動向を示す史料と東羽倉家が学んだ諸芸の伝授に関する史料を「D 学芸」としてまとめた。その他東羽倉家代々の蔵書、および近代に春満を顕彰するための史料を「E 書籍・刷物」と項目を立てた。五項目の下にさらに細目を立て、東丸神社所蔵である東羽倉家文書の伝来のあり方、史料の概要と特徴を見出せる分類を試みたのである。

以上から東羽倉家の史料は、春満を中心として羽倉(荷田)家関係、稻荷社内関係、朝廷・幕府・地域社会との関係という同心円状の構造を構成していることが解明された。

七四〇〇点に及ぶこれらの史料を、現地調査によつて一点ずつ確認しながらその内容をさらに精査し、項目ごとに考察し解明する。前期国学が成立し発展を遂げる十七世紀後半から十八世紀中葉までの近世社会のなかで、文化・政治・社会に大きく影響を与えたながら展開し社会に定着しながら次の時代の国学発展の基盤を形成していく様相を、以下ののような具体的な課題を設定し考察していく。

(二) 春満の学問が時間・空間的に広がっていく過程の解明。

春満の著述類の内容分析を進め、神道、文学、歴史、法制、さらに近世人文学史上の学術史的位置付けを行う。具体的には第一に、三〇〇点に及ぶ門人の春満宛書状をはじめとする、門人関係史料を分類・整理し、春満の学術の伝播・継承・発展過程を検証する。第二に、春満の活躍した元禄・享保期における儒学など関係諸学問との関係、それを通した幕府の文教政策と春満との関わり、元禄・享保期の社会・文化の中で、前期国学が形成された要因を検討する。第三に、春満没後の影響について、荷田在満・賀茂真淵に代表される江戸系と、荷田信名・大西親盛をはじめ、荷田信郷にいたる京都系に区分し、人的・学的交流を検討し、比較を行う。とりわけ、東羽倉家文書のうちに新史料が発見された荷田信郷を中心に、近世後期に荷田派の学問が上方文人社会に与えた影響を解明する。

(三) 春満の生家である東羽倉家、および稻荷社を中心とした社会関係の解明。

羽倉家の家系・出自等の言説、祖先祭祀を検討することにより、春満の学問の性格への影響も考察し、併せて稻荷社内の社家組織、荷田氏系と秦氏系社家との関係、および稻荷社家と「本願」寺院の愛染寺との社中紛争を分析する。さらに稻荷社に対する朝廷の奉幣・祈禱、白川神祇伯家との関係、社殿造営・社中紛争の裁定・稻荷山松茸上納等献上品を通した幕府との関係などを解明する。加えて門前・社領を通した地域社会との関係、稻荷勧請や参拝・講など全国の稻荷信仰との関係にも言及する。これらを総合的に検討し、いまだ解明されているとは言いがたい前期国学の実態を明らかにすることで、学問史上における意義を解明し、近世社会・文化の発展のなかに位置づける。

四 研究の成果

研究は、京都市伏見区東丸神社所蔵の東羽倉家文書の原本確認による再検討からすすめ、高知県山内家宝物資料館所蔵の谷垣守関係資料の調査で新資料を確認し比較検討を行つた。

以下、悉皆調査による原本確認の成果として東羽倉家文書の史料的な性格について若干述べておく。

原本の再検討の結果を反映したものが、次頁の表である。平成十三年の調査以来、分類をA 荷田春満関係史料、B 羽倉家関係史料、C 社家・社務、D 学芸、E 書籍・刷物としたが、近代以降の所蔵関係を考慮したもので、史料群の形成から考えると以下のようになる。

東羽倉家文書は、伏見稻荷の御殿預であつた東羽倉家が社務を遂行しながら作成・保管してきたC社家・社務関係史料がまず形成され、殊に十七世紀中葉から次第に体系化していった。Cの体系化とともに、東羽倉家の「家」も整えられ、B羽倉家関係史料も形成する。特にCの体系化とBの形成が、荷田春満の実父羽倉信詮（一六四二—九六）の時代から整えられていることは、伏見稻荷社の構造と社家組織、朝廷・幕府との関係や近世的な信仰の広がりなどを考察する視点から重要であるが、この時代に春満が成長して学問を形成していく視点からも、史料群の性格を考慮する必要がある。また信詮の時代から日記が書き継がれ明治初年まで続いている」とも、史料群全体を位置づけるなかで重要な意味を持つていて。それだけではなく、信詮が祓川家から養子として羽倉家に入った人物であつたことも、羽倉家さらに東羽倉家文書の性格を考える上で重要な問題であった。

本題からややそれるが、近世において伏見稻荷の祀官は下社神主（社務）を頂点に中社神主、上社神主、御殿預・目代を正官とし、その下に氏人が

補任するさまざまな祀官や神人などが存在していた。正官になる社家は秦氏と荷田氏の二氏によつて構成され、秦氏は大西・森（毛利）・松本・祓川・安田家などからなり、まず氏人としてさまざまな祀官を経ながら就任順に上社神主、中社神主、下社神主に昇進し社中を総括する社務の地位に就いた。これに対し荷田氏は、東羽倉家が御殿預を、西羽倉家が目代を世襲した。とくに御殿預は、地位は秦氏の正官に及ばなかつたが、社殿の管理や財政などを担当し、社内外に大きな力を保持していた。古代以来の社家であつた秦氏に対して、荷田氏は中世から稻荷社に関わるようになったといわれ、神話や由緒も異にし、しばしば両氏は対峙する関係にあつたが、信詮は、秦氏の祓川家の嫡男でありながら、御殿預りの東羽倉家を継承している。ただ信詮は、東羽倉家の神話や由緒を守り、秦氏の言説を荷田氏のそれに組み込んではいないうである。

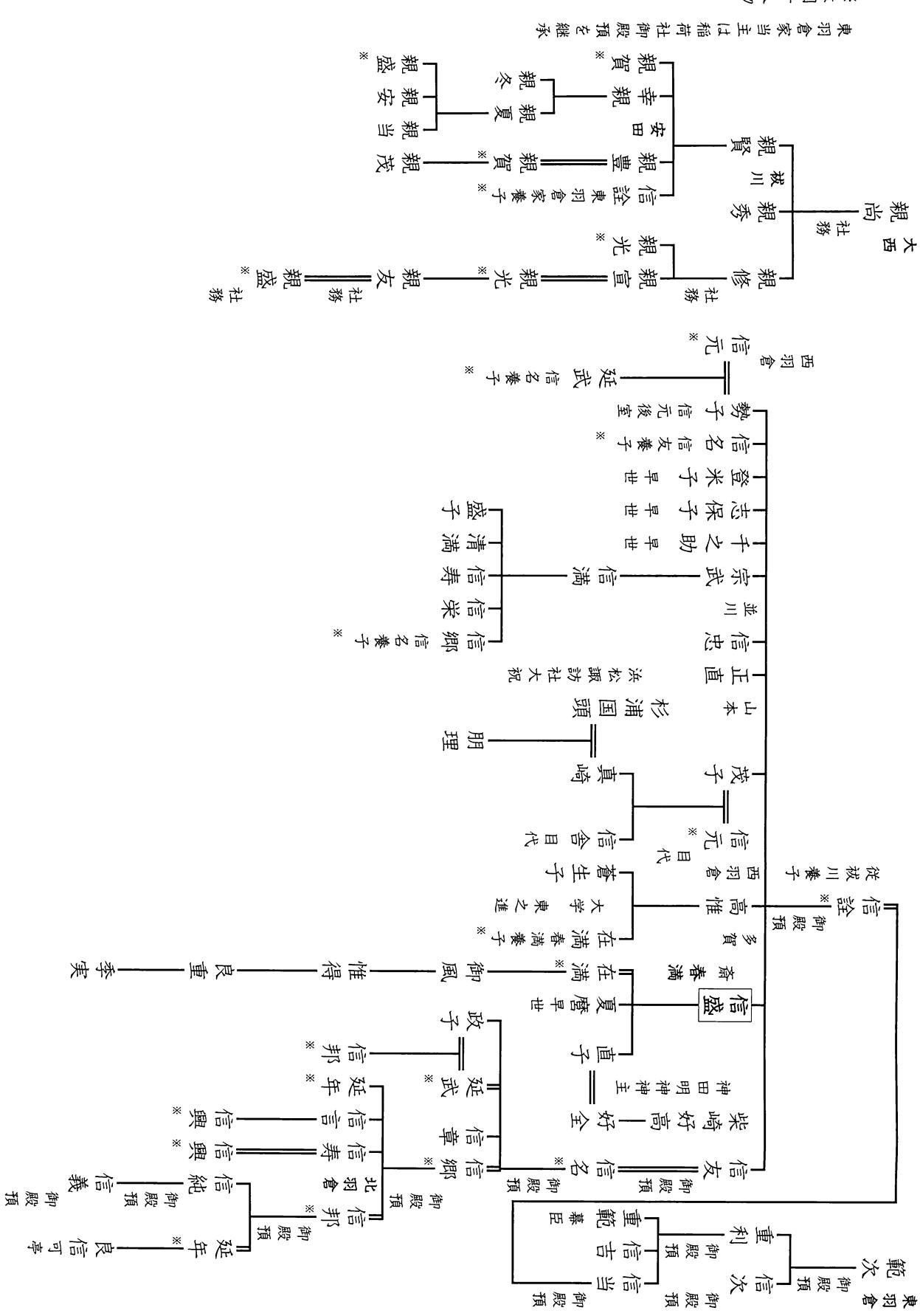
いざれにせよ、秦氏と荷田氏を系譜的に結びつけたのは信詮であり、その時代に史料の体系化が始まり、そのような時代に信詮の実子として春満が誕生したのである。

春満が学問を形成し、それが近世社会の中に浸透する過程で、C、Bに続き十七世紀末から十八世紀前期にかけて、A 荷田春満関係史料が形成される。Aは後世に収集されたものも存するが、A-1稿本・著作写本のうち、主要な史料は『新編荷田春満全集』に収録された。A-2門人・学説の多くは親族や門人の書状になるが、大半が別掲の系図に示されるように春満の親族であり、家史料であるという東羽倉家文書の性格をも物語つている。娘の直子はじめ女性の書状が多いのもこの故である。親族の男性では、養子の在満の史料が目につくが、その多くは戦前に『荷田全集』などの編纂などのときに収集されて今に残つたものようである。同時に注目されるのは、弟の羽倉信名（一六八五—一七五二）であり、家職である御殿預を

表 東羽倉家文書の分類と数量

A 荷 田 春 満 関 係 史 料	A-1 稿本・著作写本		744 1027 261 22
	A-1-1 書状	8	
	A-1-2 著作・草稿	620	
	A-1-3 和歌・詠草	30	
	A-1-4 祝詞	14	
	A-1-5 書入本	13	
	A-1-6 自筆写本	59	
	A-2 門人・学説		
	A-2-1 荷田直子 消息・詠草	60	
	A-2-2 荷田在満 書状・著作	29	
	A-2-3 荷田蒼生子 消息・詠草・著作	17	
B 羽 倉 家 関 係 史 料	A-2-4 荷田信名 書状・詠草	30	732 449 266 158 492 233 277 118
	A-2-5 荷田信満 詠草	24	
	A-2-6 荷田家女性 消息・詠草	11	
	A-2-7 大西親盛	34	
	A-2-8 杉浦国頭	8	
	A-2-9 賀茂真淵	8	
	A-2-10 門人詠草添削・書状	35	
	A-2-11 門人帳・門人誓約	5	
	A-3 春満宛書状		
	B-1 家系・相続		
	B-1-1 家譜・系図・古伝	68	
C 社 務	B-1-2 口宣案	87	1426 492 233 277
	B-1-3 伯家御教書	37	
	B-1-4 相続・勤仕	57	
	B-1-5 居宅・家計	18	
	B-1-6 その他	21	
	B-2 日記		
	C-1 神事		
	C-1-1 縁起・社伝	41	
	C-1-2 祭式・秘儀	128	
	C-1-3 祝詞	78	
	C-1-4 遷宮	19	
D 学 芸	C-2 社家		1502 1271 113
	C-2-1 家系・勤役	118	
	C-2-2 日記	40	
	C-3 社務・社領		
	C-3-1 觸書・達・幕府・所司代・伏見奉行	79	
	C-3-2 社法・愛染寺一件	84	
	C-3-3 社領・財政	148	
	C-3-4 稲荷山・松葺	60	
	C-3-5 社殿修復・神具・調達	84	
	C-3-6 東丸神社	37	
	C-4 朝廷・神祇伯		
E 書 籍 ・ 刷 物	C-4-1 朝廷・官幣	90	145 571 1928 67
	C-4-2 縁旨	41	
	C-4-3 神祇伯	38	
	C-4-4 伯家御教書	64	
	C-5 信仰・安鎮		
	C-5-1 初穂・参詣・奉納	88	
	C-5-2 勧請・安鎮	172	
	C-6 その他	17	
	D-1 書状		
	D-2 詠草・詩歌・文芸		
	D-2-1 荷田一門	793	
	D-2-2 他氏	315	
	D-2-3 不明・その他	163	
	D-3 諸芸		
	E-1 神書・国学		2689 1928 7443
	E-1-1 神書	118	
	E-1-2 和学・国学	18	
	E-1-3 仏書	9	
	E-2 漢籍		
	E-3 和書		
	E-3-1 歴史	131	
	E-3-2 故実	177	
	E-3-3 文学	263	
	E-4 近代・印刷物		
	E-4-1 春満伝・目録稿・東丸神社関係	70	
	E-4-2 春満著作等写本	1696	
	E-4-3 荷田全集等編纂資料	81	
	E-4-4 一般図書他	151	
その他		67	67
計		7443	

東羽倉家關係略系図



継承した人物であり、また高弟として春満の講義をうけて劄記を作成し、春満の晩年から死後には江戸に出府して春満が形成した人的ネットワークを見える春満関係記事からは、次第に春満が稻荷社中で尊敬を集め、カリスマ化していく過程が見えるだけでなく、とりわけ江戸出府中の日記から

は春満の人的ネットワーク、社内の愛染寺をめぐる社中紛争と出訴、幕府による裁判の過程などが判明し、近世中期におけるさまざまな社会矛盾と稻荷社中との関係が見いだせる。親族以外の門人として史料が多いのは、秦氏一門で社務に進んだ大西親盛（一七〇三—七八）である。ただ、系図に示したように実父の安田親夏が春満の従兄弟にあたる。親盛は、高弟として春満の講義をまとめ自らも著作をもつて稻荷社中に春満の学問を定着させた人物である。すなわち、A-2門人・学説関係史料の特徴から、弟の信名と大西親盛の存在と重要性が指摘できよう。また娘の直子も注目できる存在として見出すことができる。

春満死後の十八世紀中葉以後、東羽倉家文書は、C社家・社務関係史料、B羽倉家関係史料が一層整備体系化されて残っていく。同時に十八世紀後半に御殿預として活躍した信郷（信名養子）が、上田秋成・小沢蘆庵など上方文人とのネットワークを形成し、東羽倉家文書のうちに、D学芸関係史料が形成されるようになる。この問題が近世後期に春満の検証や伝説化につながり、春満の学統とどのように関わっていくのかは、一戸渉の研究で提起され、分析が進められているところである。

いずれにせよ、東羽倉家文書を検討し総合的に論じていく視点は、悉皆調査により七四〇〇点余に及ぶ史料一点ずつに精査を加えることに終始すると考えられる。

以上史料検討と体系化を研究基盤の成果として、研究方法で提起した二

つの課題（一）春満の学問が時間・空間的に広がっていく過程の解明、（二）春満の生家である東羽倉家、および稻荷社を中心とした社会関係の解明、についての成果をまとめておく。

(一)については、研究代表者の根岸が享保期の幕府の文教政策と春満の歴史学との関連で検討を進め、その成果の一端は、國學院大學が創立百三十周年記念として國學院大學博物館において開催した「国学の始祖 荷田春満」展の展示に可視化して表現され、また図録『国学の始祖 荷田春満』に反映された。研究協力者の高塩博・宮部香織が春満の律令学について考察し、その成果の一部は本書に掲載してある。同じく研究協力者の渡邊卓は『日本書紀 受容史研究—国学における方法』（笠間書院 平成二十四年）を刊行し、これによつて從来文学・日本語学・思想史・神道史などの研究が多かつた国学が、前期国学の場合和漢の知識を広く取り入れ、当時の政治とも密接に関係した「総合的人文学」であることを考察した。

一方、研究分担者の白石愛を中心に研究協力者の大学院生などが春満の弟荷田信名の日記から一一〇〇人に及ぶ春満の門人・関係者を抽出してその人物像を明らかにし、その成果が本書に掲載しており、これが本研究の中心的な成果となつている。門人のうち注目できる大西親盛については、研究協力者の松本久史が検討を加え、研究会において発表を行つた。また研究協力者の石岡康子が、春満の年譜を作成するとともに娘の直子はじめ親族の女性の手紙を『東羽倉家文書史料集』（根岸茂夫編 國學院大學刊 平成二十五年十一月）に翻刻・検討し、伏見稻荷の社家であつた弟の信名が関わった江戸における伏見稻荷の争論の過程を考察し、これも本書に掲載した。さらに研究分担者の鈴木淳、研究協力者の早乙女牧人・中村正明・一戸渉が春満と門人の歌会記録・和歌を集大成し新出の和歌資料一二点を本書に翻刻した。加えて『新編荷田春満全集』七巻（おうふう、平成十九

年）所収『伊勢物語童子問草稿』の遺漏を補うべく、同書刊行後に確認し得た春満自筆草稿断簡二点も翻刻してある。これらは春満自身のみならず、門人らの歌会や添削指導の記録が大半を占めており、春満による和歌指導の実態解明や、和歌を通じた人的ネットワークなど門人の存在形態が明らかになった。かつ一戸渉は『上田秋成とその時代』を上梓し、荷田信郷に焦点を当て、春満の学統と上方の文人社会について、先駆的な研究を行つた。なお、協力者の宮部香織が、東羽倉家文書の書籍調査の中で蔵書印の調査と考察を行い、史料学的かつ書誌学的研究も進め、これも本書に掲載している。

(ii)については、研究参加者総体で荷田家と伏見稻荷の年中行事の記録『秘記』を翻刻・検討し（『東羽倉家文書史料集』）、稻荷社の社家としての荷田家の位置を考察し、その信仰圏と京坂地域の問題、荷田家と諸大名との関係などを明らかにした。かつ研究協力者の松本久史が享保期の伏見稻荷の社家組織について検討し、代表者の根岸茂夫が稻荷社と境内の宗門人別帳から組織や家族構成・境内の景観などを検討した。さらに研究協力者の岩橋清美が稻荷社の背後の稻荷山の検討から稻荷社と稻荷村の関係、稻荷社が幕府に献上した松茸をめぐる儀礼や稻荷社・村の負担、また稻荷山の環境の変化などについても考察し、研究協力者の竹田真依子・番場夏希が、元禄享保期における稻荷社の狐と境内の環境問題について史料を検討し、それぞれ本書に掲載した。

以上総合的な検討によつて、従来知られていなかつた史実を明らかにしながら、本研究は「総合的人文学」としての前期国学の諸相を解明し、近世社会・文化の発展に前期国学が果した役割を多様な面から位置づけることができた。その成果の一端が、本文中でも示したように本書掲載の諸報告である。

この研究は、東羽倉家文書の調査がなくては成立しえなかつたものであり、貴重な史料の調査を快く許され、長年の調査のたびに御支援を賜る東丸神社松村準一宮司御夫妻、調査のたびに御高配を賜る伏見稻荷大社中村陽宮司はじめ職員の方々、研究支援をいただいた國學院大學の関係者の方々に、心から深謝の意を表する次第である。

平成22年度～平成25年度における主な発表論文等(雑誌論文・著作物・学会発表)
〔雑誌論文〕

執筆者名	論題名	掲載雑誌名・巻号・掲載頁	発表年月
石岡康子	荷田直子・いじ・左仲書状集	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.17-43	2013年11月
石岡康子	元文三年 羽倉信名江戸在府日記	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.83-118	2013年11月
一戸 渉	古典形成と出版—近世日本の書物メディアをめぐって—	一戸涉・佐藤文彦共編『「古典」は誰のものか—比較文学の視点から—』金沢大学人文学類、pp.43-54 ※一戸涉・佐藤文彦共編との共編で同書全体(pp.1-99)の編纂を行う。	2013年2月
一戸 渉	「偽証家」藤貞幹の成立	『上方文藝研究』第10号、pp.55-71	2013年6月
岩橋清美	水木要太郎と東京師範学校	『アナボリッシュ国文学』第3号、pp.114-122	2013年6月
岩橋清美	近世都市江戸における迷子の保護	『青少年問題』(青少年問題研究会)第652号、pp.54-59	2013年10月
川村由紀子	近世中期における江戸の「町棟梁」	『日本歴史』J786号、2013年11月号、pp.36-53	2013年7月
白石 愛	元文元年 羽倉信名江戸在府日記	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.45-82	2013年11月
白石 愛	近代医学者の交流(2)—後藤新平と三宅秀	『文部科学教育通信』第312号	2013年3月
高塙 博	「敵」に用いるムチの規格統一	『法史学研究会会報』第17号、pp.62-65	2013年3月
高塙 博	「公事方御定書」の元文三年草案について—「元文三年御帳」の伝本紹介—	『國學院法學』J52卷2号、pp.27-167	2013年9月
高塙 博	丹後国田辯藩の「敵」について	『國學院法學』J52卷3号、pp.51-74	2013年12月
中村正明	恋川春町の狂文全翻刻	『疋谷近世』第19卷、pp.28-35	2013年3月
中村正明	昔話物合巻の概要	『日本文學論究』J72卷、pp.41-52	2013年3月
中村正明	黄表紙『間違曲輪遊』翻刻と注釈	『疋谷近世』第19号、pp.36-55	2013年3月
根岸茂夫	東丸遺墨	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.5-15	2013年11月
根岸茂夫	元治元年 祕記	『東羽倉家文書史料集一』(根岸茂夫編、國學院大學)、pp.119-173	2013年11月
根岸茂夫	近世前期の岩瀬藩と藩政	『岩瀬藩の殿様』(さいたま市立博物館)、pp.4-11	2013年10月
松本久史	篠崎東海と荷田春満—和学をめぐる—考察	『國學院雜誌』第114卷第4号、pp.1-13	2013年4月
宮部香織	小・中村清矩の令義解説講義	『國學院大學校史・學術資産研究』第5号、pp.25-68	2013年3月
渡邊 卓	国民精神作興にみる武田祐吉の立場—昭和十二年、台湾における『万葉集』講義から—	『國學院大學校史・學術資産研究』第5号、pp.69-95	2013年3月
渡邊 卓	『ことわざ資料叢書 第四輯第1巻』	クレス出版、全228p ※ことわざ学会編、本居宣長『俗諺集成』(東京大学国文学研究室本居文庫蔵)の翻刻および解題。翻刻pp.179-220、解題pp.221-228	2013年4月
白石 愛	近代医学者の交流(1)—北里柴三郎と三宅秀	『文部科学教育通信』第294号	2012年6月

高塙 博	「高蔽」の刑具について—「敲篋」と「篋尻」—	『三くだり半の世界とその周縁』(青木美智男・森謙二編、日本経済評論社)、pp.19-40	2012年3月
中村正明	丹後国田辺藩の「徒罪」について	『國學院法學』49巻4号、pp.1-44	2012年3月
中村正明	童言葉と黄表紙[焼いた牛蒡をおつつけろ]「ほか、黄表紙化された伝承童謡「いつちくたつちく」「かごめかごめ」など	『日本文學論究』第71巻、pp.92-104	2012年3月
中村正明	黄表紙「桃太郎再駆」翻刻と注釈	『澁谷近世』18巻、pp.107-114	2012年3月
中村正明	恋川春町の狂文	『澁谷近世』18巻、pp.133-151	2012年3月
松本久史	近世国学思想から見た共存の諸相	『國學院雜誌』第113巻第12号、pp.29-44	2012年12月
宮部香織	國學院における三浦周行の法制史講義	『國學院大學校史・學術資産研究』第4号、pp.139-154	2012年3月
渡邊 韶	國学院における三浦周行の法制史講義	『國學院大學博物館學紀要』第36輯、pp.13-20	2012年3月
一戸 渉	墨展を中心に—橋本経亮の蒐集活動—『香果遺珍』研究序説—	『近世文藝』第93号、pp.14-29	2011年1月
一戸 渉	「自像管記」異文—秋成と自伝—	『上方文藝研究』第8号、pp.73-81	2011年6月
岩橋清美	羽倉風のゆくえ	『朱』第55号、pp.16-35	2011年12月
白石 愛	東京府における旧幕府關係史料類の収集・管理について—明治10年代の庶務課記録科(掛)の動向を中心にして—	『中央史学』第34号、pp.118-133	2011年3月
白石 愛	「荷田春満」和書真偽考の再検討	『國學院雜誌』第112巻第1号、pp.50-67	2011年1月
高塙 博	シーボルト関連史料にみる蘭医の交流	『文部科學教育通信』第280号	2011年11月
高塙 博	「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について	『國學院法学』第48巻第4号、pp.19-125	2011年3月
高塙 博	幕府人足寄場研究文献目録(稿)	『法史學研究會会報』15号、pp.140-150	2011年3月
高塙 博	丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」	『國學院法學』49巻2号、pp.1-52	2011年9月
根岸茂夫	谷間の村と町の風景	『渋谷学叢書2』歴史のなかの渋谷』(雄山閣)、pp.111-134	2011年3月
根岸茂夫	眞田家の大名行列	『大名の旅 松代藩の参勤交代』(長野県教育委員会) pp.107-113	2011年9月
根岸茂夫	仙台藩の行列と軍役	『仙臺郷土研究』通巻283、全17p	2011年12月
宮部香織	井上頼空述「神祇令講義」と田邊勝哉講述「神祇令義解講義」について	『國學院大學紀要』49巻、pp.109-130	2011年3月
宮部香織	大宝令注釈書「古記」の解釈にみる律規定	『法史學研究会会報』第15号(明治大学法学部)、pp.39-51	2011年3月
宮部香織	宮西准助の「日本制度通」講義—河野省三の講義筆記ノートを通じて—	『國學院大學校史・學術資産研究』第3号、pp.101-129	2011年3月
渡邊 韶	國学者の業績展示と社会的意義—昭和初期における荷田春満遺墨展を中心にして—	『國學院大學傳統文化リサーチセンター研究紀要』第3号、pp.265-274	2012年3月
渡邊 韶	折口信夫の「日本紀の会」と『日本書紀』研究	『國學院大學傳統文化リサーチセンター研究紀要』第3号、pp.265-274	2011年3月
渡邊 韶	清原宣賢「日本書紀抄」の注釈法と伝播諸本の比較を通して	『國學院大學傳統文化リサーチセンター研究紀要』第3号、pp.265-274	2012年3月
一戸 渉	【解題】歌集資料	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.622-645	2011年7月
一戸 渉	【解題】和歌詠草資料	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.646-652	2010年2月
岩橋清美	荷田春満の和歌資料について	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.717-735	2010年2月
岩橋清美	武州八王子に見る地域市場の展開—八王子縞賣の動向を中心に	『千葉經濟論叢』第42号	2010年5月

早乙女牧人 白石 愛 (旧姓:谷川)	【解題】添削・歌評資料 『和書真偽考』解題	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.686-716 『荷田春満和書真偽考 享保八年羽倉信名日記』(平成21年 度國學院大學文學部共同研究成果報告書)、pp.3-10	2010年2月 2010年3月
白石 愛 (旧姓:谷川)	羽倉信名の官位上昇をめぐる動向	『荷田春満和書真偽考 享保八年羽倉信名日記』(平成21年 度國學院大學文學部共同研究成果報告書)、pp.46-50	2010年3月
白石 愛	古銭貨への想い——仲威雄日蔵コレクションより	『文部科學教育通信』(東京大学総合研究博物館案内194、ジ アース教育新社)第256号	2010年11月
鈴木 淳 鈴木 淳	【解題】創倭学校啓 【解題】春満の和歌	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.598-606 『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.607-621	2010年2月 2010年2月
高塙 博 高塙 博	寄場奉一 腹稿 原胤昭日蔵の「公裁私記」について—町方与力と「公事方御定書」 —	『法史学研究会会報』14号、pp.68-73 『原胤昭日蔵資料調査報告書(3)—江戸町奉行所与力・同心 関係史料—』(千代田区教育委員会)、pp.203-210	2010年3月 2010年3月
高塙 博	「公事方御定書」下巻の奇妙な伝本	『日本基層文化論叢』(柏山林繼先生古稀記念論集刊行会 編、雄山閣)、pp.533-544	2010年8月
中村正明 根岸茂夫 根岸茂夫	【解題】歌会資料 佐倉藩堀田家とその家臣団 史料整理の技法	『新編荷田春満全集』第12巻(おうふう)、pp.653-685 『佐倉市史研究』23号、pp.11-37 『古文書の語る地方史』(吉川弘文館)、pp.193-219	2010年2月 2010年3月 2010年8月
松本久史	「春満および荷田派の祝詞創作について」	『新編荷田春満全集』第12巻 創倭学校啓・和歌・創作祝詞』 (おうふう)、pp.736-745	2010年2月
松本久史	荷田派の靈魂観と実践—他界の認識を巡って—	『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第4号、pp.25- 46	2010年3月
宮部香織 宮部香織 渡邊 韶	明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷 律令「条文名」覚書 武田祐吉の『日本書紀』研究——新出資料と著作を通して	『國學院大學校史・學術資産研究』第2巻、pp.47-79 『法史学研究会会報』第14号(明治大学法學部)、pp.57-67 『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第2号、 pp.215-223	2010年3月 2010年3月 2010年3月
渡邊 韶	橋守部手沢本『先代旧事本紀』と『旧事紀直目』	『國學院雑誌』第112巻第4号(通号1248)、pp.15-28	2010年10月

〔著作物〕

著者・編者名	書名	出版社・頁数(共著の場合は掲載頁数)	刊行年月
岩橋清美 鈴木淳 高塙博 根岸茂夫〔編〕 松本久史 一戸涉	『明治期東京府の文書管理』 『和歌文学大系70「六帖詠草・六帖詠草拾遺」』 『近世刑罰制度論考—社会復帰をめざす自由刑—』 『東羽倉家文書史料集—』 『古事記と国学』(東京都神社庁研修シリーズ20) 『上田秋成の時代—上方和学研究—』 『春雨物語』	東京都公文書館 明治書院 ※加藤弓枝と共編、全531p 成文堂、pp.1-350 國學院大學、pp.1-178 ※共同執筆者:白石愛・石岡康子 東京都神社庁、pp.1-57 ペリカン社、pp.1-471 三井書店(「血かたびら」)pp4-29「海賊」pp60-84「歌のほまれ」pp.193-198の校注・訳釈及び参考文献一覧pp.270-274 担当執筆) ※井上泰至・三浦一朗・山本綏子との共編	2013年3月 2013年7月 2013年3月 2013年11月 2013年3月 2012年1月 2012年4月
岩橋清美 根岸茂夫〔編〕 渡邊卓 岩橋清美 岩橋清美 根岸茂夫〔編〕 根岸茂夫〔編〕	『多摩の近世・近代史』 『国学の始祖・荷田春滿』 『『日本書紀』受容史研究—国学における方法』 『史跡で読む日本史』9 江戸の都市と文化 『近世日本の歴史意識と情報空間』 『荷田春満和書真偽考 享保八年羽倉信名日記』平成21年度國學院大學文学部共同研究「近世における前期国学の史的研究」成果報告書 『古文書の語る地方史』 『近世の環境と開発』	中央大学出版部 ※松尾正人編、執筆担当分「子どもと村社会—近世後期における子供観の変容—」pp.3-24 國學院大學、松本久史・堀口裕美子との共編、pp.1-134 ※共同執筆者:鈴木淳・松本久史・一戸涉・早乙女牧人・白石愛・中村正明・宮部香織・渡邊卓 笠間書院、pp.1-274 吉川弘文館 ※岩淵令治編、執筆担当分「歴史の発見—日光東照宮の歴史化—」pp.245-255 名著出版、pp.1-405 國學院大學文学部、pp.1-61 ※共同執筆者:谷川愛・宮部香織・榎本博	2012年9月 2012年10月 2012年2月 2010年6月 2010年10月 2010年3月 2010年8月 2010年12月
	pp.3-26		

[学会発表]

発表者名	発表テーマ	学会名・開催場所	発表年月日
一戸 渉	和歌史上における荷田春満の位置	公開學術研究集会「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
白石 愛	江戸における荷田家のネットワーク—荷田信名『在府日記』を中心に—	公開學術研究集会「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
根岸茂夫	「近世における前期国学の総合的研究」研究事業の概要	公開學術研究集会「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
松本久史	荷田派の祝詞研究—稻荷祠官 大西親盛を例にして—	公開學術研究集会「國學院大學の国学研究の現在」 於國學院大學	2014年2月8日
松本久史 渡邊 韶	神道的自然觀と現代社会 『鞍日本紀』にみる『古事記』の価値	第三十回神社本庁教學大会研究大会報告 古事記学会大会、於奈良県新公会堂	2013年5月1日 2013年6月1日
渡邊 韶	『飛日本紀』所引『丹後國風土記』逸文の性格	風土記研究会第10回発表会、於同志社女子大学	2013年9月1日
中村正明	恋川春町の狂歌と狂文	平成24年度國學院大學國文學會秋季大會、於國學院大學	2012年11月18日
宮部香織	いわゆる「異質令集解」についての再検討	法制史学会東京部会第244回例会、於法政大学	2012年12月15日
白石 愛	シー・ボルトの伝えたもの——シー・ボルト・コレクションから読み	生き物文化誌学会大阪例会「日本における近代知の誕生—蘭学と大坂」於大阪大学中之島センター	2011年10月29日
白石 愛 渡邊 韶	荷田春満『和書真偽考』の再検討 橋守部の『先代旧事本紀』研究—『旧事紀直日』の本文校訂を中心とし て—	東京大学近世史研究会例会、於文京区立湯島会館 國學院大學國文學會10月例会、於國學院大學	2010年5月9日 2010年10月9日

研究会活動

回数	開催年月日	タイトル	担当者
1	2010.05.27	(会議)科学研究費補助金による今後の研究遂行に関する討議	参加者全員
2	2010.06.24	(講読)『秘記』目次～正月12日条(1)	早乙女牧人
3	2010.07.22	(講読)『秘記』目次～正月12日条(2) (講読)『秘記』正月元日条～2月5日条(1)	早乙女牧人 榎本博
4	2010.09.30	(講読)『秘記』正月元日条～2月5日条(2)	榎本博
5	2010.10.28	(講読)『秘記』2月初午条～2月24日条	種村威史
6	2010.11.25	(講読)『秘記』2月26日条～3月21日条	田中丈敏
7	2010.12.09	(講読)『秘記』4月朔日条～4月27日条	早乙女牧人
8	2011.01.27	(講読)『秘記』5月朔日条～5月28日条	川村由紀子
9	2011.02.24	(講読)『秘記』6月朔日条～6月晦日条(1)	杉山愛
10	2011.04.28	(講読)『秘記』6月朔日条～6月晦日条(2)	杉山愛
11	2011.05.27	(講読)『秘記』7月朔日条～7月17日条	白石愛
12	2011.06.23	(講読)『秘記』8月朔日条～12月晦日条	早乙女牧人
13	2011.07.28	(講読)『秘記』稻荷勸請等に関する記述	岩橋清美
14	2011.08.22	(会議)研究成果に関する確認・検証と今後の指針について	参加者全員
15	2011.09.29	(講読)『江戸在府之日記(六)』6月朔日条～6月15日条	白石愛
16	2011.10.27	(講読)『江戸在府之日記(六)』6月16日条～6月29日条	石岡康子
17	2011.11.24	(講読)『江戸在府之日記(六)』7月朔日条～7月15日条(1)	早乙女牧人
18	2011.12.15	(講読)『江戸在府之日記(六)』7月朔日条～7月15日条(2) (講読)『江戸在府之日記(六)』7月16日条～7月29日条	早乙女牧人 川村由紀子
19	2012.01.26	(講読)『江戸在府之日記(六)』8月朔日条～8月15日条	岩橋清美
20	2012.04.26	(輪読)『江戸在府之日記(六)』8月16日条～8月28日条	参加者全員
21	2012.05.24	(講読)『江戸在府之日記(六)』8月29日条～9月11日条	田中丈敏
22	2012.06.28	(講読)『江戸在府之日記(六)』9月12日条～9月20日条	川村由紀子
23	2012.07.26	(講読)『江戸在府之日記(六)』9月22日条～9月29日条	早乙女牧人
24	2012.12.20	(会議)研究成果に関する確認・検証と今後の指針について	参加者全員
25	2013.02.28	(発表)篠崎東海と荷田春満—和学をめぐる一考察 (発表)荷田直子と消息	松本久史 石岡康子
26	2013.05.30	(発表)享保12年稻荷社家『宗門人別帳』と荷田春満	根岸茂夫
27	2013.06.27	(発表)享保期江戸歌壇と荷田春満	一戸涉
28	2013.07.25	(発表)稻荷山の管理と松茸獻上	岩橋清美
29	2013.09.26	(会議)京都出張成果報告と今後の指針について	参加者全員
30	2013.10.24	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月13日条～4月24日条	石岡康子
31	2013.11.28	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月25日条～5月5日条(1)	田中丈敏
32	2013.12.19	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月25日条～5月5日条(2)	田中丈敏
33	2014.01.23	(講読)『江戸在府中要門之日記1』4月25日条～5月5日条(3)	田中丈敏
34	2014.02.19	(講読)『江戸在府中要門之日記1』5月6日条～5月10日条	番場夏希

※開催場所には、いずれも國學院大學渋谷キャンパス内にある、学術メディアセンター内の会議室または3号館内の教室を利用した。

研究組織

研究代表者			
氏名	所属	身分	専門領域
根岸茂夫	國學院大學文学部	教授(博士・歴史学)	日本近世史
研究分担者			
氏名	所属	身分	専門領域
鈴木淳	元・国文学研究資料館	名誉教授(文学博士)	日本近世文学
古相正美	中村学園大学教育学部	教授(博士・文学)	日本近世文学
白石愛(旧姓:谷川)	東京大学総合研究博物館ミュージアム・テクノロジー研究部門	特任助教	日本近世史
研究協力者			
氏名	所属	身分	専門領域
高塩博	國學院大學法学部	教授(法学博士)	日本法制史
松本久史	國學院大學神道文化学部	准教授(博士・神道学)	日本神道史
一戸涉	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫	准教授(博士・文学)	日本近世文学
清水正彦	埼玉県立文書館	嘱託職員	日本近世史
種村威史	國學院大學文学部	兼任講師(博士・歴史学)	日本近世史
榎本博	春日部市郷土資料館	学芸員	日本近世史
堀口裕美子	國學院大學学術メディアセンター事務部図書館事務課(神道文化部資料室)	事務員	
岩橋清美	法政大学教職課程センター	特任所員	
	國學院大學文学部	兼任講師	日本近世史
早乙女牧人	東海大学文学部	非常勤講師	
	國學院大學	科研費研究員	日本中世文学
中村正明	國學院大學文学部	兼任講師	日本近世文学
舟木勇治	國學院大學文学部	兼任講師	日本上代文学
宮原一郎	川越市立博物館	学芸員	日本近世史
宮部香織	國學院大學研究開発推進機構	客員研究員(博士・法学)	日本法制史
渡邉卓	國學院大學研究開発推進機構	助教(博士・文学)	日本上代文学
石岡康子	國學院大學	聴講生(研究補助員)	日本近世史
川村由紀子	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
田中丈敏	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
太田和子	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
岡谷成康	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
塙田沙也加	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程後期	大学院生	日本近世史
藤井未央	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
竹田真依子	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
番場夏希	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
杉山哲司	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期	大学院生	日本近世史
秋山愛	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期修了	大学院生	日本近世史
張維珊	國學院大學大学院文学研究科史学専攻博士課程前期修了	大学院生	日本近世史

※上記は、いずれも2014年1月31日現在。

荷田信名
『在府日記』人名一覽

解題

白石 愛

一、「荷田信名『在府日記』人名一覧」の概要

山城国紀伊郡深草の稻荷社（現、伏見稻荷大社）御殿預である荷田（羽倉）信名は、愛染寺との訴訟のために享保二十年（一七三五）四月から元文五年（一七四〇）三月までの約五年間江戸に滞在した。その際に記された自筆の日記（以後『在府日記』）は二十冊に及ぶ。「荷田信名『在府日記』人名一覧」は『在府日記』二十冊全文から人名を検出し、五十音順に一覧にしたものである。

先ず、『在府日記』の内訳を列記する。史料名、収載期間、文書番号の順である。なお、本文中の史料の所蔵は全て東丸神社東羽倉家文書である。

江戸在府中要門之日記（壹） 享保二十年四月十三日—六月 B一一一六九〔一五〕
一九

江戸在府中要門之日記（贰） 享保二十年七月十九月 B一一一七〇〔一五〕〇
一五

江戸在府中要門之日記（参） 享保二十年十月—十二月 B一一一七一〔一五〕一
一五

江戸在府日記（四） 享保二十一年正月—一月 B一一一七五〔一五〕二
一五

江戸在府日記（五） 享保二十一年三月—元文元年五月 B一一一七六〔一五〕
一三

本表には人名・身分・続柄・所在等、出典、備考の欄を設けた。人名は史料に出てきた通りに姓および通称・國名・官職名を記し、『新訂寛政重修諸家譜』（高柳光寿監修、続群書類從完成会、一九六四—六七年）、『徳川諸家系譜』（斎木一馬・岩沢愿彦他校訂、続群書類從完成会、一九七〇—八四年）、『稻荷大社年表』（伏見稻荷大社、一九六二年）や辞典等で実名のわからず者は補つた。通称・院号のみで実名がわかる場合は、実名を載せ、通称等は小括弧で括つた。実名により五十音順としたが、実名のわからない分は通称等で五十音順に並べた。史料中同音異字があつた場合あるいは誤記

江戸要詔之日記（十二） 元文二年十月—十一月 B一一一八五〔一五〕九
江戸要詔之日記（十三） 元文三年正月—二月 B一一一八七〔一五〕〇
江戸要詔之日記（十四） 元文三年四月—六月 B一一一八八〔一五〕一
江戸要詔之日記（十五） 元文三年七月—九月 B一一一八九〔一五〕九
江戸要詔之日錄（十六） 元文四年正月—三月 B一一一九二〔一五〕三
江戸要詔之日錄（十七） 元文四年四月—六月 B一一一九三〔一五〕四
江戸要詔之日錄（十八） 元文四年七月—九月 B一一一九四〔一五〕五
江戸要詔之日錄（十九） 元文四年十月—十二月 B一一一九五〔一五〕六
江戸要詔之日錄（二十） 元文五年正月—三月 B一一一九七〔一五〕〇
江戸要詔之日錄（二十一） 元文五年正月—三月 B一一一九八〔一五〕一
江戸要詔之日錄（二十二） 元文五年正月—三月 B一一一九九〔一五〕二
月晦日、B一一一九九〔一五〕三、『在府中御奉行所上書付之留』（二十六）（享保二十年四月十五日、B一一一七三〔一五〕八）がある。何れも筆者は荷田信名である。

江戸在府日記（六） 元文元年六月—九月 B一一一七七〔一五〕四
江戸在府之日記（七） 元文元年十月—十二月 B一一一七九〔一五〕五
江戸在府之日記（八） 元文二年正月—四月 B一一一八一〔一五〕六
江戸在府之日記（九） 元文二年五月—六月 B一一一八三〔一五〕七
江戸要詔之日記（拾） 元文二年七月—九月 B一一一八四〔一五〕八

を小括弧で括った。また、途中通称が変更された場合も小括弧で括り、変更した際の記事を備考欄に載せた。

身分・続柄は基本的に史料中の記載に従い、『寛政重修諸家譜』などから明確にわかるものは適宜補つた。所在等も基本的に史料通りとし、『東京市史稿』市街編で補つたものもある。所在が変更となつた場合、矢印で移動を示した。出典は年代、冊数、日付の順とした。丸数字は前掲の冊次に対応している。備考欄は特筆すべき記事等を掲載した。

本表は、荷田春満研究会で『江戸在府日記(六)』の講読を行い、報告者が各自担当部分に登場した人名を取り上げて重ねていったものが基礎となつた。他の十九冊については、それに加える形で大学院生を中心分担し、人名を検出した。人名検出作業は、石岡康子、岩橋清美、太田和子、岡谷成康、川村由紀子、早乙女牧人、白石愛、杉山哲司、竹田真依子、田中丈敏、番場夏希(五十音順)が行つた。統合作業は杉山、番場、白石が担当した。『寛政重修諸家譜』・『公卿人名大事典』・『国史大辞典』などにより、太田、川村、白石、塙田沙也加、番場が人名を調査した。校正および編集は白石が行つた。

二、主な人物の概要

本表の作成により、『在府日記』には千百人を超える人物が登場していることがわかつた。伏見稻荷社関係の者、荷田春満を中心とする信名の親族や縁者、寺社奉行および家中の者、神田明神周辺を中心とする荷田春満の門人、在満の門人、訴訟で江戸に滞在する神主、京都や浜松などの手紙を運搬する商人、稻荷を信仰する大名や旗本、大名家等に出入りする医者、

荷田直子が仕官する水戸家の者、近所の大名・旗本・商人など実に多岐にわたつていている。

わたつていていた。

伏見稻荷社から最初に信名と共に江戸へ出府した上社禰宜松本為寛は、享保二十一年四月養母の病気のため一旦帰京し、元文三年三月に再度出府する。しかしながら、今度は本人が病気となり同年帰京する。そして、元文五年二月に卒去してしまう。為寛と交代で江戸に滞在したのは祓川直親である。直親は病氣の安田親春の代理として出府した。直親は信名養女の岩(富樫求馬女)を妻としている。信名は為寛や直親とは宿が別であったが、訴訟に関する打ち合わせを毎日のように行つていた。

稻荷社祠官と愛染寺との訴訟は、最初奏者番兼寺社奉行井上正之が担当となつた。井上家の寺社役人林喜左衛門・進藤吉右衛門・山脇弥次右衛門らへ頻繁に面会に訪れている。享保二十一年四月十六日に井上の病気により裁判が一時的に中断され、井上が担当する遠国の者は一旦全員帰国するよう命ぜられたが、信名は江戸に残ることを決め、連日井上の病気見舞に訪れ、裁判再開の催促をしている。江戸留守居の深谷一郎右衛門は在満と懇意であつたため、情報や助言を得るなど親切にしてもらつていた。井上の治療に当たつた医師長尾文哲にも在満を通じて信名の長期にわたる在府を訴えている。井上が元文二年に卒去した後は、担当が牧野貞通へ交替する。牧野家の寺社方惣宰の芥川健一郎および家中の役人田中小右衛門・新井伊左衛門・須藤文左衛門らに面会している。他に、寺社奉行の大岡忠相、松平信岑、山名豊就らおよび家中の者も散見する。

信名と同じく江戸へ訴訟のために在府していた人々として、京都の上賀茂社の社家鳥居大路出羽守・岡本志摩守ら、備中吉備津宮社家頭堀家主税らがいる。お互いの訴訟の状況報告など頻繁に会談した。

京都の養母智光院、妻荷田弁、権御殿預信章、養子延武、目代信舎とは頻繁に手紙のやり取りをし、お互いの状況を通知していた。長期にわたつ

た在府中に必要となつた金子、稻荷社の下し物、祈禱札などが送られてきた。信名は彼らの手紙により、稻荷社および家族の無事に安堵したり、郷愁を募らせたりした。信名の在府中、親族では嫡子荷田信章、兄荷田春満および多賀道員が亡くなつた。『在府日記』には遠隔地で大事な家族の悲報を手にした信名の悲嘆に暮れる様子が綴られている。

信名は江戸に出た当初、春満の養子で信名の甥である荷田在満の西久保の家に滞在した。その後、信名は神田明神近くに移つた。在満も近隣に引つ越してきたと思われる。信名にとって江戸在住の在満は非常に頼りになる存在であつた。自らは直接交渉出来ない相手に対し、しばしば在満を通して知己となつた。役替えなどの情報も在満を通じていち早く入手している。在満は当時本丸にて將軍徳川吉宗から有職等に関する質問を受けていたこと、田安宗武に仕えていたこと、磐城平城主内藤政樹へ令義解の講義などをしていることが日記中から知られる。在満自身も登城の際に裁判の進行状況を問い合わせるなど、自らの立場を生かして信名へ情報を提供していた。

他方で信名が奏者番兼寺社奉行牧野貞通家役人の田中小左衛門より呼び出され、訪問したところ、法曹至要抄の改点・改字付の本を在満より借用したいという依頼を受けている。このように在満とのつながりを求める人との仲介を信名が行つた事例もあつた。

春満の実娘荷田直子は元文二年閏十一月二十五日江戸に出て、翌三年六月二十六日から水戸藩中屋敷の駒込邸に御次として出勤する。その際辻女と名を改めた。一方、多賀道員の娘で在満の実妹である養生子（逸女）は、享保二十年十一月に在満の和学の門弟である西湖学と結婚する。しかしながら、元文二年七月には離縁する。その後は在満宅に滞在し、元文三年頃には名をふり（楓里、振など）と改めているようである。

荷田春満の門人としては、神田明神神主の芝崎好寛をはじめ、神田明神

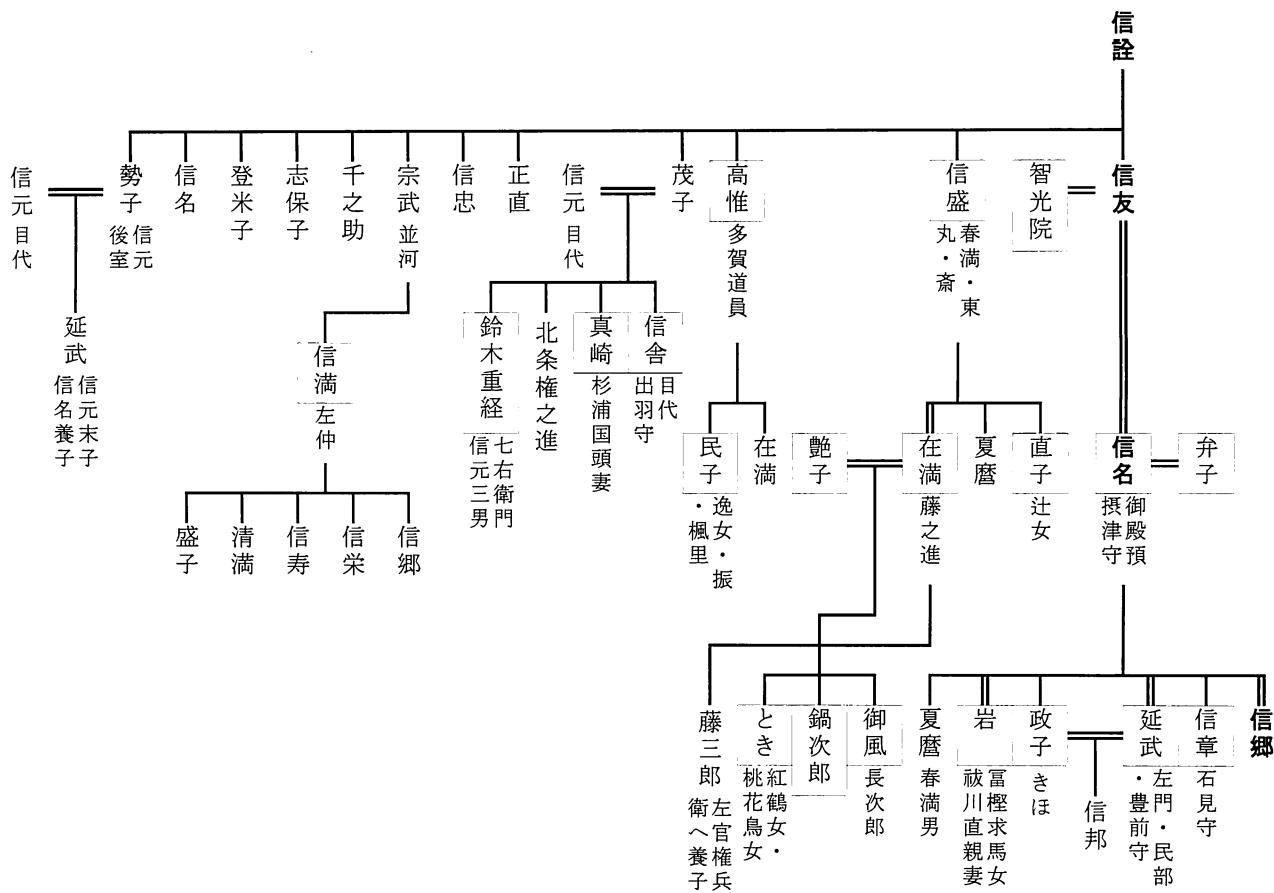
下社社家の木村隼人成従らと頻繁に会つていた。神田明神近くの鳳閣寺にいた東湖、芝神明社神主西東修理亮直定も散見する。遠江国浜松の門人として杉浦国頭、養子国満、鈴木重経、籠口美仲、今泉八九郎に江戸で会つている。上総菊間八幡宮神主と松嶋町稻荷社神主兼帶の根本大炊頭治胤は、信名が養子右近の名付け親になつていて、松平権之助（のち備後守）信綿は寺社奉行松平信岑や板倉勝澄への仲介をしていた。岡部三四（のち賀茂真淵）は百人一首評会や万葉会を催しており、在満や信名も出席している。岡部は在満述作の『大嘗会便蒙』の板下を清書筆記している。その他、秋田民部（朴翁）博芳、越後高田城主松平定賢、若狭小浜酒井家家臣北条權之進、山本広満、勝見空之助らの名がみえる。

在満門人としては、医者の芦田善蔵、牧野忠寿近習儒者小林義右衛門、白井久五郎、西湖学などがいる。京都以来の学友武田叔安の名もみえる。田安家へ勤める傍輩木村佐左衛門、亀井権石衛門、喜多伴五郎、杉嶋定七郎といった名も出てくる。

江戸で稻荷を鎮守する、あるいは安鎮を求める人々として、石井平馬、幕臣駒井寿正、関源一郎盛有、西丸御小姓組成瀬惣右衛門治宥、野瀬甚四郎らが登場する。また、稻荷を信仰する人として御側の渋谷良信、井出新三郎延政親子の名がみえる。渋谷良信の場合は家老明石勝石衛門を通じて子供たちの疱瘡の際に祈禱をしたのを契機に、その後病氣治癒や安産の祈禱を度々依頼された。明石自身も妻の病氣の際に祈禱を依頼している。また、朽木直綱家老進藤源之允を通し徳川家治出産の際に懷妊祈禱札を献上している。その他、大番組大岡助七郎、上林又兵衛手代北尾源兵衛ら多くの人々が祈禱を依頼してきている様子がわかる。

以上、主な人物の一端を紹介したが、本表を利用し、今後荷田家とその周辺の人々とのつながりについて研究されることを期待したい。

荷田家（東羽倉家）系図



【典拠】

- ・『稻荷社社家系図』(『伏見稻荷大社年表』、伏見稻荷大社御鎮座一千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会、1962年)
 - ・『東羽倉荷田家系譜』(羽倉信真編『荷田春満歌集』、淡心洞、1936年)
 - ・『在府日記』

【凡例】

- ・上記典拠により作成した。基本的に改名後の名前を使用した。
 - ・各名前の下の小字は『在府日記』中でてくる主な呼称である。
 - ・当主は太字ゴシック体で示した。
 - ・養子は二重線とした。
 - ・『在府日記』に頻出する人物を四角で囲った。

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
青木龜麿頭	竹千代君御側		元文3年⑩4/5 元文5年⑩2/15	
青木文藏			元文4年⑩9/3 ⑩11/10-11	
青山内記	青山大炊頭の息子			
明石勝右衛門	御側衆渋谷良信家老		享保20年①4/29, 5/16, 6/9, 24 ②7/28, 9/9, 15, ③11/2, 29, 12/11 享保21年④1/12-14, 17-24, 2/2-5, 2/7-8, 12, 14, 22, 28, 30 ⑤3/2, 5, 8, 11, 14-15, 21, 23-26, 4/5, 7, 17, 23 元文元年⑤5/8-11, 16-17, 19-22, 24, 28, 30 ⑥6/7, 21, 26, 7/1, 5, 10, 12, 23-25, 8/11, 17-20, 9/10, 16, 24, 29 ⑦10/7, 14, 23, 11/13, 20, 21, 28, 12/5, 14, 23-24 元文2年⑧1/6, 26, 2/1, 4-6, 10, 4/2, 12 ⑨5/9 ⑩8/7 ⑪11/1, 12/28 元文3年⑫1/8, 2/1-11, 16, 3/3, 23-25, 28 ⑬4/2, 9-11, 17, 24, 28, 5/9-10, 16, 18 ⑭6/21 ⑮7/9-10, 22, 8/9-10, 10, 12, 14, 19, 9/4 ⑯10/7, 11/14, 22, 12/4, 28-29 元文4年⑰1/13, 2/22, 3/1, 15, 24 ⑲5/2, 6, 6/9, 24 ⑳7/6, 9/12, 20, 8/28 ㉑11/12, 15, 28, 12/25 元文5年㉒1/4, 2/24, 3/1, 7	病気の渋谷和泉守子附人となる(⑧4/2)、上屋敷へ帰参(⑩2/10)
明石勝右衛門室			元文元年⑤5/24, 30 元文2年⑩8/6 元文4年⑩11/12	
明石勝右衛門女			元文元年⑤5/24 ⑥7/5 元文2年⑧1/26, 2/5 ⑪1/1 元文3年⑫3/3 ⑬7/22 ⑮11/22	
赤染石衛門			元文2年⑩7/10	
阿方一学	葉室觀龍次		享保21年⑩3/15	
秋左仲	鈴木重經傍讖、儒者		元文4年⑩9/13	
秋田民部博芳(朴翁)	春満明人、神職力 本庄(⑩)		享保20年①5/7, 11, 18-19, 6/1, 16, 24 ②7/8, 9, 30, 8/24, 28, 9/8-10, 14, 16, 25, 29 ③10/27, 29, 11/13-4, 12/5, 7 享保21年④1/4, 28 ⑤3/26, 4/13 元文元年⑦7/9, 12, 25-26, 8/5, 7, 25, 9/7 ⑦12/8, 11 元文2年⑥1/3, 2/23, 4/4 ⑨5/4, 15, 17, 6/4-5 ⑩7/2, 9/26 ⑪9/25, 10/5, 闇11/2, 12/8 元文3年⑫1/18, 20, 2/8, 15-16, 3/3 ⑯4/5-6, 8, 11, 15-16, 5/13, 19, 21, 25-26, 6/5, 8, 10, 17 ⑭7/21, 27, 8/10 ⑮12/1 元文4年⑯2/11 元文4年⑯8/29 元文5年㉐2/1, 4, 末尾	唐詩会、拔群の英才・博識の儒者、初面話(⑩1/3)
秋元円常	秋元重房類類、奏者		元文3年⑩9/28	
秋元位馬守喬房	武藏国川越城主、奏者 番		享保21年⑤4/21 元文元年⑥6/25 元文2年⑩9/26	享保12年40歳。万葉集抄代匠記一巻ノ下
秋山藏人			元文2年⑧2/15, 21, 3/4, 7, 19-20, 23, 27, 30 ⑨5/6, 24, 6/2, 19 ⑩7/3, 24, 9/8 元文3年⑫1/12 元文4年⑯1/13	上野凌雲院大僧正所持之本不足分信名才覚する(⑤5/11)、朴翁は民部事也(⑩11/2)、本庄へ引越の嘉儀(⑯2/11)
芥河(芥川)健二郎 (健次郎)	牧野貞通側用人寺社方 の惣宰		元文2年⑩10/29 元文3年⑩23/23, 25-26, 28 ⑪4/4, 6, 9, 11, 15-16, 25, 5/3 元文4年⑯8/5	
浅井宇右衛門	松平輝貞用人(番頭)出 頭		享保20年①4/22-23, 26-27, 29 ③10/10 享保21年④1/8 ⑤4/5, 8 元文元年⑥6/1, 18, 8/22 元文2年⑧1/21, 2/5 ⑨5/7 元文3年⑩6/5	
淺香悠然	大塚大藏寔父		享保20年③10/23	
朝倉仁左衛門	西丸新徒頭		元文3年⑩9/18	初面話(⑩10/23)
浅野孫四郎	本多忠良家中		元文3年⑩1/17	安藤之義依頼(⑩9/18)、『寛政譜』11-135
足利義特	第4代足利將軍		元文3年⑩6/8/7, 9/27 ⑪10/2, 13, 19, 22, 26, 11/6, 16, 12/28 元文2年⑧1/2, 4, 18, 27 ⑨5/10 元文3年⑩1/23	平賀玄糸を通じ屋敷安鎮依頼(⑩1/17)
芦田(蘆田)善藏	本医		元文2年⑩3/20	
畔柳助九郎	小普請		元文元年⑤5/30 ⑦11/7 元文2年⑧1/26, 2/5, 13, 18, 23 ⑩9/20 ⑪11/13 元文3年⑫1/12, 2/25 ⑮11/30, 12/4 元文4年⑯1/4, 13	御教書(⑩3/20)
賀生善四郎	伝兵衛舍弟		享保20年⑩16/5	在満門人・初面談(⑦11/7)
阿部(安部)益安 (益庵)	本医、牧野忠周家中		元文4年⑩8/4-5, 18	
阿部内膳正憲	中奥御小姓		享保20年①5/14-16, 23, 27, 6/5, 14, 23 ②7/11, 8/3, 19 ③10/13, 12/11 享保21年④1/12 ⑤4/17 元文元年⑤5/12 ⑥6/26, 8/15, 20, 26-27, 30, 9/2 ⑦10/20 元文2年⑧1/6, 2/4, 4/30 ⑩10/9 元文3年⑫1/2, 2/17, 3/20 元文4年⑯1/3 ⑩6/14, 23	
阿部伊勢守正福	備後福山城主10万石、 御詰		元文3年⑩4/10, 24, 28 ⑪7/9	延享2年從四位下、大坂城代
雨森文次郎	石川綱陽家老		元文3年⑩6/18	
雨宮勝右衛門	牧野貞通取次		元文2年⑩6/18 ⑪7/24, 9/29	
			元文5年㉐2/12	

人名	身分・純柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
新井(荒井)伊左衛門	牧野貞通用人		元文2年⑩10/8, 13, 19 11/2, 10, 21, 26, 閏11/5, 28, 12/15, 17, 19, 20 元文3年⑩1/22, 24, 2/13-14, 29, 3/11, 13-14, 16, 19, 23, 26 ⑩4/3, 9, 13-14, 5/2, 7, 10, 12, 19, 25, 6/2, 11-12, 22, 25, 29 ⑩7/8-9, 11, 17, 19, 22, 29, 8/4, 7, 9-10, 16, 20, 9/1, 8 ⑩0/3, 9, 16, 23, 11/2, 9, 16, 26, 12/3, 11 元文4年⑩1/20, 2/3, 16, 23, 28, 3/8, 16, 22 ⑩4/4, 7, 16, 26, 5/3, 7, 12, 21, 26 ⑩7/5, 8-10, 17, 20, 22, 24, 8/2, 11-12, 16, 24-25, 27-29, 9/5, 9-10 ⑩10/13 元文5年⑩2/12	
有栖川宮職仁親王			元文2年⑩2/14	
有馬兵庫頭氏倫	御側御用取次		享保20年⑩4/22 ⑩7/11 ⑩12/5, 11, 24-25	
有馬備後守氏久	小納戸、氏倫子息		元文元年⑩12/15 元文2年⑩1/6 ⑩7/2, 13	
安藤若狭守定房	西丸留居		元文2年⑩5/17	
安藤駿河守			元文2年⑩12/19	
安藤対馬守信尹			元文2年⑩3/7	
石井伊掃部頭直定	近江国彦根城主6万5千石		享保20年⑩8/22 元文2年⑩9/27	
飯田右京			元文2年⑩5/10, 6/14	
飯田左近			元文3年⑩3/29	
飯高孫大夫胤寿	御広敷用人		元文元年⑩8/20	
飯野嘉平	井出半兵衛家来		元文3年⑩9/6	
伊織			元文2年⑩1/13-14 ⑩11/17 元文3年⑩1/26 元文4年⑩1/25	
井狩半左衛門	三浦義理家中	稻荷社	元文元年⑩10/2 元文2年⑩1/2 元文3年⑩1/12 享保21年⑩3/23	
池鷺氏			元文元年⑩11/4	
池田玄益	医師		元文4年⑩9/19	
池谷源六	數忠通用人		元文2年⑩3/25	
石井平馬	本郷福高小社の神主		元文2年⑩6/8 ⑩9/29	
石川播磨守総陽	常陸國下館城主2万石		元文4年⑩7/23	
石川文左衛門	馬場三郎左衛門取次		元文4年⑩8/28	
石川左治馬	大岡右近家老		元文3年⑩1/4	
石川孫助	大久保忠彌取次	飯田町もちのき	享保21年⑩3/26-27 元文元年⑩6/21, 9/10, 20	向井伊賀守に従い出行(⑩3/26)
石黒三十郎	京都町与力	坂辺旅宿	元文5年⑩2/20-21	元文3年2月28日町奉行(寛政譜5-427)
石河土佐守政朝	小普請奉行、町奉行	湯島一丁目	享保20年⑩5/15, 24	
石屋九兵衛	松本為寛旅宿		元文5年⑩2/27	
石渡乙右衛門			元文2年⑩5/5, 10/7-11, 3, 5, 6, 10, 16	初面話(⑩5/5)
伊豆蕨伝兵衛	北条技兵衛義父の甥		元文元年⑩9/20	
出雲路根津守			享保20年⑩6/9-12/20	
和泉屋甚兵衛	飛脚宿		元文元年⑩6/9-12/20	
伊勢屋吉兵衛			元文元年⑩6/9-12/20	
伊勢屋久兵衛		松鳴町	元文元年⑩8/6	
伊勢屋重兵衛			享保20年⑩5/20, 27, 6/2 ⑩7/22 享保21年⑩1/5 元文元年⑩6/7-17, 9/12 元文4年⑩4/4 ⑩7/25	元文元年9月死去(⑩9/12)
伊勢屋六兵衛	大岩尼丘旅宿		元文5年⑩1/6	船町か、
石谷織部			元文3年⑩6/9 元文4年⑩12/3	
五十津女			元文2年⑩7/27	つや女、五十津女誘引(⑩7/27)
磯野原次郎	磯野八郎兵衛翼		元文2年⑩2/11	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、目付)	備考
磯野八郎兵衛	柳橋	板倉伊予守(佐渡守)勝清	享保20年①4/15, 22, 26-27, 5/4, 11, 16, 21, 27, 6/1, 5-7, 10, 13-14, 19, 28 ②7/1-3, 6, 14, 16, 30, 8/1, 11-12, 16, 21-22, 29, 9/2, 9, 10, 14, 24, 26, 27 享保20年③10/1, 3, 5-6, 8, 13-14, 29, 11/17, 29, 12/1, 17, 21 享保21年④1/3, 5, 9, 13, 18, 28-29, 2/23-27 ⑤3/19, 4/2, 15-16 元文元年⑥5/2, 9, 15-16, 18, 20, 23 元⑥6/14, 19, 24, 7/25, 8/1/4 元文2年⑦3/19, 4/2, 15-16, 18, 20, 23 元⑧1/6, 29, 9/28 ⑨1/29 元文3年⑩1/4, 19, 22, 2/11, 3/22-26, 28-29 ⑪3/4/4, 25, 5/7 ⑫7/25 ⑬10/22 元文4年⑭1/15-16, 2/5 ⑮4/16, 17, 29, 5/10, 6, 6/1, 6-7, 10, 13-14, 19, 28 ⑯8/27-28, 9/1-2, 4-5, 7-8, 10, 15, 23 ⑯10/3, 13, 11/3, 12, 18-20, 26, 12/8, 20 元文5年⑰1/9, 12, 2/2, 16, 22-24, 28-29, 3/11, 末尾	三千石加増、西丸附(①6/5)。享保17年表者番、享保20年5月2日寺社奉行兼帶、6月5日若年寄、佐渡守(『寛政譜』2-147)
		板倉甲斐守勝里	元文3年⑯5/13	天文4-寛永元年、元京都所司代
		板倉相模守(周防守勝澄(御大守様))	享保20年②8/7, 15, 8/16 享保20年①5/16 ②8/4-8, 19, 9/27 享保20年③10/2, 27, 11/1-2, 8-9, 12/11-12 享保21年④1/12 元文元年⑥6/26, 7/25 ⑦1/2, 23 元文2年⑧1/6, 21, 2/4-5 ⑨6/19, 21-23 ⑩7/3, 4 元文3年⑪1/12-13 元文4年⑫1/9, 16, 23, 2/9 元文5年⑯1/14, 未尾	元文3年3月21日周防守、宝曆元年9月23日致仕、明和6年5月4日卒去。年54(『寛政譜』2-144)
		板倉源二郎(源次郎)	元文2年⑧2/13 元文3年⑯1/19, 22, 2/11 元文4年⑩1/15, 2/5 元文5年⑰2/2, 末尾	松前金山御用に任命(⑪1/29)
		板倉源太郎	元文2年⑯1/29	元文元年9月駿府城代(『寛政譜』2-158)
		板倉下野守重浮	享保20年②8/3, 9/5	タクオウ兄弟(⑯1/23) 京都浪人寺村祥有弟(⑯1/9)
		伊丹三郎右衛門	元文5年⑯1/23	京都へ上京(⑯1/26)
		市川藤左衛門	元文4年⑯1/9	
		市原太助	享保20年①6/26, 29 元文4年⑯6/26	
		一郎右衛門	元文元年⑯1/11/26	
		百姓	享保21年④2/8	奴隸先月十五日出走当地へ下向(④2/8)
		井出新三郎延政	御書院新御番組	享保20年①4/26, 6/1 ②9/28, 30 元文元年⑯5/24
		井出新三郎内室		元文3年⑯5/23
		井出大吉		享保20年①4/26, 6/2 ②8/7/28, 9/4, 20, 28, 30 ③10/4, 9, 18, 23-24, 11/20, 12/2, 7, 19 享保21年④1/11, 2/3, 6, 30 ⑤3/1/6, 4/6, 5/19 元文元年⑥1/9, 9/25 ⑦10/4, 12/6, 28 元文2年⑧2/12, 30, 3/4 ⑨5/25 ⑩6/18 ⑪8/24, 25, 27, 9/25 元文3年⑫2/22 ⑬5/5, 23, 25, 29-30 ⑭9/5, 7, 19, 22 ⑮12/9, 15, 17, 19, 28 元文4年⑯1/3, 24, 2/4-5, 1, 7, 3/6 ⑯7/4/8-9, 6/6 ⑯9/22, 25 ⑯11/11, 13, 12/26-27
		井出半兵衛		下屋敷千駄ヶ谷
		伊東修理亮祐永	日向国飫肥城主	享保20年①6/9 元文4年⑯1/9 ⑯6/8, 9
		伊藤伝右衛門	井出伊賀守用人	享保21年⑤4/17
		到津兵部火大輔(兵部少輔)	宇佐大富司	元文3年⑯3/23-26, 28 ⑯4/25 元文4年⑯8/19, 24-29, 9/1-4, 15, 17-18, 23 ⑯10/3, 13, 11/3, 18-20, 26, 12/8, 20 元文5年⑯2/16
		いと重兵衛	柳橋	享保20年①27
		稲垣淡路守種信	大坂町奉行	享保20年①5/4
		稲垣権吉(權八)	稲垣之真次男	享保21年⑤4/17, 5/12
		稲垣太郎左衛門之	牧野忠寿江戸家老	享保20年①5/16, 23, 27, 6/20-21, 23 ②7/12, 8/3, 5, 19, 23 享保21年⑤4/17, 元文元年⑤5/12, 29 ⑥6/26, 9/2 ⑦11/2 元文2年⑧1/6, 4/30 ⑩7/3, 9/13, 16 ⑪10/9, 11, 21, 12/15, 16 元文3年⑫1/12, 2/17-18, 3/20-22 ⑬5/7-9, 6/17 ⑯8/11 ⑯10/5, 7, 11/29, 12/24 元文4年⑯11/13, 3/24 ⑰4/13, 5/11, 6/20-21, 23 ⑯7/1, 5, 23, 26, 28-29, 8/30 ⑯12/23, 27 元文5年⑰3/12
		稲野宇右衛門	加納久通家司	享保20年①5/4 ③2/5
		稻葉丹後守正益		元文4年⑯9/3

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
犬甘喜太郎清芳	奥祐筆		享保20年①5/6, 10	元文3年8月21日富士見御城番頭〔寛政 譜〕19-102)
稻生下野守正武	町奉行、大目付		元文2年⑧4/22-23, 27 ⑨5/4	元文3年2月15日大目付〔寛政譜〕16- 394)
井上俊了	御医者		元文4年⑩11/10-11	
井上河内守正之 (井上河牧)	奏者番兼寺社奉行	小石川	享保20年①4/14-15, 5/9, 20-24, 26-28, 6/1, 5, 8, 10, 14, 17, 20-21, 24-25 ②7/2-4, 9, 17-20, 27, 28, 8/4, 11, 15-18, 22, 25-27, 9/5, 7-8, 13-14, 16, 19, 20, 23-24, 26-27 ③10/2, 5, 8-9, 11, 15, 19, 22-24, 27, 29, 2/1-4, 17, 30 享保21年⑤3/2-4, 7-9, 19, 23-25, 27, 30, 4/5, 15-18, 21, 23-24, 26 元文元年⑤5/1, 3, 6, 8, 10, 12, 15-16, 19, 22, 27 ⑥6/1-2, 5, 7-8, 13, 18-19, 26-27, 7/2-3, 10-11, 15, 23, 25, 8/5, 7-8, 11-19, 23- 24, 27-30, 9/2, 5, 11, 13-14, 22, 25-26, 28-29 ⑦10/1-3, 5, 7-8, 11, 13, 16-17, 20, 22, 25, 29, 11/1, 4, 7-8, 12, 18, 22-24, 12/1, 7, 11-12, 17 ⑧元文2年⑧1/2-3, 18, 20-22, 24, 2/3, 6, 27, 29, 3/6-8, 12-13, 20, 22, 26, 4/1, 3, 5, 8-9, 13, 16-22, 27, 29-30 ⑨5/5-6, 12-15, 17-18, 20, 22, 24-25, 6/3, 12, 23-24, 29-30 ⑩ 7/7, 9, 12, 15-16, 22, 24-26, 28, 8/5, 7, 10-11, 15, 18, 21, 23, 9/4, 6-8, 10-11, 15-6, 18-21, 23, 26, 29-30 ⑪10/3, 5, 13, 15, 17, 11/13, 26, 12/19, 20 元文3年⑫1/18, 25, 2/12-13, 18, 3/24 ⑬6/12 ⑭7/20 ⑮10/26 元文4年⑯6/1, 5, 8, 10, 14, 17, 20-21, 24-25 ⑰7/24	-昨日十五日卒去之由風聞(⑯9/17)、今晚 葬禮(⑰9/19)
伊羽長吉			元文元年⑦11/2, 16 元文2年⑧2/15, 28	
今泉八九郎	牧野忠周家 中		享保21年④1/8 元文2年⑧4/21 元文4年⑯7/23	初面話(④1/8)、万葉集八冊借用(⑧ 4/21)
今大路内藏権頭	陽明家諸大夫		享保20年①4/17	明十八日帰京発足(①4/17)
今沢山城守	芝崎好電(父)、用陽氏 神八幡之神主頭領		享保21年⑤4/16 元文元年⑥6/15 元文3年⑯7/20 元文4年⑯1/23	
今藤吉右衛門	井上河内守家臣		享保21年④1/22	
今村三大夫(覚左 衛門、覺右衛門)	組頭(⑧)		享保20年①5/11, 6/1, 7, 20 ②8/14, 17 享保20年③10/2, 10, 11/29, 12/3 享保21年④1/4 ⑤3/18, 26 元文 元年⑥6/11, 8/3 ⑦10/3, 12/8, 22 元文2年⑧1/2-3, 5, 2/9, 3/20, 4/5 ⑨6/6 ⑩10/21 元文3年⑫2/12 ⑬ 5/29 ⑯7/16, 9/8 ⑰5/11/17, 12/8, 12-13 元文4年⑯1/16 ⑰4/14, 6/1, 7, 20 ⑲8/23, 9/23	初面話(①6/7)、改名、旧冬組頭へ転役 (⑧1/2)
今村兔毛	一条家諸大夫		享保21年④1/26	
入江某	小出守秀組	京都	元文3年⑫2/26	
入江主税	洪谷良信取次		元文4年⑯8/2	
岩井六右衛門	具足屋	数寄屋かし	元文元年⑦11/21	
岩城河内守隆韶	出羽国龟田城主		元文5年⑩3/7	
岩田ケン治			享保20年③10/11 元文2年⑧3/7 25 元文4年⑯1/13	
上田善左衛門	浪人		享保21年④3/15	
植村十右衛門	長谷川庄五郎台所役人		享保21年⑤3/8, 11, 14	筆耕者(⑤3/8)
右近	中条信美内		元文2年⑩7/5	
氏家多宮			享保21年④1/21	
氏部代三郎	秋田博芳息男		元文元年⑥8/15	
内本八右衛門	京分賦仲間	京都柳馬場三条 上ル丁	享保20年②8/29	初対話(②8/29)
宇津惟大夫	寺社役人		元文2年⑧1/6	
采女	大久保忠胤用人		元文元年⑥9/13	
宇津次郎左衛門			享保21年④2/26 元文元年⑥6/29, 7/25 ⑦10/4, 12/14-16 元文2年⑧1/3 元文3年⑯12/4 元文5年⑩3/11 元文元年⑦10/23 元文2年⑧3/5 元文3年⑯6/22 元文4年⑯2/16 ⑰5/1	
宇野宗三		石丁三丁と四丁 じの間	享保20年①5/4 ②8/29, 9/4 元文2年⑧1/6	裏町大黒やヒ云湯屋の隣、路次左角に木 具屋あり(⑪5/4)
梅	梅沢清兵衛 梅澤中納言通條		元文元年⑥6/19 元文2年⑧1/27 元文3年⑯11/5 元文5年⑩1/28 元文元年⑥7/25 元文2年⑨5/21-22	
梅辻左京大夫	高力長昌殿家来		享保21年⑤4/13	
梅屋			元文2年⑧2/21	
卜部家			元文4年⑯4/11, 5/7	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
卜部兼成			元文2年⑧3/7	
海野多兵衛	細井安明用人歟		享保20年②7/11	
江口嘉右衛門(加右衛門)			元文元年⑦11/26、12/24 元文2年⑧1/7 ⑩9/11 ⑪11/21 元文3年⑯12/21	
江口長十郎	江口嘉右衛門子		元文2年⑩9/11, 13	
江口半兵衛			元文2年⑩9/11, 11	
江嶋屋仁兵衛		本郷唐笠谷通西側	元文2年⑩7/11, 9/7	
越後屋	銀座		享保20年①4	
円治			元文4年⑩4/2	
円謙	京円福寺弟子		元文4年⑩12/9, 11, 15	
近江屋三郎兵衛	膳宿(札差)		元文3年⑩9/8	
近江屋仁三郎	三郎兵衛息子		元文3年⑩9/8, 19, 22	
大岩尼丘			元文5年⑩16/9, 11-12, 18, 23, 2/9-10, 12-15, 19, 23	
大内			元文2年⑩3/7	
大岡助七郎忠利	大番	四谷	享保21年⑤3/8, 11-12, 14-15, 23, 4/1, 17, 26, 27 元文元年⑤4/29, 5/1-2, 4, 15-16, 25-26 ⑥6/7, 26, 7/12, 29, 8/12-13, 20, 9/20 ⑦10/2, 4, 10 元文2年⑧2/1, 10 ⑨5/3, 6, 11, 13, 6/2 ⑩7/3, 5 元文3年⑫1/12, 2/23 ⑬6/18 ⑮1/2/12, 16 元文4年⑯1/13 ⑰11/26-28 元文5年⑲3/12	元文元年⑥8/12-15, 25, 9/2-5, 7, 22-23 元文2年⑧1/6, 3/10, 29, 4/13, 29 ⑨5/5-7, 9-10, 13, 17-20, 22, 27, 6/2, 4-5, 14 ⑩7/3, 15, 8/21, 9/8, 11, 16, 21-22, 25 ⑪10/1-3, 5, 8, 11/2, 26, 12/19, 25 元文3年⑫1/12, 2/21 ⑬1/2, 2/12, 3/1, 11-12, 26-27 ⑭6/11 ⑮7/24-25, 28-30, 8/15, 9/4, 17, 21 ⑯10/2, 4, 7, 11/9, 12/4, 20-21 元文4年⑯1/9, 3/15, 26 ⑭7/16-17, 24, 8/28, 9/16, 18 ⑯10/6, 13-14, 19, 26, 29, 11/10, 12/11 元文5年⑲1/12
大岡出雲守(雲州)忠光	大岡忠利子息、西城御小姓	目付	享保21年⑤3/8, 12, 14 元文元年⑥8/12 元文3年⑯12/12	元文3年⑩5/10 元文4年⑪5/6 ⑫8/28
大岡右近忠征				享保20年⑨/20 享保21年⑤3/7, 18 元文元年⑤4/29, 5/4-8, 11, 24-26, 28-29 ⑥6/1, 4, 7, 10, 12, 18-19, 28, 7/8, 9/20, 22, 26-27, 8/1-2, 8-9, 13-14, 22, 24, 9/4, 7, 17, 23-24, 28 ⑦10/4, 11, 15-17, 28, 11/4, 25 12/3, 5, 7, 21, 27-28 元文2年⑧1/1, 8, 16, 2/2-3, 6, 14, 19, 22, 24-25, 3/3-4, 19, 4/14, 19, 21-22, 24 ⑩6/7 ⑪7/12, 14, 18, 9/3, 25 ⑫10/11 元文3年⑯1/8, 2/2, 3/16 ⑬4/7, 24, 5/16 ⑭8/3, 9/8 ⑮11/7, 12-13, 28, 12/6-7, 14, 27 元文4年⑯1/1, 7, 3/6, 7, 9 ⑯4/12 ⑭7/1, 8/24, 9/10, 25 ⑯10/13, 16-18, 11/3, 12, 16, 12/24 元文5年⑲1/29, 3/4, 9
大木出羽守正因				元文元年⑥7/27, 8/1 ⑦10/11, 17, 29, 12/3 元文2年⑧2/22, 3/22 ⑩9/1, 9/25 ⑪10/11 元文3年⑯7/17, 9/8 ⑯11/1, 4, 13, 27-28, 12/6, 19, 27 元文4年⑯1/4, 9, 13, 3/7 ⑯4/25, 5/1 元文5年⑲1/5, 13, 15, 2/1
大木四郎左衛門	大木正因養子		元文4年⑩4/9, 5/28	元文4年⑩4/9, 5/28
大久保伊勢守往忠	西城御側		享保21年④1/22 ⑤3/28 元文4年⑯8/1, 9/3 ⑯11/10	享保20年③10/29
大久保外記忠清	小納戸			元文2年5月28日家治御側(『寛政譜』12-18)
大久保下野守忠位	留守居			殿中にて吐血死去(⑯11/10)
大久保莊右衛門忠根	徒頭、大久保忠位子息		享保20年③10/29	妻女は松山軍司の娘分(③10/29)
大久保豊前守忠宜	書院番頭			采地5千石。元文元年9月28日故あって職を奪われ、出仕を止められ、11月21日許される。宝暦12年5月13日致仕、安永6年6月2日死去(『寛政譜』2-11)。
大久保藤五郎	大久保主水子		享保20年③11/17 享保2年④2/1 元文元年⑥6/8 元文2年⑧1/2, 12	
大久保友雅	叔父		元文4年⑩4/12, 14, 5/14, 28	

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
大久保朝貞・忠省 (笛本)	西城御小姓・大久保忠 寛(往忠義父)養子		元文4年⑩5/28	
大久保主水	公義の御果子屋		享保20年①4/22-23, 5/4, 11-12, 14, 16, 21, 25-28, 6/11, 13, 28 ②7/9, 16, 8/24, 9/4, 14, 15, 25, 26 ③10/1, 3, 6, 10, 14, 20, 11/17, 29, 12/30 享保21年④1/1, 5, 13, 16, 21, 2/1, 2/4, 2/27, 2/29 享保21年⑤4/5 元文元年⑥5/7, 22 ⑦6/6, 3, 8, 17, 21, 23, 7/3, 23, 8/14, 18, 21-22 ⑧10/8, 11/27 元文4年⑨1/2, 12, 24, 4/30 ⑩7/4 元文3年⑪1/8, 15 ⑬6/22 元文4年⑭1/9 ⑯7/4/9, 16, 22, 6/11, 13, 28 ⑰8/28 ⑱10/13, 12/29 元文5年⑩1/7	子息藤五郎 大久保主水方日待(享保21年④1/13) 加納遠江守へ御札上大久保主水方へ贈還也(④1/16)、家督祝儀披露(⑥8/22)
大久保山城守忠胤	下野国烏山城主3万石、 享保13年10月26日～宝曆3年2月4日大坂加番		享保20年①4/22, 5/17-18 ③10/5, 11/29 享保21年④1/4, 2/10-11, 24-26 享保21年⑤3/9, 16 元文元年⑥6/29, 7/25, 29, 8/3, 17, 9/5-6, 23-24 ⑦10/4, 11/29, 12/3-4, 14, 15 元文2年⑧1/3, 15-16, 2/5, 3/23, 28 ⑨5/4, 19, 6/30 ⑩7/7 元文3年⑪1/4, 15-16 ⑫6/16, 19, 28 ⑮2/7, 25 元文4年⑯1/7 ⑯9/11/11, 12/24 元文5年⑩1/13, 3/11, 未尾	雁間詰。寛永7年生まれ。宝曆9年5月3日致仕。安永8年8月2日卒去。年70(『寛政譜』) 12-3)。於大書院御拝見被下也(④2/26)
大蔵卿	鳳閣寺(醍醐三宝院之 先達鶴頭)弟子		享保20年①4/22, 5/17-18 ②9/16 ③11/16 享保21年④1/4 享保21年⑤3/21, 24, 28, 4/8, 16, 25 元文元年⑥5/6 ⑥6/6-7, 14, 23, 26, 7/7, 9/17 元文2年⑧2/9, 13-14, 18-19, 23, 3/1, 4/5 ⑨5/14, 17, 24 ⑩9/10-11, 9/19, 24 ⑪10/17, 11/9, 12, 13 ⑫2/15, 25-27, 3/1, 23 元文4年⑯1/7 ⑯7/4/3 ⑰8/17-18	古美拾葉初巻一冊在満又貸し(⑥6/14)、内室文女(⑨5/17)、文字考源の義依頼(⑩2/25)
大坂屋茂兵衛	信名新宅地主	三番町	元文3年⑩2/7, 3/8	初面話(⑫3/8)
大沢丹波守基朝	奥高家		元文4年⑩9/7, 12 ⑯10/20, 23	
大沢養因(金屋四郎右衛門)	向井政暉取次		元文2年⑩8/23, 27, 9/5, 10 ⑯10/4, 12, 16, 19, 22, 23, 27 元文3年⑩2/1/23 ⑩5/14 元文4年⑩7/27	
大嶋九郎左衛門			享保21年⑤3/24 元文元年⑥9/20	
大嶋近江守以興	小納戸頭取		享保20年①6/20 ②7/6, 8/28 ③10/14 享保21年⑤3/8, 11 元文元年⑤5/7, 15, 30 ⑥7/10, 8/28, 9/21 ⑩8/25 ⑪11/3, 闕11/3, 13, 12/7, 11 元文3年⑩3/28 ⑯7/2, 9/7-8, 10-11 ⑯10/20-21, 12/12 元文4年⑯1/1 ⑩4/8, 25 元文4年⑩9/28 ⑯11/10 元文5年⑩2/21, 3/6	京都にて中将旗の友で村上養順明弟となり医業、大沢養因と称す(⑯8/23)
大嶋左門翁	大嶋以興父(⑩)、愛染 寺方		享保20年①6/7 ③10/10 享保21年⑤4/18 元文元年⑦10/3, 25, 12/9, 21, 26 元文2年⑧1/25, 2/9, 3/20 ⑩8/15-16, 25, 9/8 元文4年⑩6/7	安房国安房・朝夷郡内采地千石。布衣。従五位下。初め紀伊家に仕え、享保元年徳川吉宗に隨い御家人に列する。延享2年4月25日死去。年63(『寛政譜』) 12-100。在満忌中三而モ奪情可罷出被申談度義有之由(⑩9/7)
大嶋長円	奥坊主、木村佐左衛門 弟子	八丁堀	享保21年⑤3/18-19, 28 元文元年⑦12/26 元文2年⑩1/18 ⑪1/2/25 元文3年⑩2/1/8 元文4年⑩1/13, 3/25, 27 ⑯4/7-8, 10, 25, 5/15	銀座中村吉右衛門吹舉により取入(①6/7)、病氣大切(⑩8/25)
大嶋彦曾(彦惣)	長沢資親取次		享保20年①6/9 ②8/15	木村佐左衛門差図にて近付(⑤3/18)
太田伝内	家来	稻荷社	元文元年⑥6/7 元文2年⑩11/25, 28	直子らと共に江戸着(⑩11/25)、京都へ返す(同28)
太田備中守資晴	大坂城代		元文4年⑩4/17 ⑩8/23	元文5年3月24日大坂にて卒去。年46(『寛政譜』) 4-379)
太田原赤右衛門	朽木直綱取次		享保20年①4/25	
大津助之進(又右衛門)勝澄	西城御書院番士		元文元年⑥6/17, 19, 22, 26-27, 29 ⑦10/7 元文4年⑩5/9(又右衛門)	宝曆13年5月27日辞職。明和元年4月28日死去。年71(『寛政譜』) 18-289)。中小將棋共上手(⑩6/17)
大塚大藏	荒磯崎社神主	常州	享保20年②9/14 ③10/7, 20-23	成田定羽合初対話(⑩9/14)
大西下総守親方	中杜禰宣、規定養子、親定異母弟	稻荷社→江戸	享保20年①5/5, 19 ②8/18, 9/21 享保21年④1/22 ⑤4/12, 24 元文元年⑥7/2 ⑦10/13, 22, 11/9, 12/29 元文2年⑧1/4, 21, 28 ④/23, 28 元文3年⑩1/2, 4, 26, 2/28, 3/10-14, 16, 18-19, 21-23, 25-27, 29 ⑩4/1, 4-5, 9, 14, 18, 23, 28-29, 5/1-2, 4/7-15, 18-19, 23, 26-27, 6/1, 2/7-9, 12-14, 18, 22-23, 26, 28-29 ⑩7/5, 11-13, 15-20, 29, 8/1-4, 8-11, 14-16, 18, 20-21, 27, 9/5-6, 10-12, 26-27, 30 ⑩10/3, 11/5 元文4年⑩8/30, 9/22 ⑩11/6 元文5年⑩1/28-29, 2/25	未刻江戸到着(⑩3/10)
大西肥前守親定 (肥州)	正禰宣	稻荷社	享保20年①4/29, 5/16 ②7/16, 8/18, 10/21, 22 ③10/8, 11/9, 28, 12/19 享保21年④1/13, 1/16 ⑤3/4, 4/24 元文元年⑥5/20 ⑥6/7, 12, 5, 10, 16, 9/4, 13, 20 ⑦10/11, 11/11, 16-17, 20, 12/6, 12, 19 元文2年⑧1/4, 13-14, 2/3, 7, 10, 3/5, 7, 4/2, 4, 26, 28 ⑨5/15, 18, 21 ⑩7/1, 16, 26, 8/7, 19, 21/9, 1, 6, 19, 25 ⑪1/4, 9, 11, 12, 闕11/6, 28, 12/8, 9/元文3年⑩1/2, 4, 17, 26, 2/4, 6, 30, 3/4, 29 ⑬4/6, 12, 5/10 ⑯7/13, 8/8-9, 14-15, 27, 29 ⑯10/11, 13, 12/2 元文4年1/6 ⑯4/17, 19 ⑩8/30, 9/22 ⑯11/6, 24 元文5年⑩1/28-29, 2/25	備前ヒカルが肥前の隕りヒ判断(⑩2/3)、正四位(⑩2/30)
大西觀定室		稻荷社	享保20年①5/19 元文元年⑤3/15 元文2年⑩3/5, 7 元文3年⑩3/11	

人名	身分・職務	所在等	出典(○冊、目付)	備考
大西近江守親友 (三位)	下社神主	稻荷社	元文元年⑥/7/5, 8/5, 9 元文2年⑧/2/16 ⑩/8/27, 9/1 元文3年⑪/2/6, 30, 3/4, 11, 28-29 元文3年⑪/7/20, 24, 8/2, 14 ⑯/10/13 元文4年⑫/4/10 ⑯/11/24 元文5年⑬/3/6	当月十七日上階(⑫/2/30)
大西相模守親盛 (相州)	下社禰宜 親友養子、安田親夏三男	稻荷社	享保20年①/5/5 ②/8/1, 10/2, 11/2 ③/10/22, 12/22 元文元年⑥/7/10, 8/29, 9/13 ⑦/12/29 元文2年⑧/1/4, 3/5, 7, 4/2 ⑨/6/14, 21 ⑩/8/16 元文3年⑪/2/26 ⑫/8/2 元文4年⑭/4/23 ⑯/7/25, 8/11	中将棋会(⑪/6/16)、深谷氏住出(⑫/8/26)
大野屋孫兵衛 大橋九郎右衛門	松平信岑用人	柳町	享保20年①/6/16, 18 ②/8/26-27 享保21年⑤/1/9 元文4年⑭/6/18	元文2年⑪/10/8 元文3年⑫/3/11
大原助市	大屋卯八(字八)	大屋勘兵衛子	元文2年⑩/8/26 元文5年⑫/1/12	元文2年⑪/8/26 元文5年⑫/1/12
大屋勘兵衛	家主、名主方	神田鍛冶町式丁 目	享保20年②/9/16 元文5年⑫/1/12 元文4年⑨/11/10, 20, 12/28 元文5年⑩/1/11-12, 2/17, 19	元文3年⑮/11/21 元文4年⑯/11/15
大屋清五郎			元文3年⑩/3/8, 10 ⑯/5/13, 6/9 ⑭/7/7 ⑮/10/28, 11/9, 12/28-29 元文4年⑯/1/1, 14, 3/2 ⑭/4/17 ⑯/11/8, 12/25-26 元文5年⑯/3/12	
大屋清介(清助)	旅宿	湯島樹木谷	享保20年①/5/22 享保21年⑤/3/29 元文元年⑯/5/4 ⑯/9/7, 22 ⑦/12/30 元文2年⑩/7/13	急対旅宿(⑧/3/7)
大屋平吉		橋町四丁目	元文3年⑩/2/16, 19	元文3年⑪/2/11, 3/12
大屋平兵衛			元文3年⑩/25-27, 29 ⑯/4/17	
大八木(大谷木)吉	奥祐筆		元文3年⑫/3/25-28, 3/4, 16 ⑯/4/8, 6/21 ⑭/8/15 ⑯/11/22-23, 28 元文4年⑯/1/28, 3/6, 8 ⑭/4/23	初面会(⑫/1/21)
之丞季平			元文3年⑩/3/7	元文3年辞職
大八木云庭高豊	從三位、踏歌節会外弁		元文3年⑩/2/21, 26-28, 29, 3/4, 16 ⑯/4/8, 6/21 ⑭/8/15 ⑯/11/22-23, 28 元文4年⑯/1/28, 3/6, 8 ⑭/4/23	天和2年生まれ。宝曆2年2月5日卒去。 浅草の海神寺に葬る(『寛政譜』3-397)。
岡崎三位國広			元文3年⑩/6/7-9 元文4年⑯/9/4	享保13年5月9日壱岐守
小笠原右近將監忠基	豊前国小倉城主15万石		享保20年⑩/3/11/10 元文2年⑧/3/20 元文3年⑩/3/16	
小笠原佐渡守長熙	遠江国掛川城主5万石		享保21年⑩/3/7, 18, 4/16, 21 元文元年⑯/4/29 ⑦/12/14 元文3年⑩/9/21 ⑯/10/26 元文4年⑯/2/9, 29	
小笠原登持賢	御側		元文元年⑩/7/14	渋谷良信次女尚縁組(⑦/12/14)
岡田新五右衛門	月25日西城小納戸		元文2年⑩/11/23	当社殊の外信仰(⑤/5/15)、父子共初面会 (⑤/5/19)
岡田庄大夫俊惟	代官	木庄石原	元文元年⑩/5/15, 19	初面会、神道・歌学の志有、東丸の事甚慕意(⑤/5/19)
岡田九郎左衛門俊博	岡田庄大夫子息		元文元年⑩/5/19	
岡野小兵衛			享保21年④/1/26	
岡部三四(岡与市、士賀兼真淵)	国学者、遠江国浜松郷宿	靈岸嶋東湊町旅宿	元文2年⑧/1/24, 2/29, 3/17-18, 4/2, 4, 6-7, 10, 19, 27, 30 ⑨/5/17, 6/17 ⑩/7/2, 17, 27-28, 8/7, 21, 25, 29 ⑪/0/15/18, 11/4, 14, 16, 21, 12/16 元文3年⑩/1/3, 8, 2/18, 26 ⑬/6/28 ⑭/7/10, 8/16, 27, 9/7, 12, 16, 22, 27 ⑮/10/6, 12, 11/3-4, 10, 14, 17, 20, 22-23, 27, 12/12-13, 17-18, 23 元文4年⑩/1/8, 2/1, 7, 3/7, 9, 15, 17, 22 ⑯/4/2, 7, 12, 18, 25, 27, 5/2, 10-11, 17, 26, 28/7/27, 8/5, 9/16, 29 ⑯/7/22, 27 ⑯/11/22 元文5年⑬/1/7, 9, 19, 24-25, 2/2, 19, 23-26	岡部三四、与市事、山府(⑧/2/29)、百人一首評会(⑧/4/7, 10, 27)、大坂與仲作河 社之記、昔用三玉集調方頬置く、万葉会 (⑯/8/16, 27, 9/7, 22)、森民部書状は三 四達也(⑯/9/12)、人形町辺にて百人一首 の義あり(⑯/11/3)、万葉会(⑯/4/2), 在講述作大誓会更蒙板下清書筆 (⑯/11/22)
岡村丹次	渋谷良信使者		享保21年④/2/13	和漢の学才ある仁(⑩/11/6)
岡本半二郎	御先手与力		享保20年⑩/11/6	下野守但右京權大夫事(④/2/8)
岡本右京權大夫 (下野守)	上賀茂神社社家		享保21年④/2/8, 19 ⑯/4/5, 12-13 元文元年⑩/6/16, 24 元文2年⑩/5/9 ⑯/8/8, 8/18-19 元文3年⑯/7/17	
岡本權人	朽木直綱取次		元文元年⑦/12/23 元文4年⑯/10/2-3, 5, 11, 14, 16, 19, 22-26, 29, 11/13, 18, 12/4, 6-7 元文5年⑫/3/12	富士屋裏座敷に旅宿(⑪/6/21)、明26日発 足(⑯/9/25)
岡本志摩守	上賀茂神社社家	石町四丁目	享保20年⑩/6/21 ⑯/9/7, 20, 25 元文2年⑯/5/9, 14, 20 ⑯/6/6, 18 元文4年⑯/6/21	信名は松平權之助より岡本宗好歌一冊 用(⑯/6/1) 松永貞魔、中院通茂に学び、水 戸光圀に勤仕
岡本宗好	国学者、京都生、号蘿底軒		元文元年⑩/6/1	

人名	身分・経歴	所在等	出典(○印、日付)	備考
小川祐盛	針医		享保20年②/8/14	
小川亥好			享保21年④/2/5	
小川長左衛門	在満支配衆		元文3年⑤/11/20	
小川舍人			享保20年①/4/20, 6/2, 7, 13 ②/7/23, 8/27, 9/1, 11 ③/11/5, 12/2-3, 14 享保21年④/1/22, 2/1, 10, 29 享保21年⑤/3/20, 26 元文元年⑤/5/14 ⑥/6/23, 7/24, 9/14, 16 ⑦/11/6, 12/3, 6, 28 元文2年⑧/3/22, 24, 29, 4/11 ⑨/6/4 ⑩/7/1, 10 元文3年⑫/1/6, 29 ⑬/4/19, 28, 5/1, 15-16, 19 ⑭/7/5 ⑮/10/28, 12/6 元文4年⑯/1/6, 25, 2/29, 3/20 ⑰/6/2, 7, 13 ⑱/8/9 ⑲/11/8 元文5年⑳/2/9, 23-25, 3/8, 9, 12	
小川彦九郎	書林	日本橋	元文2年③/3/13	
荻原泉阿弥		松林寺旅宿	元文4年⑯/1/16, 2/3-4, 3/5 ⑯/12/26-27 元文5年⑳/1/13-14, 2/10-11, 3/11, 未尾	在満の『大嘗会便襲』挙行
荻原宗隆(宗陸)	御数寄屋頭		享保20年①/6/20 ②/8/17, 9/3, 24, 25 ③/10/10, 11/29 享保21年④/1/4, 2/1, 5-6, 14 ⑤/3/26, 4/5-6 元文元年⑤/5/19 ⑥/6/18, 26 ⑧/22 ⑦/12/4, 22, 24 元文2年⑧/1/3, 15-16, 21, 23, 25, 12 ⑨/5/19, 23, 6/6 ⑩/7/9-10, 8/29, 9/10 元文3年⑫/1/4, 13 ⑬/4/10, 16, 6/9, 16, 20 ⑭/7/25 ⑮/12/7-8, 14-15 元文4年⑯/6/20	老人当月死去(⑯/6/20)
奥野清順		根津国平野郷	享保20年②/7/6	
小栗伊右衛門	駒井寿正家中か	稻荷社	元文3年⑨/9/28	
尾崎左衛門		稻荷社	享保20年①/5/19 ③/12/15 享保21年④/1/13 元文4年⑯/8/5 元文5年⑳/2/16	
尾崎新之丞		稻荷社	元文元年⑥/6/7 元文2年①/1/13 享保21年④/1/13 元文4年⑯/8/5 元文5年⑳/2/16	
尾崎隼人		稻荷社	享保20年①/5/19, 22 享保20年①/5/27-29, 6/1, 19 ②/8/10 享保21年⑤/4/3 元文元年⑥/5/2 ⑦/10/19 元文2年⑧/1/27-28 元文3年⑫/1/26, 2/4 元文4年⑯/1/13 ⑰/6/1 ⑱/8/5	着府(⑯/5/19) 八郎比同一人物か。今朝湯島出発帰京(⑯/1)、隼人不幸(⑯/8/5)
尾崎又兵衛	板倉勝澄取次	稻荷社	享保20年②/9/27	
尾崎外記		稻荷社	享保20年③/12/15 享保21年④/1/13 元文2年⑧/3/7	
長田越中守元隣	長田元輔父、元京都町奉行		享保20年①/5/7	
長田山城守元鋪	御小性	御茶ノ水	享保20年①/5/7, 6/8 ②/7/20, 29 ③/10/29, 12/1 享保21年④/1/4 元文元年⑥/6/13 ⑦/12/7 元文2年⑧/1/6 ⑨/6/30 元文3年⑫/1/12, 3/12 ⑯/6/18 ⑰/8/11 元文4年⑯/1/9	享保12年10月22日京都町奉行、12月18日從五位下越中守、17年小普請奉行、12月25日死去、年55(『寛政譜』20-217)
織田淡路守信貞	高家		元文4年⑩/7/23	從五位下。下總國豊田、香取、海上郡内980石。安永4年閏12月2日致仕。5年7月17日死去。年77(『寛政譜』20-217)。
織田対馬守信栄	高家		元文2年⑩/4/16-17	馬場三郎左衛門叔父(⑯/7/23)
小津屋清左衛門	紙屋	伝馬町	元文4年⑩/4/13	今上御不子につき昨日出巻(⑯/4/16)
小野三大夫			元文4年⑩/1/28, 2/11	
小野方安	長尾文哲宅弟子		元文3年⑩/1/7	
小野立徳	牧野貞通出頭医師		元文3年⑩/4/8	
花王院義頃	大坂の町人	京都	享保20年①/6/19 ②/3/4, 12, 21, 9/1, 8, 9, 16, 28, 30 ③/11/1, 3, 26, 12/14-15 享保21年④/1/6, 2/3, 21 ⑤/3/19, 4/15 元文元年⑥/6/20, 25, 7/12, 29, 8/8, 13, 9/12-13 元文2年⑧/1/8 ⑩/8/9 ⑪/10/14 元文3年⑯/7/13, 17, 9/3 ⑯/10/4, 11/5, 10, 15-16, 19, 21 元文4年⑯/3/8 ⑰/6/1, 5, 10 元文5年⑳/1/2, 2/13, 3/6	絶景、遊山船・花火等見物驚目(⑯/6/1, 5) 平賀郡治縁にて羽柴屋敷見物(⑯/8/29)
加賀屋惣兵衛		両国橋の辺り	享保20年①/6/1, 5, 9	
笠倉半平		淺草藏宿	元文3年⑯/8/29 ⑯/10/22, 24	
花山院家			享保20年①/5/4	
花山院左大将			享保21年④/2/8	
梶次郎九郎(金平)	本多忠良家老	和田倉御門前本多家屋敷(⑤一茅町本多家下屋敷⑦)	享保21年⑤/4/3-4, 6-7 元文元年⑤/5/12 ⑥/6/24, 26, 8/6-9 ⑦/10/2, 4, 11/6, 12/28 元文2年⑧/1/17-18, 27 ⑩/22 ⑪/8/28 ⑫/12/7 元文5年⑯/1/4	近付になる(⑤/4/6)、親父金平急病にて去月廿三日任内大臣(④/2/8)
上総屋平兵衛	旅宿	小糸町	元文4年⑩/4/16, 28, 5/22 ⑯/7/26, 9/5 ⑯/10/24, 12/18	7月7日死去につき次郎九郎改名称金平(⑦/10/2)、交代で帰国(⑨/12/8)
上総屋元右衛門			元文5年⑩/1/5	
柏谷金大夫			元文4年⑩/2/4-5	
萩田春満(斎、東丸公)、春暉品、春丸公	常徳寺親類		享保20年①/5/11, 15-16, 6/1, 21 ②/7/5, 11, 8/22, 9/9, 27 ③/10/11, 11/27-28, 12/8 享保21年④/2/12 ⑤/3/21 元文元年⑤/5/19 ⑥/7/1, 10-12, 4, 16, 18, 20, 22-24, 26, 8/2, 5-7, 14, 26, 9/7, 20, 22 ⑦/10/13 元文2年⑧/2/22 ⑧/7/1, 2, 25 ⑯/0/3 元文3年⑯/6/26 ⑯/7/2, 8/2 元文4年⑯/5/10, 6/1 ⑯/12/23	押飯屋敷に鎮守あり(⑯/2/4) 一周忌(⑯/7/2)

名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
荷田在満(羽倉藤之進)	羽倉高惟(多賀道員)男、春満養子、信名朝	西久保天徳寺裏鳥樹木谷坂上北	享保20年①4/13, 15-16, 19, 5/6, 10, 13-16, 18, 20, 22-23, 27-28, 6/4-7, 10, 15-16, 20, 22, 26, 28 ②7/1, 12, 14, 16, 18, 21, 23-27, 30, 8/6-7, 9, 15/18, 22, 24, 26-29, 9/3, 8-9, 13, 15-19, 16, 18-20, 25, 27 ③10/1-2, 5, 8-9, 11, 14-16, 21, 23-24, 28, 11/4, 8, 10, 12, 17, 19, 21-22, 25, 27, 12/1, 5-8, 10-13, 16, 18, 20, 22-24, 30 享保21年④1/1-2, 4-6, 8-9, 16-17, 19, 21-22, 27, 2/1, 6, 24, 27-30 享保21年⑤3/3-3-5, 7-8, 10-13, 15, 21, 26-28, 4/1-4, 7-10, 15-16, 24, 元文2年⑤4/29, 5/5-6, 15, 23, 26-27, 29-30 ⑥6/1, 5-7, 9, 14, 19, 25-27, 7/1-2, 4-7, 9-10, 12, 13, 16-18, 23-25, 29, 8/3-4, 6, 12, 15, 18, 21, 23-30, 9/2-3, 7-9, 11, 13-14, 18-21, 25-26 ⑦10/3-4, 7-8, 11, 13-16, 18, 21, 26, 29, 11/6-7, 10, 15, 17, 22-23, 25, 12/3, 8, 13, 19, 23-24 元文2年⑧1/1, 5, 7-8, 20-21, 24, 26-27, 2/3-6, 8-9, 13, 15, 18-19, 22, 26-28, 3/2-4, 8-10, 12-15, 17-18, 24, 28, 4/2, 7, 10, 12-13, 18-19, 22, 27 ⑨5/2, 11, 17-18, 22, 6/4-5, 11, 14, 28 ⑩7/1-2, 11, 15-17-18, 24, 28, 8/2-3, 7, 10, 14-18, 20-25, 28, 9/1, 3, 5-8, 10-15, 18-21, 24-26, 28 ⑪10/1-3, 5-7, 10-14, 21, 27-28 11/1-5, 7, 14-15, 21, 23-24, 27-28, 闇11/1, 3, 6, 8, 12-13, 26, 12/1-2, 4, 7-9, 11-12, 16-17, 19, 22, 24-25 元文3年⑫1/1, 4, 6-7, 10-11, 14, 18, 2/4, 11-12, 14, 16, 18-19, 25-28, 3/1, 5, 11-13, 16, 18, 20-24, 28 ⑬4/5, 10, 15, 5/3, 10, 14, 16, 19, 21, 23, 25-26, 29, 6/1, 3-4, 6, 8-9, 11, 13, 16-17, 19-20, 22, 25-27 ⑭7/3, 6, 11-13, 15, 16-17, 22, 24-30, 8/1-4, 6, 9-25, 27, 9/3, 7-14, 24-25, 27-28 ⑮10/2, 4-8, 11, 15, 17-22, 24-29, 11/1, 6, 8, 13, 15-17, 19-20, 27, 29-30, 12/2-3, 7, 12-13, 16-19, 21, 27-29 元文4年⑯1/5-7, 14-15, 17-19, 22, 28, 2/3-4, 6, 12-14, 16, 18-20, 22-26, 3/2, 5, 8-9, 11-23, 25, 27 ⑰4/1-5, 7-11, 13, 14-19, 22-23, 29, 5/1-2, 5, 7, 9, 11, 13-15, 16, 20, 22-23, 26, 28, 30, 6/8, 16, 26, 28 ⑱7/1-5, 3-4, 6-10, 16-17, 20-22, 24-28, 8/1, 3-10/1, 5, 9, 13-17, 19, 21-26, 29-30, 11/1, 3, 7-11, 13, 15, 18-19, 22, 25-27, 12/1-4, 6, 8, 11-13, 16, 19-23, 25-26 元文5年⑲1/1-2, 5-15, 17, 19-22, 24-25, 29, 2/1, 2-3, 5-6, 8, 10-12, 15-16, 21-25, 28-29, 3/1-3, 5-7, 9-10	樹木谷へ宅替(①6/5)、出仕着素襷小刀 帶之(④1/1)、登城(④1/4)、礼儀類典之 内五八卷考の義ニ付御下(④1/5)、松平 能登守初和学御門入(⑩9/19)、三代実錄 校合(⑫2/27, 3/5)、令義解会日(⑫2/28)、大嵐以開より今度大嘗会に陰服中 在満の出京の可否について尋ねあり(⑬9/7)、大嘗会ニ付小忌衣紀州より一条家 へ御進之處、山藍の儀ニ付御吟味之事 有之、在満へ被仰付明日御木丸へ除服二 而司令登城官(⑭9/13)、迂宮記本紙写共 一覽(⑭9/28)、職原抄会出席(⑭4/2, 5/11)、在満述作大嘗会使蒙板下清書筆 記(⑭1/22)、大嘗会便蒙一部二冊出来 信名へ贈呈(⑭12/20)
荷田蒼生子(逸女) ①まで、楓里②以 降、楓林、振女、ふ り)	羽倉高惟(多賀道員) 女、在満実妹、信名姪、 西湖学妻	八貫町→在満宅	享保20年①5/14 ③10/17, 12/8, 12-13, 22-23, 26-27 享保21年④2/8 ⑤4/8 元文元年⑥7/4, 20, 23, 25 ⑦10/2, 11/17, 12/27 元文2年⑧1/6, 2/15, 4/30, 11/5 ⑨6/2 ⑩7/9, 13, 17-19, 22, 29, 8/3, 12, 14, 28 ⑪1/5, 21, 闇11/13, 12/13 元文3年⑫1/6, 16, 20, 2/11, 27 ⑬4/12, 15, 5/4 ⑭7/25-26, 28, 8/17, 24, 9/3, 19, 27, 5/4, 20, 28 ⑮7/4, 6, 15-16, 8/28 ⑯10/23, 25, 11/5, 7, 12/11 元文5年⑭1/5-6, 29	縁談の義来る・西湖亭と申す仁(③12/12)、結納来る(同22)、逸女婚期・表向 は義女分(③同27)、今日お逸夫婦入 (④2/8)、暫く在満方へ滞留(⑭7/19)、媒 酌人離縁通達(同29)
荷田長次郎(長二 郎)	在満皇子	本郷	元文2年⑩閏11/25, 28, 12/10, 11, 13, 18 元文3年⑪1/6, 16, 26, 2/27, 3/8 ⑬5/4 ⑭9/15, 18 ⑮10/7, 12/21, 26-27 元文4年⑯1/17, 21, 27, 2/23, 3/1, 5, 12, 17, 19 ⑭4/16, 6-8-9 ⑮7/4, 6, 16	直子らと共に江戸着(⑪閏11/25)
荷田つや(艶女、通 也女)	在満妻		享保20年①5/14-15, 22 ②7/7, 8/20, 26, 9/23 享保21年④1/17 元文元年⑥9/13, 15, 19 ⑦10/14-15 元文2年⑧3/24 ⑩7/9, 26-27, 8/14 ⑪10/2, 11/2, 12/23 元文3年⑫1/2, 4, 13-14, 22, 3/11, 29 ⑯0/8, 11, 28, 11/17, 18, 21, 29, 2/27-28 元文4年⑭1/13, 16, 2/29, 3/14, 17 ⑭4/10, 14, 16, 5/4, 28 ⑮7/15, 8/28 ⑯10/10, 11/5, 15, 12/13 元文5年⑭1/9, 15, 19, 2/1, 4-5, 29, 3/2	妊娠の噂(⑪5/14)、女子安産(②8/20)、 女宮詣(⑭9/23)
荷田とき(紅鶴女、 桃花鳥女)	在満娘		元文4年⑩3/1 元文4年⑪5/4 元文5年⑭1/5-10, 13, 15, 19, 2/8, 3/2	作雑一双箱入遣す(⑯3/1)、痘瘡(⑮1/6)
荷田直子(辻女)	荷田春満実娘、神田明 神芝嶋豊後守好全の 妻、水戸御守殿嗣次		享保20年②7/5 ③12/8 元文元年⑤5/20 ⑥7/10-12, 16, 18, 25, 8/6-7, 13, 29, 9/13, 20, 23, 25 ⑦10/11, 13, 22, 29, 11/11, 16, 12/1, 6, 19, 24 元文2年⑧1/8, 13-15, 21, 23, 3/2, 5, 7, 4/4, 19, 28 ⑨5/18 ⑩7/16, 8/8, 16, 22 ⑪10/2, 14, 21, 25 11/1, 2, 4, 12, 17, 21, 29, 30, 闇11/4, 12, 14, 20, 25-26, 28, 12/1, 5-9, 12-15 元文3年⑫1/1, 6, 16, 20, 26, 2/8, 10-11, 27-28, 3/1, 3, 13, 19, 24 ⑬4/5, 12, 15, 5/4, 20-21, 23, 25-26, 30, 6/4, 6, 12-13, 15-16, 20-27, 29 ⑭7/1, 3, 5, 10, 13, 22, 28, 30, 8/1-2, 6, 17, 21, 26, 28, 9/1-11, 21, 23, 30 ⑮10/4, 6, 10, 19, 25, 27-29, 11/10, 17, 20, 22, 25, 27, 12/4, 6, 17-18, 26, 29, 12/4, 6, 17-18, 26, 29 元文4年⑯1/7, 28, 2/5-7, 10, 2/12-13, 16, 19-25, 3/6, 9, 11-14, 17-18, 20, 27, 29 ⑭4/1-3, 8-12, 14, 16-17, 19, 23, 28, 5/4, 8, 18, 22 ⑮7/3, 22 ⑯10/25, 29, 11/3-4, 24-25, 28, 12/6, 12-17, 19, 22, 24, 26 元文5年⑭1/6, 7, 11, 18, 22-23, 27, 29, 2/1, 4-8, 11-13, 15, 19, 25, 27	京極宮之姫宮泰公之事申來(⑧1/23)、 川到着(⑪閏11/25)、金田三左衛門へ提 出の書付清書(⑪2/11)、御守よりつちと改 めるよう申来(⑬6/20)、駒込御守殿へ出勤 十五石三人扶持(⑬6/26)、醫武相濟御切 米津領(⑭7/22)、養山院へ御自見(⑭7/30)
荷田夏麻呂	春満安腹男子		元文元年⑦/16 ⑧/12/1	元文元7月生、信名実子とする(⑭7/16)
荷田鍋次郎(鍋二 郎)	在満次男		元文2年⑪閏11/25, 12/13 元文3年⑫1/18, 21, 24	直子らと共に江戸着(⑪閏11/25)、痘瘡 (⑭1/21)
荷田信誼			元文4年⑬3/13	

人名	身分・絆柄	所在等	出典(○番、日付)	備考
荷田(羽倉)出羽守信舎	目代、母は信詮長女茂子		享保20年①4/13, 17, 27, 6/3-4, 8, 12, 19 ②7/5, 16, 29, 8/18, 9/7, 9, 25 ③11/26-28, 12/1, 12, 14-15, 18-19, 22, 28 享保21年④1/2, 10, 13-14, 16, 26, 29, 2/4, 21, 23, 29 ⑤3/1, 4, 7, 9-10, 15, 19, 22-23, 29, 4/8, 10, 16, 24 元文元年⑥5/2, 8, 16, 20, 24 ⑦6/6-7, 9, 12, 19-20, 23, 29 ⑧7/2, 10-12, 16, 20-21, 25, 8/4-5, 9, 13, 26-27, 29, 9/4, 13, 25 ⑨7/10/1, 9, 11, 13, 22, 29, 11/4, 11, 20, 12/1, 3, 6, 12, 19, 24 元文2年⑧1/4, 8, 22, 27, 29, 3/1-2, 4-5, 7, 14, 21-23, 29, 4/7-4, 14, 18, 26, 28 ⑩5/4, 7-8, 15, 18, 29, 6/14, 19, 29 ⑪7/1, 6, 9, 12, 16, 19, 21, 26, 8/3, 7-8, 19, 21, 9/1, 6, 19, 25 ⑫10/2, 8, 21, 25, 11/2, 4, 9, 12, 17, 21, 闖11/4, 6, 20, 28, 12/2, 4, 6, 8, 9, 12, 19, 21, 23 元文3年⑬11/2, 4, 13-14, 26-28, 2/2, 4, 11, 19, 28-30, 3/4, 6, 10, 12-13, 17, 28-29 ⑭4/6, 8, 12, 14, 26-27, 29, 5/2, 10-11, 24, 6/11-12, 14-15, 23, 29 ⑯7/8, 13, 17, 30, 8/2, 8-9, 12, 14, 21, 9/5, 10-11, 14/19, 27, 30 ⑯10/11, 13, 27, 11/8, 15-16, 20, 12/2, 12, 16, 18, 29 元文4年⑯1/16, 25, 2/8, 16, 24, 29, 3/20, 26 ⑰4/17, 19, 23, 27, 5/8, 21, 27-28, 6/2, 4, 8, 12, 19 ⑲7/21, 25, 29, 8/6, 8, 11, 14, 16, 24, 27, 30, 9/3 ⑳10/10, 20, 11/3, 6, 15, 23-25, 12/16, 19 元文5年⑳1/2, 15, 28-29, 2/13, 25, 3/6	娘抱畜にて死去・家来九八郎姉も死去(⑤5/8)、出羽守妻当六日安葬男子出生(⑩9/19)
荷田(羽倉)豊前守延武(左門、民部)	元末男。母は信詮の季女勢子。元文元年6月17日權預、從五上、豊前守。	稻荷社	享保20年①6/8-9 ②8/23, 30 ③10/5, 10, 14, 11/28, 12/8, 14-15, 18-20, 22 享保21年④1/2, 9-10, 13-14, 22, 26, 29, 2/3-4, 16-17, 21, 23, 29 ⑤3/1, 9-10, 15, 19, 23, 28, 4/2, 8, 12, 15-16, 19, 24, 26, 29 元文元年⑤5/2, 4, 8, 13, 16, 20, 24-25 ⑥6/6-7, 9, 12, 19-22, 23, 29, 7/1-2, 5, 10-12, 16, 20-21, 25, 28-29, 8/4, 6-7, 9, 11, 13-4, 26, 29, 9/4, 13, 16-18, 20, 23, 25 ⑦10/1, 4, 9, 11, 13, 19, 22-24, 29, 11/4, 9, 11, 16, 20, 29, 12/1, 6, 10, 12, 19, 24, 29 元文2年⑧1/4, 8, 13, 15, 21-22, 27-28, 2/1, 3, 6-7, 9-10, 16-17, 23-24, 30, 3/1-2, 5, 7, 9, 14, 21-23, 29-30, 4/1-4, 14, 18-19, 22-23, 26, 28 ⑨5/2-4, 7-8, 15, 17-18, 21, 29, 6/6, 14, 17, 19, 29-30 ⑩7/1, 6, 11-12, 16, 19, 21, 8/2-3, 19, 26-27, 9/1, 6, 19, 25 ⑪10/2, 8, 13, 14, 21, 22, 25, 11/1, 4, 9, 12, 17, 21, 22, 29, 30, 闖11/4, 6, 12, 28, 12/2, 4, 8-9, 12, 19, 21 元文3年⑬11/2, 4, 13-14, 17, 26-29, 2/2, 4, 6, 11, 16, 19, 22-23, 30 ④3/4, 10-13, 17, 25, 28-29 ⑯4/6, 8, 12, 20, 27, 29, 5/2, 5, 7, 10-11, 24, 6/11-12, 14-15, 23, 29 ⑯7/6-9, 13, 17, 19, 30, 8/2, 9, 12, 14, 21, 28, 9/1, 3, 5, 10-11, 18-19, 27, 30 ⑯10/4, 11, 13, 16, 21, 23, 27, 11/5-6, 8, 15-16, 19-20, 27, 29, 12/16 元文4年⑯1/13, 16, 25, 2/8, 10, 24, 27, 29, 3/5, 17, 20 ⑰4/8, 17, 19, 23-24, 27, 5/4, 8, 10, 18, 21, 27 ⑯7/12, 16, 21, 25-26, 8/4-5, 14, 24, 26, 30, 9/3-4, 12, 22 ⑯9/10/1, 10, 13, 20, 27, 11/6, 12, 15-16, 23-24, 12/16, 29 元文5年⑯1/2, 4, 14-15, 28, 2/1, 8-10, 16, 22, 25-26, 3/6, 12	元文2年2月19日豊前守就任、延享3年6月19日卒、39才。延武事民部と改名之義は暫引浜松との難波故也(④1/13)、旧冬病氣頃日快方(⑩1/29)、三代実録一冊在満より返却((⑩2/4))
荷田信友(羽倉豊前守信友)	荷田信名義父		享保20年②8/9 元文元年⑥8/9, 9/13 元文3年⑯10/2	亡父信友公正忌日(②享保20年8/9)
羽倉撰津守(信名)	正官御殿預		享保20年②8/7 享保21年④2/1 ⑤3/27, 4/15-16, 29 元文3年⑯7/24, 8/9 元文4年⑯4/3 ⑯7/10, 17-18, 22, 8/12, 9/18, 21	
荷田(羽倉)石見守信章(信)	信名嫡子、享保3年5月8日權預(12歳)	稻荷社	享保20年①4/14-15, 17, 26-27, 5/1, 3-5, 19, 21, 23, 28, 6/3-4, 8, 12, 14, 19, 24 ②7/5, 6, 8, 17, 29, 8/5, 7, 18, 21, 23, 24, 25, 28, 9/9, 15, 21, 28, 30 ③10/1, 5-6, 8-9, 12, 19, 22, 29, 11/3-4, 8, 10, 19, 25-28, 12/1, 4-5, 7-9, 11, 16, 27-28, 30 享保21年④1/8 ⑯3/11 元文元年⑥6/15, 8/6 ⑯11/17 元文2年⑯8/22 元文3年⑯3/10	享保15年6月26日石見守、從五位上、20年11月17日卒、29歳。一周忌(⑯11/17)
荷田弁	信名妻		享保20年①4/13, 17, 5/1, 3, 5, 19, 23, 6/3, 8, 12, 19 ②7/5, 6, 8, 17, 29, 8/5, 18, 21, 23, 25, 29, 9/10, 15, 28, 30 ③10/8, 19, 29, 11/8, 10, 19, 26-28, 12/1, 8, 12, 15, 18-19, 22, 28 享保21年④1/2, 13, 22, 29, 2/4, 16-17, 21, 23, 29 ⑤3/1-9-10, 15-16, 19, 23-28-29, 4/2, 8, 12, 15-16, 24 元文元年⑯5/2, 8, 14, 16, 20, 24-25 ⑥6/6-7, 9, 12, 19-20, 23, 29, 7/2, 5, 12, 16, 20-21, 25, 28-29, 8/4-6, 9, 13, 26, 29, 9/4, 13, 20, 23, 25, 27, 29, 11/4, 9, 11, 16, 20, 29, 12/1, 6, 10, 12, 19, 24, 29 元文2年⑯8/14, 8, 13-15, 21-22, 27-28, 2/1, 3, 6-7, 9-10, 16-17, 23-24, 3/2, 5, 7, 9, 21-23, 29, 4/2-4, 14, 18, 23, 26, 28 ⑨5/4, 8, 10, 18, 27, 29, 6/14, 26, 29-30 ⑩7/1, 6, 9, 12, 16, 19, 26, 8/2-3, 7, 16, 19, 21, 26-27, 9/1, 6, 13, 19, 25, 27 ⑪10/2, 8, 14, 20-22, 11/1, 4, 9, 12, 17, 21, 闖11/4, 6, 28, 12/2, 8, 12, 21, 23 元文3年⑬11/2, 4, 13-14, 26-27, 2/4, 7, 11, 16, 19, 22, 28, 3/4, 11, 13, 28-29 ⑯4/8, 12, 14, 29, 5/5, 7, 10-11, 24, 6/11-12, 14-15, 24, 26 ⑯7/4, 13, 17, 19, 30, 8/9, 14, 28, 9/1, 5, 10-11, 19, 26-27 ⑯10/3, 11, 13, 19, 21, 23, 27, 11/5, 15-16, 20, 27, 29, 12/2, 12, 16, 19, 26, 2/8, 16, 24, 29, 3/17, 7, 10, ⑰4/8, 17, 19, 24, 27, 5/1, 4, 8, 18, 21, 27-28, 6/8 ⑯7/4, 6, 16, 25-26, 29, 8/25, 9/3, 21-22 ⑯10/1, 10, 13, 20, 27, 11/6, 15, 24, 12/16, 29 元文5年⑯1/2, 14-15, 22, 2/8, 10, 13, 16, 22, 24-25, 3/6	「政事きほ」(⑯7/5)、川崎作左衛門より安産の恵来る(⑯10/15)
荷田政	信名女、きほ、延武妻		享保20年②7/5 享保21年④1/13 元文元年⑥6/19, 23, 7/5, 25, 8/26 ⑦10/29, 11/11, 12/1 元文2年⑧1/14, 22, 3/2, 7, 4/28 ⑯5/18 元文3年⑯9/10-11, 26 元文4年⑯1/16 ⑯10/15	
片岡惣七	松平信岑家中		享保20年①6/1 元文元年⑦11/10 元文4年⑯16/1	
片山五郎大夫	土方七郎右衛門手代		享保21年⑤4/23	
勝七	元文元年⑦12/20			

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
勝見木工之助		大坂	享保20年①6/2 ②8/19, 21, 29 享保21年⑤4/3, 6-8 元文元年⑥8/7, 9, 13, 9/4, 27 ⑦10/2, 19, 11/16, 29-30, 12/1, 28 元文2年⑧1/4 ⑨5/24, 6/4 ⑩8/21, 9/22 ⑪11/2, 17 元文3年⑫2/8, 13 ⑬9/10/29, 11/3, 6, 15 元文5年⑭2/8, 13	娘園女先月十一日病死(⑯8/13)
加藤太左衛門	上総国百姓	舟慶橋旅宿	元文5年⑮2/14	根本氏別懇・大富家(⑯2/14)
金岡九兵衛			享保20年⑩6/1 ⑪10/2	
金沢屋安兵衛	初女嫁		享保21年④1/23 元文2年⑩1/10 元文4年⑯10/4, 6, 21, 12/29 元文5年⑭1/28, 末尾	
少松			元文4年⑦6/23	
兼子武左衛門	横山内記家老		元文3年⑭9/4-5 元文4年⑯2/2, 4 ⑰7/5/8 ⑱9/7	
金子文治郎(文次郎)	加納久通目付		享保20年①5/27-28, 6/14 ②7/16, 9/14, 15, 26, 12/14 ③11/29, 12/11 享保21年④1/4, 16, 21 享保2年⑤4/5 元文元年⑥5/12 ⑥6/13, 21, 8/22, 30, 9/4 ⑦12/7, 25 元文2年⑧1/2, 13, 20, 3/10-11 ⑨5/9-10, 13 ⑩7/3, 9/27 元文3年⑪1/12, 15, 2/28, 3/26 ⑫4/8, 6/9 ⑬7/25 ⑮11/29 元文4年⑯1/9, 12, 3/14-15, 21 ⑰4/3, 9, 11, 18, 6/14 ⑲7/6, 8/28, 9/4 ⑳12/24 元文5年⑭1/13, 末尾	大久保主水同道にて初対話(⑯5/28)
金田源右衛門	本多正珍家老		元文4年⑭3/14	紀伊国小十人金田三郎大夫甥故金子文次郎と親類(⑯3/4)
金田(兼田)三左衛門	河田久保根来同心	牛込辺	元文3年⑩2/1, 2/6, 10-12, 15, 3/1, 4 ⑩7/23, 25 元文4年⑭7/4/14	
金保(兼保)安元	御医者	松永町松林寺旅宿	享保20年①5/15, 6/1, 11 ②7/6, 8/17 ③10/5, 11/17 享保21年④1/5, 2/14, 17 ⑤3/5, 19 元文元年⑥5/19	
加納遠江守久通(遠州公)	御側御用取次	吳服橋御門内	享保20年①5/4, 12, 27-28 ②9/26 ③12/5, 13, 30 享保21年④1/1-2, 16, 21, 2/27 ⑤3/4, 7, 18, 5/7 元文元年⑥6/13, 21, 9/22 ⑦12/7, 17 元文2年⑧1/2, 13, 20, 3/11 ⑨5/9, 12, 15 元文2年⑩7/3 ⑪11/13, 15, 12/25 元文3年⑫1/11-12, 15, 2/28, 3/26 ⑬4/8, 6/9 ⑭7/11, 8/15, 9/21 ⑮10/26-28, 11/23, 28-29, 12/23 元文4年⑯1/9, 12, 22, 3/14, 25 ⑰4/3, 11, 18, 21-22 ⑲11/10-11, 12/27 元文5年⑭1/3, 末尾	
加納坊			元文4年⑩3/27, 29 ⑰4/5-6	
神坂能登守	閑院宮内		元文2年⑩7/9	松平乘邑屋敷で面談(⑯3/29)
上幸之助	上幸大夫息		享保20年②9/4	富樫求馬が近跡を嗣ぐ(⑯7/9)
上幸大夫	御小姓組		享保20年②9/4	井出氏額類初面詰(⑯2/9/4)
紙屋吉兵衛		松鳴町	元文5年⑩1/18	三宅友之進寄宿(⑯1/18)
神山多仲	浪人	稻荷社	元文元年⑦11/26 元文2年⑧3/12 ⑨6/28 ⑩7/16, 9/14 元文3年⑫1/3 ⑮11/6, 12/8 元文4年1/2 ⑰5/20 ⑲12/18	美譜達人、芝崎家音楽の師範(⑯1/3)
龜井権右衛門	在満傍輩、伊賀衆		享保20年②9/20	中将棋上手(⑯2/9/20)
龜田三郎大夫			元文元年⑦4/29, 5/1-4, 8, 12 ⑩6/26, 8/20 ⑰12/23 元文2年⑤5/11 ⑩7/3 元文3年⑩1/12	
川勝勘右衛門	大番組頭	小日向馬場	享保20年③10/8 元文2年⑨5/17, 6/2 ⑩7/22, 9/10 元文3年⑩1/29 ⑯7/7-9, 9/3, 18-19 ⑮10/14	御小姓組之内三人当社安鎮之義領二付豈前守方へ被徴との由(⑯7/7)
川勝登之助	大番衆	小石川馬場	享保20年③10/8	安鎮願主(⑯0/8)
川崎作左衛門	千駄ヶ谷伊藤修理亮下屋敷	元文2年⑩11/18	享保20年①6/9 ②7/29, 8/14 ③11/29, 12/3, 8 享保21年④1/21 元文元年⑥7/29 ⑦10/17, 23 元文2年⑨6/22 ⑩15, 12/24 元文5年⑭3/12	室律女は信名妻弁の妹(⑯6/9)
川崎忠右衛門	牧野貞通家臣	千駄ヶ谷	享保20年⑩16/9 享保21年④1/21 元文元年⑩6/22 元文3年⑩1/12, 2/5 元文4年⑯12/24	信名妻弁妹(⑯6/9)、当4月流産(⑯6/22)
河津十兵衛	田町名主		元文4年⑩11/9, 15, 18 元文5年⑮11/1-12, 2/17	
河根幸助(幸介)	信名家来、青侍		享保20年①4/13, 5/16, 29 ②8/4, 15 元文元年⑦10/15 元文2年⑧3/4 ⑩11/26, 30, 11/11/20, 24, 25, 12/14 元文3年⑩1/10, 28, 2/25, 3/2, 9-10, 26 ⑪8/4, 9/2, 13, 18, 25 ⑫10/5, 12, 24 元文4年⑯1/1, 14, 21, 3/4, 13 ⑭4/3, 7-8, 15, 5/4, 6-7, 10, 17-18 ⑯7/19, 9/22 ⑩10/7, 18, 20, 11/1, 11-12, 12/4, 6, 19, 26, 28 元文5年⑩1/15, 20, 2/3, 6, 16, 21, 3/2, 5, 9, 10	不届之儀(⑯8/15)、お直ら品川迄出迎(⑯3/8)
河野勘右衛門通喬	勘定奉行	松平庄二郎家中	元文元年⑩6/8-7-8, 30 ⑦12/24, 26 元文2年⑧1/6, 2/21, 23 ⑨5/13 ⑩9/30 ⑪10/18, 19, 25 元文3年⑩1/14 ⑮10/24, 12/11 元文4年⑯1/9, 18 ⑯7/6, 8/28 元文5年⑭1/14	8月12日就任・御船手兼務、前職は小普請奉行(『寛政譜』10-226)
河野勘右衛門通喬			元文元年⑩6/8/12	
河村郡平(軍平)	長次資親用人		享保20年②8/17, 9/15 ③10/22, 29, 11/27 享保21年⑤3/4, 8 元文元年⑤5/22 ⑥7/3 ⑦10/26, 12/7 元文2年⑩3/23 ⑨5/22 元文3年⑪1/12 ⑮12/8 元文4年⑯1/9 ⑯9/5	辻女療治(⑯4/2)
河村元東(玄頭)	水戸御守殿御附医者		元文4年⑩2/16 ⑯4/2	明日帰國(⑯9/3)
河本継部	備中国吉備津宮社家		元文2年⑩9/3, 25	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○印)、日付	備考
観世織部			元文2年⑧1/29 元文4年⑩5/6	
観世大夫	玉虫左兵衛家中		元文3年⑩1/27	
神田吉兵衛			元文4年⑪3/5	
神田図書			元文3年⑩2/16	
上林又兵衛			享保20年①4/22 ③10/5 元文4年⑩6/5	
岸丈右衛門			享保20年①6/1 ②8/12 元文4年⑩6/1	
きそ	多賀道員妾女		元文元年⑦12/3, 6	
喜多伴五郎	在満傍輩小從人		享保20年⑨/20	
北尾勘治			元文4年⑩1/16, 2/16, 26, 3/5 ⑩10/8-9, 12/15 元文5年⑩2/16	
北尾源藏			元文4年⑩4/9	
北尾源兵衛	上林又兵衛手代		享保20年①4/22, 27, 5/4, 6, 11, 16, 21, 27, 6/1, 11, 19, 24-25 ②7/9, 8/1, 17, 9/9, 10 ③10/1, 4-5, 24, 27, 11/3, 15, 17, 12/4, 6, 14 享保21年④1/5, 17-18, 23, 2/11-12, 14, 24-25 ⑤3/5, 9, 19, 4/15 元文元年⑤5/19, ⑥6/15, 7/3, 6, 8/15, 18 ⑦10/10, 13, 11/22, 12/3, 7, 19 元文2年⑧1/10, 12, 16, 2/6, 10, 26-27 ⑨5/19, 6/17 ⑩7/4, 29, 9/4, 10 ⑪11/1, 12/4, 5, 16 元文3年⑫1/4, 9, 19 ⑬4/12, 17, 6/18 ⑭9/27 元文4年⑩6/1, 11, 19, 24-25, 未尾	子息勘次より返酬、源兵衛事病気一付先比被願役義辞退隱居の由ニ日本橋辺に被引籠之旨申来也(⑭9/27)
北尾才次郎(才二郎)	北尾源兵衛末子		享保20年⑤/11, 21 ②9/10 ③11/17 享保21年④1/23 元文元年⑥7/3, 9/9 元文2年⑧2/27 元文4年⑩6/11	性質甚聰明才秀(⑮5/11)
北尾次左衛門(貞裔)			元文3年⑩1/27, 12/18, 21, 23, 28 元文4年⑩1/11, 16, 2/11, 16-17, 25-26, 3/3 元文4年⑩6/18 ⑨10/4, 6, 12/14-15, 19 元文5年⑩1/28, 2/16, 3/11	貞裔と改名(⑯6/18)、勘治宅へ引移居住(⑯12/15)
北小路大学助			元文4年⑩7/27	
北村伊賀守			元文2年⑧3/22, 24-26, 29, 4/2, 5, 7-8, 10-11, 30 ⑨5/3	
喜多村(北村)彦右衛門	町年寄		享保20年③12/11 享保21年④1/5-6, 16, 27 元文元年⑥/26 元文2年⑧1/15 元文3年⑩1/8 元文4年⑩6/12, 20 元文5年⑩1/13, 3/12, 未尾	参府の由(⑧3/22)、朝日御見相済(⑧4/2)、22日帰着(⑧4/30)
北山秀齋			享保20年②7/6 元文元年⑨5/15, 17-18, 6/6	
北脇彦右衛門			享保20年①6/11	
吉左衛門		京都	享保20年①5/27	
吉平	僕・下部(中間)		享保20年①4/13, 5/15-16, 23 ②9/2 ③10/2 享保21年⑤4/2 元文元年⑥/23 ⑦12/19, 21-22, 24 元文2年⑧4/24 元文3年⑩1/10, 2/25 ⑩5/13, 6/23 ⑩7/16-17, 23, 26, 28, 8/4, 7, 16, 9/11 ⑩10/26, 28, 11/2, 7, 20, 25, 12/17-18, 26 元文4年⑩1/17, 12, 3/27 ⑩4/8, 11, 17-20, 22, 25, 27, 5/1, 4-5 ⑩10/7, 16-17, 19-20, 23, 11/9, 12, 16, 18-19, 29, 12/1-2, 9, 13, 15, 17 元文5年⑩1/2, 5-7, 9, 19, 28, 2/1, 3, 12, 23, 27, 3/6, 7, 9, 12	初対話(⑯5/18)
吉文字屋治兵衛	町人	神田新白銀町	享保20年①5/18 ③11/15 元文元年⑩9/14-15	
木津屋吉兵衛			元文5年⑩2/8, 19	
吉川源大夫	加納久通家老		享保20年③12/30 享保21年④1/21, 2/1, 24, 27, 29 ⑤4/5 元文元年⑥5/12 ⑥6/13, 21 ⑦12/7 元文2年⑧1/2, 3/11 ⑨5/9 ⑩1/3 元文3年⑩1/12, 3/26 ⑩6/9 元文4年⑩1/9, 3/14 ⑩4/3	
吉川式部卿	上野坊官、諸大夫		享保20年③12/8, 24 享保21年④1/24, 2/5 ⑩3/6 元文元年⑦12/18 元文2年⑧1/3 元文3年⑩1/20 元文5年⑩1/21, 3/7-9, 11	
吉川民部卿	上野		享保20年①5/7 元文元年⑩7/9	
吉川常右衛門(常大夫)	朽木直綱用人		元文4年⑩12/4, 7	
喜笠忠左衛門	町代		元文4年⑩3/20, 27 元文4年⑩4/10	
喜八			元文3年⑩9/13, 20, 22 元文4年⑩10/6	
菱生川平兵衛	松平近貞家用人		享保20年①4/30, 6/14 ②7/8, 21 ③10/3 享保21年④1/13 享保21年⑤4/17 元文元年⑥6/15-16 元文4年⑩6/14	
木部氏			享保20年①5/6, 10-11	杉浦國頭と関係者(⑯1)
木部平伍	松平乗邑扶持人		元文元年⑦10/2, 23	
木部平四郎	松平乗邑扶持人		元文元年⑦10/2, 20, 22, 23, 26	
喜兵衛	木村隼人取次		享保20年②8/28	
木又惣七	細井安明取次		享保20年②7/12	
木村源之進			元文2年⑧3/12-14, 21 元文5年⑩3/6	在満礼儀類典諸社行幸之部披見(⑯3/14)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
木村佐左衛門(左 右衛門)	在満傍輩田安小十人		享保20年②9/20 享保21年④2/27-28 ⑤3/7-8, 18, 28 元文元年⑤4/29 ⑥6/26 元文2年⑨5/1-12 元文3年 ⑩1/12 ⑯10/18, 26 元文4年⑩3/27 ⑪4/8, 25, 5/15	
木村篠目	木村隼人息女		元文2年⑩10/1	病体(⑩10/1)
木村忠大夫	駒井寿正家来		享保20年①5/16 ②7/28, 9/29 ③10/28-29, 12/5, 7, 25 元文元年⑥6/25, 7/3-4, 6, 13, 23, 8/14, 17-18, 20, 9/2-3, 5, 11, 27 ⑦10/1, 7, 17, 11/17, 12/15, 16, 29-30 元文2年⑧1/6, 21-22, 24, 2/5, 12, 15-17, 19-20, 3/2, 8, 24, 4/5, 21 ⑨5/12, 22 ⑩7/3, 6, 9/7, 18, 29 ⑪10/1, 閏11/4, 5, 28, 12/5-7 元文3年⑫1/12 ⑬4/24, 6/16 ⑭9/23, 27-28 ⑮10/24, 11/17, 22, 25, 12/3, 7, 26-29 元文4年⑯1/9, 2/5-6, 3/5, 15-16, 24 ⑰4/5-6, 18, 22-23, 5/2, 4, 6 ⑱8/27 ⑲10/9, 12/11, 25 元文5年⑳1/14, 2/28, 3/12	初面話(⑩5/16) 当三日家中の歩士が押 し込み、手紙を貰う(⑩3/8)
木村隼人成従	神田明神下社社家、木 村左膳師親		享保20年①4/20, 30, 5/10-12, 27, 6/8, 26 ②7/1-4, 21, 26, 30, 8/5, 6, 8/1, 17, 20, 23, 26-28, 9/1, 9, 28, 29 ③10/1, 11/15 享保21年④1/6 ⑤3/1 元文元年⑥6/1, 7/8, 14, 22, 9/9, 17 ⑦11/15, 12/15 元文2年⑧1/1, 2/19, 4/14 ⑨5/22 ⑩7/2 ⑪10/1, 3, 5 元文4年⑩1/1 ⑪6/8, 26 元文5年⑫1/7	中氣差虚万死一生(⑩8/26)、兼保安元療 治(同27)、今日死去・東丸歌明弟能書、 多能の仁(⑩10/3)、⑩以降は息子か、 ⑩10/3
久大夫	笠倉半平手代		元文3年⑩8/29	
恭学	出家		元文3年⑩7/20	浜松へ被登付杉浦家へ書状一封輒(⑩ 7/20)
行元彌			元文3年⑩11/5	
妙妙切	慈雲院弟子		享保20年②8/4	
桐山文藏	中条信寔内か		享保20年③12/1	
金平	尾崎八郎下部		江戸湯島	
久貝因幡守正順	御書院番頭、大番頭		江戸湯島	
久貝十左衛門正直	大番組、新番組		江戸湯島	
久貝十左衛門正次	久貝正直養子		江戸湯島	
九条権基(内府公)	権大納言 右大將、右馬 寮御監、内大臣		牛込御門内	享保21年⑤4/26 元文元年⑤5/16-17, 19, 20 ⑥8/1
朽木千二郎	朽木直綱三男			元文4年⑩4/17
朽木忠三郎	朽木直綱次男			元文5年⑩2/27
朽木土佐守玄綱	奏者番			元文4年⑩3/17
朽木和泉守直綱	御城番頭、大番頭。			享保20年②8/19
朽木直綱女	朽木主膳紀綱			元文4年⑩2/4
久保田平吉	細井佐治右衛門取次・ 用人			元文2年⑩10/3
熊恋(?)文之進	深谷氏收次			享保21年④1/5, 23 元文2年⑧1/16
倉垣甚兵衛			享保20年①12/20	
倉河安大夫	朽木直綱家老			元文2年⑩9/30
倉橋安大夫	朽木直綱取次			元文4年⑩12/4, 7 元文5年⑩3/12
黒田卯左衛門	倉橋安大夫子息			享保20年①6/5
栗本駿河	御陪船頭、五十俵二人 扶持、皆川町住〔武 鑑〕			享保20年①6/1 ②8/16, 17, 10/25, 12/14, 15 ③11/17, 12/9-10, 19 享保21年④1/6, 16, 21, 2/13-14 ⑤ 4/26-27 元文元年⑥6/3, 9, 15, 20, 9/29 ⑦12/1-2, 10-12, 14-15 元文2年⑧1/2, 15-16, 2/4 ⑨5/15 ⑩7/9, 12, 27 元文3年⑩1/8, 15, 18, 2/1 ⑪6/9, 18, 21 ⑫12/15-16 元文4年⑬1/7, 9, 12, 21 ⑭6/19 ⑮7/5, 8/28 元 文5年⑯1/16, 18, 21, 未尾
黒田定右衛門	板倉勝清取次		享保20年①32	
黒田大和守直純	大久保忠胤取次			元文4年⑩8/18 元文5年⑩3/11
桑原宇門	上野国沼田城主			享保20年①5/23 享保21年⑤4/16
斐原尼丘	律僧			元文4年⑩2/19
				元文21年⑤4/24 元文元年⑤5/9-10, 26 ⑥6/26, 29, 9/25
				深尾多仙(仕官收养)(⑩4/24)

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
契仲(契沖)		大坂	元文3年⑩8/16 元文4年⑩7/5	稲垣太郎左衛門へ大坂契仲百人一首之抄改鏡抄上巻武田信玄(⑩7/5)
桂芳院殿			元文2年⑩8/9 元文4年⑩8/9	正忌(⑩8/9)
源五右衛門	西ヶ原名主	西ヶ原	元文2年⑩8/25	源五右衛門屋敷の花見(⑩3/25)
源左衛門	播磨國の町人		享保21年⑩3/16	
元台	松本為寛家来		享保20年⑩5/21, 24	
玄次法印				
源太左衛門				制札(⑩3/20)
源兵衛	家来(松屋か)		元文2年⑩3/20	
源兵衛	雨森文次郎家来		元文3年⑩3/8	
小池党右衛門(覚之右衛門)	板倉勝清江戸留守居役、のち寺社役		享保20年⑩4/20, 25, 5/3, 6, 27, 6/14 ⑩7/2, 11, 21, 8/3, 9/5 ⑩11/1 享保21年⑩1/12 ⑩4/16 元文元年⑩6/26, 8/6 ⑩12/23 元文2年⑩1/6, 2/6, 4/15 ⑩7/3 元文3年⑩1/23 ⑩6/18 ⑩12/13, 22 元文4年⑩1/9, 2/9, 12 ⑩6/14 ⑩10/2, 12/24 元文5年⑩1/13, 25, 2/3, 22, 26, 3/12	寺社役に昇進(⑩5/3)
小泉勘兵衛	御徒歩目付		享保21年⑩1/6	
五井惣兵衛	牧野忠秀家来		享保20年⑩6/21	
小出相模守広命	御小姓		元文4年⑩4/28	
小出信濃守英貞	西城若年寄		享保21年⑩4/15	
小出弥三郎守明	小出守秀智養子		元文4年⑩10/26	
小出淡路守秀(守里)	元禄3年京都町奉行		享保20年⑩5/19, 27 ⑩7/17, 20 8/15, 16, 18, 9/15 ⑩10/11, 15, 11/10 享保21年⑩4/2, 4 元文元年⑩9/5, 14 ⑩10/29, 11/22, 12/9, 27 元文2年⑩3/7, 20, 4/3, 13 ⑩5/25 ⑩1/219 元文3年⑩1/7, 10, 14, 3/11, 16, 21, 24, 27 ⑩4/22 元文4年⑩3/29 ⑩4/3 ⑩7/9, 17, 8/2, 11 ⑩10/16, 23-24, 26 元文5年⑩2/22, 24, 3/9	乱心(⑩0/26)、元文5年2月20日死去(『寛政譜』17-387)
お幸の方(梅溪、お督御方)	西丸女中、御部屋様、梅溪通条女、徳川家治母		元文2年⑩3/2/15-16, 19, 3/4-5, 7, 4/30 ⑩5/21-22	元禄3年正月11日京都町奉行、9年2月2日伏見奉行兼幕、5月27日辞職、寄合、11年12月1日作事奉行、12年4月21日死去、年51(『寛政譜』17-386)
高庵			元文3年⑩11/18	棲近御所跡(⑩3/4)。元文2年5月22日於西丸竹千代君(家治)を産む、同28日御部屋様と称す、寛保元年8月7日從三位、延享2年移徒の新本丸へ入る、同5年2月26日逝去、東叡山へ葬る。宝曆13年4月16日贈従一位、法名至心院殿(『徳川諸家系譜』1-61)。
幸右衛門	小笠原忠基留主		元文4年⑩9/4	
日光門主公寛法親王(上野御門主、輪門主、新宮、大御門主、准后宮⑩2)	天台座主		享保20年⑩5/7, 11 ⑩12/8 享保21年⑩4/24 元文元年⑩11/23, 12/25, 26 元文2年⑩2/19, 24, 28, 3/2-3, 12, 14 元文3年⑩3/7, 11, 21	御不例甚御大切之由流布、此間薨去(⑩3/7)。3月9日懶退、16日薨去(『徳川実紀』)。享保3年天台座主
公遵法親王(上野御門主)			元文3年⑩3/11, 21 ⑩8/11 元文4年⑩5/15	
高坂新右衛門	大久保忠胤組の者		享保20年⑩8/29	深尾多仲方譜第の家来(⑩8/29)
向坂新五兵衛	芝崎好寛家臣		享保20年⑩5/6 ⑩3/12/30 元文元年⑩5/4-5 ⑩9/4 ⑩11/15 元文2年⑩1/1, 3, 2/6, 13 ⑩5/22 ⑩7/7, 11, 9/28 ⑩12/29 元文3年⑩1/1, 2/12-13, 3/3 ⑩6/26 ⑩7/3 ⑩12/1, 3, 29 元文4年⑩1/1 ⑩4/7 ⑩12/22 元文5年⑩1/7	お逸夫婦婿入也
公弁法親王			享保20年⑩9/17	常慈院より公弁親王御筆物贈与(⑩9/17)
弘法大師(空海)			享保20年⑩7/20 ⑩12/19	
高力權七長昌	旗本		元文元年⑩7/25, 8/10	下總国匝瑳海上郡内采地3000石。安永9年12月19日致仕、天明6年3月13日死去。(『寛政譜』8-342)。
久我大納言通兒			元文2年⑩3/1, 4, 7, 4/19 元文3年⑩2/28	
谷セウ坊	意成院僧侶		元文2年⑩1/29	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
護国院院主		上野	享保20年②5/7 ②7/6, 23, 9/1, 8, 28, 29 享保21年④1/24, 2/26 ⑪10/14, 15 元文3年⑩8/25, 9/21, 25, 28, 30	辻女への下し物を渡す(⑩2/8)
こさい方			元文5年⑩2/8	一昨日帰府、智光院等の手紙を持参(⑩10/13)
小柴七郎兵衛	根本治胤妹婿		元文4年⑦5/7-8, 27 ⑬7/1, 5, 8-4-5, 7 ⑯10/13-14, 20, 24, 11/3	
小嶋幸助	長沢資親用人		享保20年②9/16, 24 ⑬10/11, 22, 24, 29, 11/26, 12/27 享保21年④2/17 ⑮3/11, 24 元文元年⑤5/1, 3 ⑥6/13, 7/3, 8/11-13, 24, 9/26 ⑦10/7, 26, 11/4, 17-18 元文2年⑨5/14, 22 ⑩9/15 元文3年⑯12/8 元文4年⑩9/5	
小嶋屋由兵衛			元文元年⑥6/7	
巨勢徳殿頭至信	御側		享保2年④2/27 ⑬3/8, 18-19	
御前庵主	熊野那智山社僧	隣家	元文3年⑩8/26, 9/8 ⑯10/1-2, 11, 11/26, 12/6, 11, 20, 26-29 元文4年⑩1/14 ⑪6/18-19 ⑬12/24, 26 元文5年⑩2/22, 24, 3/4	天台宗法流師匠ハ山門竹林院
小谷与一兵衛	鈴木重經同役(松平豊後守自付役)		享保20年①6/21 ②7/11, 16, 23, 26, 8/22 ⑬10/19-20, 11/9, 23, 12/2-3, 23 享保21年④1/21 ⑮3/7 元文3年⑩1/24 ⑯11/13, 30, 12/17 元文4年⑩4/23, 6/21 元文5年⑩2/22, 24, 3/4	
近衛准后家久	太政大臣、氏長者		享保20年③10/4 元文2年⑧1/20	森姫父
小林勘藏			元文2年⑩9/19 元文4年⑩8/7/22 ⑯10/29, 11/10	
小林義右衛門(義右衛門)	牧野忠寿近習儒者		享保20年①5/16, 6/2-22 ⑬8/10 ⑯1/3, 11/21, 12/11, 17, 27, 29 享保21年④1/5, 12, 2/8 ⑮3/16 元文元年⑤4/29, 5/12, 26, 29 ⑬6/26, 7/17, 23, 8/6, 8, 15, 26 ⑦10/29, 11/22, 12/30 元文2年⑧1/4, 6, 2/4, 26, 3/8, 4/19, 21, 23 ⑯5/17 ⑰7/3, 24, 29, 8/3, 28, 9/29 ⑯10/3, 9, 11, 15, 16, 18, 21, 11/4, 12/5, 16 元文3年⑩1/12, 2/17-18 ⑯4/22, 6/4 ⑯7/17 ⑮12/22, 27 元文4年⑩1/13, 15, 2/28, 3/24 ⑯6/21-23, 28-29 ⑯7/25, 8/14, 9/16 ⑯10/6, 14, 12/27 元文5年⑩3/5, 9, 12	初面話(⑤5/16) 在満門弟(⑯6/20)、画工著者にて社頭絵図画記依頼(同21)、淡草藤屋小左衛門と親族(同22)、西湖李・逸女媒酌(⑯12/17)、西湖学姉婿入りの媒酌(⑯2/8)
小林幸助	駒井寿正家中		元文5年⑩3/12	
小林友右衛門	小林義右衛門父		享保20年①6/22	
小林某	画工		享保20年①46, 48	
小林ユウゼイ	金医		享保20年①5/14	
小平太	加納久通日付役		元文3年⑩1/11	
小平和泉守政峯	伏見奉行		元文3年⑩5/12/26 元文4年⑩1/17	
小堀士佐守(土州)	御小性		元文2年⑩8/24-25, 9/23 ⑪10/13 元文4年⑩2/12 ⑯5/14	
政方			元文5年⑩1/13	
駒井伊織				
駒井副貞寿正(隼人③まで)	小納戸、享保20年10月22日小十人頭、元文元年5月15日目付		享保20年①5/16 ③0/28, 12/25 元文元年⑥6/25, 7/3-6, 8/14, 17, 20, 30, 9/2-5, 27 ⑦10/7, 12/14-15, 29 元文2年⑧1/6, 21-22, 24, 2/5, 12, 15-16, 3/8, 4/5 ⑩7/3, 26, 9/7 ⑯11/12, 13, 14/15, 12/6, 7, 29 元文3年⑩1/12 ⑬6/16, 18, 26, 29 ⑯9/23, 27 ⑯11/25, 12/3, 8 元文4年⑩1/9, 2/5-6, 11, 3/5, 16, 24 ⑯4/22-23, 5/6, 28 ⑯7/6, 28 ⑯12/25, 28-29 元文5年⑩1/14, 2/11, 3/12, 未尾	延享3年5月2日御船手兼帶、4年8月10日小普請奉行、安永2年11月14日死去。80年(『寛政緒』3-219)。福荷安鎮之願望・服忌令之義不審之義被相尋也(⑯9/24)、先日御願之安鎮御璽物遣之(⑯9/27)
小松庄大夫	大久保忠胤公用人		元文2年⑩3/28	
小室多仲			元文3年⑩2/16	
籠口美仲(隱口、柳丸屋、通称小左衛門)、瀬小左衛門	浜松の呉服商人、屋号達州浜松(⑥)、江戸新道名方塾		享保21年④1/13 元文元年⑥6/22, 7/1, 8, 24-25, 9/16 元文2年⑧3/8 ⑯7/25, 8/4 ⑯12/12 元文3年⑩4/26-12/12 元文5年⑩1/5, 7, 18, 26, 2/1-3, 5, 16, 23, 3/6, 11, 18	享保七年春滿江戸下向の途中門人と成る。元文五年江戸にて没。剣術秘伝広めるため参修(⑯5/10)
小羽和多(大)右衛門	堺田出羽守御納戸役人		享保21年⑤4/1 元文元年⑥9/20 元文2年⑩5/13	
近藤登			元文4年⑩10/6	
権兵衛	左官、藤三郎養父	下谷南大門町	元文3年⑩11/19	在満安復の男子藤三郎を養子に遺す(⑯11/19)
斎藤伊左衛門		木庄	元文3年⑩1/26	
斎藤意中			元文4年⑩12/16	
斎藤源人(源七)	杉浦修理亮歌門弟	深川木場	元文3年⑩12/26 元文3年⑯10/10	
斎藤左門		本庄猿江	享保20年②8/11	
斎藤次左衛門			元文4年⑩7/3-4	

人名	身分・銃柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
西東(西藤、斎藤) 修理亮直定	芝神明社神主		元文元年⑦11/3 元文2年⑩9/16 元文3年⑯10/10 元文4年⑯7/23	初面会(⑦11/3)、従五位下藤原朝臣直定
斎藤立昌			元文3年⑯3/24-26, 28	
酒井			元文元年⑥6/25	北条虔兵衛の主人(⑥)
酒井源大夫	大國忠相取次		元文3年⑯2/26	
酒井臺左衛門	北条技兵衛傍聳		元文元年⑦10/9, 18	
酒井左一郎部	安藤定房家中		元文2年⑨5/17	
酒井新兵衛	渋谷良信用人		元文2年⑨5/3, 18, 23 ⑩7/3, 9/6, 16 ⑪11/1-2 元文3年⑯1/12 ⑯6/18, 20 元文4年⑯1/13, 3/24 ⑯7/13	
酒井備後守忠存	酒井忠音子息		元文2年⑧2/7, 27	
酒井讚岐守忠音	老中		享保20年①5/19, 23	
酒井雅集頑忠恭	上野国前橋城主15万石		享保20年①5/4 元文元年⑤5/19	今六ツ時死去、鳴物停止、大蔵卿とは從弟 達の由(①5/19)18日卒去、年66(『寛政 譜』2-25)
酒井文治	今村覚右衛門舍弟		元文3年⑯12/13	15万石(『寛政譜』2-11)
境川氏	河州竹湖村		享保20年③11/8	
坂田勘左衛門	板倉勝澄次		元文2年⑩7/3	
佐々木源太	板倉勝澄次		元文4年⑩1/9	
佐々地官助	渋谷良信取次		享保21年⑤3/7	
佐々地賤兵衛	渋谷良信用人		元文2年⑩9/7	
佐治宇右衛門	本多正珍家臣		元文5年⑯3/12	
佐竹右京大夫義峯	出羽国久保田城主20万石		元文5年⑯1/12	
幸手屋八兵衛			元文元年⑥8/28 ⑦11/17 元文2年⑧1/12 ⑨5/12, 20, 6/10 ⑩12/13 元文3年⑯1/18 ⑭7/15, 8/14, 9/12, 16, 20 ⑮0/10/16, 11/10 元文4年⑯1/16 ⑰4/10-11, 14 ⑯10/5-7, 12/8 元文5年⑯2/1-25, 12/2 元文2年⑧1/12 ⑯10/7, 12/13, 12/22 元文3年⑯3/6 ⑯12/19, 26-27	筆耕人此方ニも頗度旨申談候処明日可差 越旨令終諾也(⑯9/12)
幸手屋茂兵衛	旅店、幸手屋八兵衛父		元文元年⑥6/3-4, 9/5 ⑦11/25, 12/2 元文2年⑧1/12 ⑯10/7, 12/13, 12/22 元文3年⑯3/6 ⑯12/19, 26-27	親父茂兵衛先月三日死之由(⑯12/8)
佐藤園右衛門	深尾多仲夷方親類		元文2年⑨5/4	初面会(⑨5/4)
佐藤円治			元文4年⑯1/12, 27, 2/21, 23-24, 27-28, 3/1, 3, 5, 9, 12-13, 19-20, 22-23, 30	
佐藤喜内	大久保忠胤家 中		元文元年⑦12/14	
佐藤(前田)彈治	新道		元文4年⑯5/12-4, 18 ⑯7/25 ⑯10/23, 26, 28-30, 11/1-6, 9, 11, 13-15, 18-19, 12/4, 7, 11-12, 21, 26-27	中装束会(⑯5/12-14)
真田弾正忠信弘	信濃国松代城主10万石		元文5年⑯1/23, 2/3, 5, 6, 7, 8, 12, 2/22, 3/7, 12	出火(⑯10/6)
佐野右兵衛尉茂承	新番頭		享保20年⑩10/6	
左兵衛			元文元年⑥8/12	
左門			元文5年⑯3/6, 9, 12	前職は御小姓、元文2年御 小姓組頭(『寛政譜』14-19)
さ士	辻女(下女か)		享保20年⑯1/26	(僕吉平の替り(⑯3/6))
沢田今大夫	寄子		元文4年⑯11/28	左門殿家老松山義白
沢村多仲			享保21年④1/20	
三条右大臣			享保20年⑯4/25 元文4年⑯10/29	
治右衛門	芝崎好寛家來か		元文2年⑯5/2	
塙あく屋九兵衛			元文3年⑯10/17	
塙川彦五郎	杉岡佐渡守家来	京都	元文3年⑯3/25	元文3年⑯3/25
塙田久助			享保21年④1/13, 22, 26, 2/21 元文元年⑥8/30, 9/4 ⑦11/4, 22, 12/10 元文2年⑧1/21, 25, 28-29 8/28,	極月廿一日子細有之閉門(④1/22)
塙田久八郎			9/1, 6 元文3年⑯1/26-27, 2/11 元文4年⑯1/25-26, 2/4, 11 ⑯9/13 ⑯10/14	
塙谷丹治	大八木季平家来		享保20年⑯5/9, 20, 6/8-9 ⑦7/22, 8/23, 24 元文元年⑥9/12, 16 元文2年⑧1/18, 2/29, 3/8 ⑨6/12 元文4年 ⑯6/8-9	
自照院			元文3年⑯3/25-27 ⑯4/17	当十七日夜亥刻死去(⑯7/25)
			元文2年⑯7/25, 28	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
七兵衛	家来(信名か)		享保20年①4/17-18 元文3年⑩4/7, 5/15, 18-19, 6/7, 9, 22-25 ⑪7/8, 19 元文3年⑯5/21, 6/15, 20, 26 ⑫8/22 ⑮11/22, 12/17 元文3年⑯10/19	八丁堀より扇京発足(⑪4/18)、七兵衛道 中川留二達・根山三而足踏損道・中日数込 路銀不足ニ付浜松ニ而金子借用(⑭7/19) 宗仙院座(⑯6/26)
品女 篠原助之進	水戸御守殿中禰		元文3年⑯5/21, 6/15, 20, 26 ⑫8/22 ⑮11/22, 12/17 享保20年①4/20, 30, 6/19 享保21年⑤3/7 元文元年⑤5/8 ⑥8/14, 9/23 ⑦11/25 元文2年3/1-2, 12-13, 24- 25, 4/1, 8, 10-13, 15, 21 ⑨6/11, 16-17, 23, 27 ⑩7/3, 11, 15, 8/1, 15-16, 28 9/11, 13, 15, 28 ⑪10/1, 11/15, 20, 29 ⑮16 元文3年⑩1/1, 28, 2/2, 4, 28, 3/1, 4 ⑯5/2, 7, 15, 6/13, 21 ⑯11/16 元文4年⑯5/10, 20 ⑯ 7/26, 9/16 元文5年⑯1/26, 3/6 元文3年⑯8/3	2月5日頃上京発足(⑪2/2)、無難京着(⑯ 2/28)、急寛方に滞留(⑬3/1)
芝崎一学	芝崎好寛舍弟、好高二 男、好全		享保20年①4/20, 30, 6/19 享保21年⑤4/2-3 元文元年⑥7/7-8 ⑦11/17, 12/12 元文2年⑩7/3, 5, 7, 15, 8/1, 11, 15, 16, 9/11, 15, 28 ⑪0/1, 5, 20, 11/29, 12/10 元文3年⑯1/19, 2/4, 15, 28, 3/1 ⑯5/5 ⑯7/27, 8/1 ⑯ 11/11, 16, 12/3 元文4年⑯5/10 ⑯7/26, 9/16 元文5年⑯1/28, 2/21	
芝崎山州	芝崎好寛伯父		享保20年①4/20, 30, 6/19 享保21年⑤4/2-3 元文元年⑥7/7-8 ⑦11/17, 12/12 元文2年⑩7/3, 5, 7, 15, 8/1, 11, 15, 16, 9/11, 15, 28 ⑪0/1, 5, 20, 11/29, 12/10 元文3年⑯1/19, 2/4, 15, 28, 3/1 ⑯5/5 ⑯7/27, 8/1 ⑯ 11/11, 16, 12/3 元文4年⑯5/10 ⑯7/26, 9/16 元文5年⑯1/28, 2/21	
芝崎平馬	芝崎好寛の舍弟。		享保20年①4/15, 20, 28, 30, 5/3, 5-6, 12-13, 19-20, 27-28, 6/6, 8, 10, 13, 16-20 ②7/4, 15, 21-22, 8/1, 10, 17, 20, 22, 28, 9/1, 3, 6, 11-12, 14-15, 20, 22, 28, 10/1, 5, 12, 15, 20-21, 23, 26, 28-29, 11/1-2 ⑬ 10/1, 6, 28-29, 11/1, 4, 6, 10, 15, 29, 12/3, 7, 15, 17, 29-30 享保21年④1/4, 6, 18, 28, 2/7, 14, 21 ⑯3/1, 3, 8-9, 14, 18, 24, 4/1-3, 16-18 元文元年⑤5/1, 3-5, 9, 13-14, 27 ⑯6/1, 7, 12, 15, 19, 27, 7/1, 8, 10, 12, 16, 20, 22, 8/8, 11, 13-14, 24, 30, 9/9, 11, 14-17, 23 ⑦10/7, 16, 23-25, 11/4, 9, 15-17, 19, 25, 28-29, 12/10, 12, 15, 29-30 元文2年⑧1/1, 3, 9, 12-13, 17/2/19, 12-13, 4/6, 13, 15, 21, 27 ⑯5/1-5, 7, 9, 11, 15, 18-19, 21-22, 25-27, 29, 6/4-6, 10-11, 14, 17, 24, 27-28, 30 ⑯7/7-7, 9-12, 14-19, 22-23, 25-26, 28-29, 8/1, 4, 11-16, 19, 23, 26-28, 9/1, 3-4, 8-9, 11, 15, 19, 22, 28 ⑯10/1, 8, 12, 15, 26, 28, 11/1-7, 15, 18, 20-21, 23, 25-26, 29-30, 16/1/1, 4, 6, 12/2, 5, 10-22, 23, 29-30 元文3年⑯1/1, 3, 9, 11, 15, 16, 19, 21-22, 27-28, 24/4, 12-14, 28, 3/3-4, 9-10, 14, 16, 27-29 ⑯4/1, 10, 25, 27-28, 5/5, 8, 13, 15-16, 18- 19, 27-28, 6/14-15, 17, 21-23, 26, 28 ⑯7/3, 7, 15, 18, 20, 27, 8/1, 11, 20, 24, 9/1-2, 9-11, 28 ⑯10/17, 11/1, 9-10, 16, 12/1, 3, 14-15, 24, 28-29 元文4年⑯1/1, 12, 23, 2/10, 19, 21, 24-26, 28, 3/4, 14, 19-20, 30 ⑯4/7, 9, 5/4-5, 10, 12-13, 20, 22, 6/6, 8, 10, 16-17, 20 ⑯7/7-8, 13, 15, 20, 26, 8/1, 27, 9/16 ⑯12/2-3, 5, 9, 19, 22, 29 元文5年⑯1/7, 26, 2/3, 3/6, 8-9 享保20年①4/28 元文2年⑩7/14	享保8年11月から享保15年5月まで春満の 元へ留学、29才で父を送り家職を相続し宮 内大輔ご任せられ、寢延3年8月24日46才 卒。文徳実錄全部、続日本後紀借用の義 経諾(⑯10/28)、(牧野公役人より山城國 姫宮祭所之神号等聞合有)書籍等借用 (⑯9/期)
芝崎好寛母 院	柴鳴喜兵衛(妙源 院)	小笠原右近将監料理方	元文元年⑥7/9 元文2年⑧2/26 元文3年⑯23/21 ⑯4/19-21 ⑯9/20-21 元文4年⑯8/24 元文4年⑯7/11/3 享保21年⑯3/5	還俗、在滿の引合せで、小笠原右近将監 料理方期仕(⑯7/9)
芝田玄纂(玄三)	松平乗邑御手医師	京都	元文3年⑯23/21 ⑯4/19-21 ⑯9/20-21 元文4年⑯8/24 元文4年⑯7/11/3	松本為寛療治(⑯8/24) 在闇無尽講で初面会(⑯11/3)
芝山七左衛門	田安附御庭張目付			
渡谷亥之助	渡谷良信三男(か)			
渡谷榮	渡谷良信息女		元文元年⑦10/14, 21, 11/27-28 享保21年④1/14, 2/12, 22 ⑤3/5, 10, 21, 23, 4/2, 9 元文元年⑤5/8-11, 16 ⑥7/1 元文2年⑧2/5, 12 元文3 年⑯8/9	不快・来月婚礼故折啓依頼(⑦10/14)、婚 礼昨十九日相調(⑦10/21) 阿部内膳室(⑯8/9)
渡谷尚	渡谷良信息次女		享保21年⑤3/5 元文元年⑦12/14 享保21年④1/13-4, 2/22 元文元年⑤5/17-18 元文3年⑯10/11, 13, 22, 11/27 元文4年⑯4/8, 24 享保21年④1/13-4, 2/12, 22 ⑯3/5	小笠原登(特選)へ縁組(⑦2/14) 庖瘡折病当年四歳(④1/13)
渡谷信 善藏正実	渡谷良信次男		享保21年⑤3/5 元文元年⑤5/21-22, 24 ⑥6/1, 5, 7 元文4年⑯6/13-14 享保20年①4/29 ⑨27 ⑩1/2, 12/11 享保21年④1/14, 16-18, 21-23, 26, 2/1-5, 7-8, 12, 14, 27-28 ⑤ 3/2, 5, 8, 11, 14-16, 21, 24-25, 4/2, 5, 15, 17-18, 21, 23 元文元年⑤5/10, 15-16, 20, 24 ⑥6/1, 5, 7-8, 12, 21, 26, 7/1, 9-10, 12, 23-25, 8/20, 9/9-10, 16, 18, 24, 28 ⑦10/4, 7, 9, 13-14, 23, 25-26, 11/13, 18, 21, 27-28, 12/14, 23, 26, 30 元文2年⑧1/6, 26, 2/4-5, 12-13, 22, 3/10, 12 ⑨5/3, 9, 18, 23, 6/2 ⑯7/3, 13-14, 9/6-7, 10, 16 ⑩1/0/4, 11/1, 12, 13, 12/12, 29 元文3年⑯1/12, 3/23-25, 28 ⑯4/2, 9-11, 24, 5/9-10, 16, 14, 9/18, 20 ⑯7/6, 9, -10, 14, 9/3-4 ⑯12/4, 28-29 元文4年⑯1/13, 2/22, 3/15, 24 ⑯5/2, 6 ⑯8/7/13-	庖瘡折病当年九歳(④1/13) 養生叶わざ死去(⑦6/13) 武者小路懷新案箭入遣也(④1/16)、次女 今日結納(⑧1/26)
渡谷和泉守良信 (泉州公)	御側	半蔵限外、下屋 敷(は深川)	元文3年⑯23/24 ⑯8/19, 9/4	坂下之御息女来月御臨月(⑯2)、坂下御病 人(⑯)
渋谷良信息女				

人名	身分・経歴	所在等	出典(○月、日付)	備考
洪谷勘作良紀	洪谷良信嫡男		享保21年⑤3/5	
鳴長門守(角右衛門)	駿河町奉行、京都町奉行	牛込御門之外場	元文2年⑧3/10, 14, 4/21-23, 27 ⑨5/13, 20, 6/14	元文2年3月10日京都町奉行へ役替(⑧3/10)、被任長門守(⑧4/21)
鳴助之進(半之丞)		行	享保20年①4/26 享保21年④1/5 元文3年⑫1/8	
島井權右衛門			元文4年⑦4/11	
島田惣内	芦田善藏弟		享保20年②9/20	
清水甲斐守			元文2年⑧2/13, 18	
下總喜左衛門			元文2年⑩8/25	
下野屋惣八			元文4年⑨12/23	
十七屋孫兵衛	飛脚宿	日本橋瀬戸物町	元文4年⑯2/13, 17 享保20年①4/13, 5/1, 27 元文元年⑤5/20 ⑥6/20, 7/11-12, 16, 25, 8/13, 29, 9/4, 13, 18 ⑦10/11, 22, 11/20, 22, 12/1, 19 元文2年⑧1/4, 2/3, 10, 17, 3/2, 5, 7, 4/2, 28 ⑨5/8 ⑩7/1, 6, 13, 16, 8/3, 9/1, 19 ⑪10/21, 11/23, 30, 闇11/6, 14, 26, 12/9, 12, 19 元文3年⑫1/4, 14, 17, 27, 3/10, 17 ⑮4/12, 29, 5/11-12, 22, 24, 29, 6/29 ⑯7/8, 17, 30, 8/12, 21, 9/5, 11 ⑯10/3, 13, 21, 27, 11/8, 20, 29, 12/2, 12, 18 元文4年⑰4/6, 27-28 ⑲9/4 ⑯11/15, 25	井上公源治寿明院へ替わる(⑯5/22)
寿明院	医者		元文5年⑯5/22	
順	増上寺沙門		元文2年⑧3/10	
庄七	名主河津十兵衛代		元文5年⑯1/11	
丈室			元文5年⑯2/16	
庄之介			元文3年⑯10/20	
定助			元文5年⑯2/23	
上代彦左衛門	松平信綱家中		享保20年⑦7/28 ⑧10/11, 12/11 元文元年⑩7/23 元文2年⑯9/16, 19 元文3年⑯1/12 ⑭7/3 元文4年⑰5/23	
注野九郎次	北条茂兵衛家臣		元文3年⑯4/8/23	
定平			元文5年⑯3/6	
青蓮院御門主(清門主)	青蓮院官		元文元年⑯7/20 元文4年⑯11/3, 12, 16	
白井久五郎	在滿門人		元文2年⑯8/17 元文3年⑯10/2	
白井六郎右衛門	阿部因幡用人		元文4年⑯9/29	
白川神祇伯(伯家)			享保20年①5/19, 6/3 ⑦7/20 元文元年⑥8/15 ⑯12/19 元文3年⑯2/13 ⑯7/22 元文5年⑯2/18	
白木屋彦太郎			元文2年⑯6/7	
次郎右衛門	福荷社家来		元文元年⑯6/7 ⑯11/28 元文3年⑯6/24 ⑯7/8	
次郎兵衛	松本為寛家来		元文2年⑯7/5, 9, 11-12, 8/7, 8, 9	
仁賀口多宮	牧野貞通取次		享保20年①5/24	
甚左衛門	五大組		元文5年⑯1/12	
進藤吉右衛門	井上正之家寺社役人		享保20年③12/4 享保21年④2/11 ⑯3/2, 8, 11, 30 元文元年⑥9/14 ⑯10/1, 11, 13, 25, 11/1, 4, 12, 24 元文2年⑯3/10, 4/9, 30 ⑯9/6 元文3年⑯12/7 元文4年⑯5/2, 18, 26	
進藤喜八			元文3年⑯11/10	
進藤外記之助	進藤源之允子息少		元文2年⑯3/3, 22 ⑯9/1 元文3年⑯6/18 ⑯10/10 元文4年⑯1/13	
進藤(新藤)源之允	桺木直綱家老		享保20年①4/20, 25, 5/5, 16, 18, 22, 24, 27, 6/5-6, 14, 23 ⑯7/29, 30, 8/1-3, 5, 7, 19, 22, 9/7, 12-13, 15, 17-18, 23 ⑯10/13, 27, 11/13-14, 12/5, 11 享保21年④1/12-13, 17-18, 24, 2/2, 22, 27-29 ⑯3/2, 5, 8, 11-12, 14, 16, 23-24, 4/2, 17 元文元年⑤4/29, 5/8, 12, 17, 26 ⑯6/26, 7/2, 12, 23, 8/12, 15, 9/2 ⑯10/2, 20, 22, 11/3, 12/3-4, 7, 23 元文2年⑧1/6, 2/4, 6, 9, 15, 19, 21, 28, 3/4-5, 7, 13, 16, 28, 4/2, 7, 19-21, 23, 26, 30 ⑯5/1 ⑯7/24, 8/15, 9/29 ⑯10/3, 9, 11/12, 12/2, 25, 27 元文3年⑯1/12, 17, 2/17 ⑯4/1-3, 6, 14, 19-21, 23, 29, 5/13-14, 26-28, 6/5-6, 8, 12, 15, 18-19, 22-23, 25, 28 ⑯9/3-4 ⑯0/10, 27, 11/30, 12/16, 19 元文4年⑯1/13, 28 ⑯4/16, 14, 23 ⑯7/22-23, 26 ⑯10/1-3, 5, 11, 14, 16, 19-20, 22-26, 28-29, 11/1, 9-11, 13-14, 18, 21-22, 12/1, 3-4, 7, 11-12, 17, 24 元文5年⑯1/12-13, 23, 25, 2/8, 15, 17-18, 22, 26-27, 3/1, 7, 9-12, 未尾	高倉家衣紋の門入相濟券(⑯9/1) 藤之進長々の借宅の謝礼(⑯6/5)、息女(⑯9/3)、当廿一日大坂へ発足(⑯2/17)、桺木和泉守殿供三而歸着之由(⑯9/3)
進藤才三郎	進藤源之允男		元文元年⑯6/26	
進藤佐右衛門			元文元年⑦11/29	
進藤茂子	進藤源之允息女		元文2年⑯2/28	
進藤大陸太夫	近衛家諸大夫		享保21年⑯3/11, 13	
進藤兵部權大輔	日光門主諸大夫		享保20年⑯12/8	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
進藤平学 進藤平三郎	進藤源之允子息 進藤佐右衛門子		享保20年①4/25 元文2年⑧1/6 元文3年⑤10/10 元文4年⑩1/13 元文5年⑩2/3, 12, 17, 3/7	
甚之丞			元文元年⑦11/29	
仁兵衛	愛染寺亥来		享保20年①5/23, 28-29, 6/1 元文2年⑩7/11	
心涼院	角井安定養母		元文3年②1/12, 3/24 元文4年⑩1/13	
杉浦修理亮國頭	浜松諏訪神社神主、国学者、歌人、春滿門人	遠江国浜松	享保20年①5/10-11, 17-18 ②7/11, 16, 22, 9/25 ③11/28, 12/3, 8, 18, 20, 22, 25 享保21年④1/2, 9, 13, 21, 2/2 元文元年⑥6/9, 19, 22, 7/1, 8, 15, 24-26, 8/10, 9/16, 20 ⑦10/2, 7, 17, 23, 26, 11/17, 12/30 元文2年③1/4, 18, 24, 2/8, 29-30, 3/1, 8, 4/10 ⑨6/2, 12 ⑩7/15, 8/4, 9/23 ⑪1/22, 闇11/28, 12/12 元文3年⑫1/1, 6, 9-10, 13, 16, 18, 20, 23-26, 28, 2/24 ⑬4/26-27, 6/28 ⑭7/20, 8/5, 9/9, 11-12, 15-18, 20, 21, 24, 28, 30 ⑮10/1, 2, 4, 10-11, 13-20, 23, 25-26, 11/13, 17-18, 12/17, 26 元文4年⑯1/4, 25, 2/16, 19, 3/4, 27 ⑰4/12, 5/7 ⑲7/2-3, 8/13, 9/6 ⑩11/23, 12/16 元文5年⑩1/7, 11	6月朔日江戸発足、尾崎隼人(同道、町人に なり橋屋彦右衛門手形①5/29)
杉浦大学(国満、渡 辺立円)	杉浦國頭養子	遠江国浜松、春 満方(6月末より)	元文元年⑥7/1, 12, 20-21, 26, 8/9 ⑦10/4, 11/9 元文2年⑧3/22(?) ⑩8/7, 9/19 元文3年⑫1/1, 4, 10, 13, 15, 18, 21, 23, 26, 2/1, 7, 10-11, 13, 16, 22, 24-27, 30, 3/1, 5, 9-11, 17, 21, 25, 29 ⑬4/4, 7, 19-22, 25-28, 5/1, 12-13, 17, 24 ⑭8/5, 28, 9/12 ⑮11/13, 17, 12/16 元文4年⑯1/2, 5/9-10 元文5年⑩1/7, 11, 2/16	渡辺立円杉浦大学と改称(春満方で勤学 のため先月24日浜松発出(⑥7/1)、高倉 家へ入門(⑧3/22)、初面会 德美の人品 (⑩1/13)、実姑先月13日死去(⑪4/12)
杉浦三左衛門	書林	近所	享保20年②8/1, 5, 9/3 元文元年⑥7/16, 22, 8/6 ⑦1/8 元文2年⑧1/3 ⑩7/2, 6 元文3年⑩1/4 元文4年⑯3/5	
杉浦飛驥守(飛州)			元文4年⑦4/27-28, 5/9 ⑩7/1, 4, 8/5, 19 ⑯10/9, 12/2, 17-18, 28 元文5年⑩1/5	
杉浦真崎	春満姪、杉浦國頭妻	浜松	元文元年⑦10/2, 23 元文2年⑩7/5 元文3年⑩9/12 ⑮11/17 元文5年⑩2/16	
杉浦与三兵衛			元文2年⑩12/16 元文3年⑩2/18 ⑪9/26	
杉崎佐渡守			享保20年⑩12/16 元文2年⑩3/12/8 ⑯8/27, 9/6 元文3年⑩1/26	
杉嶋定七郎(定七)	在満勝翠田安小十人		享保20年⑩2/9/20 享保21年⑩4/10	
助川小半太	渋谷良信公用人		享保21年⑩2/5, 7, 9 ⑪3/5, 16, 24, 4/2, 7, 21, 23 元文元年⑥5/16-17, 19 ⑩6/5, 21, 7/10, 25, 8/20, 9/9-10, 16 ⑩12/14 ⑪12/12	
鈴鹿周防			享保21年⑩3/14	
鈴木越後	莫子屋	本町通	元文2年⑩8/15	
鈴木七右衛門重経 (平八)			享保20年①4/15, 20, 5/1, 3, 9, 14, 20-21, 26-27, 6/8-9, 12, 21 ②7/22, 8/22, 9/25 ③12/3, 12, 18, 22, 28 元文2年⑩1/4, 18, 24, 2/8, 29, 3/8, 22, 26-27, 4/10 ⑨6/2, 4, 8, 12 ⑩7/1, 4-5, 11-12, 14-16, 18-21, 23- 27, 29, 8/1, 3, 5-6, 8-9, 11-13, 15-16, 21-23, 25-26, 28, 9/1, 5, 7, 9, 13-14, 17, 19-21, 23, 25, 28-30 ⑪ 10/2, 6-10, 15, 24, 28 11/2, 4, 8-9, 14-15, 19, 21-23, 28-29, 闇11/1, 3, 7, 12, 16, 26, 29, 12/4, 6, 9, 12- 15, 26-28, 30 元文3年⑩1/1, 4-6, 8, 10, 16, 18, 22, 26, 29, 2/1, 3, 5, 7-8, 10-11, 13, 16, 20, 22, 26, 28, 文元年8月24日 着、江戸米沢町 着)、江戸米沢町 5, 10-14, 17, 22-24, 26-29, 9/1, 5, 9-12, 16-17, 22 ⑩10/10-11, 13-14, 17, 19-20, 22-24, 26, 28-29, 11/1- 3, 5, 8, 10-16, 18-19, 21, 23, 29, 12/7, 9, 13-14, 16-18, 20-21, 23, 28-29 元文4年⑩1/1, 16-17, 25-26, 28 2/3-4, 6-7, 9, 12, 17, 19-20, 22, 24-25, 27, 29, 3/1, 3, 13-14, 16, 21, 25-27, 29 ⑪4/6, 8-12, 14, 16-18, 20, 22, 25, 28-29, 5/4-5, 7, 12-13, 16, 22, 26, 28-30, 6/9, 19 ⑩7/5-6, 9-12, 17-18, 22, 24, 27-28, 8/1, 3, 5, 9, 18-23, 25-28, 9/2, 7-9, 11-12, 18-23, 27, 29 ⑩10/3, 6, 9, 11-13, 15-17, 19-20, 23-24, 26, 30, 11/3- 4, 7-9, 11, 13, 15, 17-20, 22-24, 29, 12/1, 5, 9, 11, 13-14, 18, 22-28, 30 元文5年⑩1/1, 6, 9-10, 12, 15-21, 24, 26, 29, 2/1, 3-4, 6, 9, 16-19, 21, 30, 3/4-6, 11-12	24日発足暇乞(①6/21)、高倉家へ入門 (⑩3/22)、高倉家衣紋の門入相賛輩(⑩ 9/1)、此間借用之一物返却之也(⑩ 10/2)、信名は神田新道の豪主鍋島につき 彼家を平八買主にて買取(⑩2/19)、引越 (⑩12/1)
鈴木主馬	安達太良明神神主	奥州白川安達郡	元文4年⑩9/17-18, 21-22, 24, 28 ⑩12/18	言舌容貌非庸人(⑩9/17)
鈴木正達(松達)	酒井忠恭医者	近所(湯島、樹木 谷)	元文2年⑩11/8, 12/1, 8 元文3年⑩12/1-2, 4, 17, 25	予発熱頭痛不相止、因招医師近所ニ酒井 雅樂頭公医者鈴木正達居住故(⑩1閏 11/8)、鈴木松達來入、予容態所見最早入 湯不苦旨也(⑩12/8)
須田清大夫	飯高胤寿家老		元文元年⑩7/21-22, 9, 13, 15	
須藤文左衛門	牧野貞通家来		元文3年⑩7/11, 17, 19, 9/1 ⑩11/2, 9, 25-26, 12/3 元文4年⑩2/8, 3/16 ⑩4/10, 21, 5/16, 21, 26 ⑩12/11	
砂川金左衛門	本多忠英組写力		元文2年⑩2/15, 28	
角倉与一			享保20年⑩2/8, 17 元文4年⑩10/10	
清七	櫻丁	宿	享保20年⑩1/4/13	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
清少納言			享保20年③10/14	
清八郎	松本為寛侍	四ツ谷南伊賀町 高木丸助三郎屋 敷内	享保20年①5/19	
関原二郎(源次郎)	御書院番	元文4年⑨12/17-20 元文5年⑩1/18, 20		平氏、鎮守稻荷安鎮依頼(⑨12/20)
盛有				
関仲右衛門	横山清章近習侍		元文3年⑩9/4	
閑内	在満下部		元文2年⑩7/13	
関張武兵衛			享保20年①4/26	
接拙			享保20年③10/29 元文2年⑧1/13-14 元文3年⑯12/3, 18 元文5年⑩1/15	
瀬戸繁右衛門	長田元輔用人		享保20年①4/20, 5/7, 12, 16, 6/8 ②8/29 ③10/10, 29, 12/11 元文元年⑥6/13, 16-17, 27, 9/20 ⑪12/29 元文3年⑩1/12, 3/12 元文4年⑯1/9 ⑯6/8	
仙石信應守政房	寺社奉行		享保20年①4/23, 25	
仙石丹波守			元文4年⑩10/26	
善之丞	西湖学伯母弟		享保21年⑤3/5	
宗閑	根本合亂留守居		元文元年⑥9/28	
宗悦	大岩尼丘弟子		元文5年⑩1/6, 2/15	
惣左衛門	根本治胤家来		元文3年⑯12/18 元文4年⑯2/19, 3/5 ⑪4/18, 6/14 ⑫7/25-26, 9/3, 5 ⑯11/3, 6 元文5年⑩1/12, 2/6, 3/2	
蒲部三郎兵衛	土岐頼穂用人		享保20年①5/24	
体阿弥周防			享保20年②9/10 享保21年④1/28	
大覺寺御門主(大學寺殿)			享保21年⑤4/1 元文22年⑧3/7	
タイガノ	一向宗僧		元文3年⑯11/17	
大黒屋長左衛門	旅店		元文4年⑩12/8	
多賀道員高惟	信名兄、医者	坂本延暦寺中北 谷華王院住	享保20年①5/19 ②9/10 元文元年⑥7/10, 21, 25, 8/29 ⑦10/4, 11/4 元文2年⑧1/21, 3/5, 7 ⑪10/2, 11/2, 12/2 元文3年⑯4/2/7 ⑯8/14, 9/1, 10 元文4年⑯1/13, 16 ⑯10/20, 27, 12/16, 29 元文5年⑩1/2, 15, 28	三州より帰府(⑯11/17)
多賀信	多賀道員室		享保20年①5/19 ②9/10 元文元年⑥7/10, 21, 25, 8/29 ⑦10/4, 11/4 元文2年⑧1/21, 3/5, 7 ⑪10/2, 11/2, 12/2 元文3年⑯4/2/7 ⑯8/14, 9/1, 10 元文4年⑯1/13, 16 ⑯10/20, 27, 12/16, 29 元文5年⑩1/2, 15, 28	
高井四郎兵衛	伏見馬借役人		享保20年②7/11	
高木那司	大岡忠利留守家老		元文元年⑤5/26 元文元年⑥7/29, 8/12, 20	
高木十右衛門	北尾源房兵衛安鉄願主		享保21年⑤4/15	
高木藤介(藤助)	伏見奉行所同心		享保20年①5/12, 16	
高木平六			享保20年①6/9	
高倉家			元文元年⑤5/30 元文2年⑩8/26, 9/1 元文3年⑪7/17 元文5年⑩2/22	
高倉永秀	公家		元文元年⑥6/6 元文2年⑩8/23 ⑪10/2	
高砂屋綱之助	天英院年寄秀小路用達		享保20年①4/26	
高須籠右衛門	本多忠英家老		元文2年⑩10/15, 18, 20-21	
高田藤助	伏見役所同心		享保20年①5/7	
高野前中御言保光			元文元年⑦10/13, 11/1, 12/25	
高橋清右衛門				
高橋只右衛門	家来		元文元年⑦10/4	
高宮民部	大和三輪社社司		元文元年⑥9/21, 28 ⑦10/17, 25, 11/4, 18, 23, 24, 26-27, 12/9, 17, 18, 26-27 元文2年⑧1/18, 25, 27, 2/6, 15, 18, 3/8, 11, 13, 20, 4/15 ⑨5/13, 20, 25, 6/8, 24 ⑩7/28, 8/6 ⑪10/9, 11/6, 12/11, 12 元文3年⑫1/23, 2/6, 10, 3/1, 4 ⑬4/18, 6/22 ⑭8/28, 9/25-26 ⑮10/13, 23 元文4年⑯3/17	初来入(⑯9/21)
瀧田鶴母			享保21年④2/30	
瀧田平馬	井上正之家老		享保20年①5/21, 26, 6/8 ②8/23, 24 元文元年⑩9/12, 16 元文2年⑧1/18, 2/29, 3/8 元文4年⑪6/8	塙田久助が仲介
竹内右京			元文元年⑦10/13	斎殿海状来る(⑯10/13)
竹垣治部右衛門喜道	勘定役		元文元年⑦11/4, 22, 12/10 元文2年⑧2/19, 30 ⑩8/28 元文3年⑫1/16 元文4年⑬2/11	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
竹熊治右衛門	芝崎好寛家来		元文4年@6/3/30	明後2日芝崎氏方假取引越(6/3/30)
竹善安	井上正之手医者		元文元年⑦11/22	
武田叔安			享保20年①5/6, 10 ②8/7, 28 ③10/24, 11/9, 11, 13-14 享保21年④1/12 元文2年@8/1/6	在満京都已來之学友(②8/7)
武田図書	三河猿投社司		元文2年@8/2/22	来入、初面会、仲間懇敷出入につき出府(8/2/22)
竹坊大藏	紀州熊野本宮社司		享保21年⑤4/18-19, 21, 24 元文元年⑤5/2-3, 7, 14-15, 19-20 ⑥6/19, 23 元文3年@5/10/1, 2	
太宰春台(弥右衛門)	儒学者		享保20年③11/13	
只助	林松寺下部	池端	元文4年@4/16, 5/10, 14	
多田二果(二閑)			元文元年@9/26-27 ⑦12/7 元文2年@8/1/3	娘死去の弔悔(7/12/7)
橋宗仙院			享保21年④1/9 元文2年@8/7 元文3年@2/3/24 ⑬4/5, 5/16, 21, 23, 25-26, 29, 6/6, 26 ⑭7/3 元文4年@7/4/2,	
橋某			元文2年@9/6/28	
橋屋市郎兵衛			元文元年@6/8/15	
橋屋宗七	橋屋宗七方手代		享保20年②7/29 元文元年@6/19 元文2年@9/5/8 ⑪10/23, 11/2, 閏11/6 元文3年@6/5 ⑭9/5 元文4年@1/12 @8/8/5 元文5年@1/9	
たつ女	水戸御守殿若年寄		享保20年①4/22, 5/1-3, 6, 13, 16, 27-28, 6/3-4, 8, 12, 29 ②7/6, 12, 16, 17, 21, 23, 8/18, 21, 29 ③10/6, 8, 13, 11/8, 13, 19, 12/9, 15, 20, 29 享保21年④1/5, 13, 2/4, 6, 10, 21 ⑤3/21, 4/8, 12, 15, 19 元文元年⑤5/4, 16, 23-24 ⑥2/6, 8-9, 12, 14, 17, 19, 24, 7/2, 12, 19, 21, 23, 29, 8/4, 6, 9, 9/4 ⑦10/1, 4, 11/2, 12/6, 12, 24 元文年@8/1/8, 14, 18, 22, 28, 2/3, 5-6, 27, 4/4, 18 ⑨5/2, 6-8, 24, 29, 6/14-16, 23 ⑩7/8, 16, 28, 8/21, 26 ⑪10/2 11/2, 12/9, 28 元文3年@1/4, 14, 23, 2/11, 18-19, 3/4, 12, 28 ⑬4/12, 5/2, 6/5, 7-9 ⑭8/2, 8-9, 17, 9/5, 12 ⑮10/4, 12/8, 20 元文4年@6/1/12-13, 16, 3/18 ⑭7/4/25-26, 28 6/3, 8, 12, 29 ⑯8/5 ⑰12/28	
辰巳屋	長沢資親用人		元文3年@6/26 元文4年@6/2/13 ⑯12/26	
田中玄春			享保20年②8/12, 15 元文2年@8/5	
田中豊平治			元文4年@7/4/9	
田中小右衛門	牧野貞通役人		享保20年①6/21 ③11/21 享保21年⑤4/23 元文元年@6/8/15, 9/2, 5-6, 9 ⑦10/29, 12/10-11 ⑪10/8, 13, 15, 17, 11/10, 闌11/5, 12/17, 19 元文3年@2/13-14, 3/23, 26 ⑭4/8-9, 11/21, 27, 5/3, 6/2/5, 17, 20, 22-23, 26 ⑭7/20, 8/25-26, 9/1 ⑮10/3, 5, 11/11, 18 元文4年@6/1/20, 2/16, 3/3-4, 18, 22, 24 元文4年@4/16, 22-23, 26, 5/3, 7, 14, 6/21 ⑯8/7/5, 8/5-6, 14, 24-26, 28-29 ⑭10/8, 27, 12/16, 23 元文5年@2/16	享保20年5月朔日、京都への飛移につき約諾(京都)への飛札は三五七之日以外の日は、全て橋屋宗七方へ遣す)、元文元年6月17日、信物等の事示(談)
田中段七	杉岡佐渡家 中		元文2年@9/6	
田中藤右衛門	土井八介用人		元文4年@9/6	
田中伴右衛門	松平忠刻留守居		元文5年@2/17	
谷孫三郎	櫛橋織部		享保21年③3/10, 15-16, 21-22	
谷源三郎	山口弘長中小姓		享保20年②8/27	
谷隆得子息			享保20年③10/29	
谷隆得(立徳)	松平信忠隨身医		享保20年②9/27 ③10/1, 6, 8, 26, 29, 11/17 享保21年④1/5, 9, 13, 18, 29, 2/1-2 ⑤4/5 元文元年@5/18 ⑥6/8, 13, 26, 8/5, 7, 22, 9/5 ⑦10/19-20, 26 11/4, 12/18 元文2年@8/1/2, 2/8, 3/8, 4/30 ⑨5/13 ⑩7/6, 12, 8/18, 9/27 ⑪10/19, 12/28 元文3年@2/1/8 ⑬6/9 ⑭7/4, 9/12 元文4年@3/14, 16, 21, 23-26 ⑭6/19 ⑯9/2	深尾多仲懇意(2/2/17)
谷村良馬	城州八幡郷侍		元文2年@4/4 ⑨5/1	
右衛門(定)	牧野貞通公家老		元文4年@8/7-8, 15 ⑦10/29 元文2年@9/29 ⑪10/3, 12, 15, 17, 25, 26 元文3年@3/20 ⑬4/22 ⑭7/17 ⑮10/24 元文4年@6/3/24	
たばこ屋清右衛門	湯島		元文3年@8/16	
玉虫左兵衛			元文2年@8/1/25 元文3年@2/1/27	
鶴屋吉兵衛	八丁堀商店留		享保20年①5/11 ③11/28 元文元年@6/22, 7/8, 15, 25, 8/10, 9/16 ⑦10/8, 17, 12/3 元文2年@8/1/8, 2/8,	
お民女	水戸御守殿中脇		元文4年@6/2/13, 15, 3/27 ⑦4/1 ⑯11/24-25, 12/6, 12, 15, 17, 22, 26	
田村八左衛門	浅草田原町		元文4年@9/10/13	
田村八大夫	浅草田原町		元文4年@9/17-18, 23 ⑯10/3, 13-14	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
多森又右衛門	石川總陽家老		元文2年⑨6/13-14	
多門院南谷			享保20年①4/25, 5/16	
田安宗武(右衛門 督)	初代田安徳川家		享保20年③12/25, 元文元年⑥7/16 元文2年⑧2/28, 3/28 ⑨5/12 ⑩7/9, 28, 9/15 ⑪11/28 元文3年⑫3/22 ⑬9/28 ⑮10/25 元文4年⑯2/14, 3/27 ⑰4/8, 9, 5/15 ⑲12/8 元文5年⑳2/21	在満へ題詠三ツ出される(⑩2/28)、今日 在満田安出勤(⑪1/28)
たよ	辻女下女		元文3年⑭7/3, 9/26	
樽屋(奈良屋)藤左 衛門	惣年寄		享保20年①6/11, 16 ③12/11 享保21年④1/5, 16, 2 元文元年⑥6/26 元文2年⑧1/2, 15, 17 元文3年⑫1/8 元 文4年⑩1/12, 20 ⑪6/11, 16 元文5年⑩1/13, 20, 未尾	
垂水屋三次郎母			元文2年⑩3/10	
垂水屋清右衛門			享保20年①6/7, 10, 26 ②7/30, 8/1, 15, 17, 25, 29, 9/5, 11 ③10/3, 10-11, 22-24, 11/13-14, 17-18, 24-25, 12/2-3, 25 享保21年④1/4, 28, 2/27, 29-30 ⑤3/21, 4/8-9, 24 元文元年⑥5/2-3, 8, 10, 22, 26 ⑦6/1-2, 8, 18, 27, 7/2, 10-11, 22, 8/5, 12, 14-15, 23, 9/14, 16, 23, 25, 29 ⑧10/9, 12, 16, 19-20, 22, 25, 12/3-5, 10 元 文2年⑩1/1, 3, 7, 2/5, 12, 3/9, 4/4, 27 ⑨6/7 ⑩8/23, 27, 9/16, 18 ⑪11/4, 5, 6 元文3年⑫1/1, 18 元文4 年⑬1/1, 10, 3/5 ⑭6/10, 26 ⑮7/1 ⑯10/1 元文5年⑰1/7	
湛道			元文5年⑩1/11	大岩尼丘同伴(⑩1/11) 鈴木主馬の領主(⑩9/17)
丹波左京亮			元文4年⑩9/17	
丹波屋権六			元文4年⑩7/3, 5	
智海			享保20年①4/25, 5/4, 24, 26-27 ②7/20 ③12/6 享保21年⑤4/16 元文元年⑦10/20, 22 元文2年⑧2/24, 3/7, 9, 22, 4/9	元文2年2月12日帰着(⑩2/24)、当月2日 出発(⑩3/22)
千賀甚五左衛門			元文元年⑩9/2-3 ⑦10/1-2 元文2年⑩1/2 元文3年⑫1/12	
智教坊			元文3年⑩11/10	
智光院(母人)	羽倉信友妻、ナベ子		享保20年①4/13, 17, 22, 5/1, 3, 5, 19, 6/3, 8, 12, 19 ②7/5, 6, 8, 13, 17, 29, 8/5, 18, 21, 23, 29, 9/10, 15, 28, 30 ③10/8, 19, 29, 11/8, 10, 19, 26-28, 12/1, 8, 12, 15, 18-19, 22, 28 享保21年④1/2, 13, 22, 26, 29, 2/4, 16-17, 21-22, 29 ⑤3/1, 9-10, 15-16, 19, 2/24, 28-29, 4/2, 8, 12, 15-17, 24 元文元年⑥5/2, 8, 14, 16, 20, 24-25 ⑦6/6-7, 9, 12, 19-20, 23, 29, 7/2, 5, 12, 16, 20-21, 25, 28-29, 8/4-6, 9, 13, 26, 29, 9/4, 13, 20, 23, 25 ⑧10/1, 4, 9, 11, 13, 22, 23, 29, 1/4, 9, 11, 16, 12, 19, 24, 29 元文2年⑩1/4, 8, 13-15, 21-22, 27-28, 2/1, 3, 6-7, 9-10, 16, 23-24, 3/2, 5, 7, 9, 21-23, 29, 4/1-4, 14, 18-19, 23, 26, 28 ⑨5/4, 8, 10, 12, 18, 27, 29, 6/14, 26, 29-30 ⑩7/1, 6, 9, 12, 16, 19, 26, 8/2-3, 7, 16, 19, 21, 26-27, 9/1, 6, 13, 19, 25 ⑪10/2, 8, 14, 20-22, 11/1, 4, 9, 12, 17, 21, 30, 閏11/4, 6, 28, 12/9, 12, 21, 23 元文3年⑫1/2, 4, 13-14, 26-27, 29, 2/4, 6, 11, 16, 19, 22, 30, 3/4, 11, 13, 28-29 ⑬4/8, 12, 14, 29, 5/5, 7, 10-11, 24, 6/11- 12, 14-15, 24, 26 ⑭7/4, 8, 13, 17, 19, 30, 8/9, 21, 9/1, 5, 10-11, 19, 26-27 ⑮10/3, 11, 13, 23, 27, 11/5, 15-16, 20, 27, 29, 12/2-3, 12, 16, 18, 29 元文4年⑯1/13, 16, 25, 2/4, 8, 16, 24, 29, 3/1, 8/17, 20, 26 ⑰7 4/8, 17, 19, 24, 27, 5/4, 8, 18, 21, 27-28, 6/8 ⑱7/4, 6, 16, 25-26, 29, 8/25, 9/3, 21-22 ⑲10/1, 10, 13, 20, 27, 11/6, 15-16, 24, 12/16, 29 元文5年⑩1/1, 2, 14-15, 21-22, 28-29, 2/8, 10, 13, 16, 22, 25, 3/6	
茶碗屋喜兵衛(平 吉)		京玉條	元文3年⑩8/5	
中条大進			元文3年⑩8/5	本石町拾軒店丸屋伝兵衛方に勤め去寅年 より五年間在府(⑩8/5)
中条少将			元文4年⑩12/2	
中条藤大夫(高橋 丹治)	本多忠統内		享保21年④1/12	
中条大和守信実	高家		享保20年①5/4 ②8/14, 28, 9/5, 18	
忠藏			享保20年①4/20, 6/9 ②7/28, 8/19, 22, 9/27, 28 ③10/5, 8-9, 11, 11/2, 25, 12/1, 5, 11 享保21年④1/21, 2/1, 9 ⑤3/3, 5 元文元年⑥6/21, 7/18, 23 ⑦10/7, 12/14 元文2年⑧1/6, 14, 2/19 ⑩7/3 元文3年⑫1/12 ⑬ 6/18 元文4年⑩1/9, 3/24 ⑭6/9	暫花山院家に勤仕、信名年來の智音、京 都では高橋丹治と称した(⑩5/4) 肝煎從四位上少將。下總國都賀・河内郡 内采地1000石。元文4年4月19日卒去。年 64(官賄譜121-93)。在満中条大和守へ 頼進答之處大雨故無之(⑩2/9)
忠藏			元文4年⑩10/4	
中納言坊			享保20年①6/29 ③12/24 享保21年④1/24	
長右衛門			元文3年⑩12/18	疾死去(根本氏に関する(⑩12/18))
長左衛門			元文3年⑩8/14	新道へ来入(⑩8/14)
長兵衛	旅宿		元文5年⑩2/6	吉田政右衛門案文(⑩2/6)
津峰屋三右衛門	町人		元文元年⑦12/3 元文2年⑩6/11	甚富家(⑩12/3)
月岡主計			元文5年⑩1/7	
神田明神社家				

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
篠波与兵衛 辻惟之助			元文5年⑩3/11 元文2年⑧1/28	
辻大膳大夫	井上正之家中	石町三丁目大和 屋治兵衛裏座敷	享保20年①6/8, 15, 21 ②8/17, 9/16 ③10/15 元文2年⑧3/26, 4/2, 4 元文4年⑩6/8, 15, 21	琴の御用で参府、楽装束の事等問答(⑧4/2)
津田兵大夫			元文5年⑩9/16 ⑦10/23	
津田丈左衛門		江州	元文2年⑨5/13	
土田三郎左衛門	評定所儒者		元文4年⑩10/2-3, 5, 11, 14	
土田平覚	土田孫三郎子息		元文4年⑩10/16	
土田孫三郎	御儒者		元文4年⑦12/4 元文4年⑩7/29, 9/1, 3 元文4年⑩10/16, 19, 22, 24-26, 28-29, 11/13, 18, 22, 12/11	
都筑源内	大久保忠胤用人		元文3年⑩5/4 元文3年⑩6/19	
津村主水	浪人	長尾文哲方	元文4年⑩10/21 元文3年⑫1/7	
手嶋一郎右衛門			元文3年⑩9/14	
てよ			元文3年⑩6/26	
寺田郡右衛門	政野女召仕		元文2年⑩5/4	
寺村祥有	浪人	京都	元文4年⑩6/19	
お伝(三丸櫛)	徳川綱吉妾		元文4年⑩6/9/16	
天阿上人	(愛染寺初代持主)		享保20年②7/20 元文2年⑧3/7 元文4年⑩7/22	
天英院(一位様)	徳川家宣御台所		享保20年①4/26 元文2年⑧1/20, 2/4 元文3年⑩12/23 元文4年⑩4/9 享保20年③10/6	
土井八介守			享保20年④2/12-13 元文元年⑥6/1, 8/5 ⑦10/28, 11/21, 26, 28 元文2年⑧1/3 ⑩12/25 元文3年⑩1/20, 26, 28 ⑪7/20 元文4年⑩1/16, 3/5, 12 ⑫7/16 元文5年⑩1/7	正徳3年4月從一位、寛保元年逝去(『諸家譜』1-54)
東湖	樺曾	鳳閣寺	元文3年⑩10/24-25, 11/17-19 元文5年⑩3/1	市川藤左衛門兄・年来親意(⑩1/9)
藤三郎	荷田在満安腹男子		元文元年⑥9/7	左官権兵衛方へ義子(⑩11/19)
東善	足助		元文2年⑩3/2 元文3年⑩3/11	
藤野井遠江			元文2年⑩8/1	
東福門院	徳川和子		元文2年⑩11/29	
当弥	高野寺学頭		享保20年①6/8 ③12/8 元文元年⑥6/7, 19, 24, 29, 7/5 元文2年⑧2/24 ⑩7/10, 12, 16 元文4年⑩7/26, 9/22 ⑨12/29 元文5年⑩1/2, 15	関院宮内神坂龍登守道跡相続(⑩7/9)、 戸馬女岩事子為義女徳川宮内親直妻ニ縁談相熟
富権求馬	祓川岩の父	福荷社	元文2年⑩11/13	
土岐左兵衛			享保20年①5/24 元文3年⑩3/4, 27, 5/6-7, 6/18 元文3年⑩9/13 ⑯10/27	『寛政譜』5-223
土岐丹後守頼穂	京都所司代		享保20年②7/15 元文3年⑩10/15 元文4年⑩4/11 ⑯11/11	御遊獵御成(②享保20年7/15)
徳川家重(大納言 儀)	9代將軍		元文3年⑩2/29	
徳川家繼(有章院)	7代將軍		元文4年⑩3/12	
徳川家綱(藏有院)	4代將軍		享保20年①5/22	
徳川家宣(文昭院)	6代將軍			
徳川家治(竹千代 君)	10代將軍		元文2年⑨5/22 ⑩9/27 ⑪10/13 元文3年⑩1/18 ⑩9/2 元文4年⑩10/29, 11/1-3 元文5年⑩2/15	進藤源之丞伝手で靈廟拝見(⑯5/22) 今暉若君誕生(⑯5/22)、昨日御木丸へ初 御入(⑯10/13)、御髪置(⑯11/1)
徳川家光(大猷院)	3代將軍		元文4年⑩3/12	
徳川家康 様	初代將軍		元文5年⑩3/6	
徳川綱吉(常憲院)	5代將軍		元文4年⑩3/12	
徳川秀忠(台徳院)	2代將軍		享保20年①5/22	進藤源之丞伝手で靈廟拝見(⑯5/22) 御遊獵御成(②7/15)
徳川宗尹(小五郎 将公)	一橋徳川家初代当主		享保20年②7/15	急卒に隠居(⑯1/13)
徳川宗春(尾張中 納言)	尾張徳川家当主		元文4年⑩1/13, 15	
徳川宗翰(水戸中 将公)	水戸徳川家当主		元文4年⑩4/14 ⑯11/25	
徳川吉宗(公方様 大樹君)	8代將軍		享保20年②7/15, 16 元文2年⑩11/2 元文3年⑩3/26 ⑩9/13	御遊獵御成(②7/15)、御直談之御尋事有 之(⑯11/2)

人名	身分・絆柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
徳川宗勝(但馬守) 戸田貞右衛門	尾張徳川家当主		元文4年⑩1/13	宗春相続は分家但馬守入替(⑩1/13)
戸田治部右衛門			元文4年⑩10/16	
戸田次歎左衛門	戸田治部右衛門金弟		享保20年⑪14/22, 5/27, 6/1, 11 ⑫7/1, 3, 16, 8/15, 23, 29, 9/5, 12 ⑬11/2, 8/29, 12/7, 9, 11, 16, 26 享保21年⑭1/4-5, 13, 27, 29, 2/2, 10-11, 24 ⑮3/7, 19, 27, 4/10, 14, 16, 27, 29 元文元年⑯4/29, 5/2, 4, 9, 16, 29-30 ⑰6/3, 5, 8, 15, 19, 7/6, 12, 14, 16, 23, 8/17, 9/4, 22, 28 ⑧10/19, 11/4, 6-7, 13, 18, 23, 12/2, 16 元文元年⑯4/29 ⑯3/17 ⑦11/4	戸田治部右衛門を看病扶助する(⑦11/4) 紀伊徳川宗直息女、伊達宗村室。入興(⑩11/28)
利根姫	徳川吉宗養女		享保20年⑩11/28 元文3年⑩3/4/5	
富倉勘兵衛		京都	元文元年⑩10/13 元文2年⑩1/29 元文3年⑩3/11	
富倉(田中)彦次郎 (彦二郎)	富倉彦次郎舍兄		元文5年⑩1/2, 29, 2/13	
外山			元文3年⑩10/11, 24 元文4年⑩7/29 8/22, 24 ⑨12/16 元文5年⑩1/4	
外山宰相	高家衆		元文3年⑩9/19	
鳥居大路出羽守 (一部鳥居小路と誤記)	上賀茂神社社家	石町四丁目	享保20年⑩4/29 元文元年⑩11/17	先月十三日逝去(⑩5/10/11)
鳥居小路大蔵卿	豊臣秀吉家臣		元文3年⑩5/10-11	富士屋裏慶次に旅宿(⑩6/21)、遠州浜松 杉浦修理亮方訪訊難之由・北条權之進 方よりの書状出羽守へ事伝来る(④2/8)
内藤備後守政樹	陸奥国磐城平城主		享保21年⑪2/5 ⑫4/16 元文元年⑩6/7/2, 10, 8/4, 8 元文2年⑩8/2/4, 4/18 ⑪11/28 元文4年⑩3/20 ⑩4/10	7万石。延享4年日向国延岡城主。宝暦6年 10月21日致仕、明和3年9月24日卒去。年 64(『寛政譜』13-189)。
永井馬之允	浪人、在満妻伯父		元文3年⑩12/21	
永井兵右(左)衛門	加納久通口付		享保20年⑩5/28, 6/14 ⑪9/26-27 ⑫12/11 享保21年⑪1/4 元文元年⑩5/12, ⑯6/13 ⑭12/7 元文2年⑩8/1, 2, 3/11 ⑯5/12 ⑯7/3 ⑯12/14 元文3年⑩2/1/12 ⑯6/9 ⑯11/29 元文4年⑩6/1/9 ⑯4/3, 11-12, 22 ⑯7/6, 8/28	
長井平左衛門	板倉勝澄留守居		享保20年⑩8/3-5, 7 ⑯11/2, 12/11 享保21年⑪1/12 ⑯4/17 ⑯6/26 ⑯12/23 元文2年⑩1/6 ⑯6/22 ⑯7/3	
長井(永井)平助	板倉勝澄取次		元文3年⑩1/12 元文4年⑩1/9, 24 享保20年⑩3/12/11 元文元年⑩12/23	
永井平之丞	板倉勝澄取次、長井平		享保20年⑩3/11/2 元文元年⑩6/26 元文2年⑩7/3	
中井孫助	左衛門子息、 本多猪守組与力		元文2年⑩3/2/28	
長井(永井)弥兵衛			元文元年⑩5/20 ⑩10/12 元文2年⑩4/22 ⑯6/11	作答特參(⑤5/20)
長尾左門	長尾文哲次男		元文3年⑩1/7, 3/16	
長尾七郎右衛門	銀座		享保20年⑩4/27, 5/4, 7, 12 ⑯28/17, 9/9 ⑯10/4-5, 12/6 享保21年⑪1/18, 23	
長尾金麿	長尾文哲子息		元文元年⑩9/11 ⑯10/8, 16, 21, 11/25, 12/24 元文2年⑩2/5, 7, 3/10 ⑯1/2/25, 26 元文3年⑩1/7, 2/18	
長尾文哲(分哲)	医師		元文元年⑩5/3, 8 元文元年⑩6/26, 8/20, 26-27, 30, 9/2, 11, 13, 20, 25 ⑯10/7, 16, 20-21, 29, 11/17, 22, 25, 12/23 元文2年⑩2/5-7, 3/10 ⑯7/3, 9/16, 22, 9/25, 28-30 ⑯10/5, 9, 12/25-26 元文3年⑩1/5-7, 10, 2/18-19, 3/16, 22 ⑯10/24 元文4年⑩3/24 ⑯4/23, 5/4 ⑯7/6 ⑯10/23, 26, 12/29 元文5年⑩3/9, 12	阿部益庵の師
中川善左衛門(古川)	牧野貞通役人		元文2年⑩11/21, 12/17 元文3年⑩1/22, 24, 2/13, 26 ⑯7/8-9, 8/8	途中不忍池端中川辰古面会(⑩10/14)
中川長吉(辰吉、年華)		浜町山伏井戸へ 隠居(⑩12/27)	元文元年⑩8/22, 9/4, 29 ⑩11/27-28, 12/2, 25 元文2年⑩1/13, 20, 24, 2/4, 3/10-11, 13, 4/30 ⑯5/12-15, 6/30 ⑯7/4, 9/11 ⑯10/14, 20, 25, 12/4, 5 元文3年⑩3/26 ⑯6/21-22 ⑯9/21, 26-27 ⑯11/29 元文4年⑩6/ 1/12, 3/13-14, 20-21 ⑯4/9, 11, 16, 21, 5/16, 6/19 ⑯10/13, 11/9, 12, 12/27-28 元文5年⑩1/13, 3/9, 10, 11, 12, 末尾	京都住居で、先年春満へ来入(⑩8/5)
長崎平舒(平序、君所)	儒者	上野意成院寮	元文元年⑩8/5, 8	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
長沢壹岐守資親 高家	御茶ノ水		享保20年①4/29, 6/9 ②7/20, 8/13, 15, 8/17-19, 9/9, 15, 16 ③10/10-11, 21-22, 24, 27, 29, 11/8, 16, 21, 25-27, 12/1, 11, 25, 27 享保21年④1/4, 13, 26 2/16-17, 24-25 ⑤3/4, 7-8, 11, 24, 4/17 元文元年⑥5/1, 3, 22 ⑥6/2, 13, 7/3, 6, 8/5, 11-13, 16, 24, 9/26 ⑦10/7, 26, 11/4, 16-17, 12/7, 16 元文2年⑧1/6, 24, 2/5, 11, 3/6, 20-21, 23, 4/2-4 ⑨5/12-15, 6/6, 30 ⑩7/22, 8/4-5, 9/7, 15, 19, 21 ⑪12/6 元文3年⑫1/12, 17, 2/23, 3/11, 13 ⑬5/10-11, 6/10, 18 ⑭7/20, 8/11 元文4年⑯1/9 ⑯6/9 ⑯9/5 元文5年⑰3/12	為寛同道御暇乞ニ參、弥十五日御発足之由(④1/13)、『寛政譜』21-111
長沢久米右衛門 中嶋清右衛門	駒井寿正家中 鈴木重経傍輩		元文4年⑮8/7/6 元文4年⑯10/6	初面談(⑮8/7/6) 初面談(⑯10/6)
長嶋屋新兵衛 長沼正兵衛			元文2年⑧1/10 元文4年⑯10/4, 6, 21, 12/29	
長沼四郎左衛門 中根丈右衛門(元 圭)			享保21年④1/12 元文2年⑧1/6 元文3年⑯1/12 元文4年⑯1/13 元文元年⑥8/28	
中根根津守 中野老友			享保20年③11/10 元文2年⑯12/19	寛文2年-享保18年、曆書『皇和通暦』は初 放正徳4年、享保10年増補(『国史大辞 典』)
永原弥五兵衛 中丸松庵	三浦肥後用人 医師、津堅家家来		享保20年④1/4/26, 5/18 ②7/13 元文2年⑧2/13	
中御門上皇(仙洞) 中村吉右衛門			元文4年⑯7/4/8 元文2年⑧4/17-18, 23, 26	初面会「鳳閣寺無二の懇切」(⑯4/8) 仙洞崩御の由流布(⑧4/17)、22日迄物 普請等亭止(同18)、4月11日崩御
中村玄春 中村五郎右衛門	御医者 板倉勝澄取次		享保20年④1/27, 5/4, 6/7 ②7/6 ③10/5, 10, 12/6-7 元文元年⑦10/3 元文2年⑨5/26 元文4年⑯7/6/7 元文3年⑯8/3 ⑯10/18-20, 12/23	愛染寺禰主 當時巧者之学医、親方の病氣治療依頼 (⑯8/3)、信名を彦織(⑯10/20)
中村清兵衛 中村皆右衛門	大久保忠胤留守居役 渋谷良信用人		元文3年⑯2/1/12 元文2年⑧3/28 元文3年⑯1/16 ⑯6/19 享保21年④2/5, 7 ⑤3/5, 4/2, 7, 23 元文元年⑥5/19 ⑥6/5, 21, 9/16 ⑦0/7, 12/14, 23 元文2年⑧2/5 ⑥ 5/18, 23, 6/2, 6 ⑩7/3, 9/6, 16 ⑪1/1, 2, 13 元文3年⑯1/12, 3/24-25 ⑯7/6, 9-10 元文4年⑯1/13 ⑯5/6 ⑯7/13 ⑯11/12	
中山五郎左衛門 奈佐清五郎			元文5年⑯3/12 享保20年③11/20 享保21年⑤4/6 元文2年⑧2/30 ⑯8/25 元文3年⑯1/16 元文4年⑯6/6	
奈佐清太夫説房 奈佐清太夫	京都御藏奉行、小普請		享保20年③11/20, 12/22 元文元年⑥5/14 ⑥9/20 ⑦12/28 元文2年⑧3/2, 29 ⑯9/25 元文3年⑯2/22 ⑯ 12/9, 19 元文4年⑯6/2/19, 3/26 ⑯4/9 ⑯8/29-30 ⑯11/13, 12/4, 26 元文5年⑯1/8-9, 11, 2/1, 9-10, 12	『寛政譜』21-11
奈須春悦			享保20年④5/7 ②7/30, 8/6 ③12/7, 9 元文元年⑥6/9-12, 7/5, 14, 17, 22, 8/1, 3, 11, 14-16, 19-20, 22, 24, 9/3, 15, 26, 29 ⑦10/2-3, 11/5, 16-17, 12/6-7, 19, 22, 29-30 元文2年⑧1/26, 2/3, 5, 19-20, 23, 27, 4/3, 5, 19, 26 ⑩5/9, 13, 6/18 ⑯8/13, 16 ⑪10/2, 11/14 元文3年⑯1/1, 24, 2/29, 3/7 ⑯7/17, 20 ⑯10/28-29, 11/1, 3, 6-7, 10-11, 13-14, 16-18, 30, 12/4, 6, 8, 14, 18, 21-22, 25, 27-29 元文4年⑯1/1, 19, 28, 3/5 ⑯ 4/14, 21, 25, 28, 5/5 ⑯7/1	初面話(②8/6)、甥不幸見舞(⑧4/26)
鍋島信濃守宗茂 肥前国佐賀城主	元文4年⑯10/26		元文4年⑯10/26	『寛政譜』13-291
并河主水 并河孫十郎	近習		享保20年③12/8 元文2年⑯6/14	先月廿九日死去(⑯6/14)
奈良土佐	公儀の御時繪師	三河町辺	享保20年①4/29, 5/16, 6/1, 5, 28 ②7/1, 2, 4, 14, 16, 17, 21, 8/1, 10, 11, 12, 16, 17, 22, 9/15, 19, 25, 27 ③ 元文元年⑥6/3, 15, 18, 8/14, 30, 9/29 ⑦10/8-9, 13, 12/1-2, 11 元文2年⑧1/2, 15, 18, 2/4-5, 3/29-30 ⑨ 5/12, 15-16 ⑩7/8, 12, 16, 9/27 ⑪10/25, 11/2, 12/14, 23 元文3年⑯1/8, 15 ⑯6/21 ⑯12/15 元文4年⑯ 1/9, 12-14, 3/14, 23, 27 ⑯4/1, 6/1, 5, 19, 28 ⑯7/5, 8/28 元文5年⑯1/16, 21, 2/2, 未尾	母死去之由也(⑯7/16)
奈良屋(鶴屋)市右 衛門	町年寄		享保20年①6/11 ③12/11 享保21年④1/5, 16, 27 元文元年⑥6/26 元文2年⑧1/2, 15 元文3年⑯1/8 元文4年 ⑯1/12, 20 ⑯6/11 元文5年⑯1/13, 未尾	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○三、日付)	備考
成田定羽		不忍池之端 (①)、かや町 (②)	享保20年①5/7, 12, 6/24 ②7/4, 22, 23, 8/26, 9/14 ③10/7-8, 20-23, 11/29, 12/7-8, 10 享保21年④1/24 文2年⑧1/3, 2/2, 4, 12, 20, 3/20-21, 4/9, 14-15, 17, ⑤6/1 ⑩7/2, 9, 17, 19, 27, 8/12, 9/8 ⑪10/14, 11/2 文3年⑫1/20-21, 29, 2/11 ⑬5/5 ⑭9/29 ⑮10/18, 12/5-6 元文4年⑯1/21, 2/5, 13, 17 ⑰5/14, 6/24 ⑲7/6 元文5年⑳2/11, 3/9	
成瀬惣右衛門治宥	西丸御小姓組	赤坂さみ尻	元文5年㉚2/27	屋敷鎮守稻荷略式安鎮依頼(㉚2/27)、 『寛政譜』15-143
南条開右衛門	渋谷良信取次		元文3年㉛6/21	元文元年從二位、同2年辞職。
鶴波中納言宗建	公家、院伝奏、権中納言		享保21年⑤3/10, 15-16, 21-22 元文4年⑦4/28	在満和学の門弟(③12/12)、初対面(④1/23)、今日お逸夫婦婿入(④2/8)
南部屋弥三次			元文3年㉕10/2 享保21年④1/26	在満和学の門弟(③12/12)、初対面(④1/23)、今日お逸夫婦婿入(④2/8)
新屋文隱			元文4年⑨10/29	遠江国横須賀城主25000石(『寛政譜』16-343) (元禄期京都町奉行松前組)
西湖学(西小学校、西島津継豊近習)	荷田蒼		享保20年③12/12 享保21年④1/23, 27, 2/8 ⑤3/5-6 元文元年⑥5/12, 16 ⑦7/4, 23-24, 8/15 ⑧10/2 元文2 年⑨1/6, 2/8, 15, 26, 28, 4/9, 30 ⑩5/2, 6, 18, 20, 6/2, 7, 27 ⑪7/13, 17, 19, 22, 8/3, 6	在満和学の門弟(③12/12)、初対面(④1/23)、今日お逸夫婦婿入(④2/8)
西角右衛門	西小角叔父		元文2年㉘2/28, 4/30 ⑩7/9, 8/3, 28	
西尾以忠			享保21年④1/26	
西尾隱岐守忠尚	竹千代君御守		元文4年⑨10/29	
西尾勘右衛門	松前組	京都	元文4年㉛8/2	
西川忠次郎正休	天文学者		元文元年⑥8/30	
西本坊	城州八幡山坊の社僧		元文2年㉛5/1	
西山素洗	松平忠愛儒医分の扶持		享保20年①5/4, 6/3-4, 11 ②7/16, 9/1, 4, 5 ③11/20 享保21年④1/28, 2/1-2 ⑤4/6, 24 元文元年㉕5/19 元文4年㉛6/4, 11	至極の富家、予方去年より願主、先月廿日 頃老母死去(㉕5/4)
二条吉忠(殿下)	開白		元文2年㉘8/17	元文2年8月3日薨去
三宮元貞(玄貞)	松平乗昌昌兄弟	芝三田	元文3年㉗9/12, 9/25-26 ㉘10/22, 11/18-20, 12/20 元文4年㉖2/16, 19, 3/16 ⑩5/16 元文5年㉚3/7	急用上京(㉕11/18) 養母当一日死去(㉔1/5)、10700石(『寛政 譜』11-33)
丹羽左京大夫高寛	陸奥国二本松城主		享保21年④1/5	
丹羽左京大夫高寛	10700石			
庭田大納言重孝	正二位大納言		享保20年㉗7/16 元文3年㉚2/28	西山素洗依頼の繪讀物出来・庭田大納言 の筆(㉚7/16)
沼友之進	大久保忠胤取次		享保20年㉘2/8	
根本右近(岡村十郎右衛門)	根本治胤養子		元文元年㉛12/20-21, 26 元文2年㉛1/9, 2/5, 8, 15, 17-18	仮名改め信名が右近と名付(㉛12/20)
根本右近(岡村十郎右衛門)			享保20年①4/13, 30, 5/4, 7-8 6/2, 13-14, 17-20, 21, 27, 29, 4/2, 10, 12 元文元年㉕5/9, 14-15, 18, 25-27 ㉖6/15, 17, 19, 22-24, 6-7, 9-11 ㉗3/3, 16, 18-20, 21, 27, 29, 4/2, 10, 12 元文元年㉕5/9, 14-15, 18, 25-27 ㉖6/15, 17, 19, 22-24, 26-27, 7/17, 8/6, 24, 9/22-23, 25, 28 ㉘10/7, 19, 11/8-9, 12, 14, 16-17, 19-20, 12/17, 19-22 元文2年㉘ 1/20, 2/1, 5, 8, 14, 4/17, 22-23, 27-28 ㉙5/2-4, 6, 8-9, 17, 20-22, 25-26, 29 6/26 ㉚7/1, 2, 8/8-10, 13, 9/5, 14 ㉛11/2-4, 12, 14-16, 21-23, 27-29 元文3年㉖1/6, 9-10, 2/8, 15, 18, 28 ㉜4/2-3, 6-8, 13, 15, 5/1-2, 26, 6/3, 6, 11, 15 ㉘7/9-10, 9/14-15, 20, 24-26 ㉙11/1, 4, 11-12, 12/17-18, 26 元文4年㉖1/4, 15, 7/1-2, 4-5, 25-26, 8/4-7, 24, 9/3, 5, 14, 16-17, 20-21, 23-25 ㉚10/13-14, 24, 11/3, 6, 15-16, 12/5, 18, 23-24, 27-28 元文5年㉚1/9, 12, 16, 18-19, 2/1-3, 6, 8-9, 11-13, 15, 18, 20-21, 3/1, 2, 4, 10, 12	上総菊間八幡宮神主と松嶋町稲荷社神主 を兼轄、明和元年没、74歳。此間出府 (㉛2/8)
野沢大藏大輔	加納久通近習		元文2年㉛5/9	
野瀬甚四郎			元文2年㉛4/5	屋敷福井鎮守(㉛4/5)
能村与惣次郎(与 三次郎)	城州八幡郷侍		元文2年㉛4/4 ⑨5/1	
羽倉石(石女)	左仲妻		元文2年㉛10/22	
羽倉源之丞光周	御留守居与力、奥坊主	内田玄佳子息	元文2年㉛8/21	『寛政譜』22-358
羽倉監物			享保20年㉛8/7	
羽倉延重	惣目代		元文2年㉛3/20	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
羽倉信満(左仲)	父は並河宗武。初名宗基、左仲。	稻荷社	享保20年①5/5, 14 ②7/5, 17, 8/5, 10 ③10/29, 11/8, 25, 27, 12/8, 11-12, 14-15, 19, 28 享保21年④1/2, 13, 16, 2/4, 17 ⑤3/19 元文元年⑥5/2 ⑥6/7, 12, 19-20, 29, 7/2, 5, 10-12, 16, 20, 8/5-7, 26, 29, 9/23, 28 ⑦10/13, 22, 11/30, 12/1, 17, 29 元文2年⑧1/4, 2/3, 23, 25, 4/2, 4, 27-28 ⑨5/3-4, 6/6, 14, 30 ⑩7/1, 16, 25, 8/8 ⑪10/2, 20, 21, 25 11/1, 4, 30, 11/4, 11/12, 28, 12/4, 24 元文3年⑫1/4, 13-14, 2/7, 3/11 ⑬4/2, 6/26 ⑭7/6, 8-9, 13, 17, 8/2, 9/3, 5 ⑮10/4, 16, 19, 21, 27, 11/10, 15-16, 27, 29, 12/16-18 元文4年⑯⑯1/3, 2/16, 27, 3/17 ⑰4/8, 5/27-28 ⑲10/10, 20, 26, 11/15, 23, 26 元文5年⑳1/2, 28, 2/3, 4, 8	明和6年9月6日没、62歳。妻は石子。実家に帰り羽倉を称し、伏見に住む。
羽倉出羽守延幹				
長谷川麟三				
長谷川殿子息				
長谷川一学				
長谷川儀右衛門				
長谷川庄五郎叔父				
長谷川郡次(軍次)				
長谷川庄五郎	飛驒国代官?		元文3年⑩4/1 ⑪7/15, 9/6, 28 ⑫10/18, 28-29, 11/3, 12, 13-15, 18-19, 21, 23, 12/13, 21, 23 元文4年⑯元文2年⑩1/25 元文4年⑯8/10, 27	
長谷川忠左衛門	長谷川郡次次男		元文3年⑩4/1 ⑪7/15, 9/6, 28 ⑫10/18, 28-29, 11/3, 12, 13-15, 18-19, 21, 23, 12/13, 21, 23 元文5年⑩1/2-3, 7, 21, 2/3, 6, 11, 17, 21-22, 27	
長谷川平太郎	郡次舍弟		元文2年⑩6/2, 8 ⑪7/5, 18-19, 8/16, 23, 25, 28-29, 9/19 21, 23, 28 ⑫11/2, 9, 14, 15, 19, 21, 22, 23 ⑬11/1 ⑭11/1	
畠治左衛門	有馬氏倫用人		元文3年⑩11/13-14, 12/23 元文4年⑩1/16, 2/18, 20 ⑪4/10, 5/16 享保20年⑪4/22, 5/7, 28, 6/8, 15 ⑫9/12, 27 ⑬12/11, 25 享保21年⑭1/21, 2/5 ⑮3/16, 4/8 元文元年⑯5/12 ⑯6/26, 8/6, 15 ⑰7/12/15 元文2年⑩1/6, 3/10 ⑪7/24 元文3年⑩21/23, 2/1 元文4年⑯1/9-10 ⑰7/6/8 ⑲15	
波多八郎兵衛	小林義右衛門傍聳(牧野駿河守近習儒者)		元文元年⑩6/26, 8/8, 15 ⑪7/29 元文2年⑩3/16 ⑫7/3, 9/29 ⑬10/3, 12, 15, 18, 21, 12/5, 16, 22 元文3年⑩1/12, 2/17-18, 3/20, 22 ⑯4/22, 6/17 ⑰7/17, 8/11 ⑲11/29, 12/24, 27 元文4年⑩1/13, 2/28 ⑯7/25	
畠山	畠山民部大輔基祐		元文2年⑩3/7	大内ヒ合戦
八大夫	高家		元文2年⑩4/21	『寛政譜』2-250
蛭屋新右衛門	北条俊兵衛足堅		元文3年⑩8/23	
服部佐五右衛門	八幡莊家		元文4年⑩9/21	
服部佐五右衛門	角倉与一手代		享保20年⑩28/17	
服部周雪			元文2年⑩1/29	
服部彦六	嶋角右衛門取次		元文2年⑩3/15	
花井藏人(主馬)			元文2年⑩8/25	
花井三郎左衛門	東本膳寺泰公人	柳橋	元文2年⑩8/25 ⑪11/22, 29, 12/12 元文3年⑩1/4, 2/2, 7, 10 ⑫4/4 ⑬10/13, 26 元文4年⑩1/16 元文5年⑩2/16, 3/11	三郎左衛門の家本・妻は清水氏(⑯8/25)元来上方の産・八幡社家筋(⑯8/25)全旅籠の金子為替流用(⑩2/2)、為替金四両武歩請取(⑩2/10)
馬場三郎左衛門尚	御目付、御先鉄砲頭、京繁		元文2年⑩4/21 元文4年⑩7/22-23, 27	『寛政譜』2-396
馬場木工	三浦義理家中		元文元年⑩9/2-3 元文2年⑩1/2	
浜野斧右衛門	小堀政鑑目付役		元文3年⑩12/26 元文4年⑩1/17, 23, 25, 2/2-3, 6, 8 ⑯11/9 元文5年⑩2/9, 22-23	森三大夫の甥新七の姉婿(⑯1/17)
葵室前大納言頼胤	武家伝奏		享保21年⑩3/11, 13-15, 23 元文2年⑩9/4 元文5年⑩3/6	井出半兵衛去る十日荷山へ立寄の由申来(⑩8/19)
林一宇		稻荷社	享保20年⑩28/19	
林喜左衛門	井上正之家の寺社役人		享保20年⑩4/14-15, 5/22-24, 26-27, 6/1, 5, 14, 28 ⑩7/1, 2, 4, 9, 17, 8/4, 16, 26, 9/5, 7, 8, 14, 20, 26 ⑩1/2-3, 8, 15, 23, 27, 11/4, 10-11, 16, 19, 24, 29, 12/4, 7, 11, 17 享保21年⑩1/22, 28, 2/4, 11, 18, 25 ⑩5/18 元文3年⑩9/28 元文4年⑩5/1, 14 ⑯7/26	病氣(⑩6/14)、林喜左衛門病死の由(⑩10/8)
林大学頭信充	将軍侍講		元文元年⑩6/7/13 元文4年⑩9/4	『寛政譜』12-398
早水幸右衛門(一部早川と誤記)	長田元鋪坂次		享保20年⑩5/7, 12, 6/8 ⑩7/29, 8/18 元文4年⑩6/8 ⑯9/4, 14	上方素生、長田元躰京都町奉行在役中荷山肥州宅へも訪問(⑩5/7)初面謁(⑩3/7)
萩川哲岐	奈須春悅養子		元文3年⑩3/7	
萩川岩	富樫求馬女、信名養女、稻荷社妻		元文元年⑩6/7, 19, 29, 7/5, 25, 9/20 ⑩10/23, 11/16, 12/29 元文2年⑩1/21-22, 3/5 ⑪12/23 元文3年⑩7/17 ⑫11/5	信名子分とする(⑩6/7)、信名養女として萩川宮内親直妻へ縁談(⑩6/19)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
祓川佐渡守親茂	権祝	稻荷社	享保20年①5/5 ③12/22 元文2年⑧3/5 ⑪12/19 元文3年⑫3/29 ⑬4/6 ⑭8/9, 12 ⑮11/5 元文4年⑯3/5 元文5年⑰2/18, 3/6	
祓川宮内直親(一 部親直に誤記)			享保20年①4/27 ③11/19 元文元年⑤5/14 ⑥6/19, 7/5, 12, 8/29, 9/23, 25 ⑦12/19, 29 元文2年⑧1/4, 13-14, 27, 2/16, 3/5, 7, 29, 4/23, 28 ⑩7/3, 6, 9, 8/2-3, 9/19 元文3年⑫1/26, 2/28, 30, 3/10-16, 17, 19, 22-23, 25-29 ⑬4/1-3, 8, 10, 13, 19-20, 23, 28, 5/1-2, 4-5 9-10, 18-19, 23, 6/7-8, 13-14, 17-18, 20, 22-25 ⑭1/1-2, 3, 5, 10-12, 14-15, 21-22, 25, 29 ⑧1/1, 3, 6-7, 9-13, 15-17, 19, 22, 24-27, 9/1, 5-6, 8-12, 14, 28 ⑯10/1-2, 4, 7, 9-12, 14-18, 20, 22-24, 27, 29, 11/1-3, 5-6, 8-9, 11-13, 15-17, 22, 24-27, 12/1-5, 8-14, 17, 20, 26-29 元文4年⑮1/1-10, 14, 16-17, 19-21, 23, 25, 27-28, 2/1-8, 10, 12, 14, 16, 18-19, 21, 23-24, 28-29, 3/2-3, 5-6, 8-9, 11-14, 16-20, 22-23, 25, 26 ⑭4/1-5, 7-10, 12-13, 15, 17-19, 21, 25-26, 28-29, 5/1, 2, 4-7, 9-22, 24-27, 29 ⑩7/1, 4, 6, 10, 12-13, 16-22, 24-29, 8/1-6, 10-13, 15, 18, 22, 24-30, 9/1, 3-4, 6, 9-12, 16, 19-21, 23-24, 26-27 ⑯10/1, 3-7, 10, 12-14, 17-21, 23, 25-27, 11/1-2, 7-8, 10-12, 14-15, 19-22, 24-25, 27-29, 12/1-2, 4-7, 9, 11-18, 20-21, 25, 28, 30 元文5年⑯1/1-2, 4-15, 17-20, 23, 25-28, 2/1, 3-6, 9, 11, 13-15, 17-23, 29, 3/1-2, 4-6, 8-12 元文元年⑮5/2 享保20年⑯3/12/8	元文5年2月24日越前守、田中社祝。上社神主、正四位下、佐渡守、非藏人、越前、尾張、安永4年正月12月28日卒、6才〔大社年表〕。富権求馬女岩若信名義女として祓川宮内親直妻～縁談(⑯6/19)、未刻江戸到着(⑯3/10)、安田大学親類故代わりに参詣(⑯3/11)、延喜式神名帳已下彼は諸記被借也(⑯9/1)
祓川肥後守				
祓川日向				
幡津両鷲		不忍池端かや町 2丁目	元文4年⑭5/14 享保21年⑯3/17	安鉢願主(⑯3/17)
春尾氏女		春木町	元文3年⑮11/9	
春源氏				
春田丹波(播磨)	具足師	木挽町広小路采 女ヶ原	元文元年⑯9/28 ⑦12/25-27, 11/18, 27, 12/9, 17 元文2年⑧1/18, 25, 27, 2/6, 15, 18-19, 3/8, 20 ⑩8/6, 9/8 ⑪10/9, 11/6, 12/8, 12/元文3年⑫1/23-24, 26, 2/6, 10, 12-13, 17, 3/1, 4 ⑬4/18, 6/22 元文4年⑯11/13-14, 21, 12/17	明日帰国(⑯12/17)
半田丹下	細井安明家老		享保20年⑯9/4, 27 ⑨11/2, 15, 20, 12/11 享保21年④1/12 ⑮3/11, 14, 16 元文元年⑯5/16 ⑯9/29 ⑦10/7, 29 元文2年⑯1/6 ⑯5/14 ⑯7/12	
東注修理大夫	賀茂氏諸流、地下家	下総浜野村	享保21年⑯4/5, 10 元文元年⑯6/6, 16, 24 元文4年⑯4/16, 28, 5/19, 22 ⑯8/7, 26	
樋口久米之助			享保21年⑯4/26 元文元年⑯5/1	
樋口五右衛門			享保20年①4/29 ⑯7/30	
樋口清兵衛		日本橋美濃屋	元文元年⑯10/17 元文2年⑧1/18 元文4年⑯1/13 ⑯4/28 享保20年①4/22, 6/14 ⑯8/17, 9/24 ⑯3/12/4 元文3年⑯1/23, 2/4 元文4年⑯1/13 ⑯4/28 元文5年⑯1/9	
彦藏		土方七郎右衛門手代	元文元年⑯7/12/19	
土方七郎右衛門	町人	京橋水谷町	元文元年⑯11/12, 19-21, 25, 12/11, 18-20 元文2年⑧1/20, 2/8, 12, 3/28 ⑩8/8 ⑯12/16 元文3年⑯1/8, 2/18 ⑯6/9 ⑯9/26 元文4年⑯1/13 ⑯8/7/5, 9/24 元文5年⑯1/19 ⑯9/14, 26, 10/25 享保20年⑯10/19, 11/13 享保21年④1/5-6, 16 元文元年⑯7/23-24, 8/14, 19, 9/29 ⑦10/8-9, 13, 12/2, 10, 15 元文2年⑧1/2, 15, 18, 2/4-5 ⑯5/13, 15, 6/18 ⑯7/9, 12, 16 ⑯11/18, 12/14, 29 元文3年⑯1/15, 3/18 ⑯6/9, 21 ⑯12/15 元文4年⑯1/9, 12, 3/5, 8, 23, 27 ⑯6/18-19 ⑯7/5, 8/28 元文5年⑯1/16-17, 21, 2/2, 末尾	本山神靈安鉢・元来佐々木氏(⑯1/19)、牧野公江伝手内送面談(⑯12/16)
菱田甚右衛門	御詩絵師		元文2年⑧1/18 元文5年⑯2/16 元文3年⑯11/19 元文5年⑯2/6, 8 享保20年⑯1/4/26	
菱田六郎右衛門	飛脚	大坂伏見堀 馬喰町		
備前屋	旅宿			
常陸屋幸助	宿屋			
秀小路	天英院御年寄			
日根野因幡守弘長	西城御持管頭		元文5年⑯3/3	
平賀郡次			元文3年⑯8/22, 29	浅草藏前かさ倉と申町人下屋敷見物之事約諾(⑯8/22)
平賀玄好	平賀玄純子息		享保20年③11/2 元文4年⑯7/5/25	
平賀玄純	小普請医師		享保20年③10/18-19, 11/2-3, 9, 13, 20, 23, 29, 12/6, 8, 11, 25 享保21年④1/12, 21, 2/5, 29 ⑯3/9, 11, 17, 12, 9/6, 16 ⑯12/16 元文3年⑯1/12, 17, 2/9 元文4年⑯5/24 ⑯9/12/17-18, 20	
平賀基右衛門	在満支配衆		元文元年⑯7/13 元文3年⑯9/12 ⑯11/20	
平賀忠左衛門	長谷川郡次舍弟		元文4年⑯10/23, 11/8, 12/27 元文5年⑯1/8, 2/3, 11, 3/4	
平賀平太			元文4年⑯2/27, 3/26	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
平野嘉内 平野技左衛門	淡谷良信取次 板倉勝蔵取次		元文3年⑩35/9-10 享保20年③11/9 元文元年⑥6/26	
広瀬衛守			元文3年⑩1/26 元文5年⑩1/28 2/13	
深尾源六郎			享保20年①5/18 享保21年⑤4/24	
深尾孝七			享保21年⑤4/24	
深尾多仲	大久保忠胤家中、智光院の甥孫		享保20年①4/22, 26, 5/8, 18, 6/1, 12②7/6, 8/11, 18, 29 ③10/13, 15, 17, 12/7, 23 享保21年④1/4, 6, 2/1, 25-26 ⑤3/9, 4/24 元文元年⑤5/10 ⑥6/11, 29, 7/3-4, 25, 8/3, 17 ⑦10/4, 6, 6, 11/9, 29, 12/3-4, 6, 14, 20 元文2年⑧1/3, 15-16, 2/4-6, 30, 3/23-24, 29 ⑨6/26 ⑩7/1, 10, 19 ⑪12/29 元文3年⑫1/4 ⑬5/18, 18, 23, 25-26, 6/16 ⑭7/6 ⑮10/6, 19, 12/7, 25, 28 元文4年⑯1/7, 15, 19, 25, 2/11, 13, 2/25, 27, 3/1, 8, 20, 30 ⑰4/1, 7, 9, 27, 5/4, 6/1, 11 ⑲8/7/9, 8/18 ⑳11/1/1, 12/21, 24, 26-27 元文5年⑩1/5, 12-13, 29, 2/13-14, 17, 19, 25, 30, 3/11	享保20年①4/26, 5/8 ②8/11, 14, 9/22 ③10/17, 12/2, 8, 27-28 享保21年④1/12, 14, 2/21, 29 ⑤4/18, 24 ⑥6/11, 7/16-17, 27-28, 8/26 ⑦10/4, 6, 11/5, 12/26, 28 元文2年⑧2/30 ⑩7/12, 8/16 ⑪10/10, 11/13 ⑫1/19, 14-15, 2/13 12/29 元文3年⑩1/20, 2/1, 3/1 ⑬4/23, 28, 6/17 ⑭7/13 ⑮10/19, 12/9, 25, 28 元文4年⑯1/7, 14-15, 2/13
深尾初	深尾多仲内室	本庄猿江	享保20年①4/25 元文3年⑩10/19 元文4年⑩4/1 ⑯9/2/26 元文5年⑩1/5	姫身(⑩)1/5)
深尾房	深尾先多仲後室、松山軍司妹、深尾多仲養母	本庄(本所)猿江	享保20年①4/26, 5/8 ②8/11, 14, 9/22 ③10/17, 12/2, 8, 27-28 享保21年④1/12, 14, 2/21, 29 ⑤4/18, 24 ⑥6/11, 7/16-17, 27-28, 8/26 ⑦10/4, 6, 11/5, 12/26, 28 元文2年⑧2/30 ⑩7/12, 8/16 ⑪10/10, 11/13 ⑫1/19, 14-15, 2/13 12/29 元文3年⑩1/20, 2/1, 3/1 ⑬4/23, 28, 6/17 ⑭7/13 ⑮10/19, 12/9, 25, 28 元文4年⑯1/7, 14-15, 2/13	叔父不幸(⑤/8)、今日婚姻あり(⑩4/1)
深田正室(宗真、宗信)		尾州家御屋敷	元文元年⑦12/6, 9 元文2年⑧1/29 元文3年⑩7/25	北条茂兵衛義父方江州の親類・尾州御馬野井恭泰(⑦12/9)
深見新兵衛有隣	儒者、書物奉行		元文元年⑥6/25, 7/2 元文5年⑩1/15	致仕後号右翁。慶長200侯。元文4年12月18日御書籍校合により黄金3枚を賜る。書物奉行在職三十余年に及び、『類聚国史』の校訂、『二条家日次記』書写校訂、紅葉山文庫賀上図書の上申などにあたった。明和2年西城御表門番。明和6年12月4日致仕、安永2年2月15日死去。年83(『寛政譜』22-351)。山本武夫、『日本近世人名辞典』。
深谷一郎右衛門 (市販右衛門)	井上正之家の江戸留守居		享保20年①4/15, 19, 5/18, 20, 23, 25, 28, 6/14, 16, 26-28 ②7/1, 21, 27, 8/18, 24, 9/25 享保20年③10/14-15, 24, 28, 11/10, 12, 14-15, 17, 19, 22, 24, 28 ⑫12/10 享保21年④1/15-17, 21-22, 2/13, 30 ⑮3/15, 21, 4/11, 15-16 元文元年⑩5/6 ⑯6/5, 19, 27, 7/14, 18, 8/18, 21, 23, 26, 9/13, 20, 25 ⑰10/16-19, 24, 26, 11/6-8, 22, 12/16 元文2年⑧1/7, 18, 25, 2/3-4, 6, 9, 22, 3/7, 13, 20, 26, 4/1, 9, 13-14, 17, 26, 30 ⑩5/6, 13, 18-19, 22, 24-26, 6/3, 5, 15, 30 ⑪0/7/9, 15-16, 8/7, 11, 21-22, 9/4, 6, 10, 11, 21, 30 元文3年⑩1/6, 12, 14, 3/20 ⑫5/16 ⑬10/29, 11/9, 12/21, 22 元文4年⑩1/8, 2/25 ⑭4/5, 6/14, 16, 26-28 ⑯7/24, 26, 8/28, 9/1, 3 元文5年⑩2/23-24, 28	初面話(⑩4/19)
ふき	深尾房妹		享保20年②8/14	
福嶋日向守正視			元文4年⑩3/24 ⑪5/2 ⑫7/23	
福田佐右衛門	山名豊就家中		元文元年⑥6/26	
福田平馬	長崎惣年寄		元文4年⑩4/3	
福田六左衛門			享保21年④2/19	
福原次助			元文2年⑧1/28	
藤井佐十郎(左十郎)	本多正珍寺社方役人、留守居		元文4年⑩4/3 元文5年⑩1/12, 2/17	井上公広間にて近付になる(⑩2/19)
藤井木工	医者		元文4年⑩4/10/10	明日帰国(⑩9/3)
藤井理息			元文2年⑩7/20, 8/3-4, 15, 9/3, 25 ⑪12/13, 21	直親派治の医者、疹脈針治抜群の上手(⑩)10/10)
藤田清兵衛(彦十郎)	町与力	八丁堀	享保20年②8/7 享保21年④1/5, 18 ⑤4/24 元文元年⑦12/26 元文3年⑩1/8 元文4年⑩1/13 ⑪4/28	藤田清兵衛来入彦十郎事也(④1/18)
藤田六郎右衛門	藤田彦十郎親父		享保20年②8/7	近付になる(⑩8/7)
藤森左大夫			元文元年⑩9/25	
藤森謹左衛門			元文元年⑩9/20	
藤森兵庫頭			元文5年⑩2/24	
藤屋小左衛門		深草	享保20年①6/22 元文4年⑩6/22	小林義右衛門と親族

人名	身分・統柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
藤谷平蔵 在満家来			享保20年①4/13, 5/19-20 享保21年④1/3 ⑤4/2 元文元年⑥7/23 ⑦12/5 元文2年①11/20, 24 元文3年⑬6/1, 26 ⑭8/14, 9/3 ⑮10/28, 11/7, 11, 19, 12/17, 27 元文4年⑯1/2, 3/2 ⑰4/7, 14, 18 ⑱10/7, 11/8, 19, 27, 12/21 元文5年⑲1/9, 12, 2/11, 3/9	小川町辺りで浜松杉修理亮に似た仁に 出会い①1/3) お直以下到着之迎に品川まで出向(⑪11/20, 24) 三十六靈山の一人
藤原中納言朝忠 平安期の公家・歌人			元文2年⑩5/11	
藤原○輔			享保21年④1/21	
藤原道信			元文2年⑩5/21	
布施谷但馬守 古川甚右衛門	田安		元文2年⑩3/28	
古川吉之丞 古川民部卿	牧野英成家老 安田親冬若党	江戸	元文元年⑩6/8/4 元文3年⑩7/13, 8/2, 13	
不破右近(勘負) 文之丞		稻荷社	享保20年①1/17 7/2, 9/13, 19 元文2年⑩2/9-10, 30, 3/22, 24, 29, 4/4, 10 ⑪7/9, 26 ⑫11/1, 4, 12 元文3年⑩1/29, 2/4, 7 ⑬6/26 ⑭7/8, 8/8 ⑮12/3, 6 元文4年⑩5/4 ⑯11/6 元文5年⑩2/1/2, 15, 22	朝負ヒ改名(⑩7/26)
平蔵 平右衛門	町人 家来	稻荷社	享保20年②8/28 元文2年⑩11/26, 28, 12/21	直子らと共に江戸着(⑪11/25)、京都へ 返す(同28)
鳳閣寺息女 鳳閣寺母	大久保忠胤家中か		元文2年⑩2/29-30, 3/1, 4/11, 18, 26 ⑨5/21-22 ⑩12/1, 14 享保20年②7/29	
宝鏡寺宮 北条権之進	若狭小浜醤酒井家家臣、信舎弟		元文元年⑩6/29 元文元年⑩6/9	詔7月26日 春満門人。昨日着府(⑩6/9)
北条茂兵衛		神田橋酒井家邸	元文元年⑩6/25, 28, 7/4, 6-7, 12-13, 27, 8/20, 27, 9/6, 11 ⑦10/3-4, 9, 13, 16, 18, 11/17, 12/6, 9, 22-23, 30 元文2年⑩1/11-12, 14, 29, 2/7-8, 10, 14, 16, 27, 3/8, 24, 26-27, 4/7, 10, 15, 17, 27 ⑨5/2, 5, 6/4, 7-8, 12-13, 16, 24 ⑩9/1 ⑪10/28, 11/2 元文3年⑩2/8 ⑬6/17 ⑭8/23 ⑮12/24 元文4年⑩2/21, 24, 3/11 ⑯12/18	北条権之進と同一人物か。百人一首評会 発起、主用により不參(⑧4/7)、百人一首 評会(⑩4/10, 27)
宝真月尼 甫喜山道寿	神田明神社家隱居		享保20年①5/7 享保21年④1/4 元文元年⑩7/16, 22 元文2年⑩1/1 元文4年⑩6/1 元文5年⑩1/7 元文元年⑩7/22	
甫喜山主殿			享保20年①4/26, 6/11 享保21年④1/5, 23 元文2年⑩1/16 元文3年⑩2/18, 19 元文4年⑩6/11 元文3年⑩2/213	
細井佐治右衛門 細井左忠			元文3年⑩10/28 元文4年⑩1/13	
細井次郎大夫 細井飛驒守			享保20年①4/26, 6/11 享保21年④1/5, 23 元文2年⑩1/16 元文3年⑩2/18, 19 元文4年⑩6/11 元文4年⑩1/13 享保20年①4/20, 5/8, 11, 6/9 ②7/9, 11, 12, 13, 20, 28, 8/6, 11 ③11/20 享保21年④1/12 ⑤3/14 元文元年⑩9/29 ⑦10/7, 元文4年⑩6/9	
細井因幡守安明 細井安明室	長崎奉行	猿江	享保20年②7/20, 8/11, 9/22 享保21年④1/12 元文元年9月18日長崎において死去(寛政 譜21-54)。	
細井藤左衛門安定	小十人頭、小普請奉行		享保20年①5/11 ②7/11, 28, 8/28, 9/22, 23, 27 ③11/2, 16, 12/11 享保21年⑤3/11 元文元年⑤5/16 ⑥6/21, 9/10 ⑦10/29, 12/14 元文2年⑧1/6 元文3年⑩1/12, 3/24 元文4年⑩1/13	細井因幡守安明息子。元文元年道跡を繼 ぐ(武藏国比企郡・遠江国佐野郡内采地 800石)。3年3月15日小普請奉行(寛政譜 21-54)。
細井丹波守時以	御勘定奉行		享保20年②7/6 元文元年⑦10/3 元文2年⑩3/15, 9/4, 19	『寛政譜』15-101
牡丹花老人 堀田出羽守正廉	肖柏(牡丹花-)。連歌 大番頭		元文元年⑥7/8 享保21年⑤3/15, 4/1 元文3年⑩1/8	『寛政譜』10-415
堀宗右衛門 堀宗与			享保20年②8/29, 9/1 ⑪11/13 元文4年⑩4/25	

人名	身分・続柄	所住等	出典(○冊、日付)	備考
堀家主税(堀池)	備中吉備津宮社家頭		享保20年①4/28, 6/2, 11, 16 ②7/8, 8/20, 9/3, 26 ③10/3, 13, 15, 23, 11/21-22, 24, 12/7 享保21年④1/2, 5, 17, 2/1, 3, 6, 16, 27 ⑤3/13, 15, 18, 25, 27, 4/1, 5, 10, 12, 16, 18 元文元年⑥5/3-5, 8, 16, 19, 7/8, 15, 17, 23, 8/8, 12, 14, 17, 21, 23, 25-26, 28 9/4, 9, 12, 22, 28 ⑦10/1, 4, 13, 16, 19, 24, 11/4, 7-8, 10, 12, 17-18, 23-27, 12/2, 4, 7, 16, 21 元文2年⑧1/12, 16, 18, 24, 27, 2/3-4, 12, 21, 27, 3/3, 6, 10-11, 20, 26, 28, 4/4, 6, 11-14, 22, 26, 29 ⑨5/5-7, 9-10, 12, 17-23, 26-27, 6/3, 8, 10-11, 13, 16, 18-19, 28 ⑩7/1, 4, 6-7, 19, 20, 25, 28, 8/3-4, 6, 11, 15, 19, 22, 26-27, 9/3-5, 8, 11-12, 15, 17, 19, 21, 25, 28 ⑪10/5, 6, 7, 14, 15, 18, 19, 24, 25, 11/6, 12, 15, 16, 18, 19, 26-29 11/1, 1, 3, 16, 12/2, 9, 13, 15-17, 19, 21, 22 元文3年⑫1/16, 2/4, 3/6 ⑬7/15, 9/12 ⑭10/16 元文4年⑮2/24-26, 28 ⑯4/14, 6/11, 16, 6/2 ⑰8/19, 9/14 ⑲10/5 元文5年⑳2/16, 17	初面話(①4/28)、主税一件は大岡越前守公に移るの由内意(⑧4/26)
本庄氏			元文元年⑤5/14	
本多伊予守忠統	若年寄		享保20年①5/4 ②8/16 ⑪10/13	中条城大夫若年寄本多伊予守内 本多伊州殿
本多紀伊守正珍	駿河国田中城主4万石		元文4年⑩3/14-15, 18, 20, 22-23, 26-27 ⑪4/1, 3, 8-9, 11 元文5年⑯1/5, 12, 2/17, 21, 30	『寛政譜』11-300
本多玄蕃頭忠強			元文2年⑧3/21	元文2年閏11月12日中奥小姓(『寛政譜』11-233)
本多中務大輔忠良	老中		享保20年①5/23 享保21年⑤4/3, 6 元文元年⑩8/6-7, 9/27 ⑦10/1 元文2年⑧1/2 ⑩9/26 元文4年⑭7/4, 9, 11-12, 16 ⑯8/8, 8 ⑰12/1	酒井憲岐守後任、下野国古河城主5万石。従四位下侍従。帝鑑間詰。宝曆元年7月15日卒去。年62(『寛政譜』11-221)。
本多筑後守忠英	留守居		元文元年⑤4/29 元文2年⑧2/15, 28, 3/10 ⑪10/13, 15, 12/19 元文3年⑯3/16 ⑰6/17	御旗奉行へ役替(⑧3/10)。3年12月15日留守居、4年6月13日死去、年72(『寛政譜』11-254)。
本多長右衛門			享保21年⑤3/15	
本多弥八郎正庸	小普請奉行		元文元年⑥8/12	元文元年8月12日小普請奉行就任。12月16日従五位下近江守就任。前職は新番頭。下野国鹽谷郡等内3000石。元文4年作事奉行。寛延3年致仕、明和2年6月24日死去。年73(『寛政譜』11-294)。
本武治(次)貞左衛門			享保20年②7/29, 8/1, 3, 7, 9/7 享保21年④1/5	
本間六右衛門	鉢木平八傍輩		元文3年⑩7/9	
前田隱岐守玄長	高家		元文4年⑦11/4	元文4年⑩7/25(前田) ⑯10/23, 25-26, 28, 30, 11/1-6, 9, 11(左藤), 13-14(左藤), 15, 18-19, 12/4(左藤)
前田(佐藤)彌治			元文4年⑩7/25(前田) ⑯10/23, 25-26, 28, 30, 11/1-6, 9, 11(左藤), 13-14(左藤), 15, 18-19, 12/4(左藤)	享保20年①5/2, 23-24, 27, 6/20-21 ②7/17, 8/3 ③11/21 享保21年④1/4, 9, 2/17 ⑤4/17, 23, 29 元文元年⑤5/2, 4, 12, 16, 26, 29 ⑥6/13, 8/3, 7-8, 15, 17-18, 9/2, 23 ⑦12/10-11 元文2年⑧1/6 ⑨5/4 ⑩7/3, 8/7, 18, 9/22, 25-26, 29 ⑪10/3, 7, 8, 10, 1-15, 19, 28, 29 ⑫11/2, 18, 21, 26, 闇11/2-5, 16, 28, 12/7, 15, 16, 17, 19, 20, 25 元文3年⑬1/7, 10, 12, 22, 24-25, 2/13-14, 17, 29, 3/11-14, 16, 20-24, 26-27 ⑭4/3, 5-6, 8, 10-11, 13-16, 21, 5/1-3, 7-8, 10, 12, 19, 25, 6/2, 10, 12, 20, 22, 26, 29 ⑯7/19-20, 22, 29, 8/4, 7, 9-10, 16, 20, 9/1, 8, 15, 26 ⑯10/3, 6, 15-16, 19, 22-24, 26, 11/1, 2, 9, 11-12, 18, 25 元文4年⑩1/9, 20, 25, 2/3, 7, 16, 23, 28, 3/7-8, 16, 22, 5/4, 7, 11, 15, 21, 26, 28, 6/6, 21 ⑯7/8, 10-12, 16-17, 20, 22-25, 8/24, 28, 9/4 ⑯10/19, 12/11, 27-28 元文5年⑰2/12, 21-23, 3/7, 9
牧野十郎左衛門	松平秉邑公用人		元文元年⑥6/17	享保20年①6/21 元文4年⑩6/21
牧野常喜			享保20年①6/21 元文4年⑩6/21	享保14年(奏者番辞職、20年10月2日卒)
牧野駿河守忠寿	越後國長岡城主		享保20年①5/16, 23, 27, 6/20-21 ③10/13, 11/10 元文4年⑩6/20-21 ⑯7/20	(『寛政譜』6-270)
牧野民部少輔忠周	越後國長岡城主、忠寿 子息		元文元年⑥9/2	享保20年11月25日越後國長岡城主74000石余、延享3年4月4日致仕、安永元年6月28日卒去。年54(『寛政譜』6-270)。

人名	身分・絆柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考
牧野河内守英成	丹後国田辺城主	丹後国田辺	元文元年⑩8/4 元文2年⑧2/4	丹後国田辺城主3500石。享保9年12月15日京都所司代、従四位下侍従、13年6月12日河内守、19年6月6日致仕、寛保元年9月19日田辺にて卒去。年71(『寛政譜』6-286)
孫三郎		帶刀町	享保21年④2/8	初面話 故郷の義雄談(④2/8)
政野女	水戸御守殿表使		元文3年⑩6/26, 29 ⑪7/1, 25, 8/6, 28, 9/30 ⑫12/4, 17 元文4年⑩2/12-13 元文4年⑩7/22 ⑪12/6, 12, 15	部屋親(⑬6/26) 小林勘藏兄(⑩9/19)
益田三左衛門	細田時以家老		元文2年⑩9/19 元文3年⑩5/12/8	
益子仁大夫			元文2年⑩9/19 元文4年⑩8/9/13	
升屋才兵衛	伊勢御師宿	日本橋元大工町	元文4年⑩8/9/13	
升屋伊兵衛	伊勢御師宿	日本橋元大工町	元文2年⑩9/30	
又右衛門			享保2年②8/7	
又蔵			元文4年⑩2/26	
又兵衛			元文2年⑩2/3	
松口殿			元文2年⑩2/3	返事左仲方へ登ス(⑧2/3)
松井久太夫			享保20年①6/2	
松井郡司			元文2年⑩8/10	
松井豊太	松平信綿家中		享保20年②8/21, 10/24 ③12/29 享保21年④2/21, 2/29 元文元年⑤5/22 ⑥7/12, 23-24, 9/26 ⑦10/12, 18, 29, 12/30 元文2年⑧1/28, 2/26, 29, 3/22 ⑩7/26, 9/1 ⑪1/11/28, 12/6 元文3年⑫1/12, 3/25-27, 29 ⑬5/13, 16, 24, 6/4 ⑭8/3, 23 ⑮10/18, 11/4, 22, 28, 12/7, 17, 25, 27, 29 元文4年⑯1/4, 2/22, 24 ⑰5/10 ⑱7/24 ⑲11/16, 12/11, 18 元文5年⑳/8, 13, 3/2	高倉家衣紋の門入相濟輩(⑩9/1)
松下嘉平次	十人目付		元文5年㉚2/21	
松下見林	儒医、国学者		元文2年⑨6/7	
松嶋久兵衛	井上正之役人		享保2年②7/17, 8/16, 9/5, 7 ③11/16, 12/17 享保21年④1/28 ⑤3/25 元文元年⑥8/17, 28, 9/5, 22, 28 ⑦10/5, 8, 17, 20, 11/1, 4, 7, 18, 12/1, 7, 7 元文2年⑧1/8, 25 ⑩7/26	
松田黒左衛門	酒井忠恭家中		享保20年①5/4, 6, 6/11, 13, 19 ②7/30 享保21年④2/1-2 ⑤3/8, 19 元文4年⑩6/11, 13, 19	元来京都の姓、泉涌寺宏天長老弟子正準由緒(⑯1/5/4)
松平淡路守			元文3年⑩5/7	
松平権之助氏盛	松平信綿養子		元文3年⑩4/7/ 8, 29-30, 8/1-3, 9, 15, 20, 22-23, 25 元文4年⑩1/9 元文4年⑩11/5, 18, 12/8-9	信綿養女(信綿長男信辰女)を妻ヒす。寛延3年4月3日遺跡を繼ぎ小普請、宝曆9年7月4日御小姓組、明和8年3月28日死去、年61(『寛政譜』1-136)。引越、御内婚弘(⑩11/18)
松平宇門(右門)	松平信綿子息		享保20年①4/20 ②7/26, 9/27 ③10/15 ④4/16 元文元年⑥7/12, 25, 9/24 元文2年⑧2/5 ⑩10/6 元文3年⑩1/12 ⑩3/4/5, 5/24, 29, 6/1-2	
松平宮内少輔			享保21年⑤3/15	
松平相模守			元文4年⑩4/17	
松平越中守定賢	越後高田藩主11万石		享保20年③10/11	
松平庄次郎(庄二郎)			元文元年⑩8/7 元文2年⑧1/6 ⑩5/13	『寛政譜』1-303
松平周防守			元文4年⑩5/13-14	
松平日向守勘敬	御普請奉行		元文4年⑩2/6	『寛政譜』1-175
松平主殿頃忠刻	肥州島原之城主65900石、松平勘敬嫡子		享保20年②8/27 元文4年⑩2/6 ⑪4/11, 17 元文5年⑩2/17, 30	長崎皓台争論(⑩享保20年8/27) 元文3年5月27日に藩主就任する。『藩史大事典』
松平伊賀守忠愛	信濃国上田城主、養者		享保20年①5/4 享保21年⑤4/6 元文元年⑥6/25 元文2年⑩9/26 元文4年⑩5/4	濃國上田城主53000石。寛延2年8月2日致仕。大内記。宝曆8年3月6日卒去。年59(『寛政譜』1-52)。

人名	身分・続柄	所在等	出典(○冊、日付)	備考	
松平対馬守近貞	豊後国大分郡高松城主		享保20年①4/30 元文元年⑥6/15	豊後国大分郡高松城主21200石、雁間詰。 初昭峯。元禄2年生まれ。延享2年9月18日致仕。宝曆7年5月13日卒去。年69。『寛政譜』1-84)。屋敷は小日向と水端3111坪7合8匁。『東京市史稿』18-227)。	
松平市正親純	薩摩鹿児島藩主728700石		元文3年⑩4/25	『寛政譜』1-195	
松平大隅守(島津 継豊)	老中 加賀國大聖寺藩主7万石		享保20年③12/12	『日本人名大辞典』	
松平右京大夫輝貞 利通	元文3年⑩1/29	享保20年①4/22-23, 26 元文元年⑥6/18, 8/22, 9/26 元文2年⑧1/21, 2/5 ⑨5/7 ⑩9/19	屋敷類焼(⑩1/29)		
松平権之助(⑪12 月以降、備後守)信 綱(信富)	享保16年2月28日西城 新番頭、元文2年(屬11月 18日西城御小姓組番 頭、12月16日從五位下 備後守	享保20年①4/20, 5/27-28, 6/2, 8, 24 ②7/1, 18, 20, 23, 28, 8/15, 16, 17, 19, 9/9, 27 ③10/1, 5-6, 11, 15, 11/8, 12/1, 11, 19 享保21年④1/4, 9, 2/1, 5-6 ⑤3/3, 7, 15, 19, 4/8, 11, 16, 21 元文元年⑥5/23-24 ⑥6/1, 7-8, 21, 26, 7/6, 13, 18, 23 ⑦10/7, 12/14, 27 元文2年⑧1/6, 14, 20, 2/5, 11-12, 14, 3/10 ⑨5/5 ⑩7/8, 9/6, 15, 16, 18 ⑪0/1, 6, 7, 13, 12/6, 7, 12/12 元文3年⑫1/12, 2/11, 3/24, 28 ⑬4/5, 5/16, 21-23, 25-26, 29, 6/2-4, 6, 10, 19 ⑭7/3 ⑮10/27, 11/27, 12/17-18, 21, 25, 27, 29 元文4年⑯1/25, 2/4 ⑰4/2 ⑲7/6, 22, 28, 8/27-28, 9/1 ⑩11/18, 12/1, 8-9, 20-21, 25 元文5年⑳1/8, 2/15, 21, 23, 3/2, 12	初信丸。元禄6年7月12日父氏辰跡が武藏 下総両国内采地2000石を分与、寄合、宝 永元年11月15日御徒頭、12月11日布衣、4 年9月15日御書院組頭、正徳元年5月15日 御先弓頭、享保5年御持筒頭、10年西城勘 仕、寛延2年7月6日西城御書院番頭、3年 正月14日死去、年72、牛込法正寺に葬る、 妻は酒井甲斐守忠正女(『寛政譜』1- 136)。		
松平伊豆守信祝	老中	享保20年①4/14 享保21年④1/5, 9, 2/2 元文元年⑥6/5, 8, 13, 8/14 ⑦11/4 元文2年⑧1/2 ⑨5/15, 6/7 ⑩ 8/21 元文3年⑩3/27 ⑪8/28, 9/21 ⑫9/25 元文4年⑬7/4/11, 14	丹波国篠山城主、享保 20年6月22日養耆番兼 一ツ橋外	享保20年①6/22, 24-25 ②7/1, 17, 18, 8/16, 17, 9/5 ③10/1, 15, 12/1, 7 享保21年④1/4 ⑤3/7, 15, 26, 4/21, 23 元文元年⑥5/13, 15 ⑦6/13, 9/13, 23 元文2年⑧1/6, 20 ⑨5/17-18 ⑩9/22, 25, 30 ⑪10/1, 3, 5-6, 8, 12/19 元文3年⑫1/7, 3/11, 27-28 ⑬4/5 ⑭7/29-30, 8/1-2, 15 元文4年⑯1/9 ⑰4/9, 6/22, 24-25 元文5 年⑩1/12	梗概。元禄9年生まれ。元文4年3月4日寺社 の職を辞す。宝曆13年11月20日龜山にて 卒去。年68。(『寛政譜』1-131)。屋敷は一 ツ橋外、4572坪。内西ノ方行留り道272坪 共(『東京市史稿』18-983)。
松平能登守乗賢	西丸御附家老	享保20年①5/23 元文2年⑩9/6, 19	松平左近将監乗邑	本多中務後任、1万石加増、黒田大和守御 役屋敷へ引き移る。和学御門入(⑩ 9/19)、『寛政譜』1-67	
松平半左衛門	老中	享保20年①5/6 ③11/9, 20, 12/19 元文元年⑥5/12, 18, 30 ⑦10/22-23 元文2年⑧1/2, 20 ⑩ 10/4 元文3年⑩1/26, 2/16, 18, 3/21 ⑪4/19, 21 ⑫8/28, 9/12, 20, 25, 30 ⑬10/16, 27 元文4年⑭11/10	下總国佐倉城主6000石。初乗益。従四位 下侍従。元文2年に勝手掛老中となり幕府 財政の再建に取り組む。延享元年(今は享 保改朝期の年貢徵収量のピークを示す が、強引な年貢增收政策は各層からの反 発を招き、同2年突如罷免され、八丁堀の 邸宅に蟄居。3年4月16日卒去。年61。(『寛 政譜』1-61)。大石学、『日本近世人名辞典』 竹内誠・深井雅彌編、吉川弘文館、2005 年)。	『寛政譜』1-61	
松平和泉守乗佑	松平乗邑嫡子	元文2年⑩1/20 元文4年⑪4/6, 8	松平半左衛門	役替御側(⑩4/15)	
松平半左衛門		享保21年⑪1/9	松平備前守		
松平備前守	御書院番頭	元文4年⑩4/15	吉村		
松平(伊達)陸奥守	陸奥国仙台城主62万石	享保20年⑩11/28 元文2年⑪7/24 元文4年⑫5/22 ⑬7/18 ⑭12/22	松平(伊達)越前守	利根姫君様入與(⑩3/11/28)	
宗村	伊達陸奥守嫡男	享保20年⑩3/11/28	松平生渡守(致乗)	『寛政譜』1-69	
松平(前田)加賀守	御小姓組	元文5年⑩2/10	松平(前田)加賀守	『藩士大辞典』3-164	
吉德		元文2年⑩12/13			

人名	身分・続柄	所在等	出典(○月、日付)	備考
松波筑波守正春	町奉行		元文元年⑥/8/12	8月12日就任、前職は勘定奉行、元文4年 大目付〔寛政譜〕4-407)
松前伊豆守嘉広	元禄期京都町奉行		享保20年③/10/15 元文4年⑩/8/2	元禄5年4月14日京都町奉行、9年2月2日 伏見奉行兼帶、10年4月14日町奉行、享保 16年8月晦日死去〔寛政譜〕3-203)
松宮喜右衛門			元文3年⑩/6/10, 17	
松本竹丸	松本為寛子	福荷社	享保2年⑤/4/16 ⑥/8/5	罹病疾落命(⑤/8/5)
松本駿河守為雄	上社祝	福荷社	享保20年⑫/2/30	五位加役(⑫/2/30)
松本齋磨守為亂	正祝	福荷社	享保20年⑪/6/3 元文元年⑦/10/11 元文3年⑫/2/6 元文4年⑩/6/3	
松本主水為親		福荷社	元文3年⑯/10/2 元文4年⑩/11/15	
松本伊豆守(内蔵助)為寛	上社禰宜		享保20年⑪/4/13-17, 19-20, 28, 30, 51, 3-4, 6-8, 12-16, 18-24, 26-28, 6/1-2, 5-6, 8, 12-19, 22, 24-26, 28 ②/7/1-4, 7-9, 11-25, 27-30, 8/1, 2, 7, 13-15, 17, 19-20, 22-29, 9/1-16, 18-21, 23-26, 28-29 ③/10/1-4, 6, 8, 10-11, 13-16, 20-29 享保21年④/1-4, 6-9, 13, 15-17, 19, 22, 25-29, 2/1-6, 8, 10-11, 13, 16, 18-22, 24- 29 ⑤/3/1-4, 6-8, 11-16, 20-21, 23-30, 4/1-3, 8-9, 16, 24-25 元文5年⑤/4/29 ⑤/1-4, 6/6/7-8, 八丁堀亀島福荷(星敷(根本所持)に旅宿→湯嶋毫) 丁目石屋九兵衛 店屋根屋五郎兵 衛方(①)→福荷 社(⑤)→江戸 (⑫)	從五位上、元文5年2月26日卒、35歳。官 名を内蔵明と可改旨林喜左衛門差図の由 (①)、湯嶋惜店へ移る(⑤/6)、養母病 氣看病のため今朝江戸発足(⑤/4/2)、子 竹丸(⑩)、湯島天神前陽弓場ニ被居(④ (⑫/3/10)、湯島天神前陽弓場ニ被居(④ (⑫/3/10)、湯島天神前陽弓場ニ被居(④ (⑫/3/10)、湯島天神前陽弓場ニ被居(④ 7/22)、為寛直親在京候義親ニ被出之處 為寛上京之儀御許容(⑨/8/11)、先月23日 卒去(⑩/3/6)
松木丹波			元文2年⑧/4/4	
松屋伊織	新道		享保20年⑮/28 ⑯/12/8, 25, 29 享保21年⑭/1/5, 9, 23 ⑯/3/11, 14, 16 元文元年⑥/7/14 ⑦/10/2, 12/5 元文2 年⑧/1/4, 11 ⑩/7/4, 5, 12, 15-16, 19, 21, 24-25, 27, 8/6, 8, 11-13, 21-22, 9/10, 15-16, 30 ⑪/10/6, 7, 27, 11, 26, 28-29 ⑯/4/1, 28, 5/13, 18 ⑯/7/4-5, 7, 13, 8/11-15, 27, 9/1, 3, 9-10, 15, 17-18, 25-26, 30 ⑯/10/1, 3, 10-11, 13, 16-20, 22, 28-29, 11/1, 7, 9, 13, 19, 26-27, 12/4, 9-10, 14-15, 20, 22, 26-29 元文4年⑬/1/1, 7, 13, 19-20, 23, 2/1-2, 4-5, 16, 28, 3/3-4 ⑯/4/1, 4, 7, 12, 17, 19-20, 5/8, 12, 15, 19, 22, 26, 6/9 ⑯/7/14, 8/27 ⑯/10/4, 19-20, 11/8-11, 15, 17, 20-21, 23, 12/12-13, 22, 28 元文5年⑯/1/1, 11-12, 15, 20-21, 28, 2/8, 11, 15-16, 19, 3/4, 6, 12, 未尾	初面会(⑯/5/28)、平生指之大小柄巻直頬 遣(⑯/1/9)、神田新道の家買取の世話 (⑫)、鶴冬ら參着の墨書きに「神田鍛冶町三 丁目松屋伊織方ニ旅宿」(⑬/3/11)
松屋善右衛門	松屋伊織子		元文2年⑩/8/22 元文3年⑯/9/23 ⑯/10/11, 11/7, 12/26-27 元文4年⑯/1/27-28, 2/4, 18, 3/24, 26-27 ⑯/4/4, 16 ⑯/7/9, 9/16 ⑯/11/8-9, 11, 15, 12/22 元文5年⑯/1/1-2, 11-12, 19	
松屋惣兵衛	松屋伊織子		元文5年⑯/1/15, 20-22, 2/22, 24-25, 3/1, 4	
松山氏			元文2年⑩/7/12	
松山儀伯(義伯)	左門殿家老、松山軍司 父	本庄猿江	元文元年⑤ 享保20年①/4/26, 5/8, 6/11 ②/8/14, 9/4 ③/11/20, 12/2 享保21年⑤/3/3, 4/24, 5/19 元文元年⑦/12/26 元文2 年⑨/6/29 ⑯/8/16, 19, 8/16 ⑯/10/19 元文4年⑩/4/11, 15-16 元文5年 ⑯/3/12	義伯は深尾多仲妻の里元(①/4/26)
松山軍司	松山義伯子息	本庄猿江	享保20年①/4/26, 5/8, 6/11 ②/7/13, 20, 22/8, 11, 9/4, 22 ③/10/13, 17, 24, 27, 29, 11/3, 12/3 享保21年 ④/1/7, 2/21 元文元年⑥/7/28, 8/26 元文2年⑧/2/30 元文3年⑯/1/16 ⑯/5/26 元文4年⑯/2/18 ⑯/6/11 元文5年 ⑯/3/12	荷札之儀へ被額込候処早速許容(④ 8/11)、『公家辞典』530
万里小路民部卿種			元文2年⑧/2/24 元文3年⑯/8/11	
房			享保20年②/8/7 元文4年⑯/11/24	2万3千石、從五位下、宝曆6年7月3日卒 去。年61(『寛政譜』9-42)
三浦志摩守義理	京都御所手代の家来 年三河国対屋城主(延享4 享元年奏者番		享保20年②/9/20, 25 元文元年⑥/7/10, 8/16, 19, 9/2 元文2年⑧/1/2 元文3年⑯/1/12	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○通、日付)	備考
三浦肥後守桂次	西城御書院番頭		元文2年⑧2/13	享保19年11月10日 西城御書院番頭、元文2年8月15日 西城御側(『寛政譜』9-44) 律女おみゑ方へ差出(⑯11/21)
おみゑ	水戸御守小上賤		元文3年⑯11/21	
三河屋三郎兵衛		小伝馬町	享保2年⑯3/30 元文元年⑯4/29	
三木松盛			元文5年⑯11/7, 14 享保20年⑯6/17 ⑦7/8, 21, 9/23, 24 ③10/5, 25, 28-29 享保21年④1/5, 28 享保21年⑤4/16 元文元年⑤5/19 ⑥8/24 ⑦12/20 元文2年⑧2/1 元文3年⑯1/8 元文4年⑯1/16, 3/5	
三木松仙(松泉)	三木松盛子		元文元年⑯8/24 元文3年⑯4/25, 4/27	
水谷茂右衛門			元文元年⑯9/20	
水野老岐守忠定	西丸若年寄		享保20年①6/5-6 元文2年⑧4/18 元文3年⑯12/27	享保20年6月5日 条、3千石加増、西丸附 『寛政譜』6-61
水野備前守勝彦	町奉行		元文5年⑯1/11-12, 3/10	
三田豊太			元文4年⑯12/12	
三井采女			元文4年⑯4/5	
三井孫兵衛	細井次郎大長門弟		元文3年⑯10/28	
三根与平治	尼津寺家老		元文4年⑯9/13 ⑯10/14	
水戸御家門(水戸 御守殿)			元文4年⑯4/1 ⑯11/7-8, 24-25 元文5年⑯1/7	
糞田源右衛門	松平信岑		元文3年⑯2/26 元文5年⑯3/6	
糞田源右衛門(重 兵衛)			享保20年①6/25 元文4年⑯6/25	
美濃屋十兵衛(重 兵衛)		神明神内	元文3年⑯2/13-14	猪月已後旅宿を神明神内美濃屋十兵衛 どなる(⑯2/13)
宮城(宮木)勾当			元文元年⑯8/14, 9/23 元文2年⑧1/1 元文3年⑯1/1 元文4年⑯1/1, 3/5 ⑯7/1 元文5年⑯1/7	
三宅友之進	三宅主税二男、根本治 胤養子	松嶋町(㉚)	元文4年⑯5/5, 9-10, 12-15, 6/8-9 ⑯7/22, 25-26, 8/22, 24 ⑨10/6, 11/6, 15-16, 25, 12/1, 3-5, 21, 23-24, 27-28 元文5年⑯11/9, 12, 14, 16, 18, 2/11, 21, 3/2-3, 7, 10-11, 18	(⑯5/7)、日本紀素読の義教訓(⑯5/15)
三宅參次	三宅友之進兄		元文4年⑯4/27	
三宅主膳	三宅國猿役社司		元文4年⑯7/26	
三宅主税	三宅友之進親		元文4年⑯5/7 ⑯7/26	
宮下万右衛門	松平信綱家来		享保20年①6/2 元文元年⑯7/6, 23 ⑦12/27 元文2年⑨6/11 ⑩9/16, 18-19 元文3年⑯1/12, 2/11 ⑯12/25, 27, 29 元文4年⑯6/2 元文4年⑯12/9, 21, 25 元文5年⑯2/10	
宮代茂左衛門(茂 兵衛)	大久保忠胤家中か、 用人)		享保20年②8/18 ③10/5 元文元年⑦10/4, 12/4 元文2年⑧1/3, 2/19 元文3年⑯1/4 ⑯7/3, 29	
宮成玄内			元文4年⑯11/19	
宮林有齋	茶飴、上林又兵衛支配		享保20年③10/5	追付着府・井上公殊外懇意の者・北尾氏 別懇(⑯10/5)
御山要女	神田明神下社家		元文元年⑯5/22 元文4年⑯1/16-17 ⑯4/7	
御山要人			元文4年⑯2/14-15, 18 ⑯4/3, 24, 26, 28-29, 5/1, 6/15	菊女病氣(⑯6/15)
妙寿院	祖母		元文5年⑯1/22	正忌・故禁足(⑯1/22)
三輪市十郎		元文2年⑧3/21, 4/14		
三輪熊之助(脇屋 熊之丞)	三輪執齋子息		享保20年①5/11, 6/1 ②7/13, 8/6, 28, 9/12 元文元年⑯9/13 元文4年⑯6/1	
三輪七之助			元文2年⑯12/21	
三輪執齋	儒者、寛文9年-延享元 年		享保20年①5/11 ②8/18, 9/20 ③10/5, 16, 18, 11/10 享保21年④1/4, 22, 2/17 ⑤3/26, 4/7, 9-10 元文元年 ⑤5/10, 22 ⑥6/11, 29 ⑦27, 8/17, 9/13-14, 21, 29 ⑦12/4, 14, 21 元文2年⑧1/3, 2/4, 3/23, 4/12, 19, 21 ⑨5/4, 20, 6/8, 14, 16, 30 ⑩7/21 元文4年⑯8/19, 23	
三輪文之進(文之 丞)			享保20年①5/11 元文3年⑯1/8	
民部	常慈院の僧		元文4年⑯3/18	
民部卿法印			元文2年⑧3/20 元文3年⑯3/19 元文4年⑯7/24	削札

人名	身分・続柄	所在等	出典(○三、日付)	備考
向井伊賀守政輝	京都町奉行		享保21年⑤/3/23-24, 26 元文元年⑥/5/15 元文元年⑥/6/21, 9/10, 20-21 ⑩/11/29, 關11/6	上野国群馬郡等采地900石。元文4年7月2日京師にて死去。年56。彼地の常樂寺に葬る(『寛政譜』2-289)。
藤森大膳大夫		京都	享保20年②/9/30	
武者小路	大久保忠胤物頭		享保21年④/1/16	渋谷氏へ懐紙案箱入遣也(④/1/16)
むら源五			享保21年④/2/26	
村尾氏			享保20年③/10/27	
村上義順	医者		元文2年⑩/8/23	
村上口次右衛門	朽木直綱家老		享保20年⑩/9/23	
村上飛驒守	上野新宮附		元文2年⑩/3/3	
村田左平次			享保20年①/6/19 享保21年④/1/23, 2/24, 25 元文2年⑧/1/10 元文4年⑦/6/19 元文5年⑩/1/28, 末尾	
村本因幡守	湯懸婦恋稻荷社神主		享保20年①/6/28 ②/9/15, 16 元文2年⑧/1/1, 2/1 元文3年⑨/1/1 元文4年⑩/1/1, 3/5 ⑪/6/28 ⑫/12/22	
目方長門守	医御小性		元文2年①/11/13, 15	山本七大夫懇意(⑪/11/15)
望月宗庵			元文4年⑩/7/22-23, 27, 8/8, 9/3	
物部茂卿(茂生徂 休)	儒学者		元文元年⑥/6/6, 26, 7/17	
桃井親水			元文2年⑩/5/6, 18, 20, 6/27 ⑪/7/13, 17, 8/7-8 元文3年⑯/10/25	
森勘右衛門	西湖学姫婿		享保21年④/2/8	
毛利用斐公英(甲 州)			元文元年⑥/7/5 元文2年⑩/8/19 元文3年⑯/11/16	
毛利三河守公広 (河州)	上社神主	稻荷社	享保20年①/5/14 元文元年⑥/7/5 元文3年⑩/1/26, 3/11 ⑬/4/12 ⑭/7/13, 8/2, 14, 9/5, 10, 30 ⑯/10/11, 13, 11/16, 20 元文4年⑩/11/24	
森三大夫	神職人、陰陽師		元文元年⑤/5/8, 11, 13, 28 ⑥/3-4, 16, 7/1, 26-27, 8/16 ⑦/12/25 元文2年⑧/1/1 ⑨/5/22 元文3年⑯/4/7 ⑭/9/27 ⑮/10/4, 28, 12/24, 26 元文4年⑯/1/17, 25, 2/2-3, 6-9, 3/5 元文4年⑯/4/17 ⑯/11/9, 20, 22-23 元文5年⑯/1/24	
森新七	森三大夫子息(⑯)、森三 大夫子息(⑰)	羽守長屋	元文4年⑩/1/17 ⑯/11/9, 22-23 元文5年⑯/1/24	
毛利伊賀守治建 (伊州)		稻荷社	享保20年①/5/19, 6/12, 19 ⑦/5, 8/10 ⑩/8, 11/19 享保21年④/1/29 ⑮/3/15, 4/19, 24 元文元年⑤/5/8 ⑯/6/7, 12/9, 13, 25 ⑦/11/11, 12/6, 10, 12 元文2年⑩/1/27-28, 2/24, 3/7, 30 ⑯/9/1, 19 ⑯/10/14, 12/9, 12/21	初出会・上方素性(⑤/5/8)、鈴木重経仕官の義依頼(⑯/11/22)
森縫駿助鄧亮	田安宗武附き小十人、そ の後小普請	京都	元文3年⑩/1/26, 2/16, 19, 3/11, 29 ⑬/4/11-12, 4/14 ⑭/8/9, 12, 28-29	享保17年10月25日正祝辞職、元文3年8月14日本 53才(『大社年表』)。急病死之由(⑯/8/28)
森彦之進	松山義伯弟		元文5年⑩/1/27, 2/2, 3/6-7	『寛政譜』18-368
森正臺			享保20年⑩/8/23	
森又左衛門	牧野貞通用人		元文4年⑩/29/4	
毛利美濃守			元文4年⑩/7/9, 8/13, 26	
森民部少輔			元文2年⑩/1/13 元文元年⑥/8/10 元文2年⑧/1/12, 18 元文3年⑯/9/12 元文4年⑯/1/16 ⑯/10/9 元文5年⑯/1/9,	嫡子兵部当四日死去(⑯/1/16)
森姫	田安宗武夫人、近衛家 久安		享保20年⑩/3/12/18	
森村撰津守	医者、松平周防守家来		元文3年⑩/2/28	
森脇立賢			元文4年⑩/5/13-14	
諸岡卯八	不忍池端茅町2 丁目幡津陣鷹方		元文5年⑩/1/11-12	
赤三郎	駕籠の者		元文3年⑩/4/26 ⑪/8/28	京より到着(⑩/8/28)
安田右京(左京)		上野	元文2年⑩/2/19-20, 23-24, 3/2-4, 6	
安田重右衛門(十 右衛門)	井出新三郎家来		享保20年⑩/4/26, 6/2 ⑩/8/23 元文3年⑯/9/7, 19, 22 元文4年⑯/6/2	
安田撰津守		稻荷社	享保21年⑩/4/24 元文元年⑤/5/2	卒去の由(⑯/4/24)
安田周防守親教	安田親冬子		元文3年⑩/3/11 ⑯/4/1 元文4年⑯/5/8 ⑯/9/7	

人名	身分・続柄	所在等	出典(○通、日付)	備考
安田大学親春	中社神主安田親冬弟	稻荷社	享保20年①4/14, 26, 5/4, 18-19, 22-24 ③11/10 元文元年⑥8/9 ⑦12/29 元文2年⑧1/4, 13-14 元文3年⑫2/13-14, 26, 29, 3/11 ⑬4/1 元文4年⑯8/11-12, 24	病気のため出府せず神入尾崎八郎を差下す(⑮5/19)、耳不自由(⑰2/14)、正月十五日死去(⑲2/26)
安田備後守親冬	中社神主	稻荷社→江戸	元文元年⑥7/5, 8/5 元文3年⑩2/28, 30, 3/10-14, 16, 18, 21-22, 26-29 ⑬4/1, 4, 18, 23, 28, 5/1-2, 4-5, 7-8, 11, 17-18, 24-25, 27, 6/8, 12, 20 ⑭7/7-8, 10-13, 15-17, 19-20, 30 8/1-2, 4, 6-7, 9-12, 14-16, 18, 20-21, 27, 9/4-6, 10, 12, 27, 30 ⑮11/5, 12/10, 18 元文4年⑯2/2, 4 ⑯8/24 ⑯9/11/24	未刻江戸到着(⑳3/10)、元来中症にて言舌不自由(㉑3/11)、持病眩晕差癡(㉒3/12)
安田長門守親安	権禰宜	稻荷社	享保20年①5/5, 4 ③12/22 享保21年④2/4 元文元年⑥9/13, 20, 25 ⑦10/4, 9 元文2年⑧2/1, 3 ⑪11/28 元文3年⑩2/30, 3/11 ⑬4/8, 12, 6/17 元文4年⑯1/5, 16 ⑯7/12	
安田藤五郎	井田半兵衛家中		元文2年⑩8/27	
安田内記		上野御本坊長屋	元文2年⑩3/20-21, 4/19	23日帰郷(㉓3/21)
赤三兵衛	鶴丁	宿	三田の旅宿に寄宿	4月25日頃帰京(⑭4/23)
矢田部伊織	伊豆国三嶋社神主	隣家	享保20年②8/6, 28, 29, 9/8 ⑩10/16 享保21年④1/8 元文2年⑩1/20, 4/19, 21	病氣養生のため出府(㉓4/19)
柳田權藏	柳屋彦右衛門	桜田久保町内備前町	元文3年⑩11/17-18, 12/27 元文4年⑯1/17	愛染寺は柳屋彦右衛門裏屋に借店(①5/20)
屋根屋五郎兵衛	松本為寛家来、元治の母方の叔父		享保20年①4/13, 23-24	訴訟中の家請・宿請を依頼
藪主計頭忠通	西丸御側		享保20年①5/20, 23	
山置治部藏	板倉勝造次		享保20年①5/24, 27 享保21年⑤4/21, 25	
山口屋左衛門	細井安明取次		享保20年①5/24, 27 享保21年⑤4/21, 25	
山口修理弘長	常陸国牛久城主		享保20年②8/27	
山崎守内	大久保忠胤近習頭		草保20年③10/5 享保21年④1/4, 2/10-11, 2/25-26 ⑤3/16 元文元年⑥7/25, 8/3, 17, 9/5-6, 23-24 ⑦11/29, 12/14 元文2年⑧1/3, 16, 24 ⑨5/4 元文3年⑩1/4 元文5年⑯1/13, 末尾	
山崎千歳			元文4年⑩2/27	
山崎鉄三郎			元文5年⑩2/22, 24, 3/25	
山路甚内	細井安明取次		享保20年①6/9 元文4年⑩6/9	
山地(山路)甚平	松木為寛家来(⑫)		元文2年⑧4/8, 19 ⑨5/9-10, 18 ⑩7/13 ⑪10/20, 11/25, 12/2, 6, 14, 17, 21 元文3年⑩1/16, 2/2-4 ⑮5/7-8 ⑯7/15, 9/13 ⑯10/11, 17, 28, 11/12, 28, 12/27 元文4年⑯1/11 元文4年⑯10/30, 11/8, 12/2-3 元文5年⑩1/9, 2/5, 11, 21	山地甚平(⑪開11/25)お直出迎 在満方へ五位夏袍腰袋用頌来(㉓7/15)
山田甚兵衛	表使		元文3年⑩4/12, 5/16, 21	
太和屋久兵衛	質屋、大和屋弥七弟	綱や町	元文4年⑩10/16	
太和屋治兵衛	旅籠	石町三丁目	享保20年①6/21	
太和屋弥七		綱や町	元文2年⑩9/10/16	大坂に行き留守(㉓10/16)
山名因幡守豊就	寺社奉行		元文4年⑩3/15, 18, 20, 24, 27 ⑪4/3, 8, 10, 5/1-2 ⑫7/22-23 ⑬11/6 元文5年⑯2/21, 3/10-11	山内に誤記(㉓3/10)、元文4年3月15日寺社奉行(『寛政譜』2-81)
山中吉兵衛			元文4年⑩4/16	
山宮惣督			元文2年⑩8/2/5	
山村貞道	法術	京都	元文3年⑩8/24	
山本左門			元文2年⑩6/5	
山本七大夫(長右衛門)広満	岩城隆韶家來		享保20年③10/11, 16, 11/2, 12/24-25 享保21年④1/11-12 ⑤3/5 元文元年⑥5/19 ⑦12/10 元文2年⑧3/25 ⑨5/9, 19-20, 22-23, 27 ⑪11/13, 15 元文4年⑯1/13 ⑯5/24 ⑯8/7/21, 24, 9/1	松木為寛療治(㉓8/24)
山本甚十郎	松平輝貞代參		元文2年⑩5/7	
山本左右太	大岡忠相公用人		元文元年⑤5/12 ⑥8/25, 9/3, 5, 23 ⑦12/24 元文2年⑧1/7, 3/10 ⑯9/5, 11-13, 25 ⑩10/3, 11/6, 26, 12/16, 25 元文3年⑩2/12, 14, 3/6, 11-12, 20-22, 26 ⑪4/19, 6/3, 6, 9, 11 ⑯7/20, 24, 26, 28-30, 8/1, 4, 10, 15, 9/21 ⑯10/15, 29, 11/9, 12/21 元文4年⑯2/25, 3/21 ⑯4/1, 5, 5/30 ⑯8/7/22-24, 26 ⑯12/11	東丸神祇道の門弟執事の仁・始号平大夫・松平右衛門(㉓10/11)、長右衛門七大夫改名(㉓12/10)
山本又右衛門	松平信岑家役人		享保20年②7/17 元文2年⑩9/30	初面話(㉓1/26)

人名	身分・続柄	所在等	出典(○三、日付)	備考
山脇卯治右衛門 (赤次右衛門)	井上正之家寺社役		享保20年①6/8, 21, 25 ②7/28, 8/11, 26 ③10/23 元文元年⑥8/7 元文4年⑩6/8, 21	
湯原助三郎	湯原清右衛門養子、小出守秀出生の男子、小		元文4年⑩10/26	母は愛染寺妹分か親類の由、長成の間長尾文哲養育、父子共ヒ死去、同腹の妹は錦島信濃守奥方へ勤仕のところ当春候付(⑩10/26)
湯原清右衛門(主馬)	湯原助三郎養父		元文4年⑩10/26 元文5年⑩3/9	父子共死去(⑩10/26)、小出淡路守安腹の男子が養子となる(⑩3/9)
義仙院	水戸徳川吉守簾中八重姫、徳川綱吉養女		元文3年⑩7/30 ⑤10/10 元文5年⑩1/18	辻女表向御目見(⑩7/30)
横井源八		麻布谷町	享保20年①5/18, 6/2 ②7/11, 18, 30, 19, 9/23 ③10/18, 27, 11/2, 17 享保21年④2/10 ⑤4/12 元文元年⑥7/12 元文4年⑩6/2	明後十一日出立の由(④2/10)
横山内記清章	横山忠知子息、火事場見廻	青山	元文3年⑩4/1 ⑩8/11, 9/4	相続高五千石(③4/1)、元文元年5月9日遺跡を繼ぐ(『寛政譜』10-102)
横山左門(民部)忠知	大坂川方泰行(御船手)		元文3年⑩9/4-5	先年死去・安田親冬の子息親教の妻は左門末女(③4/1)、元文元年2月16日大坂にて死去(『寛政譜』10-102)
横山朝貢賀忠芳雄	本願所留守居、坊主		元文2年⑪10/2	三十歳未満・聰明才発之性質(⑩9/4)
吉田	長田元輔家中		元文3年⑩1/12	
吉田宇左衛門	酒井忠序用人、北条茂兵衛妻の叔父、	酒井藩後守上邸の長屋	元文2年⑩2/7, 27	
吉田喜六	井上正之元		享保20年③10/19, 23, 11/25, 12/3 享保21年④1/28, 2/27, 30 ⑤3/21 元文元年⑥6/2, 9/29 ⑦10/20, 22, 25	
吉田家	萩原宗隆家来		元文2年⑩1/3, 4/27 元文3年⑩1/18	
吉田庄兵衛		八丁堀	享保20年②8/7 享保21年④1/5 元文2年⑧1/18 ⑨5/9 元文3年⑩1/8 元文4年⑩1/13 ⑩9/4, 20-25 ⑩10/1, 12, 21	
吉田政右衛門	町与力		元文3年⑩7/15	
吉田丹波			享保20年⑦12/18 元文2年⑨5/20, 26 元文4年⑩2/16 ⑩8/2, 9/18	
吉田兵右衛門			元文20年①4/20 元文4年⑩1/9	
吉田友隣			元文3年⑩5/7	
吉野忠左衛門	有馬氏倫家老		享保20年①6/15 ②7/9, 9/27 ③12/11, 25, 27 享保21年④2/5 ⑤3/16, 4/8 元文4年⑩1/13 ⑩6/15	
吉野屋源兵衛		京都荷山前中町	8/15 ⑦12/15, 17 元文2年⑧1/6, 3/10 元文3年⑩1/23 元文4年⑩1/9 ⑩6/15	
与次平右衛門			元文2年⑪12/5 元文3年⑩2/11	
依田伊織			元文2年⑪12/12	当五月廟四ツ時立寄候旨自修理亮被示聞也(⑪12/12)
米木津周防守			元文元年⑦11/23	
米木津出羽守			元文4年⑩11/22	森三大夫家内米木津周防守長屋へ引越(⑩11/22)周防と出羽どちらか誤り、同一人物か、
米屋三郎兵衛			元文4年⑩11/9	
与兵衛	南部屋弥三次手代		享保21年⑤3/29	京都帰着(⑪12/21)
理助			元文2年⑪12/21 元文4年⑩4/28	藤之進方へ吉平頃ニ付雇度旨申遣也(⑩8/16)
律女	在満妾女、藤三郎母		元文3年⑩8/16	直子らと共に江戸着(⑩11/1), 夜前亥ノ刻安産男子出生(⑩10/6)、辻女世話により戸守殿小上臈おみる殿方へ差出す(⑩11/21)
隆庵			元文3年⑩5/16	
龍山	愛染寺		享保21年⑤4/16 元文元年⑥5/25 元文2年⑪12/17, 19, 20 元文4年⑩10/19	

人名	身分・統括	所在等	出典(○印、日付)	備考
立昌			元文3年⑬4/25	
凌雲院前大僧正		上野	享保2年⑩8/4 享保21年④1/24	
凌雲院大僧正		上野	享保2年⑩5/11 ⑩7/9 ⑩12/27 享保21年④1/24 元文元年⑩8/8 ⑦11/23 元文2年⑧1/3 ⑩6/27	
了覚			元文3年⑩7/27, 30, 9/1	
涼泉院	上野護國院常慈院の弟		享保20年⑩8/4 元文元年⑩7/9, 8/25 元文2年⑧1/3	
靈成院寂僧正	子		元文2年⑩6/5	
冷泉前大納言為久	常徳寺弟子		享保21年⑩3/11, 13-15, 23 元文2年⑧4/21 ⑩9/4	
連谷坊	護國院の出家		享保20年⑩6/27	
六角主水	(淡谷良信用入か)		享保20年⑩4/29, 5/4, 6, 12	
若井六右衛門			元文4年⑩5/15	向後開合せ等の事堅く無用(⑩5/12)
和田五兵衛	京塙町御門番		元文4年⑩2/4, 3/5	
渡辺玄昌	松平左近將監上 屋敷長屋へ滞留		元文元年⑩5/30 ⑩6/2 ⑦10/1, 22 元文2年⑧1/20, 29, 3/8 ⑪10/4, 12/12	病疾此節別而急難之容体
渡辺玄隆	松平乗邑医師		享保20年⑩5/16 ⑩7/29, 30 ⑩3/11/20, 12/11, 19 元文元年⑩5/12, 18-19, 30 ⑩6/2, 17, 19-20, 7/10, 23, 9/22, 25 ⑩10/1, 22, 26, 12/18, 26 元文2年⑩1/2, 20, 29, 3/8, 4/30 ⑩7/8, 8/18 ⑪10/4, 12/12 元文3年⑩1/8 ⑩3/4, 4, 6/9 ⑩7/4, 9/12 元文4年⑩4/8 元文5年⑩1/9	妻元文元年7月3日病死(⑩6)
渡辺佐渡			元文3年⑩4/4	
渡辺左内			享保21年⑩1/29, 2/1 元文3年⑩34/19-20	
渡辺伝兵衛	板倉勝澄家老		享保20年⑩2/2, 7 ⑩11/8 享保21年④1/12 ⑤4/17, 19 元文元年⑩6/26 ⑦12/23 元文2年⑧1/6 ⑩7/3 元文3年⑩1/12 元文5年⑩1/14, 末尾	
渡辺隼太	淡谷良信家老		元文4年⑩1/13 ⑩5/6	
渡辺安芸守雅	西丸御小納戸頭取		元文5年⑩3/9	『寛政譜』B-124
渡辺立意			元文4年⑩12/23	遠州より飛札、先月大坂で食傷にて急死(⑩12/23)
□□□屋宇八	京都		享保20年⑩9/16	
□村三太左衛門	淡谷氏家来		享保21年⑩4/27	
□鳴氏			元文2年⑩9/10	
□丈助	浪人		元文4年⑩2/1	根本治胤懇意・壳居の家を望む仁(⑩2/1)
□忠大夫	□丈助親父		元文4年⑩2/1	

東丸神社所蔵史料にみる印譜集

東丸神社所蔵史料にみる印譜集

官部 香織

(二) 荷田(東羽倉)家

A. 主に蔵書印として使用されている印(朱印)

1. 荷田信満の印



「信満」白文方印
(3.5×3.4cm)



「荷田信郷」白文方印
(1.7×1.7cm)



「荷田信郷」白文方印
(2.5×2.8cm)

2. 荷田信郷の印



「荷田信郷」朱文方印
(2.4×2.4cm)



「信郷」白文方印
(1.1×1.2cm)



「信郷之印」白文方印
(1.7×1.7cm)



「里磨」白文方印
(3.4×3.4cm)



「宗基」
黒文楕円印
(1.7×1.2cm)



「子景」朱文方印
(1.1×1.2cm)



「三峰」朱文方印
(1.7×1.6cm)



「三峯」朱文方印
(1.5×1.8cm)

東丸神社所蔵の東羽倉(荷田)家文書には七二八三点の史料が収められており、その内容は荷田春満自筆の著作草稿や写本をはじめ、門人による講義筆記の類、和歌詠草や書簡、社家・社務関係の文書類など種々の史料で構成されている。これらの史料の中には、東羽倉家のほか、伏見稻荷社の社家・社務の人々の印が捺されているものが少くない。そこで、本稿では、東羽倉家文書にみられる印を分類・整理して紹介したい。

諸文書に捺されている印は、写本や版本などの蔵書印、漢詩詠草の落款などの用途として朱で以って捺された印、伏見稻荷社の関係文書などの神道関係文書の中で社家・社務の人々による署名とともに墨で以って捺された印の二種に大別できる。本稿においても、この二種の分類に基づき、さらに家別に分類して掲載することとした。各家の人名の配列は、『伏見稻荷大社年表』(伏見稻荷大社御鎮座千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会、一九六二年)所収の『稻荷社社家系図』に依拠した。なお、文書への捺印は確認できるが、墨にて印影の大部分が塗り潰されているものや印影が極薄にて判読不能なものについては掲載しなかった。

今回掲載した印譜のほかに、明治期以降の近代に作成されたと思しき印譜集が二点存し(D-三一一〇九・一二〇)、主に羽倉可亭氏の印が収録されているものと思われる。



「□行氏」朱文方印
(1.9×1.9cm)



「荷田信言」白文方印
(1.0×1.0cm)



「瑞谷主人」白文方印
(3.0×3.0cm)



「青楓」朱文方印
(1.1×1.1cm)



「信言之印」白文方印
(1.9×1.9cm)



「通議大々之章」朱文長方印
(2.5×2.8cm)



「信義之印」白文方印
(1.0×0.9cm)



「荷田信義」白文方印
(2.8×2.7cm)

3.
荷田信言の印

4.
荷田延年の印



「延年」白文方印
(1.7×1.7cm)



「東廻屋」白文方印
(0.9×0.8cm)



「信義」朱文円印
(直径 1.7cm)



「大齡」白文方印
(1.7×1.7cm)

6. 荷田信眞の印



「信眞」白文方印
(1.2×1.0cm)



「信眞」朱文方印
(0.9×0.9cm)



「信眞」白文方印
(2.0×2.0cm)

(三) 近代に押印されたと思しき印

1. 「荷田氏」白文方印



(1.8×1.8cm)

2. 「荷田家藏」白文方印



(4.6×1.6cm)

3. 「荷田氏珍蔵」朱文方印



(4.9×1.6cm)

4. 「羽倉藏書」朱文方印①



(3.0×3.0cm)

5. 「羽倉藏書」朱文方印②



(3.1×3.1cm)

※A-1-3-25「東丸哥集 雜上案五」の封紙に「故信朗ノ遺言により進呈す 羽倉信真殿 羽倉八重」とあることより、北羽倉家の蔵書印と推測される。

6. 「羽倉藏書」朱文方印③



(3.0×3.0cm)

7. 「羽倉文庫」朱文方印



(3.0×3.0cm)



(直径 2.7cm)

C-3-2-30「京稻荷本山社法格式」の享保十六年羽倉摂津守の署名下にも捺印されており、近世の可能性もあり。

(四) 大西家

1. 大西家の印



「稻荷神主大西文倉」

朱文長方印
(6.1×3.1cm)



「親盛之印」白文方印
(2.3×2.3cm)



「秦大宗原」朱文方印
(2.8×2.7cm)



「秦親臣印」白文方印
(2.7×2.7cm)



「大西」朱文圓印
(直徑 1.7cm)

2. 大西親盛の印

3. 大西親臣の印

七 森家

（五） 祐川家
祐川親亮の印



「秦氏親亮」白文方印
(2.2×2.1cm)



「稻荷山森家」朱文椭圓印
(6.0×3.9cm)

1. 森家の印



「秦宿祢公府」白文方印
(3.7×3.7cm)

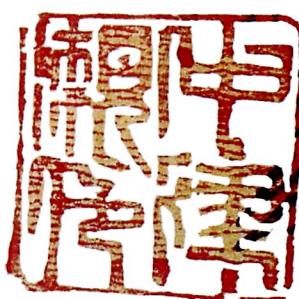
（七）毛利家



「毛利家印」朱文方印
(1.5×1.3cm)

毛利家の印

（六） 中津瀬家
中津瀬家の印



「中津瀬印」朱文方印
(5.6×5.6cm)

B. 署名印として用いられている印（黒印）

(一) 荷田（西羽倉）家

(一) 荷田（東羽倉）家

2. 荷田信友の印



1. 荷田信詮の印
「信詮」
黒文円印
(直径 1.5cm)



2. 荷田信友の印
「信友」
黒文円印
(直径 2.0cm)



3. 荷田信之の印
「真」
黒文楕円印
(1.6×1.0cm)



1. 荷田信辰の印
「御口」
黒文円印
(直径 2.0cm)

3. 荷田春満の印
「政勝」
黒文楕円印
(2.1×1.5cm)



5. 荷田信郷の印
「信郷」
黒文方印
(1.5×1.5cm)



6. 荷田信純の印
「信純」
黒文円印
(直径 1.7cm)



4. 荷田信名の印
「信名」
黒文方印
(1.5×1.5cm)



3. 荷田信舎の印
「信舎」
黒文方印
(1.5×1.5cm)



2. 荷田信元の印
「家重」
黒文楕円印
(2.1×1.3cm)



2. 荷田信元の印
「信元」
黒文方印
(1.6×1.5cm)

7. 荷田信義の印
「信義」
黒文円印
(直径 1.7cm)



1. 荷田信義の印
「信義」
黒文円印
(直径 1.7cm)

(二) 北羽倉家

荷田信興の印



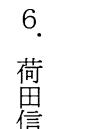
「□□」
黒文方印
(1.5×1.5cm)

荷田信純の印

「信純」
黒文円印
(直径 1.7cm)



「信純」
黒文円印
(直径 1.7cm)



6. 荷田信資の印
「信資」
黒文円印
(直径 1.7cm)



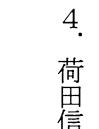
「信資」
黒文円印
(直径 1.7cm)

荷田信之の印

「信之」
黒文方印
(1.4×1.6cm)



「信之」
黒文方印
(1.5×1.5cm)



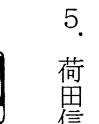
3. 荷田信舎の印
「信舎」
黒文方印
(1.5×1.5cm)



7. 荷田信度の印
「信度」
黒文円印
(直径 1.7cm)



「信度」
黒文円印
(直径 1.7cm)



5. 荷田信賢の印
「鳥飼」
黒文方印
(1.5×1.6cm)



「鳥飼」
黒文方印
(1.5×1.6cm)

(四) 荷田(京羽倉)家

1. 荷田信美の印



「信美」
黒文円印
(直径 1.7cm)

3. 荷田信充の印



「信之」
白文円印
(直径 1.7cm)

2. 荷田信愛の印



「能信」
白文方印
(1.5×1.5cm)

(五) 大西家

1. 大西親友の印



「口」
黒文橢円印
(1.6×1.1cm)

3. 大西親篤の印



「親寛」
黒文円印
(直径 1.4cm)

2. 大西親盛の印



「親盛」
黒文円印
(直径 1.4cm)

4. 大西親眞の印



「親眞」
白文方印
(1.4×1.4cm)

(六) 祇川家

祇川親賀の印



「榮」
黒文円印
(直径 1.4cm)

9. 大西親典の印



「親定」
黒文円印
(直径 1.5cm)

7. 大西親定の印



「親定」
黒文円印
(直径 1.5cm)

5. 大西親榮の印



「口」
黒文円印
(直径 1.3cm)

6. 大西親孝の印



「濟」
黒文円印
(直径 1.3cm)

8. 大西親方の印



「親方」
黒文円印
(直径 1.4cm)

(七) 安田家

1. 安田親夏の印



「家」
黒文円印
(直径 1.7cm)

2. 安田親冬の印



「口」
黒文円印
(直径 1.5cm)

3. 大西親當の印



「口」
黒文円印
(直径 0.9cm)

1. 松本昌為の印
(1.0×1.0cm)



「口納」
黒文円印
(直径 2.5cm)



「唱」
黒文円印
(直径 1.5cm)

4. 安田親安の印



「親安」
黒文円印
(直径 1.7cm)

(八) 松本家

2. 松本為房の印



「口納」
黒文円印
(直径 2.5cm)

(九) 中津瀬家



「為親」
黒文円印
(直径 1.5cm)

1. 中津瀬為親の印



「口」
黒文円印
(直径 1.6cm)

8. 松本三位の印



「為以」
黒文円印
(直径 1.6cm)

5. 松本為以の印



「為口」
黒文方印
(直径 1.5cm)

3. 松本為邑の印



「宿祢」
黒文方印
(1.6×1.6cm)

2. 中津瀬為雄の印



「為榮」
黒文円印
(直径 1.6cm)

9. 松本内蔵の印



「為名」
黒文円印
(直径 1.6cm)

6. 松本為名の印



「福德」
黒文円印
(直径 1.7cm)

4. 松本高誠の印

 <p>4. 森公林の印 「公林」 黒文円印 (直径 2.2cm)</p>	 <p>1. 森公建の印 「□□」 黒文円印 (直径 1.9cm)</p>	<p>(十二) 森家</p>	 <p>1. 鳥居南高道の印 「高道」 黒文円印 (直径 1.5cm)</p>	 <p>3. 中津瀬忠紀の印 「忠紀」 黒文円印 (直径 1.7cm)</p>
 <p>5. 森公府の印 「公府」 黒文円印 (直径 1.5cm)</p>	 <p>3. 森公広の印 「秦公康」 黒文方印 (1.9×1.7cm)</p>	 <p>2. 鳥居南高任の印 「高任」 黒文円印 (直径 1.7cm)</p>	 <p>4. 中津瀬忠勝の印 「忠勝」 黒文円印 (直径 1.7cm)</p>	
 <p>「富」 黒文円印 (直径 1.5cm)</p>	 <p>「□」 黒文円印 (直径 2.3cm)</p>			
 <p>3. 毛利公溢の印 「公溢」 黒文円印 (直径 1.7cm)</p>	 <p>1. 毛利政也の印 「政也」 黒文円印 (直径 1.5cm)</p>	<p>(十二) 毛利家</p>	 <p>8. 森公昌の印 「公昌」 黒文円印 (直径 1.5cm)</p>	 <p>6. 森公麻の印 「公麻」 黒文円印 (直径 1.7cm)</p>
 <p>2. 毛利公溟の印 「公溟」 黒文円印 (直径 1.6cm)</p>				 <p>7. 森公拘の印 「公拘」 黒文円印 (直径 1.5cm)</p>

荷田春満和歌關係資料集

付
『伊勢物語童子問草稿』
補遺

荷田春満和歌関係資料集 付『伊勢物語童子問草稿』補遺

一戸 渉・早乙女牧人・中村 正明

はじめに

本稿は『新編荷田春満全集』第十二巻（おうふう、平成二十二年）未収録の荷田春満及びその門人による和歌関係資料十二点を翻印し、全集の補遺とするものである。加えて、同全集第七巻（おうふう、平成十九年）所収『伊勢物語童子問草稿』の遗漏を補うべく、同書刊行後に確認し得た春満自筆草稿断簡一点の翻字を付した。併せて、各資料の解題を稿末に掲げた。和歌関係資料は既に全集十二巻解題で言及のあるものを含むが、改めて解題を行つた。その際、前解題との記事の重複や内容上の相違等について逐一断ることはしていない。なお本稿を成すにあたつて資料の翻字は執筆者三名が共同で行つた。個々の資料解題に関しては、執筆者名を各項末尾に（）内に注記した。

目次

荷田春満和歌関係資料集

翻印

（和歌）

享保五年六月十三日当座和歌留書

詠梅和歌六首

（添削・歌評）

門人歌評春満評

門葉

正徳三年癸巳

享保十一年六月廿一日独吟一日八十首

享保十三・十四年添削歌

享保十九年寅門葉

荷田信名和歌懐紙詠草綴

（門人歌会）
荷田信名和歌詠草集

（春満先生靈祠）
荷田信章和歌懷紙詠草和文綴
付『伊勢物語童子問草稿』補遺

解題

付『伊勢物語童子問草稿』補遺

翻印

解題

凡例

翻印にあたつては、読解等の便宜のため、適宜、次のような処置を加えた。

- 1、漢字は、原則として通行字体に改めた。
- 2、変体仮名は、現行の仮名に改めた。また「ハ」「ミ」「ニ」等も原則として平仮名に改めたが、明らかに片仮名表記の意識で書かれているものは、原文のままとした。
- 3、踊り字は、原則として漢字は「々」、仮名は「／」「×」「×」を用いた。明らかな誤字、脱字や衍字等については、適宜、右傍に「ママ」などと注記した。
- 4、通読の便宜を考慮し、和歌を除いて読点を付した。
- 5、虫損、破損等で判読の困難な箇所はその文字数分の□で示し、文字数を見積もることのできない場合は、「破損」と標記した。
- 6、虫損、破損等で判読の困難な箇所はその文字数分の□で示し、文字数を見
- 7、抹消、見せ消ちは、当該字句を【】で括り、訂正字句のある場合は、（）で括つて示した。また、抹消部分が判読不能の場合は、【■】のように示した。
- 8、和歌の歌題・詞書は和歌の行頭より二字下げに統一して記した。春満によ

る添削や歌評を娘の荷田直子が整理し、春満が後に加筆したものと思しい

『享保十九年寅門葉』に関するのみ、春満の筆跡と確実に判断される部分について（春満筆）を冠し、当該部分を「」に括って示した。

9、和歌添削のために記された批点は、抹消、見せ消ちと区別するため、被添削箇所の左傍に「」で表記した。また添削後の字句は、右傍に示した。

〈翻字例〉

いたつらに世をふる軒の立花はむかしのへと袖かをる也
袖にかかるも袖あはれ也

10、和歌に付された評語・注記は、その記載された位置（行間、頭書、脚書等）

に閑わらず、和歌の次行に和歌の行頭から三字下げに記した。

11、和歌の行頭に付された合点は「」、圈点は「○」を用い、和歌の左肩に移して表記した。

12、和歌の評語・注記以外の頭書、脚書等については、（頭）（脚）等の注記を冠し、当該箇所を「」に括って示した。

13、朱筆は、当該箇所を「」で括り、その後に（朱）と注記した。ただし、これらの記号によつて原本の現状の表記が困難な場合は「」内に小字で注記した（墨書に朱筆で重ね書き等）。

14、原本で左傍に表記されている字句は、そのまま左傍に示した。

15、「荷田信名和歌懐紙詠草綴」「荷田信章和歌懐紙詠草和文綴」「荷田信名和歌詠草集」は複数の懐紙・詠草・断簡等を綴じ合わせた資料であるが、この三点に関しては、便宜的に通し番号を付し、資料の形態・添削の有無・筆跡などに関する最低限の注記を付した。なお解題も併せて参照されたい。

16、翻印の掲載にあたつて、原資料に適切な内題・外題等が備わらないものについては、編者によつて新たに資料名を付したものがある。原資料の様態に関しては解題を参照されたい。なお、資料名は各々の翻印冒頭に大字で示した。

17、その他、校注者による注記は、すべて「」内に記した。

〈和歌〉

享保五年六月十三日当座和歌留書

六月十三日 当座

□□□

遠夕立

遠方に夕立すらしなる神のおとも雲ゐのよそにきこゆる

夕立は遠山つたひ行雲のこなたの空も風そそゝしき

風早み遠山つたひ行雲のよそめもすゝし夕立の空

此里はくもりもやられて遠方にくるもすゝし風の夕立

遠方は空かきくもり夕立のくものこなたにひゝく鳴神

遠方に夕立すれば鳴神のおとはの瀧はひゝきましけり

めに及ぶほとは夕日の影さして外山そくもる夕立の空

鳴神の音も及ばぬ遠方やくものいつくの夕立の空

いかはかり夕立すゝしする墨の色なる雲の遠方のそら

あま雲のよそにきこえて鳴神の音羽の山をくる夕立

たか里に夕立すらし鳴神のおとはの山にかかるむら雲

里遠みへたつる雲の日影にもしあはしすゝしき夕立の空

鳴神の音羽の峯や夕立ぬせきの小川のすゑにこる也

はけしさの風よりつれてうき雲を吹よするかたや遠の夕立

かきくらす山の端遠く鳴神のおともすゝしき夕立の雨

かきくらす雲も尾上にへたゞりて遠さかり行夕立のそら

夏夕月

夏木立青葉かすゑにほのめくはまたくれあへぬ山のはの月

蚊遣火の煙は風の吹わけてゆふへすゝしくすめる月かけ

夕立の露もかはかぬ木の間よりもりくる月の影の涼しさ

夕立のはれ行峯の木の間よりやかてほのめく月の涼しさ

あつさをもわされてむかふ夕月夜さすかた遠き影もすゝしき

夏の日のくるゝをまちし暑さをもわされてむかふ夕月のかけ

暮かゝる空すゝしくも夕立のくる雲間を出る月かけ

涼しさのひかりもさすや住の江のつきの出しほの夏の夕暮

涼しさに夏わすらめや夕月のやまのは出る影のさやけさ

やとれ月露をひかりに夕影の花もはかなきかきねながらも

雨過る野もせの草の露ことにやとるもすゝし夕月のかけ

堪かねしあつさも空にわすられてすゝしくむかふ夕月のかけ

端居する夕を秋とおもふまでそてに待とる月の涼しさ

かやり火も今はなたきそ打はれてみてたにさえぬ夕月のかけ

夏なら庭の雪かとみしからにすゝしさまさる夕月のかけ

夏山の木すゑすゝしく風過て秋も及はぬ夕月のかけ

詠梅和歌六首

梅

袖ふれてうつるいろ香にあかされはたちさりかたき梅の下陰
なかめこし代々のこと葉の花にたにあまるいろかの春の梅かえ
雪に見しこそのはやしをそのまゝにうつしてさける花の梅かえ
なへて世の梅のさかりは棹姫の霞の袖も香に匂ふ也
いろは猶たくひもあれとさく梅の花のほひにしくものそなき
めつらしとたれめてさらんさく梅の花こそ花の春のはづ花

信元 桃庵 榴風 喧風 東丸母 信名母 東丸 東丸

あけぬれば袂も匂ふ春風にたえす吹来るまとの梅かゝ

此歌五評ともに初五文字を難せらたり、尤下の句に五文字の詮き（ひき）こえねは

其難のかれかたかるへし、其内治胤、長邦、久見の三輩の評は初五文字のみを難せられて、外の句の難もなし、治胤の評には、窓前もすはりかねたるなるへしといへるはあたらす、信名と信舎の両評に春風にたえす吹来るといへることを甚難せり、尤よろしき難なるへし

影きよくさし入月の光さへ花にそ匂ふまとの梅か枝

此歌、久見、高林、信名等の三評ともに初五文字猶有へきよしおもへり、尤しかり、花にそ匂ふの一句もよろしくは聞え侍らす、光を花にといふ古

句あれともそれとはこと也

呉竹の起ふしあかするゝ也窓深き夜に薰る梅か香

（添削・歌評）
門人歌評春満評

子二月三日当座
窓前梅

朝夕に匂ふもしく我宿のまとにま近く咲る梅か枝

此歌、久見、長邦、高林、三輩の評は大概同しく、可否の愚判を加ふへきほとのことも侍らす、治胤の評に、下の句詞つたなしとあるは上の句はよろしきとにや、心得かたき評也、下の句はさせる難もなく、作者、題の前の字に力を入て、窓にまちかく咲ると詠て、窓梅といふ題と窓前梅といふ題を差別したる意あるへければ、下の句つたなしと難すへきことにあらず、却て上の句はつたなしともいふへし、信舎評に、此歌咲る梅か枝などよみ出せるは仕立おさなくといへることはいかにそや、咲る梅か枝とよむことおさなきならは、古今の歌人皆おさなき難をうくへし、是はなはたいはれなき評なるへし、たゞ信名評に我宿の窓とよみたるはいと拙といへる、尤可然難なるへし

此歌、五評の褒貶まち／＼にして、いつれの評相當れりともいひかたし、先久見の評に、此歌一躰面白く働くとあるは、難有歌なれば此賞かなへりともみえず、長邦の評には此歌窓梅の躰にて窓前の詮立かたしとあり、窓梅窓前梅の題は作者の工拙にその差別心得有へけれど例は相通して詠きたれはしひて難すへきことにあらず、治胤の評に、窓ふかきよとの詞いかなることにやといへるは巨難とせる意なるへし、窓をも深窓といひ夜も深夜といへは相兼て窓ふかき夜といへること難すへきことにあらず、信名と高林との評難に、信名は窓前の梅とは聞得かたしといはれ、高林は窓の詮うすぐや侍らんといへること不当也、吳竹を風情にいひかけたれは窓前の題には叶へるといふへし、且くれ竹の起ふしとつゝけ、窓ふかき夜とよみたる詞つゝきよろしく、歌のすかたもなすらか也と信名の評に賞せられたるは尤しかり、しかれども上の句下の句したしからすといへる評難、それとさせる所なけれは、あたれる評難ともきこえ侍らす、^(評)高

林の評に、下の句に深き夜にかほると有て上の句に起ふしあかすとは如何と難せる、可然難也、起ふしといへは日夜朝暮のことにしていふはあらず、又花の光を窓にうつすといふ心もきこえ侍らすとあるは心得かたき難なり、且高林の評に、匂へ猶雪にとのつゝき如何しく侍るとある難、心得られず、猶といひては何とつゝくるといふ定れるつゝき有ことにや、又猶の字もその所を得さるやうに聞え侍るといへるがとは猶々心得かたきことに覚え侍る

集めこしまとの白雪それならて匂ひそ深き庭の梅か枝

此歌、長邦の評に、あつめこしといふ五文字聞え侍らすとある評は却てきこえ侍らす、又庭の梅か枝とあれはまと詮も立かたし、一体くた／＼しといへるもあたれる難とも覚え侍らす、集めこし白雪などをいへは窓前の詮立たるなるへし、しひてくた／＼しといふ所も見え侍らす、勿論窓前梅

に庭梅か枝とよめることは不好、しかれども此歌上の句に窓をすゑたれは窓前の梅には庭の字も強て難とすへきにもあらず、窓梅の題ならば庭の字は用捨すへし、此外の四評は大概おなし、信舎、信名の両評にも庭の字を難とせり、尤庭の字を去て猶下の句有へ【し】(き)歌也
是も又まと光と咲梅や集ぬ雪を枝にみすらん

此歌、久見、長邦、治胤、信舎、高林、信名、六評ともに難なく賞美せられたり、此歌は愚詠にて侍る、幸に評難をまぬかれて一巻の眉目に覚え侍る

さ夜ふけて窓ふきいるゝ春風にちらさてみせよ軒の梅かえ

此歌、五評各その難をいへり、尤巨難のかれかたし

梅そ今さかりをみせて異木にもさきたつ花の窓のま近さ

此歌、信舎評に一躰聞え侍る、されど盛をみせての詞、宜も不聞といへること、却てよろしくも不聞おほえ侍る、此歌は信名評に、下の七文字にて歌の拙なりていと口惜といへる、尤可然、然とも信名評に、こと木にも先たつ花などつゝけたるは、一ふし有ぬへき趣向ならんをといへるはいかゝ、梅のこと木に先たつことはいひふるしたれは一ふし有趣向【以下欠】

門葉

年内立春

。春の来るしるしもわかすしら雪のまたふるとしの三わの杉むら

春雪

。咲ぬまの花の面かけ先見せてえたにかつちる春のあわ雪
木々に咲花とみるまで白妙になほふりつもれ春のあわ雪

。またき咲花とこそみめふりつもる庭の木すゑの春のしら雪

朝鶯

。朝日かけさすか春とて雪もまたきえせぬ軒にうくひすのなく
雪もまた消あへぬ谷を出て今朝おのが春しるうくひすの声

。長閑なるよの春つけて此朝けのきはの竹にきなく鶯

沢若菜

。氷ぬし山沢水もとけそめてねせりつみにと出る里人
余寒

。更に又冬にやかへす春きててもあらしさえぬる夜半の衣手
今更に雲けの雪の立かへりころも春風吹も寒けし

。春きても猶雪さそふ山風にかすみもあへぬ雪の寒けに

梅薰風

。よしさらは吹なたゆみそ押なへて梅かゝさそふ春の山風
若草

。雪氷とけゆくまゝに日にそへてみどり色そふ野辺の若草
(頭)「己上正徳」十月廿八日

立秋天

。吹かはる此朝風にそらすみて月の名におふ秋はきにけり

立秋日

初風をまつの木陰の夕すゝ □ またよはからぬ秋の日影に
初秋夕

秋風の立そめしより夕ぐものはたての色そ身にしむ

初秋曉

。秋かはる風より先に秋きぬと八声の鳥やおとろかすらん

初秋夜

。秋きぬと荻の葉そよく小夜風にかたしく袖もあへず露けき

。初秋雲

。またきより哀をこめて昨日けふ雲にしきるゝ秋の初風
待七夕

。さはるへき契りならぬと明日をまつ星の思ひそ空にしらるゝ

七夕雲

。忘られぬほとや雲井にめくりきて幾はつ秋のほし合の空

七夕霧

。天の川霧な隔てそ玉くしけ二夜ともなき星のあふせを
七夕橋

。恋わたるかきりやいつゝ星合のほともはるけき天の川橋
七夕衣

。織女のはた衣今宵きてかたしく袖のうらみ残すな

。夕風のまほにや吹て出船の楫とりあへぬ天の川長
夕露

。夕暮は秋の草葉のうへよりも露のうき身の袖そしほるゝ
(頭)「己上同十月晦日綱宥」

立春

。春は今朝立にしものをいとはやもかすみにけりな四方の山の端
朝日さすみきはの氷解そめぬ四方に長閑き春や立らん

子日

千とせへん子日の松に今日よりは猶万代の春やかそへん

(頭) 「口上同十一月朔日 信義」

春月

帰雁

さやかなる秋の空にもおどらめや霞むよにおほつかなくも帰る雁かね

名残

あれや翅もみえす霞むよにおほつかなくも帰る雁かね

初花

けふ幾日まちし恨もとけ初てみる色ふかき花の下ひも

見花

見る程にあかぬ心も幾しほか日々にそめます花の衣手
咲しより身は花そめのかり衣きつゝなれぬる春の木の下

観花

永き日のぐるゝもしらすみるに猶あかぬ心そ花にそひぬる

惜花

山風に散行花はあと絶てかたみあたなるみねのしら □
くらへ見すいつれまさらんさくら花まちし恨とをしむ名残と

落花

日かすこそ花のあらしよ山風のさそふをいかでうらみはつゝき

松藤

幾春か契りかはして松かえのちとせのいろにかゝる藤なみ
みさほなる松も緑の色かへて花むらさきにかゝるふちなみ

暮春

吉野川岩波早く行春をしからみかけてわくよしもかな
吉野山むなしく暮て行春の花のかたみや峯のしら雲

(頭) 「以上十三首同月六日」

首夏

山／＼のかすみもはれて今朝ははやなつ来にけりと峯のしら雲

聞郭公

おほつかな今一ゝゑをほとゝきす夢かうつゝか鳴て定よ

一ゝゑはきゝも定すさよふかき雲のいつゝの山ほとゝきす

思ひねの心やかよふほとゝきす夢のまくらの夜半の一ゝゑ

早苗

百草の花にはめてぬ山かつもうへてさなへの秋や侍らん

浜五月雨

五月雨の日数ふるから波こえてみるもあやうき谷のかけ橋

夏草

五月雨の日をふるまゝに□□^(雨聲)れて底ともしらぬ谷のかけはし

放ちかふ牛の立ともみえぬまで夏野ゝ草の葉山しけ山

夏月

涼しやと待出る空に影ふけてみな程もなき短よの月

出るがとみしほともなくかたふきてしのゝめちかき夏のよの月

待出てしはし見るまも空間にやかてあけゆく夏のよの月

(頭) 「以上十一首同月十五日」

都早春

出の日も今朝そ霞に匂ふなる花の都の春の光りに

雨中梅

誰としも音にしられぬ春雨の梅かゝしめるまとの春風

海辺霞

立てて風もなきさに詠むれば霞にやとるおきつしら波

余寒

二月やさらうに雪けの雲風のさえかへる空は春としもなし

対月思昔

幾世々かめてこし人のかたみ □ とむかへは月の影もなつかし

晩鐘

はかなくてけふも暮ぬと聞すてぬ入相のかねに袖そしほるゝ

鳴立沢にて

哀さは今もかはらす鳴たてるむかしはさそな秋の夕暮

(頭) 「以上七首同月十六日」

寒松霜

保江

。秋にあてし木々の木の葉は散はてゝまつにそ霜の色はみえける

神無月十四日、大樹の薨御を

全

。いかなれば時雨もまたて神無月世をおほふ袖の獨くちけん

(頭) 「以上二首同月十七日」

乞巧糸

星合

。星合の空の光となりぬらん雲井の庭のともしひのかけ

七夕の心やしめる秋風の更行庭の灯のかけ

星合

。星合のあかぬ手向と請ぬらん雲井の庭に匂ふそら焼

秋夕

。心なき草木も袖の外ならてなへてしはるゝ秋の夕かせ

初雁

。おほつかなたか玉章を夕霧の空にかけてもわたる雁かね
桐の葉もまた落あへぬ秋風にさそはれ来なく初雁のこゑ

夜鹿

。夜を寒みつま恋鹿にね覚しておなし思ひのねをのみそなく
秋風のふけゆく夜半の山里につまこふ鹿のこゑそかなしき

曉虫

。露霜の夜寒やわひて鳴虫のこゑもかね行野への曉

。哀さを誰にきかせん草の戸のあけあたしけき虫のこゑ／＼

。草の戸にたれを恨できりきり／＼すあかつきちかくこゑしきるらん

山月

。まち出で見るかひありや雲霧もはれてあらしの山のはの月
雲霧をはらふ嵐に山の端を出てかひある秋のよの月

(頭) 「以上十三首同月廿日」

湖月

。さゝ波やあかす鳴てる月をのせて秋のよ渡る浦のつり舟
波さはくひらねおろしにすむ月もかけやすからぬ鳴の海つら
秋風に鳴の海つら霧はれてよ渡る月の影そくまなき

野月

。いつるより山もさはらて秋の月すむかけひろきむさしのゝ原
さらてたにさやけき影を置露のひかりにみかく秋のゝの月
玉ぬけるのもせの草の露ことに光もらさてやどる月かな

閑霧

。鳥か音に閑の戸さしはあけながらゆき過かたき霧の八重山
。閑の戸はあけ行ものを立こめていらへ隔つる秋の朝きり
。立こめて猶霧ふかき閑の戸はしはしあけゆく方もしられず

閑擣衣

。さなきたにね覚淋しき手枕にあはれうちそふ夜半のさ衣
打しきるきぬたの音にね覚してまた見もつかぬ夢の手枕

重陽宴

。けふことに雲の上とて天つ星を手につむと見ゆる白菊の花

杜紅葉

。幾度かそむる木の葉そ霜霜にぬれて色そふ衣手の森
。日にそへて露も時雨も秋の色を千入にそむる衣手の森
。時雨ゆくなきさの森は今日も猶夕波かけて紅葉しぬらん

河紅葉

紅葉々の移ふ秋のからにしき波のあや織山川の水

川波のかけていつしか染ぬらん峯根色つく萬のもみちは

立田姫名に流たる川波に木々のにしきそ織はへて見ゆ

九月尽

をしめとも庭のもみちも散はてゝ名残もみえす秋そ暮行
したふその涙の露の玉ゆらも嵐の木すゑ秋そとまらぬ
けふのみを秋の名残と思ふ □ そ猶袖ぬる^(主従)夕暮のそら

(頭) 「以上廿一首同月廿三日」

立春

主模

。出る日のひかりも今朝は長閑にてそらにつきせぬ春はきにけり

霞

信義

春に今空ものとかに出る日のにはへる山に霞たなひく

鶯

同

いとはやも谷の戸出て鶯の春告わたる声のゝとけさ

若菜

同

雪もきえ長閑き春としめしのにけふ諸人そわかなつむなる

(頭) 「以上四首四月廿四日」

初冬曉

綱宥

。雲のよそに秋は暮ぬとしのゝめのそらに時雨て冬は来にけり

々々朝

同

見し秋の露もさながら冬きぬと今朝よりむすぶ霜の浅ちふ

。々々時雨

同

。峯つゝき雲はあらしの吹過でしぐれもとはぬ谷の下庵

杜時雨

。幾めくり定なき世に年ぶりて老その森に時雨をそきく

関時雨

かたもなく不破の関屋は荒て今衰をとむる夕しぐれかな

野時雨

。さそひきて一むら時雨あるほとも嵐にさわく野へのかや原

里時雨

。風寒みいつしか冬にならの葉のぶりにし里そまなく時雨るゝ

朝落葉

。嵐ふく梢の月はあけながらおち葉にとつる山の下庵

夕落葉

。淋しさを梢にみせて霜枯のこのはをはらふ庭の夕風

(頭) 「以上十首四月廿四日」

山神

綱宥

。といことはに色も替らす千はや振神のみむろの山の神葉

嶺椿

。松もいさしら玉椿かみ山のくもるる峯にいく世へぬらん

潤楨

。色かへぬ楨の木すゑを軒にみていつまですまん谷の下庵

杜鹿柴

。吹通ふ峯のしらへの松風に麓のま柴こゑあはす也

杜柏

。玉かえは散ての後も置露にひかりみせたる杜の下道

門杉

。尋ね入人もいかなる人ならしく年月か杉たてる門

窓竹

。かけ陰高く生のほりては綠なる葉山もみえぬ窓のくれ竹

籬草

。まかなくに何を種とてししけるらん荒れしまかきの葎蓬生

峯志草

草の名の忘れははてゝうきいとのつもりのきしに生しけるらん

野雀

夕附日さすやゐなほ玉さゝに一夜はかりはかり枕せん

右十首霜月廿五日

初冬時雨

神無月空にもしるく冬きぬといふはかりにや今朝時雨らん

落葉

見し秋の色はさながら苦むしろぢりしく惜き庭のもみちは木のもとにつもりもはてゝ紅葉をかせのいくへ誘ひ行らん山川の岩うつ波もこの比はおち葉によとむ水のしからみ

寒草

かれ残る冬のゝ尾花色あせてまねくも寒き袖の夕風

浅雪

霜とのみまかふはかりに降そめてまた浅茅生の庭のしら雪

積雪

さそなかく日をふるまゝに三越路のきはは雪の山つくるらん

池水

冴／＼し夜半の嵐を今朝みせて幾重ともなく水る池水

豊明節会

乙女子か日影のかづらくり返し星のあかりはあかすも有かな

寄橋恋

沂わたるとよのあかりの月かけにかへすもきよき山あるの袖

冬月

秋暮て色なき野への霜の上にこぼれる月のかけそさひしき

ちりはてゝ一葉も今はあらしふく梢の月のかけそさひしき

庭清く池の鏡にかけさてこほりにみかく冬のよの月

鴟千鳥

夕汐のみちてやきぬる難波鴟むれる千鳥こゑさわく也

更行はあらしもいらしなるみ鴟波にしほれて千鳥なく也

歳暮

数ふれば残りすくなく吳竹の一
夜二夜に年そせまる

心にはいそかぬものをいつしかと
しも終に暮て行らん

右十七首同月廿八日

寄月恋

見る程に空は泪にうきくれぬ契りし夜半の月をかたみと

寄雲恋

いかにせん人の心のうき雲にこひぬ思ひはやるかたもなし
いつまでか人の心のうき雲の空にたゞよふおもひをやせん

寄煙恋

くらへ見はあまの塩やく煙よりくゆるおもひは立まさるへへ

寄闇恋

みちのくにあらぬ名こその関すゑてへたつる中はふみも通はず

寄滝恋

わきかへる思ひにたえて身は終に泪の滝に沈みはてなん
袖の上にあまる泪のたきつせは心ひとつにせくかたもなし

寄原恋

契りしも浅茅か原よ秋風□人の心のいろかはりゆく

寄橋恋

うき中はふみみることもたえ／＼につらき月日をふるの高橋

恋渡る身はうき橋の中絶てふみもかよはす朽や果なん

寄湊恋

波さわく袖の湊にしつむともたれ□かゝる身とはしらせし

右十一首同月廿九日

信義

残雪

春日影さすかにうとき山陰はひさしく残るこそそのしら雪

梅

同

岡篠

薰り来る風をたよりに尋ねみん梅のありかはそことしらねと

柳

同

江芦

春風になひくとみれば池水のなみによらるゝ青柳のいと
はゝ木々にあらぬ柳の枝たれて幾度風に庭はらやらし

早蕨

同

浦船

ふみわけて軒はやをらん太山へのおとろか下にもゆるさわらひ

衣
あかなくに旅ねやせまし立よりてかへさわするゝ花の下陰

同

桟山

昨日けふ庭の草木も春雨のふるほどみえてみとりそひ □り

同

岸苔

若草におのか心とつながれでさはへこなれすあそぶ春駒

右八首十二月朔日

〔二丁分墨付ナシ〕

夜灯

かゝけてもくらき心をいかにせんまなひのまとの夜半の灯
つゝゝとうき身のほとを思ふ夜は心としめる闇のともしひ
かゝけても心としめる老□□のふけゆくまゝにむかふ灯

嶺松

山姫のあかすかきならすしらへかもをことにかよふ嶺の松風

里竹

朝夕の煙に里はしられけり竹一むらの立へたでゝも

磯巖

しら波のあら磯岩の苔衣ほすひまもなく幾世へぬらん

鳴鶴

所えて立もばなれぬあしたつはこゝにちとせやまつかうら嶋

岡篠

いひしらぬ玉とみたれて岡のへの露のさゝ原風わたる也

江芦

風にふし波にゆられて難波江にうきねを見する芦の村立
難波江や入江の風に折ふしてあしのうき葉そ波にたゞよふ

浦船

うきにさは又此うへも波風をよすかにしたる浦のつり舟

桟山

桟人のおのゝひゝきのかす／＼にあはれこたたぶる山ひこのゝゑ

右十一首一卷十二月九日

田家雨

むす音はねさしもあらて川きしに幾年波をかりてへぬらん

山家嵐

絶す吹松のあらしを世のうきにきゝかへしすむ山の下庵

田家雨

なかめふる小田守庵の【苦】をあらみなかめふる夜に袖しほるらん

旅行

行暮て宿をいつくにかり衣うつの山辺のうつゝともなき

末そとていそく旅路もふる郷に心の駒のひがれてそゆく

旅宿

露むすふ草の枕のかりねにはともにもかくにも袖そしほるゝ

せめてたゞ草の枕の夢にたに都の人を見るよしもかな

しはし見る夢もやはある浦風の音さわかしき波の枕に

うつし絵もいかて及ん住の江に霞かたとる春の海つら

寄社祝

右九首一卷十二月十三日

綱有

。万代も守りつきせぬためしかそ神の社にしける神葉
住吉や栄もしく神垣の世々にありせぬ松のことの葉
住吉や松にかひある神垣にかけてそいのる世々のことのは

寄日祝

かしこしなあまでらす日の幾ぐり出るも入るもくもりなき世は
明初て出る岩戸の朝日影こそくもりなき世のためし也けれ
出る日の光のとく玉ほこの道もたらしき御代の行する

右十五首一卷十二月十二日

信義

。咲花に心もとめず行雁はおのか越路の春やいかなる

喚鳥

おほかなかなすめる春のみ山へにたれよふこ鳥鳴わたらるらん

苗代

穂に出ん秋をたのめて苗代の水口まつる春の里人

董

ふる里のみかきか原のあれにしを道はかはらす咲すみれかな
杜若

杜若

杜若花むらさきのゆかりとてつゆも匂へる露もにほへる
藤

藤

紫に松のみとりもいろかへてこすゑにかゝる池の藤波
款冬

款冬

風わたる岸の山吹枝たれて浪の底にも花そみたる
八重一重咲ともいはぬ色みせてまかきにふかく匂ふ山ふき

暮春

をしむとてとまらすながら花鳥の色音をしたふ春の暮方

寄天恋

綱有

。逢事のかきりもしりてうはの空にものおもぶ身のはてやいかなる

寄月一

。おもひわひなかむるまゝにぬるゝともおほえぬ袖にやとる月影

寄風一

。つゝめとももらしやすらん玉すたれひまもとめくる袖の追風

寄煙一

。一りすまのあまのたくもの夕煙くゆるや同しおもひなるらん

寄霞一

。晴やらぬおもひはいつとわかねともはるは霞の名にや立らん

寄露一

。此まゝに消もはてはや鳴ぬとておき別行道しはの露

寄雨一

。かこつへきかたこそなけれいとはるゝ身をしる雨にしほる袂は

寄霰一

。楨の屋にふるや霰のたまゝもあはぬ恨みに身をくたくへき

寄稻妻一

。秋の田のほに^や出さねと稻妻の光のまにも恋やわするゝ

右九首一卷十二月十四日

歳暮

。行年の世のいとなみに事しけきこゝろの駒もあしはやすめす

歳旦

。あら玉の年もがへりて限りなき御代のはしめの春は来にけり

右二首十二月廿七日

歳暮

門葉 正徳三年癸巳

天つ空に心のまゝの閑もかなくれ行としをしはしとゝめん

なすわさのなくて過こし月も日も暮行としにおとろかれぬる

暮て行年のいそきに何くれと心のこまも足はやすめす

花の春紅葉の秋のわかれよりくれ行としは惜くも有かな

たれも今憎まさらめや暮て行日かすすくなき年の名残を

除夜

月花をあかすめてきていつしかとまた一とせは今宵つきぬる
一とせは今夜はかりにくれはてゝあやなく過し日数をそ思ふ

一年の尽る今宵そ惜まれぬあはれ老の数もそふ身は

あけなはとむかへん春のまたるゝに年の一夜を惜むわりなさ

歳旦

天の戸もつきせぬ春に明そめて出る日かけも今朝そ霞める
長閑けしな高き賤きなそへなく恵みある世の春をむかへて
天の戸の春に明行あしたよりさすか日かけの四方に長閑き
たれも今朝よはひをのぶる若水に春の心そくみてしらるゝ
庭の雪軒のつゝらも解て今朝日かけのとけき春は来にけり

右十四首十二月廿八日

門葉 正徳三年癸巳

門葉 正徳三年歳次癸巳

元旦

中井光暉

いはふ也よはひもちよと久かたのそらにつきせぬ春をむかへて
歳暮

黒田惟継

おとうらかぬ人はあらしな年なみの音も聞えずよせてくるゝを

右正月

更衣

花の香に染し衣はをしけれど今朝ぬきかふる袖そすゝしき

卯花

朝夕に見るかけきよし玉川のきしのむかひにさける卯花

葵

氏人のけふのみあれも葵草かけてそいのる千世に八千代と

郭公

一声の名残おもふにほとゝきすはがなく明るみちか夜の空

菖蒲

諸人のけふを待えてめつらしくのきは／＼にあやめふくらん

早苗

きのふけふ田子のもすそはぬれてほすいとまもなくて早苗といふ也

右六首正月五日

木村師親

鳥かねもはからぬ御代にあふ坂の閑のひかしの春そ長閑けき
わつかなる垣内もわか草のうらめつらしき春はきにけり

壬辰歳暮

やこととにしめ引はへてくる春をまつたつるまでに暮る歳哉

右三首同七日

歳旦

〔和歌欠〕

右四首

子日祝

君か代のかはらぬ春のためしにやねの日の松を引初にけん

正周

引うゑて五百枝さすまで二葉なる子日の松に千代をちきらん
末遠き千世のためしと一葉より契る子日の松のことふき

右三首同廿日

初春

浅みとり霞のま袖打なひきひるうらーと春は来にけり
身につもる朝をなげきし年月もまたわすらるゝ春は来にけり
めも春と草木か上も打けぶりみどりにかすむ空の長閑さ

霞

そことなくかすめる春の海原はあまも心やおきつしら波

鶯

鶯のこほれる泪いつしかとうちとけてなく声の長閑さ

春雪

春きても薄き霞の衣手につゝみかねてや淡雪のふる

花

花と見る木々のしら雪それをさへはらふはつらき春の山風

若菜

○里人も長閑き春と打むれてのへよりのへ【も】(に)若なつむみゆ
たか為と野にも沢にも打むれてわかなつむなる春の里人

梅

○あしかきのまちかくさける梅かゝにまとの内外もわかす匂へる
袖にのみうつしもはてす梅かゝをさそふはつらき春の山風
立かへす春の霞の袖よりもあかすもりくる風の梅かゝ

松平信允

柳

落葉してさひしき枝もめも春のみどりにかへる庭の青柳
枝たるゝきしの青柳打なひきつなてひかるゝ春の川舟

春雨

ふるまゝに野山のみどり色そへは花もほとなき木のめ春雨
右十五首同廿五日

歳旦

浦鬼延広

歳旦

千はやふる神代も今に引しめのすくなる道に春は来にけり
けふといへは八島の外も幾千里のとかに霞む春の初空

述懐

老ぬれはめさへ耳さへのみさへ心ならざる身をいかにせん
右正月廿六日

歳旦

三十一になりには
興津正辰

しけらめやことしやまとの言のはの数にたくへる春をむかへて
右正月廿七日

帰雁

○秋霧に別れこし路や思ひ出るかすめる空にかへるかりかね
立かへり又来ん秋をたのめても別ればをしき春のかりかね
行さきも霞わたりて雁かねの〔下句欠〕

花

○あかて猶さらぬ小蝶の心さへおもひしらるゝ花の木のもと
あかす思ふ心の駒にひかれつゝ花の山路にけふもくれゆく
山風のまさそひこぬ梢にもこゝろゆるすな庭の花もり
いたつらにちりなはをしき花盛見る人さそへ庭の春風
○花は今峯より峯に咲みちて色香にかすむ小初せの山
色に香にあかぬ心を種としてうゑて見はやす庭の桜木

春月

ならひとはおもひながらもともすればおほろ月夜に恨もそそふ

款冬【山吹】

行はるををしともいはぬ色みえてさくやまかきの山吹の花

藤

紫の色のゆかりに匂ふなりふち咲宿の庭の松かれ
打よする波があらぬか白藤のふちに「以下欠」

【暮春】

三月尽

しひて猶をしみ尽さん今日のみに暮行春の別と思へは
けふのみと哀の袖をうらみても引とめかたき春のわかれ路

右十三首同月晦日

本雀綱宥

野辺は今草木か上も打けふりみどりにかすむ色そのとけき

橋霞

末遠くいく野の道も春に今霞そわたる天の橋立

江霞

いく春かふる江の柳陰ふかく緑をこめてかすむ明ほの

滝霞

ちりかゝる花の空めやみよしのゝかすみに落る滝のしら波

海霞

はるかなる波路の末ものとかにてかすみそわたる春の海原

湖霞

世は春の時そともなくしほ風に霞も波も吹あけの浜

渡霞

わたるへき浅瀬もわかす立こめてよとの川波かすむ夕は

里霞

わきて猶霞も春にかほるらし花の名におふさぐらゐの里

初鶯

雪ふかき谷より出て鶯のけさめつらしき春の初ニゑ

雪中鶯

梅花咲もさかぬも色わかぬ雪のふるえにきゐるうくひす

曉鶯

思ふ事ならできかまくあかつきのねさめの庭のうくひすの声

夕鶯

朝ちかく立も離れす夕はへの花にめてゝやきなくうくひす
右十二首二月朔日

郭公

心あらはしさしかたらへほとゝきすかけもほのめく夕月の空
聞あかぬ心ならひにほとゝきす待て後も猶またれけり

またて聞人や有明の月影に声すみわたる山郭公

夏月

夏のよもみるほどなくて山のはに出ればあくるみちかよの月
明やすき光そをしき夏のよの霜とみるまですめる月影

五月雨

天つ日の光も見せず雲とちてなかもそはれぬ五月雨の空
暮しわひぬ軒の糸水くり返し日数ほどふる五月雨の比

夕立

此里は草はの露も置とめすおとのみ過る夕立の風

名残あれな雲のあしとくみるか内にすゝしく過る風の夕立

納涼

立よりて結ふ清水に今日の日のあつさわするゝ夕暮の空
あつかりし日は入はてゝ山のはに月待てるほどそ涼しき

右十一首二月三日

信義

立そめし春のしに今朝よりはかすみてみゆる四方の山のは

をしめともやすらはて行どし月としりつゝしたふけふの夕暮

右二首二月四日

初秋

しほるへき草木より先うき秋は身にしみてしる今朝のはつ風
いとはやも秋たつ音に桶のはの今朝よりさやく風そ身にしむ
昨日こそ御祓はせしをいとはやも川瀬の波に秋はたちけり

七夕

神世よりいかにちきりて天の川ほしのあふせの秋に絶せぬ

七夕後朝

彦星のあふよ喜しく待てもつひにあけゆく空そつれなき
今朝ははや遠き渡りにへたつらんきのふあふせのやすの川波
織女の立わかれゆく衣手や引とめかたき横雲のそら

萩

いつの間に秋は来にけん萩原の葉わけの風の音そ身にしむ
おのつからね覚かちなる秋のよの哀をそふる萩の上風

秋風のやとりしらせて夜もすからそよくも淋し軒の下萩

萩

紫に匂ふゆかりに咲萩の葉に置露の色もえならず
紫のゆかりの色に宮城の行過かたき萩の下道

薄

置としも見るほとそなき秋風になひく尾花か袖の夕露

虫

秋更る夜や寒からしきり／＼す枕の下に鳴あかす也

鹿

さひてたに露けき秋の手枕に涙そへたる棹鹿のこゑ

初雁

秋風に雲の衣を吹かへしうらめつらしく雁は来にけり

右十六首二月十一日

月

雲もきえ星もまれなるよもすから独空行月そきやけき
見る人の心さへすむ秋のよの月はうき世の鏡なるらん
雲のみか心のちりも山の名のあたしにすめる夜半の月影
雲霧をはらひつくせは秋のよの月の為なるみねの松かせ
山のはの雲にひかりを先立てやとすみのほる月そまたるゝ

擣衣

里人のいをねぬ程そしられるけるよるはすからに衣うつゝゑ
ぬは玉のよや更ぬらんよそながら聞も身にしむ衣うつゝゑ
露霜を袖にかさねて誰為とよさむうらみて衣うつらん

紅葉

露時雨もる山陰のもみちははいつくはあれと色まさりゆく
立ならふ松さへ色のかはるかと見ゆるはかりにそむるもみちは

暮秋

惜めとも庭の浅茅も色かへてけふにくれゆく秋のさひしさ
長月の影もいつしかくれゆくとおもへはをしき秋のわかれち
いつしかと尾花の袖も霜かれて暮行秋の色そさひしき

めてあかぬ菊やもみちの名残猶おもへはをしき秋のわかれち

右十四首同月十六日

初冬

秋にみし野への千種はうら枯ておく霜寒く冬は来にけり
晴くもる空も寒けくしくるゝはあらしや冬をさそひきぬらん

落葉

村時雨ふるかときけは山風に木のはみたれて窓を打声

此比は軒の木のはのぶる音にしぐれせぬよも夢そ絶ぬる

色の峯のもみちは散しより錦をひたす谷川の水

見し秋の色は程なくなら柴の落はに埋む庭のさひしさ

冬月

山風にみかゝれる冬の夜の月のかゝみの影そ寒けき
雲はらふ嵐にさえて更る夜の空の氷や冬の月かけ

雪

時雨にはつれなくみえし松の色も今朝白妙に雪そつもれる

十かへりの花ともみはや降初て今朝めつらしき松のしら雪

歳暮

老ぬれは春に心もいそかれすひたすらをしき年の暮哉

何事をなすとはなしに明暮てつひにことしも残りすくなき

右十二首同月十九日

初恋

置る涙の露の手枕にいつかはくへき夜をや頼まん

恋の山ふみわけ初ぬ行末のくるしかるべき程はしらねと
かけ初ていとはや袖はひちにけりすゑいかならん道芝の露

忍恋

もらさしと独おもひをつゝめとも猶堪かたき夕暮の空

うきにそふやつれしなくは我袖の涙は露といひもはてなん
いかゝせん忍ふとすれとくれなるのふかき心のいろに出なは

不逢恋

いかにせん身はうら波のうつせ貝あはて月日のつもる恋ちを
一度もよりあふこどもかた糸のおもひみたるゝ身こそくるしき
消ねたゞいつまで草のいつまでかつれなき中の露のうき身は
浮雲の立へたてつゝ行月のかけたにみえぬ人のつれなさ

初逢恋

。こひ衣うらみもなしや下ひもの打とけそむる人の心に

。夢うつゝわけそかねぬる初枕かはす今宵の心まとひに

。へたてこし恨をいへは逢夜半の喜しきにしも袖はぬれけり

曉別恋

うき物のかねてやはしる袖の露かゝるわかれのあかつきのそら

右十四首同廿一日

後朝恋

。別にしそのあかつきをかきりにて月のみそらに在明のかけ
敷妙の枕もしらしありしよのその一ふしにたえんものとは

。契り置し床の別れのかねこともはかなき夢になしやはてなん
。もろともに見しよは遠く待てきてつれなく残る袖の月かけ

。中絶てあひ思はねは夢にたにありし契りを見る夜半もなし
。幾夜かく寝覚の床に思ひ出でありし契りを忍ひはつへき

。思はすよなれしそのよの嬉しさに今のつらさのまさるべきとは
。逢みしを思ひ出つゝひたすらにしほるたもとそ朽果ぬへき

忘恋

。いつのよの何のむくひにわすらるゝ身をはうらみて人の恋しき
。身は露ときえかへりても替らしとちきりしことは夢になしけり
。難面を我心ともしらてこそいつか人をわすれ果ぬれ

。忘らるゝ身は浮草のたくひなれかりにも人の音信そせぬ
。忘れゆく人の心をかつしらて何たのみけん末の契りを

恨恋

。幾夜かく恨らみかさねん思ひあまりかへす衣のかひもなき身は

かはりゆく人の心の秋風に今はまくすのうらみのみして

右十七首二月廿八日

曉

。起出でいとなむ業を思へとや明ぬと告る鳥のこゑ／＼

。孫さかす鳥かねならていつの間にあかつきをしる老となりぬる

松

あまをとめ衣ほすからふるきよのためしを今も三保の浦松
年のはに緑をそへて住の江やよをふる松のかけそ茂れる

竹

。雪霜に葉かへぬ心す直なるすかた友なみそのゝくれ竹
。おそくあけはやく暮れる窓の内は軒端の竹や茂りあふらし

。生しける宿のさかえも先みえて散葉かさなる庭のくれ竹

山

麓にて入ぬとみえし月かけもみねにはしあし有明の山
川

くみしらはたれかにくらし山河の清きなけれの水の心を
橋

。今も猶むかしながらの橋はしら朽てもくちぬあとを伝へて
関

。おのつからとさゝぬ御世は道ひろく往来絶せずあふ坂の関
すまの浦は波の音さへ打そへて閑吹こゆる風のさひしさ
旅

。草枕幾夜かさなるおもひねに都を見つる夢そ喜しき
思ひやる心のはでもしら雲のいくへ隔つる古郷のそら
へたゞもおもひやるから都路による／＼かよふ夢のうきはし

右十五首三月二一日

郭公未遍

里わきて我にやをしむ初声をきかぬうらみの山ほとゝります

雲外郭公

。一声は夢かうつゝか鳴すてゝ雲のいつゝに行ほとゝります

曉郭公

。山かつらたか為かゝるね覚かはやよほとゝりますはしかたらへ

朝——

。夜もすからなどつれなくて天の戸のあけ行空になくほとゝります

夜郭——

。忍ひ音を我にはもらせ時鳥なをさりにまつ人はぬるよに

山郭公

。手向とやその神山のほとゝきす卯月のいみのゆふかけてなく

杜——

。郭公まつにつれなき年をへはおいそのもりの老とならなん

原——

。絶夜をしみあかして片岡のあしたのはらになくほとゝります

関——

。ぬは玉の夜はあけぬとや時鳥名乗て過るあさくらの関

瀧——

。夜たゞなく宇治のわたりの時鳥伏見の里につまや恋らん

夢中——

。待うらみまどろむ夜半の一聲はゆめ路をたどるほとゝります哉

郭公幽

。ほのかにも聞しやいつく夕闇の雲のいつへの山ほとゝります

右十二首木筆綱有詠三月三日

夜露

弯の月は入野の草の上に猶光ある露のしら玉

原露

秋萩の花さく比はむらさきのいろなる露をみやきのゝ原

野露

年月をふる野の秋の草の上の露のしら玉あかぬかすかも

径露

タくれの秋の哀や道への草葉の上にあまるしら露

故郷露

八重葎しけれる秋のふる郷ははらはぬ露の置所なる

庭露

月かけもなれてやゝとる置まゝにはらはぬ庭の浅ちふの露

苔露

岩かねの松吹おろす朝風に苔より苔に露そみたるゝ
すむ人の心や秋に堪ぬらんあたちにふかき庭の夕露

浅茅露

問はやな我身ひとつ秋ならてよその袂も露やしほると
物おもふね覚の床の枕より露置そめて秋は来にけり

夕荻

人は来ぬ軒端を過る音つれはたそかれ時の荻の上風

夜荻

袖は猶露そ夜深き荻かえに音する風の吹たゆむまも

江荻

タされは小野の湊の流れ江に音吹送る荻の上風

庭荻

露はまたむすひもあへぬ荻かえに音つれそむる庭の秋風

簷荻

秋ことの契りもかれす植置し軒はの荻にやとる夕風

野荻

紫の是もゆかりとむさしのゝさく色ふかき秋はきの花

行路荻

心なくたかわけはてし路ならん下折したる真野々萩原

右十七首同詠三月六日

山家

明暮に絶すあらしのたゞくかな人はとひ来ぬ松のとほそを
問人もなき柴の戸の明暮に出入ものは月日なりけり

田家

かりそめの芦の丸やの二つ三つ見ゆる田面の秋のさひしき
秋過る山田の庵はあれ果て月かけのみそもりあかしける
露霜のものにまかせて秋過る苅田の庵のあれて淋しき

述懐

月花をなかめ／＼てはて／＼は老となり行ならひ悲しき
さしあたるうき身ひとつをかこつかなまさるつらさの人も有世に
いかにせん幾年月をかさねても又たくひなきおろかなる身は

懐旧

惜からぬ身をなからへていつまでがありしむかしを恋しのふへき
夢

たらちねを二たひ見つる喜しさも見てわりなき夢の手枕

夢や小蝶小蝶や夢の世かたりをうつゝにたのむそれもはかなし

神祇

代をてらす光もしるくいなり山あふくに高きみつのともし火
君か代はなかくさかえん天つ社国つ社のふかきぬ恵みに
こここ

石清水清きなれの末かけてにこりなき世と神や守らん

釈教

世をてらす光は空にかはりぬとしはしまよひにくもる月かけ

祝

誰もみな仰さらめや治りてゆたかなりける御代のさかえを

右十六首三月十日

秋雨

。さなきたに秋は露けき手枕によ【夜】ふかき雨の音そ身にしむ

秋花

置露のきえせぬほどを盛そと見るもはかなき朝兒の花

秋霜

。秋の色にそめぬ小さゝも此朝け置霜白き色そさひしき

秋恋

秋ふかき山の紅葉の色ならてそての千入をいかでしらせん
あたにふく人の心の秋風に葛のうらみをいやまさりゆく

秋夢

。さまくに見るもさむるも独ねは枕さひしき秋のよの夢
秋旅

。旅衣春立比に見し木々もいろかはりゆく秋の山みち
。色の花の、秋の草まくらかゝるかりねは露もいとはし

秋祝

。露霜の秋をかきねてことのはのちかひかれせぬ和歌の浦松
。民草のうるほふ秋そしられぬるいなはにあまる露の恵みに

享保十一年六月廿一日独吟一日八十首

信名上

春くれば

春くれば人の心も氷ぬしの沢の水も打とけにけり
けふの子日

引植るけふの子日の姫小松ちよへんかけとみるもはるけし
植ると見るといかゝ

霞たつ

朝日かけ匂へる山に霞たつはるの氣色に及物そなき
鶯きゐる

咲匂ふ花も色香をいそけはや鶯來ゐるそのゝ梅か枝
咲匂ふと有て又色香いかゝ

若なりけり

春日野とふひの野への雪間にももえ出るものは若な也けり
こ こ こ こ こ こ

雪消ぬ

雪きえぬ松の梢も春くればはなや匂ふとみよし野々山
匂ふいかゝ

梅の匂ひ

さそへなほ梅の匂ひに空焼も薰りあひたる袖の春風
空焼、居処の詞ならてはいかゝ

青柳の

長閑しな音せぬ風に青柳のいとよりみする春の姿は
此春の姿、何のすかたにや、柳の姿か風の姿か

早蕨あさる

狩人の入野々きゝする立てさわらひあさる有かしつ
けふの春雨

明日まではつきてなふりそ待得たるはなの紐とくけふの春雨
さくらはな

桜花さかりの比は三吉野々みねの白雲晴ゝ日もなし
立もはなれす

ここここと

沢辺の駒の

置露もひかり清らにつらーとつらなり咲る玉椿かな
棹ひめの

いさみ行沢辺の駒の沢水にうつれるかけも友とみつゝや

かへるかり

天雲のよそに見みすてゝ帰る雁みやこの春の花の梢も

苗代水の

やつか穂の秋のみのりも打まかす苗代水の絶ぬめくみに

よふこ鳥哉

もゝのはな

村きもの心もまとふ深山 □かなたこなたとよふこ鳥 □

もゝのはな

もゝのはな盛の菌にからにしき立ならふへき色もやはある

咲藤波の

句へ猶咲藤波の立かゝるいけの汀の松のみとりも

すみれつむ

知るしらぬゆかり有けに葦摘むらさきの野ゝ春のもろ人

井手の山吹

なけれ行水底清くかけ見えて井出の山吹咲句ふなり

春の明ほの

あはれさのいつけあれとも咲花の霞でかほる春の明ほの

雉子なく

雉子なく野への春草うら若みおのれねよけに声の聞ゆる

あかる雲雀

雲高くあかるひはりも今はとてしはふにかへる夕暮のこゑ

かきつはた

咲うつる影さへ句ふかきつはた沢辺の水に色をふかめて

岩つゝし開

暮しとも花の光にてらせ猶岩つゝし開山の下道

玉椿かな

棹ひめの心ゆたけく立てかすみにお □ふ野山海つら
棹ひめ

春雨に山なしのはなほゝろ□□にほひゝほるゝ露もえなら □

心ゆたけくきゝえす

山なしのはな

春雨に山なしのはなほゝろ□□にほひゝほるゝ露もえなら □

つはくらめ

時そとて雁はかへるにつはくらめ古會のふるすをとめて来にけり
蛙なくなり

山吹をおのか花とや所えて蛙なくなり井手の玉川

春の暮哉

さまゝの色音に馴し花鳥の名残りつきせぬ春の暮哉

夏ころも

夏ころもかへても袖に残れなほきのふの春の花のうつり香

卯花かきね

咲しより卯花かきね曇る夜も空にしられぬ月を宿れる

こここ

あふひ草

代々かけて祈る二葉のあふひ草神と君との深き恵を

たえぬみがけ

山ほとゝきす

幾夜しも待し恨の重なれ □山ほとゝきすいつかなかなん

待心はいかゝ

あやめふく也

けふといへはのきの蓬に刈添て賤か草屋もあやめふく也

軒の蓬いかゝ

早苗とる

早苗とる田子のをかさの取々に山田沢田にいとまなくみゆ

花橘の

窓近く花橘のかほる夜はしらぬといよを夢にもやみん

五月雨に

けふ幾日雲の波立五月雨に滝津瀬となる山川のみつ

葦飛かふ

白露の玉江のあしに打み□□ほたる飛かふ影そ涼し □

水鶏なりけり

さす程もなき夏の夜に楓の戸を間なくたゞくは水鶏也けり

ともしする

ともしする山のさつきのさを鹿に目をもあはさて明る短夜

蝉の諸声

秋近き蟬の諸声さそひ来てすゝしく過る松風の音

蚊遣火の

よそながら見るもいふせく蚊遣火の煙ふすぶる賤かふせ屋は

扇の風の

うつし絵の草木もしほし手に任す扇の風の袖に涼しき

床夏の花

ちりをたにすえねは露も玉みかく光り涼しき床夏の花

あちさゐの

あちさゐのひもとく野へ【に】(の)分入てぬるゝも涼し袖の夕露

水室山

あたりさへ涼しき蔭のひむろ山守人いかに夏をしらまし

むすふ泉に

涼しさも身にしむばかり袖ひちてますふ泉に秋そ通へる

夏祓かな

祓川波の白ゆふふりすゝく心涼しき夏はらへ哉

祓川と有て又夏はらへいか

秋来ぬと

秋来ぬと風より先に教 □ もろき一葉の音そ身に□□

七夕つめ

一夜しも織女つめに宵てなん千五百の秋も絶ぬ契りは

秋萩の

宮城野ゝ露分行は秋萩のはなすり衣袖も匂へる

女郎花

吹風になほくを見ては白露もをみなへしにや心置らん

はなすゝき

穂に出てまねくとやみん白妙のそてにもまかふ花すゝきかな

刈かやの

刈萱のみたるゝ野への秋風にもろくもぢるか袖の夕露

荻の上風

窓近く荻の上風打そよきあはれさひしき音そ身にし □

あはれとさひしきと身に「破損」ことおほく候、歌内「破損」し
たことく候

蘭

むらさきの色に匂へる藤袴たかぬき捨しゆかりならまし

ゆかりならまし、きこえず

うづら鳴也

荒行は籬におのか床しめてうづら鳴也庭のよもぎふ

日くらし声

秋ふかき片山かけに露落てかせにくたくる日くらし(の) 読き)ゑ

秋の田の

涼しさも身にしむばかり袖ひちてますふ泉に秋そ通へる

鳴も立也

そことなく鳴も立也夕露も哀も深き秋の野沢に

夕霧も哀も深きとはいはれす

松虫の声

秋風に

よな／＼によはり行哉秋も□□末野ゝ原の松虫の□
〔注解〕
淋しさの音も身にしむ秋□□露けき袖のいと□□
〔注解〕

淋しさの音も身にしむ秋□□露けき袖のいと□□
〔注解〕

尾上の鹿の

稻妻の
稻妻のいな葉を照す露の間もひかりとめぬ影ははかなし
夕風に秋の時雨をさそひ来てなほ露ふかき庭の蓬ふ

さそひ来る嵐の音も高円のをの上のしかの声そかなしき
槿の花

白菊の

白露のおき出で見るかひもなく日かけにもろき槿のはな
下の句、あまり勿論候

初雁の

初雁の鳴て渡れば袖の上も涙露けき秋の夕くれ

白菊の

秋ふかき野への白露置からに草の葉ことに宿る月かけ

白菊の

野辺の白露
秋ふかき野への白露置からに草の葉ことに宿る月かけ

白菊の

露霧こめて

白菊の

鶴の立山沢野沢きりこめてあはれそふかき秋の夕暮

白菊の

前に出候鳴も立也と同し」と歟

衣うつ也

秋風の更行夜半に音汎てころも打也みよし野々 □
〔注解〕

望月の駒

雲の上にさしもいさみていはふなるこゑもひやけき望月の駒
〔注解〕

秋の月

秋の月幾年ふれど疊なきよゝの鏡と見るもひやけし

はた織虫

あやなすやはた織虫も糸萩の露ふき結ふ風にたくへて
きり／＼す

露霜の草の床なるきり／＼すよをさむしののこゑよはり行
野辺の鈴虫

秋の夜のあはれもふかくすむ月にのへの鈴虫振出てそなく

享保十三・十四年添削歌

秋地儀

寿斎母

押並て春に縁の野も山も枯行秋の色そさひしき

添削歌〔原表紙・春満筆〕

享保十三年歳次 申 添削歌

八月

秋地儀

好安

野辺は今萩の錦のから衣秋にきてみぬ人はあらしな

錦のから衣とつけたる証歌有歟

海辺秋月

あかしかた浦風なきて興津波よるともみえぬ月のさやけさ

河月似水

秋風の身にしみわたる川水をこぼりとみればすめる月影

秋地儀

東湖

武藏野は千種の花をこきませて果なき秋の錦をそしく
たか草のうつし絵にせむ野は千種山は紅葉の秋の色とり

古寺残月

花にあけし折も有しを初瀬山尾上の鐘に月そ残れる

秋地儀

秋深きなれもみえて淀川の淀みにうつる月の静けさ

田家見月

夜寒むをはわひつゝやみる【や】のをか小田守軒の秋の月影

秋地儀

薄きこき色を移して紅葉々の錦をひたす秋の山川

尚量

むすふにもあかさりし物を秋きては岩井の清水身にそしみける

月下擣衣

たれか又哀をそてきかさらむ月の夜寒の衣打こゑ

月多秋友

空に吹風のみならず秋來てはひゝきもかはる山川の水

正辰

秋の月やとす為とや広沢の池の心もすみわたるらん

郭公稀

いか計年へて老となるとても猶めてなれむ秋の夜の月

月多秋友

またきより人の秋にもあはしとや間遠に語らふ山ほとゝきす

嶺上松

嵐吹雲の絶間に一村の縁や遠のみねの松原

秋地儀

延精

花に咲千種は露に色つきて野辺の盛は秋にそ有ける

古橋

露霜の染るのみかは夕月日さしも色とる秋の山／＼

成従

影うつす梢の空を行雲の時雨に染る秋の川水

湖上月明

山のみか海も鏡といふばかりにほ照月の影そくもらぬ

惜別恋

後を又契り置てもちきらてもいつをしたはぬ別とやせん

月契千秋

契り置千世のはしめのあきらけき月も猶すめ宿の行末

松契千年

信章

色かへす契るよはひそ千とせ山さかゆく末を松に契りて

朋理

契り置て千とせを松にさかゆへき花もめてなん岩は此岩

信舎

薄似袖

契り置て見るや此人此宿に松の千とせも茂る榮えも
月前鹿

信名

露にしほる袖とみなから白玉をつゝみもあへぬ風のほ薄
すむ月に立とあらはになりぬとや夜ふかき峯にをしかなくらん
月前鹿

〔歌欠〕

親盛

かきあつめ見るもあかしな此宿の千とせを松に契ることの葉
秋天象

江波

風の音雲の色さへ身にしみて秋の哀は夕暮の空
秋地儀

唐錦敷かとぞみる野も山もなへて草木の紅葉する比

方塾

分わひぬ秋の稻葉のなひきあひて有ともみえぬ小田の中道
真崎

いつしかに薄むら萩秋たけてやゝ霜寒き野への通路

紅葉々のかけをうつして秋深き色になかるゝ谷の下水
國頭

うらかるゝ芦辺をかけて湊江によるも淋しき秋の夕波

野辺は花田面 □ 稲葉葉国越えに見わたす秋の色そ身にしむ
秋動物

秋に照月にまとひて小よ鷹よるならぬかとねくらにやなく
真崎

風になるひたにはなれてよる鹿にむら鳥さわく秋の小山田
方塾

山ちかみ秋そわひしき鳴鹿の憂をましらの声も添きて
故郷虫

里荒れて秋風さわく葛の葉の恨みに堪ぬ虫や鳴らん
新秋雨

風きほふ空はきのふの夕立の雲の返しか秋のむら雨

秋動物

霜を経て枯ぬ恵みも幾年をふる枝にしるき神垣の松
東湖

釣船もかへるを三保の松陰は立去かたく夕涼みして
夕納涼同 梦想開

秋にこの光りをそへて幾千よも共にすむへき宿の月影
松歴年下野国宇都宮社へ奉納題の内

男鹿なく尾上の月の哀さに哀をそへてわたる雁かね
霞遠山衣

いつのまに霞の衣染て今朝 □ かく山に春はきぬらん
夏夜雨

堪かたき暑さも夏の宵過て窓打雨は秋ちかき声
野月露深

秋毎に置露いとゝ深草そやとれる月の野とは成ける
名月

ながらへてむかふはかれし此秋も世にみてる名の月の光に
月前露

よろしく候

月契千秋七十賀

友となる月社しらめ千々の秋面かはりせぬ人のよはひは

谷風にきしの木の葉を吹かけてみとりを埋む苔の岩橋
春曙

梅薰り驚きなく曙の空のけしきに似る空そなき

秋動物

秋来れはなれ □ ふるすをふりすてゝ帰るつはめの心しらまし

荻風近枕

闇ちかき荻の葉風は心せよいく夜みはてぬ夢の枕に

夏鳥

よもすからたゝく水鶴もまかはめやとふ人またぬ草のとほそは

秋動物

寿齋

秋風の立時しると雲のよそにきくも身にしむ衣かりかね

寿齋母

深山にもを鹿鳴らし秋ふかみ野辺の哀は虫の声／＼

政秉

吹過る夕風よりも秋のゝに身にしむものは虫のこゑ／＼

延精

秋もはや末野の原を分來れは千種かくれにうつらなく也

吉橋

此比の秋霧深き山陰はひとり 鷹のこゑそ明ゆく

尚量

秋風に千草みたるゝ床寒みさ社うつらや野辺になくらん

六月立秋

いとはやも秋來にけりな夏はまた皆尽はてぬ空も涼しき

秋動物

直定

秋風にさそはれつれてこし路より衣かりかね哀とそきく

霧織女帳

星のあふ夜床みせしと久方の天の戸はりに霧や立らん

橋落葉

好安

秋夕

入かたの月にかゝるをうき雲とみるまも夏の曙の山
夏曉雲

橋落葉

紅葉々のつもるか上に落そひて □ □ □ 埋む谷のかけはし

好全

此比の風の木の葉に埋れて □ □ □ 埋む谷の柴橋

紅葉のつもるか上に落そひて □ □ □ 埋む谷の板橋

此比は落る木の葉に埋みつゝ朽めもみえぬ谷の板橋

政秉

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に岡

秋地儀

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木もみえぬ谷の板橋

博芳

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に岡

月前松風

此比の風の木の葉に埋れて □ □ □ 埋む谷の柴橋

延精

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木もみえぬ谷の板橋

政秉

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に岡

冬曉月

此比の風の木の葉に埋めて □ □ □ 埋む谷の柴橋

延精

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に岡

政秉

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に岡

月前松風

此比の風の木の葉に埋めて □ □ □ 埋む谷の柴橋

延精

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に岡

春風

橋落葉

此比は野もせ山もせ名もしらぬ草木も秋の色に岡

春風

ふくからにゆらく玉のをえならすよ柳か枝の露の朝風

故郷萩

谷川や峯の嵐にちりかゝる紅葉の橋をわたる柴人
砌蘭

高円のをのゝ秋萩昔にもかはらぬ色に花は咲らし

秋動物

初花

つはくらの帰るさいそく露路より田面におつる雁の声／＼

正辰

とにかくにあかぬ心か咲花をみそめでは又さかりまたれて
日数へて待につれなき恨みまでけさとけそむる花の下紐

水郷柳

夕菊

あまのすむ里の煙とみゆる哉入江になひく風の青柳

橋落葉

閑庭菊

散しきる木の葉に埋む橋の上は梢を渡る心地のみして
川水は中／＼今そよとむらし木の葉の雨のふるの高橋

花盛

親盛

さえ渡る影よりもけに哀さは霞にふくる春の夜の月

春月

いかなれは星のあふせの一とせを中心にへたつる天の川波

惜月

満ぬへき影を□□まで此夕秋の光をみか月の空

直定

せんかたもなか／＼雲のかゝるより入かたちかき山の端の月
夢中恋

成従

あふとみしはかなさよりもはかなきはさめてもしたふ夢の面影
橋落葉

国頭

軒近き桐の落葉に音たてゝ過るもはやき宵のむら雨

七夕

山路ゆく人やたとらん打靡【立】重へたつる秋の朝霧

國頭

人はいさ山風のみや渡るらん落葉にうつむ谷のかけはし

あやうしな谷の梯埋れて落葉の上をわたる山人

寿齋母

散かゝる紅葉をもとのいろなれやにしきながらの谷のかけ橋

政喜

山川や嵐わたれは板はしの朽めもみせずつもる紅葉々

秋動物

鳴子にもなるれば秋の小山田に立もさわかぬ雀村鳥

河千鳥

音羽川冰る波の音たえて千鳥しは鳴声そ更ゆく

東湖

江波

遠炭籠

河風や友まとはして梓弓生田のおきに千鳥なくらん

方塾

川千鳥

尚量

あすか川風さゆる夜をいたつらに妻なし千鳥鳴あかすらん

遠炭籠

雪ふかき遠の山辺【を】(も)一筋の煙にしるきをのゝすみかま

旅宿時雨

川水鳥

寿齋母

風さて時雨ふりきぬさなきたにかりねわひしきすゝのしの屋に

冰初結

陸にたにしつむうき瀬も有物を身をやす川に遊ぶ水鳥

さ夜寒みうきすの鴨のねぬ縄にむすひそめたる池のうすらひ

歳暮松

寿齋

月も日もともにつもれる雪の松それさへ花の春いそくらし

遠炭籠

政乗

成従

雪の上の烟は遠きふしのねの佛にたつをのゝすみかま

真崎

川水鳥

直定

春にやかてかすまむ色をすみかまの烟にみする遠の山端

江波

遠炭籠

博芳

朝日さす遠山もとは空はれて烟そくもるをのゝすみかま

よそめには雲とそ峯の雪の上に烟たゞよふすみかまの山

小野山や遙けき峯に炭やまのすむと計の烟立らん

雪白き遠山の端のうす曇りこれや炭焼煙成らん

旅宿時雨

遠炭籠

古橋

うき旅のね覚をやとふ都にて聞しに似たる夜半の時雨は

雪似花

川水鳥

明月

ふる雪に梢は花の佛を春より先にみよしのゝ山

河千鳥

國頭

河千鳥

つまこひのうきせあまたに聞ゆ也大川のへに千鳥なく声

東湖

川水鳥

古橋

やえし夜の上毛の霜も日かけさす川辺にとけて遊ぶ【水】(をし)鴨

遠炭籠

さゆる日を時とや賤か炭かまの烟立そふ雪の遠山

川千鳥

尚量

冬川はよそめにみるも寒けきをいかに馴つゝあそふ水鳥

遠炭籠

遠方も炭焼里はしるきかな烟絶せぬをのゝ山もと

川水鳥

寿齋母

河水にむれておりゐるあしかもの羽風に波も立さはくらし

遠炭籠

成従

山川にうかふ紅葉のそれかとも汀にあそふをしの毛衣

川水鳥

直定

河水にむれておりゐるあしかもの羽風に波も立さはくらし

遠炭籠

成従

炭かまはそこと計もみね遠く立や烟の火はしらの山

川水鳥

直定

風寒み川音絶て氷る夜は声のみさわく瀬々の水鳥

遠炭籠

博芳

山川はおのかつはさに散かゝる木の葉に馴てあそふ水鳥

遠炭籠

古橋

雪ふかき山のそなたに宿しめて誰すみかまの烟立らん

川水鳥

明月

雲のよそにみるもはるけく立のほる烟さひしき峯のすみかま

川水鳥

古橋

山川にひまなく落る紅葉々を霜ならなくに払う水鳥

明月

古橋

月は秋々は最中のことはの偽もなきゝよひ也けり

川水鳥

古橋

夜を寒み氷る川せに水鳥の下安からぬうきね鳴らし

遠炭籠

古橋

吹たゆむ嵐のひまに立のほる烟にしてき炭かまの山

歳暮

よとも間も早瀬川には有もせめ行年波はせくかたもなし

立春

さえくれし雪けの空を今朝よりは霞へたてゝ春そきにける

川水鳥

好安

朝川の氷のひまやあさるらん寒けも波にか□□水鳥

遠炭籠

好安

いかばかりほど遠山か立とみる烟もほそき峯のすみかま

川水鳥

好全

終夜なく音もたえず川風にともねのをしの床やきゆらむ

遠炭籠

好全

降埋む音にも堪てすみかまの絶ぬ烟をよそにこすらん

峯款冬

好全

船よせぬ人はあらしな山吹の花咲句ふきしの下かけ

橋落葉

尚量

柴人もまたわたらすや紅葉々の散敷まゝの谷のかけ橋

盛花

延精

一枝片枝咲出し時の色も香も盛の花に似るへくもなし

河水鳥

延精

こく舟の往来もなれて冬川に立もさわかぬたかへをしかも

遠炭籠

延精

山高み峯をへたてゝ立のほる烟も遠きをのゝ炭かま

橋辺藤

正辰

谷川に渡せる橋の上まても波かとみえてかゝるしら藤

川水鳥

正辰

早瀬にはなれてもうきや山川のよどみに鴨の床しめてなく

遠炭籠

寄筵恋

遙なる烟の末にしら雲の色もすゝけてみねの炭かま

連日苗代

日数をもふるの山田にまく種は千町の苗と〔以下破損〕

深山曉月

秋の夜もたれかみ山に月独只有明の空にすむらん

享保十四年己酉正月

好安

さを姫のかすみの衣昨日けふ立かさねたる空の長閑さ

寄月恋

頼めてもこぬ夜あまたに成ぬれば独有明の月もうらめし

竹石改色

よゝをへてかはらぬ竹の枝も葉も緑猶そふ春の一入

落花

よしの山千本のさくらちる比は風にあまきる花の白雪

毎日有春

好全

のとけしな柳桜のめも春にかすむることの「破損」

梅香何方

たか宿のこすゑを風のさそぶらん上の空にも梅かゝそする

毎日有春

好全

見るか内に漕行舟をいつくとも波路へたてゝかすむ海原

毎日有春

正組

春きてはかすみの衣あさな／＼たえぬ日もなき空の長閑さ

帰雁離々

正組

いかなればおなし越路にともなはてかくれ先たち雁の行らん

いかにして人には見せむさ筵に独かたしく袖のなみたを

松契千年

頼もしなかれせぬ友と引うゑて千とせを契る庭の松かえ

毎日有春

のとけしな春立しより朝な／＼むかふ日ことに霞む山の端

春風解氷

春風の今朝吹わたる跡みえて氷とけゆく庭の池水

毎日有春

うつりゆく日数にそひて花鳥の色香になるゝ春そ樂しき

東湖

梅咲て鶯來なく朝より春の色香をめてぬ〔破損〕し

薄暮松

さひしさは鳥もねくらに入相の鐘より後の松風のこゑ

古郷草

すみすてし軒端に生る草の名のしのふむかしの色は忘れず

沢畔菊

大沢や嵯峨野の御幸伝へてもきくに昔の秋そしのはる

博芳

毎日有春 昨日よりけふは【みとり】（花田）のいとはやも春の色そふ青柳の陰

寄風恋

今はやおもひたえに夕暮にたれを松風庭にふくらん

夏朝

照日にはよられし庭の夏草もみとりすゝしくむすぶ朝露

水室

此比のたへぬ若さも水室もるみやまの人そあらすかほなる

毎日有春

冬籠春しきぬれは山／＼に霞の袖をかけぬ日もなし

正辰

花鳥もなれゆくまゝに猶あかす春の日数に色香そふらん

春月臘々

山風に雲ははれても影は猶かすめなましの春の夜の月

寄橋恋

かけてのみ思ふと人にいつまでかしられて年〔破損〕橋

対亀争齋

池の亀もいかて及はむことしより八十万代をふへきよはひは

松契千年

引植る松やしる人此宿に契る千とせのすゑの榮えも

毎日有春

するやいかに春の恵みに花鳥も日毎におのか色香そふとは

寿斎

野辺の松沢辺の若菜とり／＼にあそぶ日毎の春の長閑さ

遠炭竈

雪けふりそれとも【みえ】（わか）すむれたつはたく炭かまや大原の里

寿斎

山ふかみ世にすみかまのいとなみも心ほそくや煙たつらん

寿斎

寿斎母八十賀の歌

老の波よしやかけなん八十瀬川渡るもやすきみ世にあふ身は

対亀争齋

尽せしな汀の亀にともなひて幾万代と契るよはひは

寿斎

池にすむ亀のよはひをとりそへは八十の後もはちとせやへん

無名

池にすむ亀やしる人ことしより千世万世とかそよよはひは

花下言志

春毎に契りかはして木の本に立よる心さく花やしる

直定

なれも今暮行春を惜みてや池の蛙のもろと〔破損〕なく

花下言志

ことの葉にいひも出すはさくら花そむる心をいかにみえなん

花鳥春友

花鳥はいかなる春の友なるや身をまかせつゝなれぬ日もなき
憑契恋

一すちのわかまことよりいつはりの有よをしらぬ中と頼まむ

花下言志 好安

うつし植て朝夕あかすみる花によし野はつせの山もおもはす

夜余寒

さえかへり窓うつ風のさゝ竹にいとみしかき春の夜の夢

社頭松

むかし今つきぬめくみに言の葉の色もそひ行住吉の松

尚量

世のうさをおもひも出すみる人の心も花の春の木のもと

鳶知春

百鳥の轉るよりも長閑しなゝかき春しるうくひすの声

政乗

朝な／＼山の端ふかく立籠て霞に春の色そそひ行

古橋

ちりゆかは猶木の本にかりねして夢にもみはや花の□□

好全

花やしる幾春毎にみても猶色香にあかすむ□□心を

羈中橋

ふる里はさそへたつらん旅衣きそちの橋に今日そかゝれる

松契迎年 七十賀

みどりそふ春に契りて幾かへり千とせをもへん宿の松かえ

対龜年齢 八十賀

池にすむ亀もともなへ幾十とせかきりもしらぬ人の齡に

松契千年 五十賀

契りおきて千世をこそへめ朝夕にみどりもふかき庭の松かえ

花下言志

博芳

なかしてふ春の日かけもわすられてみれともあかぬ花のこの本
霞中月

春とても余りに雲のかすむ夜は月も行方をしらぬ顔なる

互惜別恋

さゝ分てゆく人のみか残る身も露にしほるゝきぬ／＼の袖
行をしたひ残るを思ひきぬ／＼にかさねてしほる道芝の露

梅香留袖 在満

立よりしかきねゆかしく此ねぬる朝けの袖も梅かゝそする

毎日有春

野も山も霞の衣きのふよりけふを春へと色そゝひゆく

橋辺藤

板橋のいたづらにみて渡らめや峯の藤波かゝる〔破損〕りを

花下言志 正組

心さへ散かたそなき吹風も言せぬ春の花の木陰は

惜落花

咲ぬまをまちし恨は何ならす風にまかする花におもへは

待夜寒恋

何事をさはりになして必と契りし夜半も宵過にけり

花下言志 東湖

夢にたに我身胡蝶となりてかな千里の花のかけにあそはん

山家夕煙

すむやたれ夕の煙たえ／＼にみえてさひしき庭の山もど

松契迎年

のとけしな老せぬ門は十かへりの花の春をも松に契りて

好安

此宿の友と砌の松か枝は色そふ春を幾千代やへん

毎日有春 方塾

みるもきくも春ならぬかは野辺山辺昨日の霞今日の鳶

戸前梅花

暮春残鶯

成従

朝戸明てむかるもしるく咲梅【の匂ひをさそふ】(に吹たひかほる)庭の春風
竹籬聞鶯

政喜

とくめえぬ春のわかれに鶯は帰るふるすを忘れてやなく
根にかへる花におくれて鶯は今はた暮る春をわふらん

春來てもまた霜沢る竹垣におのれのとけき鶯の声
今よりは竹の籬を

〔空白ママ〕かれす宿とへ春のうくひす
さく梅の花やおそきと鶯は籬の竹そつり「破損」く

花は皆残らぬ枝に折におくれて春の別を鶯やなく
根にかへる花におくれて鶯は今はた暮る春をわふらん

戸前梅花

今朝ははや花のいろ香も夏衣うすき袂に風そまたるゝ
花は皆残らぬ枝に折におくれて春の別を鶯やなく
根にかへる花におくれて鶯は今はた暮る春をわふらん

享保十九年寅門葉

享保十九年寅門葉

歳旦

直

春にけさみやこのふしは雪きえて霞時しる空の長閑さ

鶴馴砌

博芳

春は猶こゝろのとかになれ／＼てみきりをさゝすねふる老つる
なれぬれば 砥田あかすに五あさかす千とせふるてふ二おひさきもみん
夢のさもともに千年やすきてましなれてみきりにねふる老鶴

(春満筆)「初五文字いか」

南北梅花

いとはめや木々にぶりくる雨そゝき花の香ながらぬるゝ袂は
竹裏鶯

一本さへこのもかのものにかたわけてみなみよりさく梅の初はな
日のめくるそなたのみかは日陰まで【春】(春) とやこゝに梅のさくらし

(春満筆)「日かけといふに日陰と書例をしらす、日かけ日影の事也」

春風来海上

けさははやかすみにけりな潮路さへ春くる風のたよりすゝむで
浦風もけさはのとかに蒼海の浪さへ春のいろ木たちくる

春風の今朝ふくからに海神の浪はかすみにたちかはるなり
たひこゝもやつるゝ袖にやとしきぬ月を都のしる人にして

旅

秋霧は千重まさるとも浅緑かすみばかりのにほひやはある
又たくひあらしもなきて海山もひとつにかすむ春の長閑さ

霞

浪風もうらゝなる日に漕出ではけによはなれし海のうへ哉
圓珠院の庭の線桜盛なる頃、花見にまかりて
春風にみたれて匂ふ糸さくらいとゝわれうき花のもと哉

同し時あるし

実溥

あかつきをつくるは老のとり／＼にさそ世にふる人はきくふん
子日に雪のいたくふりしに鷺のなき侍りければ
ふる雪にはつねの松は埋れても老はうもれぬ野への鶯

初春海

返し

(春満筆)「初五文字心へかたし」

。」とのはの花もにほへるのもとは雪どらるともあかずくらん
。ここここ

たらわたる霞に匂ふ海童のかさしの浪や春の初花
浦浪も春のいろいろなる霞蒼海に今一しほと霞たちくる
。ここここ

春草

今ははや雪もの、いひでもえ出る谷のさわらひ野へのわか草

社頭

たのもしな七の社にあとたれて七の道の国まもる代は

遠柳

青柳のいともはるかにかすめともそれとみどりのいろはわかれて
(春満筆)「青柳といひて下にみどりといふ事このまぬ事、いひならはし

候」

花雨

いとはめや木々にぶりくる雨そゝき花の香ながらぬるゝ袂は

春風の竹のさえたをふくからにこゑもみたるゝそのゝうくひす
不逢恋

限にはしらぬあふよをあふとみるゆめのさとしをたのむはかなさ

海路

たひこゝもやつるゝ袖にやとしきぬ月を都のしる人にして

浪風

もうらゝなる日に漕出ではけによはなれし海のうへ哉

圓珠院の庭の線桜盛なる頃、花見にまかりて

春風にみたれて匂ふ糸さくらいとゝわれうき花のもと哉

同し時あるし

実溥

うきはへて猶さきにほへ糸桜花ゆゑにこそ人はとひくれ

。

(春満筆)「初五文字心へかたし」

。

。ここここ

又の日消息の序に

ゆく人を引はとめて糸さへらいともさひしき花のもと哉

南北梅花

親盛

八重蘿つきの南のあなたになたさし入かけに匂ふうめかゝ
庭もとは東風吹風のふきわけて咲散梅のいつれとか見ん

閑中春曙

長閑さは世の春ならてやま深きかすみのおぐの宿のあけほの
光なき谷の戸さしははるながら花の色香のあけほのもなし
しつけさは秋の夕へも春にいまおもひしらるゝ宿のあけほの

南北梅花

惠門

咲そるあまた垣根のうめの花北も南も匂ふはる風

春霞たつやみ空も匂ふ哉北みなみ咲梅のさかりは
北南たちやかくろふ春かすみうしとは□うつる色香を

浦霞

博芳

奥津浪磯山松の声まてもかすみにしつむ浦の長閑さ

たちわたらる霞にこめて満塩もわかすてなくか和歌の浦鶴

余寒

佐保姫もおもひわふらし北東風にこのめはる雨雪になる空

山端のかすむとみしは空目にてやかて雪氣に冴かへる也

苗代

いかばかり水まかせてか通路もたえ／＼みゆる小田の苗代

神祇

くもりなくうつるにそしる広前のかゝみを神の心なりとは

木残雪

深山木に今さへ雪の残れるははなまちつけてきえむとやする

木々にさく花かとみしは消のこる雪のこすえのそらめ也けり

柳露

白露はちるもむすぶも青柳をいとによりくる風のまゝなる
雨にけさぬれてをたてる青柳に玉をかけたる枝のしら露

ふく風にみたるゝ露や青柳のうちたれかみのあかぬ色なる
こと

見花

ものおもひもなしといふべきみならねと花をしみればうさもわすれて
つべ／＼とみれともあかすさきの世に花の種しも我やまき剣

桃花曝錦

ひめかきによりそひてたつ姫桃の花はにしきの袖かともみゆ
からもゝのから紅にさくころはにしきおりかくまかきとやみん

(春満筆)「からもゝいか」

うすぐこき花をまちへて一むらのにしきおりかくもゝの花園

忠直

おりかけし錦とやみん春雨にぬれて色こき花のもゝその
野外雑子

わけゆけはすそのゝ露もほろ／＼とうちおどろきてきゝすたつ也

(春満筆)「ほろ／＼はよろ／＼ふ／＼ゑに用るにあらずや」

若草は妻こもれるをつま／＼ひにやけのゝきしのほに出ではなく

わか草も妻こもりぬるむさしのゝ野をなつかしみきゝすなくらし

疑問

一、余寒愚詠こしの五文字沈思に候へ共、難及愚意也、北東風にて一首はきこえ
候様に被返候へ共、けやけき詞其上出所も夫木集にて御座候へ共、いかゞ御
さらん哉、風寒みにては少事たらぬ様に被返宜、御添削奉願候、惣而夫木集
ノ詞ノ用捨いかゞ相心得宜御座候哉、けやけき詞も本文など直し候は、とり
用候而も不取事に御座候哉、堅々御教示奉願候

(春満筆)「北東風の詞不好候、然共よりくる風情によるへし、南北梅花
などの題にて北の字より所あるへく候、さなくては北といふより所なく

候、夫木集之詞も証例にはなる事にて候得共、用捨歌によるへく候」

夫木集源仲正

北東風にけさの床までこほり鶴こゆきはこすのふるま也けり

一、池のうきなどいふは泥土の事か、いかなるゆゑにうきと申にや、和歌の伝有事にて候

一、和歌会読師は講師よみときかたきときよみ申ためて御さ候哉、宗匠又巧者の設にて御さ候哉、講師はよみあけいたし候人の厄目か、发声は披講ノ人

ヲ申候哉、又は匠に相心得給又はその相違も御座候哉、御教示奉願候

(春満筆)「右之通に御心得よく候」

一、余寒愚詠在満見成従なども及相談候得共、一決難致候故、上野会ノ懐紙は先風さむみと存差出し置申候、御加筆候上相改可申候と御返被下候

(春満筆)「さえかへりにてもしかるへき哉、猶あるへく候」

残花何在

博芳

恨こし風にやはんたつねても猶なつ山の花の有かは
たつねみん青葉の雲にうもれては風にしられぬ花も社あれ

更衣惜春

東叡山兼題

春ををしむ深き心の色はけさうすき袂にえこそつゝまね

けさかふる花の袂のきぬへとあかぬわかれといつれまされる

東叡山へ花見にまかりし時空潭大僧都のもとより酒肴など給ひけるに盃を
のこしおきて又の日返しつかはすとてつゝみし紙にかき付ける

をしまれてさしもとめし盃を袖にくらふと人やみるらん
庭に松桜など植置しに花盛なりければ

散といふことをはしらて松か枝のとき葉にならへ庭のさくら木
松にさく花もなにせん桜はな先まち付しけふの盛は

博芳妻

いさ櫻花のさかりもたちならふ松にならひて千代をへなんらん

博芳女

春」と見れともあかす此庭の松にさくらの花の盛は

忠直

まことに

いつかはと千とせの花を松かえにたちましりさく庭のさくら木

春 「四季当座花郭公月雪」(朱)

世のわざに心もちらて花をのみなれて軒端にみよしのゝおく

夏

まつ人につれなけれはやなか／＼に己が名たかき山郭公

秋

真木の屋も葎の宿も秋にすむ月はことなるひかりやはある

冬

風かよふ軒端の松のおとつれもたえて日をふる雪の山里

松風正月寒 「東叡山春当座」(朱)

まつ風は夏ともいさやしらかさねうすきをわふる五月雨の比

こことことことことことことこ

しらかさねは更衣によみなはし候、それも官家の事にてなへては不好候

(朱)

田家同

里の子はなれてかりほのいなむしろいなといはてや門田もるらん

夜花

も愁

木のもとによもすからみんあひにあひて月もあり明の花の盛は

よるさくもが

第一二句猶有へしと被仰下候、よるさへそこのもとにみんと仕候はゝ少增

り可申候はん哉」(朱)

遠柳

青柳のいともはるかににかすめともそれとみどりの色はわかつて

「こことこことこ」(朱)

「青柳といひて下に緑といふこと不好よし被仰下候、なびくすかたはそれと
わかれと改候はゝき」え可也哉」（朱）

冬月汎

「たゞへふへき玉もあらしな風にみる雪にみかけの月の光は
「ここここここここここ

「上の句猶あるへしと被仰下候、さえわたらかきりならましと仕候はゝ少増
り可申候半哉」（朱）

寒草霜

「かばかりは秋もみさりき押並て霜のはなさく霜のむら草
「ここここ

「猶上句有へきむね被仰下候、五文字中々にと置かへ候はゝき」え可申候哉」

（朱）

恋十五首

真淵

おもひかねけふそ祈りの初せ路にいつかあゆみのしるしをも見ん
しるしあれな祈りは今日そ初せ川はやくの恋を神はしるらん

忍経年恋

花の露紅葉の色にてる袖と人にはいひて春秋もへぬ

契違約恋

露ちりもはらふ夜床のかひなくて契らぬ月にとはれぬる哉

馴不逢恋

あふことそかたしの浦の友千鳥立ゐは同し波になれとも
待夜深恋

邂逅遇恋

月かけのさすかためて待よはあまりにふかく成にける哉

後朝隠恋

手枕に消てほどへしうつり香を又いつまでかこよひ残さん

しのゝめの雲にあひぬと見し月の西かけはかり我に残して
憚人絶恋

もしほ草かき絶けるか住虫の我からならぬ中の人にめに

頬後悔恋

名取川今うき波のさきたゝぬくるの八千度袖ぬらす也
隔遠路恋

波風の便りをのみそまづらかたひれふるとてもしらぬきかひは
人伝怨恋

わからうみなたむる人や人に又いひしはかりは伝へさるらむ
遇隱名恋

何にともかゝるえにしは有物をなとなりその名のらざるらん
被厭賤恋

うらみしよいやしきもとの垣ほにははゆれといとふ草かつくなは
被忘後恋

おもひ初る我とも又やいひよらんしらぬ人にも成はてし身は
互有恨恋

もうともにかくいひへて恨みなは終にはいかにならんとかしる
五月五日

諸人のむすぶあやめも袖の上に五月のたまや千代かをる也
千代かけてむすぶあやめのたまから五月のはつかあかれやはする
五月五日

信滿

露ながらあやめのかつらふきそへて軒端にかほる玉かとぞみる
露ながら今朝はあやめをふきそへてかやか軒葉も風かをる也
沙月忘夏

月かけも秋の霜夜と見し内に明て涼しき庭の真砂地
月かけを置霜とのみみしか夜の明れば夏の庭の真砂地

砂月忘夏

信満

白妙の霜かとまかふ月影の涼しくすめる庭のまさゝ地

霜とのみ見えまかひつゝすむ月の影に夏なき庭の真砂地

路卯花

信的

空にしらぬ露かとやみん卯の花のふらてつもれる道の白妙

そらにしらぬ雪に分入心ちかな卯の花山の道の白妙

新樹露

同人

花の木もいつかわか葉の一つ色になかめそしける露の涼しさ

花の春めてにし木々もいつしかにわか葉若に茂る露そ涼しき

沙月忘夏

親盛

月影や浜の真砂に置霜の見るめ夏なき夜半の涼しさ

涼しさはなつともしらしらはまの月そ真砂の霜の色なる

涼しさは夏ともいさやしら浜の真砂をてらす霜の月影

沙月忘夏

博芳

夏そとはいさやしら浪月影に霜をいはる浦の真砂地

すむかけを霜とやみらん涼しさはあさこの月にたつそなくなる

なつそとはかけてしら浪白妙のまさこにみかく月の涼しさ

夏草滋

わかな草の妻こもる頃におもひきやかはかり野へのしけるへしとは

しけるともとはとふへき庭草をはらはて人のこゝろをもみん

河夏祓

みそき川みをは思はす年浪をかけて千世もといのるこのため

忍久恋

ひたすらにつれなかりせばかくはかりしのふる中に年はやましを

更衣惜春

よしやけさはぬきたにかへし花衣はるのわかれをしたふあまりに

わけいりてみよや夏野はしけるとも遊ぶはかりの道はたゑしを

心東山花

さきしより花にいしへの嶺こしてかよふ心はやすむまもなし

馬上花

信的

梓弓いそくゆくゝもの駒のむちをも花にわすれてそみる

山家嵐

【山里に松にあらしふくらん】

山里にうちなかめぬるあらましを嶺のあらしそいさめかほなる
いつこにかうき世のさかはきえ果ん山もあらしの松にひゝきて

夜水鶴

とふ人は昼たにたえし松の戸を夜半に水鶴のなにたゞくらん

夕納涼

松ふくも昼はぬるみし夕間暮秋をいはる風の涼しさ

河夏祓

芳野川花のなにあるさくら麻のぬさたにけふはなかしすてぬる

ことことこ

尋郭公

いく夏も又や尋ん霍公もらす初音のきかまほしくて

いくくなつも山ほとゝきす尋ね入ぬをしむ初音のきがまほしさに

山郭公

ほとゝきすおのか五月は山たかく声もおしまて峯になくらん
声たかくやまほとゝきすなのかにそおのか五月のかひもありける

窓早苗

ときゝぬとうふるうへめの手もたゆくいそく早苗の千町田毎に

ときゝぬといそく早苗を手もたゆく千町の田子のうゑわたすらん

植の字、かなはうゑにて候を中古以来の人皆あやまりてうへと書候

曳菖蒲

池の面に曳やあやめのかほりこそたかきいやしきへたて顔なし

ふく宿はたかきいやしきへたであれと曳やあやめのいろはわかれす

簷廬橋

昔おもふ折しもさそふ夕風に匂ひえならぬ軒のたちはな
さ夜風もなつかしきかな昔おもふ折しも薰る軒のたちはな

五月雨

晴るゝかせおもへと天の八雲たつ一かたならぬ五月雨の空

一かたも晴間はみえず八重雲のたち満にけり五月雨の空

五月雨晴

雲どちしさ月の雨の四方晴て千里を照す日かけ嬉しき

雲どちしさ月の雨もけふ晴て千里の外も日かけ見るらん

嬉しきと云詞はことによりて用候得とも、先は好ぬ事にて候、よまぬ詞にてはなく候へとも、ならひある事にて候

五月雨

信満

軒端まで雲かさなりてそことしも庭の菖蒲もわかぬ五月雨

五月雨に雲かさなりてそことしも庭の菖蒲もわかぬ比哉

尋郭公

けふもまた尋ねくらしつほとゝきすなかなかくかたの山ほとゝきす

いつくにかけふは尋ねんほとゝきすなかなかくかたの山【郭公】(をしらねは)

尋郭公

尋ねぬる山ほとゝきす心あらは今一声の音つれを待

夕立

信的

見るかうちにゆふたつ雨の雲足もよそに晴れ行軒の涼しさ

おほよそに夕立くもと見るか内にやかてふりくる雨の涼しさ

瞿麦

信的

花のいろはから紅のうすべ濃くまかきを染る大和撫子

夏草

信的

〔和歌欠〕

夏草

信的

夏ぶかくしける草葉のひとつ色も心に花を咲せてやみん

花に咲く秋もほとなし庭ぶかく茂る草葉もはらはてやみん

わけ入らん道をは誰にとひてまし

山夏月

信満

夏山の木々のこす【ゑ】(へ)に夕立の露は残りて月そやとれる
更行は身にしむばかり涼しきは葉山の月に秋やかよへる

曳菖蒲

みかきなす玉江に生ふる菖蒲草曳手に浪のよるそ涼しき

路卯花

山深み残る雪かと見えまかふ路しろたへに咲る卯の花

山夏月

久満

夕立の名残の露は玉なれや猶みかきなす山の端の月

夕立

久満

夕立の名残りの露にみかゝれて涼しく出る山の端の月

夏風

信的

涼しさは秋にたくへん梢かなみとりの露の夏の朝風

【秋風】

正信

涼しさは秋にたくへん梢かなみとりの露の夏の朝風

【涼しさは秋よりもけに雨はるゝ庭の梢の露の朝風】

秋風

正信

荻のはのからましかは秋風の何にたくへん夕暮の声

こ
こ
こ
こ
こ

山夏月

信的

夏山の木の間／＼をもるかけのはや明る夜の月をしそ思
こゝこ

冬風

信満

紅葉に秋見しやまも白妙に雪ふきおろす風そ身にしむ
ほじき

山夏月

一山

しけりあふ風さへもらぬ夏山の木の間をわくる月の影哉
の影えい

哉とめはならひを得、ゆるしを得てよむ事にて候へはいか

山夏月

正信

山深み風も涼しく霜とのみ梢にやどる夏の夜の月
くちおう

春風 久満

山かけの此下庵に匂ひくる軒端の梅にかほる春風
かほる

ここここここここ

信的

草にもあらず、木にもあらぬ竹のいほりの、おきふしき身の昔の風雅し

たわすしもあらねども、大和和言の葉の繁人、目出度事を師にたより道にの

そまん事を希て

尋て和歌の浦辺もしら浪の浜の真砂をのそみかそへん
くみかそへん

和 春満

和

和歌の浦やつきせぬ浜の真砂路に玉出嶋あり猶尋ね見よ
くみ

山夏月

信的

さらぬたにいぬる間もなきみしか夜のはや明わたる山のはの月
くちおう

春風 透て

春風

透て

タさの夏なき風の吹こして波のよる／＼川辺涼しき
ここここ

納涼

タさの夏なき風の吹こして波のよる／＼川辺涼しき
ここここ

河風は夏をよそにも吹こして波のよる／＼汀は涼しき

夏淹

久満

見わたせは稍もぶかく茂り生ふ葉山の滝の音は涼しき
くみはせはすこしうとうき

見わたせはといふ言を第一句には必ツ縁あるましく候ならひ有事にては、
くみはせはといふ

(頭) 「夕されの言」

夕されのと、の文字を用ゆる事はなき事にて候、いつとも夕されと云時は、
は、はと用ゆるてにはのならひにて候、古人も此てにはをあやまりて、夕

されにとよめる五文字有之て、後世のわらひ草に成候歌御座候、此たくひ

あまた有事にて候、夕されは夕くれと同し言と心得たるあやまりあまた候、

春され秋されのたくひみなならひ有言にて候、かさねても夕されはとは御
詠可被成候、夕されにとも夕されのとも必つよみあるましく候

六月兼題

晚夏蟬声

夏もはや暮ゝとはかり秋風を木すゑにさそふ蝉のもう声
くみはは

夏はつる梢涼しく鳴蝉の声ものしくれかぬ「る」脱力／＼下宿
くみはつる

信滿

信

またきより秋は近しとしられけり涼しくすたく蝉の声には
くみはつ

添前秋ちかきけしきのもりに雨はれてすゝしくすたくせみのこゑ／＼

惠門

分入らむ道はそこともわかぬ迄青葉か山に茂るなつ草
くみはつ

添前分入らん道もなきまで茂りあひて我さへたとる庭の夏草
くみはつ

瞿麦

信

露むすぶ大和なでしこけさみればから紅の玉そぢりける
くみはつ

添前朝日さす大和なでしこ咲しよりから紅に露を置ける
くみはつ

猶もなく夏をきこりの木かくれに秋風いそく蝉の声／＼

信的

信

添前あはれいかに夏皆尽の木かくれに秋風いそくせみのこゑ／＼

鶴舟多

見なれ棹さすや鵠ふねの大井川波をやくらんかゝり火のかけ
添削みなれ棹さすやうふねの大井川なみをやきなすかゝり火の影

晩夏蟬声

正信

六月祓

久満

夏小立早秋風のかよひ来て青葉にかかるせみのもの声
添削秋風や木するにかよふなく蟬の下葉にかかる声しきる也

晩夏蟬声

久満

夏木たち青葉かくれになくせみの秋にちか付く声のすゝしさ
添削なつ木立青葉かくれになく蟬も秋にちか付くこのすゝしさ

夏風

久満

夏をさへしらぬときはの山の端を涼しくかよふ野辺の夕風
添削春秋もわかぬときはの山陰に涼しさしるき夏の夕風

蛻過窓

信的

いたづらに文もひらかぬまとの内よそめになして蛻飛かふ
添削いたづらに文もひらかぬまとの内よそに見なしてゆく蛻かも

園中扇

空に吹風なき夜はのすゝしきは園の扇を手にまかせぬる
添削ふく風のともしき夜はやいかにせん園のあふきもなき世なりせは

山田苗

信的

五月雨のふるの山田の若苗もうゑし日数に老も社すれ
添削

夏夜雨

同人

ふる雨の音そ涼しき夏の夜はたえぬあつさも忘れてやぬる
夏草滋

同人

萩すゝきおのか秋には花咲てしける草葉も名をや分ん
添削萩すゝきおのかあきにもほとちかししけらはしけれ庭の夏草

河夏祓

同人

御祓して今年も半たつた川よるせそ早く夏もじまらす
添削いつしかと今年も半たつた河なからて早きみそきをそする

同人

郭公稀

つれなさもあたにはせましほとゝきすしはしかたらえ稀の一声
添削五月こそすぐともあがち【しはし】(ほとゝ)きすしはしかたらえ稀の一声

六月祓

久満

麻の葉にゆふしてむするみな月のみそきのせゝにかよふ秋風
添削麻の葉にゆふなみかけてみそき河はやせ涼しくかよふ秋風

夏山月

久満

さらてたにみる人もなき夏山のしけみのかるゝ月の光りは
添削もるとてみる人はなき夏やまのしけみのよそに月やすむらん

氷室

信滿

夏こころもけふは何より涼しきは氷室の山の山風そふく
何とにかくとはわかん氷室山冬をときはと松風そふく

夏こころもけふ、とかきりたる事心得かたし

納涼

久満

夕されは秋やかよへるはしゐにも猶月待もすゝしかりけり
夕されは秋をおそしとはし居しひて風またぬ日も夏の此比

簷橋

久満

折しもあれむかしの夢をみしか夜の枕にかをる軒の立花
聞え候へとも、いひふるし候

君とひて世をふる軒の立花は昔の香にそ猶匂ひける

軒

正信

軒ぶりてしのふもふかき立花はいとゝむかしの香にそ匂へる

猶といふ詞、用所習有事に而候

熊谷晚鐘

博芳

みの上につもりしつみもきえぬらんくまかへ寺の入相のかね
さも社はつくりしつみも尽はてめくまかへ寺の入相のかね

晩夏蟬声

久満

くれ行も夏をはさのみをしまぬを何うつせみの音にはなくらん
夏もはや今日みな月となくせみのこのしぐれる秋やかなしき

首夏山

今はやかすみもやかて大空のみとりにつゝく夏山の色

夏來ても過にし春の名残とやかすみ峰に立そのこれる

早苗

一代ものゝさしと賤女はくるゝもしらでせなへとるらん

菖蒲

草の庵はふけるあやめもえそわかぬ軒のしのふの風のみたれに

夏月

棚引し雲はのきはの山風にふかれて出る月のすゝしさ

垣夕顔

さきにけりあやしき賤かかき根にもたかゆふ露やかゝる夕かほ

時鳥恋

ほとゝきす夢か現かうつゝとは今一ゝゑをきゝてさためん

泉避暑

涼しさを何ゝととはゝ山彦も石ねの水の音にこたへん

篠輪津池のほとりなる所にて人々歌よみける序に池納涼といふことを

さきつたへ池の蓮のはてしなく香をさそひたる風のすゝしさ

春夜

春といへは月の光も花のかもたゝ穢夜の匂ひ也けり

夏曉

あさいする人はしらしな夏ながら寝覚の枕風そすゝしき

秋朝

よもすから鳴つる虫の音もかれて秋はあしたもさひしかりけり

冬夕

かれのこる小田のひつちの夕霜に猶さえへてあらしふく也

釈教

もどむとてよそにはいかて求むへきさとれはさとる己か心を

能減諸有苦

元三大師

法華經疏

なへて其くるしき道もりえてはうかへる船のよるへこそあれ

火坑變成池

もゆる火のあなたそろしとみしも此ちかひきえては幾日嬉しき

觀音妙智力

たのもしなおれこかるゝ水も火もあせきゆるてふ法のちからは

恵日破消閑

鳥玉のよはのやみ路にまよひしも出る日よりにそさそはれぬる

右四首、仏道誠にしらぬ事にて候へば、さも可有とおしはかるのみニ而候

六月祓

年波のよる瀬は早き飛鳥川けふは流に御祓木無月してまし

松下納涼

涼しさは露ともわかす吹風の松の木陰に秋をやとして

信的

同人

ひかりそへてむすふしら露夕顔の花のひもとく賤か垣ねに添削よりてみん賤か垣ほの夕顔にひかりそへてもむすふしら露

垣夕顔露

たそかれにそれともいかて涼しきは垣ねに結ぶ夕顔の露添削おく露のひかりしなくはたそかれにそれともみえし垣の夕顔

正信

同人

花のひもとくやかきねの夕顔にむすび置ける涼しさ

いたづらに世をぶる軒の立花はむかしのへと袖かをる也

六月祓

みな月夕波かけて御祓河汀涼しくかよふ秋風添削いづしかと夏み無月の御祓河ながれできよき心涼しき

同人

咲かゝるかきね夕かほ風こえてあたし白露こほれもそする

久満

添削 夕顔の咲るかきねに風こえてあたしばかりの露そこほるゝ

五月雨晴 同人

五月雨の露は軒端に残れとも雲間 晴るゝ日影見るらん

添削 露にたによはけになひく女郎花いたく吹そ野辺の秋風
名にめでし露たにもろき女郎花いたくな吹そ野辺の秋風

風動野花

信的

添削 かきくれしそらめつらしく五月雨のはるゝ雲間に日影をそ見る

二星契久

信的

あふことの契たらなき七夕の世々をかさねし天の羽ころも

あふことのうらみはあらし七夕のよゝをかきぬる天の羽ころも

七夕迎夜

同

〔和歌欠〕

二星適逢

同

〔和歌欠〕

【初】(早) 秋風

同人

〔和歌欠〕

七夕後朝

信的

、こきがへる舟路は同じ天の河もきのふには来ぬうき瀬なるらし

添削 天の河かへさの道の朝露は置てわかれしなみたなるらん
七夕の帰るあしたの袖の露はあかぬわかれの泪とや見ん

七夕後朝

信満

天の川かへさの道の朝露は置てわかれのほしのなみたか

添削 天の河かへさの道の朝露は置てわかれしなみたなるらん
七夕の暮をまつ間とくらふれば今朝の別ぞ恋まさるらん

〔七恨〕

七夕恨

同人

、一とせのつもるおもひもはれやらで雲井に明る星合の空

思恋

同人

草かくれなかるゝ水は我なれや絶ぬおもひを知人そなき

風動野花

正信

添削 いとへとも野への千種の秋風に花とくの色やあらそふ
秋風に野への千種のうちみたれ花とくの色そあらそふ
風動野花

風動野花

信的

添削 、秋野にをはなおしなみほにいてゝなひくや風の吹は成らん
初秋はまたなき竹のみしか夜に夢おどろかす荻の上風

風動野花

道員

秋風の千種へたてす吹からにひとつになひく野辺の花哉
もゝ草はゆるく計の秋風に野辺の尾花そひとりみたるゝ

風動野花

道員

みたれあふはよし見ん花のすゝき〔以下欠〕

風動野花

道員

みる人の心をさへにみたるゝは野辺の千種の花の秋風
ふきわたる野もせの風の跡みえて花はみなから乱れあひぬる

風動野花

道員

河風になひくまはきの枝ひちて花のにしきを浪洗ふみゆ

七夕月

道員

あひにあひて月さへ晴ぬ今宵しもふたつのほしや思ひくまなき
七夕祝

七夕祝

道員

小車のめくりあふよは彦星のうしてふことも思ひかけしな

七夕扇

道員

秋といへはすてし扇も色にめてゝまたとり出ぬ星【は】(の) 手向に

七夕祝

道員

天川さゝれは岩となりぬとも猶かはらしなほしのあふせは

雲外郭公

道員

一声はきくともあらて天雲のよそになりゆく郭公かな

隠恋

世をはよも人はいとはし我ゆゑに身のかくれ家やもとめ成らん

秋恋

暮をのみ松ふく風のあきを経てくすのうらみにいつかはりけん

秋思

夢は秋あきはゆふへの思ひをもしらてや告る入相の鐘

田残雁

うれのこる冬田のひつちそれをたにしたふやこゝに雁のおちくる

落葉

昨日まで時雨に沐^{（み）}雨そめし木々もはやおちはにかはる庭の淋しさ

萩浮水

信的

咲おほふ早瀬に浮ふ萩か枝は水にや秋の色を見すらん

添削

朝折瞿麦

信名上

咲おほふ早瀬に浮ふ萩か枝は水にや秋の色を見せけり

萩驚夢

同人

風にみたる川辺の萩か花すりは浮ひて流れの錦なるらし

添削

朝折瞿麦

おき出て折も涼しく朝露^{（あさぎ）}の手にたにすかるなてしこの花^{（はな）}
折はかつ袖にこほるゝあさ露^{（あさぎ）}の光も匂ふ撫子^{（むすめ）}児のはな

てる日にはしをれやせんと朝露^{（あさぎ）}のおき出てをる床なつの花

しをる、起出てをる、折字不好

表第一は花の字あしく第二は光の字あしく候、よりて花を露にかへ光を

袖にかへ候、かくも起えて折、理りなく候へは、両首とも猶御心有事に

候、歌はかやうの所を案ることにて候

乎類加羅爾奴類々毛面渥武奈渥志古能多毛登爾須我類播奈能安佐都由

五、和歌横詠草

卯月郭公

信名上

咲句ふ今の花月高ねよりこゑほのめかす山時鳥

我も世をしのふ卯月の心もてになみたかはしてなく時鳥

妻こひにはやしのひねも神なみのもりてきこゆる山郭公

誰かたにまつもらすらん時鳥うの花月のほのかなる音を

我袖に涙はかりてほとゝきすなにをう月のそら音にやなく

荷田信名和歌懐紙詠草綴

一、和歌懐紙（三行三字）

夏日同詠浦夏月和歌

暗満

奈都衣うすきそてしのうら浪にあかす涼しく宿る月加牙

二、和歌懐紙（三行三字）

詠名所擣衣名歌

摂津守荷田信名

阿機賦玖流預波能按半連文布可九三乃左苔八万摩良二古呂毛宇都故衛

三、和歌懷紙（三行三字）

詠卯月霍公和歌

正五位下荷田信名

沈餓蘇泥而那瀾多播加里諦保登等藝須奈仁弘宇都紀迺曾良禰珥椰奈句

四、和歌横詠草添削（添削、評は春満筆）

朝折瞿麦

信名上

おき出て折も涼しく朝露^{（あさぎ）}の手にたにすかるなてしこの花^{（はな）}
折はかつ袖にこほるゝあさ露^{（あさぎ）}の光も匂ふ撫子^{（むすめ）}児のはな

てる日にはしをれやせんと朝露^{（あさぎ）}のおき出てをる床なつの花

しをる、起えてをる、折字不好

表第一は花の字あしく第二は光の字あしく候、よりて花を露にかへ光を

袖にかへ候、かくも起えて折、理りなく候へは、両首とも猶御心有事に

候、歌はかやうの所を案ることにて候

乎類加羅爾奴類々毛面渥武奈渥志古能多毛登爾須我類播奈能安佐都由

五、和歌横詠草

卯月郭公

信名上

咲句ふ今の花月高ねよりこゑほのめかす山時鳥

我も世をしのふ卯月の心もてになみたかはしてなく時鳥

妻こひにはやしのひねも神なみのもりてきこゆる山郭公

誰かたにまつもらすらん時鳥うの花月のほのかなる音を

我袖に涙はかりてほとゝきすなにをう月のそら音にやなく

葵

神山のふかき恵にあひ草いく代つきせぬかさしにそとる
玉たれの小簣のすけきも露なからかくる葵の色そ涼しき
仰け猶幾とせかけて葵草かみと君との恵ある代を
白露もとる手にかかる葵草かけてすゝしき玉かつらかも

六、和歌横詠草（評は春満筆）

虫声隨風

信名上

むら雨のふるかとまかふ小夜風にしのにみたるゝすゝむしのゝゑ

秋もはや更行まゝにく虫もさそふ野分に声むせふ也

さそふ野分といふ句不好

たか方人にまつ虫のおのか音をたくへてこすや野への夕風

たくへてこすやといふ句不好

七、和歌横詠草（評は春満筆）

名所擣衣

信名上

秋ふくる夜半のあはれも深草の里の屋ことこゑもうつ聲

里の屋とつゝくる句例覚えず候、里といへば家になる事にて候、たとへ

は山家と云題に山里と詠るにて候

夜もすから打やきぬたのたか宿も音羽の里のおともたゆます

八、和歌横詠草（添削は信名筆）

閑庭霜

暗丸

人とはぬ庭によるとやあさな／＼霜に跡ある鳥の通路

はなに見し庭は千草の露消て霜一入のいろそ淋しき

河落葉 暗丸

もみち葉の風に時雨々音羽河唐紅の水かさそふらん

歲暮

「暮」をしむのみかは老か身のよはる勤を重ねるもうし

九、和歌横詠草（添削及び「雪にみし」歌は春満筆）

浦松

信名上

うら波も幾代かかけて浜松の千とせのかけにみるめからなん

しけりはふ百枝のかけに幾千代のことの葉つきぬ和歌のうら波

朝霞

のとけしな出る日かけもあさみとり霞る空に匂ふ光りは

朝日かけにほぶ高ねはさを姫の引や霞の春の山まゆ

雪にみし面かけ今朝はひきかへて霞に匂ふ春の山眉

一〇、和歌横詠草（添削は春満筆）

晚夏蝉声

信名上

秋近き涼しさそひてなつもはやこすゑにしきる蟬のもろ声

なつもはや稍涼しく鳴せみのこゑのひゝきにかよふ秋風

一一、和歌横詠草（添削は信名筆）

歳内早梅

暗丸

みゆきふる年の内にも咲花の色香えならぬ薔薇の梅か枝

句へなほかやはかぐるゝふるどしも色こそ雪の花の梅か枝

朝雪

しつけしな風もかとはとふ人をまつに音せぬ雪の朝なき

夕日影花に匂へる氣色より雪に暗たる四方の朝あけ

一二、和歌横詠草（添削は春満筆）

半出月

信名上

花やかに差出る月の山の端に半にほへる影そえならぬ

山の端に半は見えてにほひ出る月のかつらそえもいはぬかけ

寄月祝

時は今は月のひかりもますかゝみくもりなきよの秋にすむかけ

あふけ猶幾秋かけて益鏡くもらぬよゝのつきの光を

九月十三夜

一六、和歌横詠草

披書知昔

信名

さやけしな大和嶋根に今宵又しも名高くすめる月の光は
ことさへてからには後の今宵ともしらてやめてん長月のかけ

〔以下、紙背〕

さ夜風のさえしはさそなさしもけさ結ふ氷の上にしられて

獨なき【池】底の心も続成氷にみする庭の池水

一三、和歌横詠草

浦松

かつら河月なき夜はよ遠近にさすや鵜船のかゝり火の影
桂川月なき夜はは、う川の勿論にてめつらしからむ
彼方も差やう船のこゝかしこ是川なみに灯るかゝり火
をちかたに見ゆるほかも爰にさすおなしう船のかゝりなるらん

遠近鵜川

信名上

うら波も幾代かかけて浜松の千とせの蔭にみるめから南
長閑しな出る日影もあさみとり霞る空に匂ふ光は

朝日かけにほふ高ねに棹ひめの引や霞の春の山まゆ
一四、和歌横詠草

信名上

曉郭公

暁の雲にあひてもほとゝきすなか一こそゑは定かにそきく
誰か里に夜かれやすらんほとゝきす暁かけて鳴過るこそゑ

やすらはて待得しかひそ有明の月にかたらふ山郭公

一五、和歌横詠草

鳳閣寺大徳、此日ころやつかれか長／＼敷旅のやとりを、すかの根のいとねん

ごろにとひあはれみ給ふ／＼るさしは、海よりも深く、しけきめぐみのかけは
山よりも高く、又山の井のそこゐもなく、したしみむつみ侍る、折ふし物語の
序大とこの賢兄かわいぢゆうきみ來るつ春五十年のとしみなるよし聞えければ、やつかれか
拙きことの葉は、つゝりの袖にもつゝむへく、はかりの闇のはかりなれと、
大徳のかくあはれみゑみ給ふ志の報にもと、ことふき奉りよみており侍る

老の波立居もやすくゆるきの五十ちの末は八千代をそへん

荷田信名

一九、和歌横詠草（添削は春満筆）

余寒月

信名上

さえかへり空は雪けに曇るをもかすむよと見る春の夜の月

佐縁加敵里曾良波由貴怪耳久毛留乎聞香須无与苔美類播婬能与農都枳

山風のふけ行まゝにはるの夜の霞む光も寒(あわ) □月かけ

山家花

住やたれいろ香えならす咲つゝく花も奥ある山さくら月に

色香えならすなとは山家の風情ならざる詞候

こもり居てめつる心も奥ふかし山桜戸のはなの主は

一一〇、和歌横詠草（添削は春満筆）

竹籬間鶯

信名上

朝日かけさす篠竹のかき穂より声ほのめかす春のうくひす

霜さやく竹の笆(は)にいとはやも心とけてや鶯のなく

さゝ竹をしめゆふ賤か籬にも春はへたてぬ鶯のこゑ

戸前梅

信名上

咲梅の花の光にまきの戸のすきまあらそふ夜半の月かけ

無用に誰さしこめん真木の戸の前に間近く匂ふ梅か香

咲梅の真木の戸近きはなの香をさそはむ風も透間あらずな

一一一、和歌横詠草（添削、評は春満筆）

篠竹

信名上

幾代へむ五百枝差そふ松か枝に千とせをかけて契る齡は

百枝さし栄る宿の松か枝に千世を契りて万代そへむ

契りおく松に千とせの老の坂こえ行末はかきりしられす

松契千年といふ題に五百枝の松はいかゝと覚え候、数千年もへすは五百枝までに及ぶましく候、松は千歳を限りとも申伝へ候へは、年へし松に契るは千歳の末短く心得るへく候、よりて今よりといふ詞をそへ候はゝ、百枝の松などはくるしかるましき歟、猶沈吟有へく候

一一二、和歌横詠草（添削は信名筆力）

八月十五夜

信名上

秋の今夜ひかりも影もたゞはせる最中の月は傾くもをし
あたゞれ月の(おづら)葉にかけて楓の枝もいはぬ(やめん)今古(いま)最中の秋にすむかけ
ここここここここ

一一三、和歌横詠草

名所沢

信名上

としあれとたのむの沢の夕風になひく稻葉のつゆそこほるゝ
秋近くなひく稻葉のつゆちりて田のむの沢に風わたる也

はるつみしきくのわか菜の夏たけてふしみの沢におひしけるらむ
涼しさは秋もや通ふあさ沢のみくさを渡る露の夕かせ

一一四、和歌横詠草（添削は春満筆力）

山花如錦

信名上

秋に見し木々の錦もおもかけに立田の山の花のこのゝろ
泊瀬山ひはらか末にさきつゝく花は錦の色に匂へる

浅みとり木のめも春とさ□□□□□□□□山は錦の□□□□□□□□
夜雪

風薰り月も霞まはいかにみんさえ行夜半の雪の梢を

花かほり月かすむ春のよはに見はなほいかならん木々のしら雪
降り積る雪の梢ははなとみるそらめに月の影もかすめる

一一五、和歌横詠草（添削は春満筆力）

野鶴

信名上

風さむみ露の野もせにしめおきし床や鶴の秋ふくるゝゑ
いとゝなほ秋の哀も深草のあれし野もせにうつら鳴也

葛風

さばかりに吹なみたしそ置露の玉まく庭のくすのうら風
来る人は音せぬ庭のまくすはらうらさひしくも風わたる也

信名上

二二六、和歌横詠草（添削は春満筆）

荷田信章和歌懐紙詠草和文綴

一、和歌横詠草（添削は信章筆力）

信章上

野亭螢火

夜々にたのむへ光もはかなしや野守の窓は草の「挿入符〇」「よるの」螢を
露深くしける夏野くさの戸におのかやもりと螢とひかふ
ほたる飛かけもはかなし玉蜻のあるかなきかのへの草の戸

二七、和歌横詠草

東丸の君もおゝん水くきの、いとうるはしくかきつらね給ふことの葉の、
いろ香も深きくれないの梅とゝもにめて、かんし給ひてつらね給ふ歌
いつれをかわきてめでましことの葉の色をあらそふ梅のくれない

夜々にたのむへ光もはかなしや野守の窓は草の「挿入符〇」「よるの」螢を
露深くしける夏野くさの戸におのかやもりと螢とひかふ
ほたる飛かけもはかなし玉蜻のあるかなきかのへの草の戸

二二七、和歌横詠草（添削は春満筆）

暗満上

秋天象

天てらすひかりも秋はますみなす月の鏡の影も曇らて
天てらす光など秋のことにある

あまの戸を閉しさ霧も晴て今月すみ渡る秋の中空
世々へても光替らていく度か秋来る空に月やすむらん
天照らす日影は暮て月そ今光ほのめく秋の中そら
あきの日の暮るもよしや暮ればまたさやけき影の月をめて南

二、和歌懷紙（三行三字）

冬日同詠雪中待人和歌 従五位下荷田信章

こゝるさすやとならずとも降雪にみちふみたかへとふ人もかな
三、和歌横詠草

信章上

古渡望月

名にしおふ月に遊ふかすあまた淀の渡に舟そたゆとふ
よと河やちかき渡に来てみればくまもなみ間の望月の影
最中てふ月にめてやうち渡遠方ひとの舟そたゆとふ
淀河や近き渡と舟出してたくひなみ間の月をこそ見れ

四、和歌横詠草

嶺上望花

遠こちの峯も分れすこの比はな【め】てそかゝるはなの白雲

立まよふ高ねの雲の絶間よりやゝみへ初る花そえならぬ
いつれをかまさるとはみん峯つゝき咲も劣らぬ花の色香は

五、和歌横詠草（添削は信章筆力）

信章上

待花

咲にほふころと思へはあさゆふに待たゆまれぬ花の面影

かきりありて咲てふ花を待帰る心つくしそこゝろからなるかも

またき咲ぬ花の梢を昨日といひけふと暮して待も久しき

昨日といひけふと暮して咲やらぬ花を待間も日数へにけり

六、和文詠草

〔前欠〕給ひ中比そこの家の先の先の祖父信次のぬしはかけまくもかしこき

後陽成院の

おゝんみことのりをうけ給ひ、百首の和歌をよみて奉り給ふのみか、人しらぬみことのりの伝ことをさへうけ参給ひてより、其名高く世にもきこえ、遠くあつまのよそ迄もひろまりぬときゝ伝侍りぬ、それよりこのかた、そこの家この家の先のつかさ／＼の人々も、此道の心さしは、猶山下水のたへすつとめ侍り給へと、これかれ得給ふところ、得給はぬ所、たかひになんありけると聞侍る中に、ちかき世にあたりては信盛のきみのみ、ひとり歌の心しりにてましますとなれば、さいわいにやつかれら此家に生れて、此君のおしえにあたらんこと恒身【に過】にそなはり、たのしみ心に【写り】（いさみ居）侍れば、かく此度送り与給ふ道しるへの書、御しめしのことの葉の末、なかく幾春秋もあら玉のとしのをたまきくり返し心にしめてもち伝へ、此敷嶋の和歌の道たとりたとらん折々のしるへにこそなし侍らんのみ、御返しの心までによみて奉れる

荷田信章上

和歌の浦の道をしるへに今よりはたとらでゆかん末の世までも

七夕

織女の今宵待得てから衣うら珍しく重ねきぬらん

七夕の今宵はさそな重なれるうらみの衣引合すらん

径女郎花

女郎花あなた立てそ玉桺のみちの行手の袖ふれしとて

芭槿

荷田信名和歌詠草集

一、和歌横詠草（信名筆、添削は春満筆力）

岡月

秋風に雲も煙もはるゝ夜の松にふけ行岡の月影

雲霧もなほ吹はらへよもすから月にむかひの岡の秋風

二、和歌横詠草（添削は春満筆力）

古池菖蒲

けふをのみたのむの池の菖蒲草一夜かりねののきのつまにも

一夜はかりのかりねながらも

袖ひちて猶路池のあやめ草けふは軒端のつまにこそみれ

寄津雜

うみ渡る世をうき船の浮てのみなにを難波のつにつとひよる
おのか身のしけき思ひは諸人のつとふ大津のつにもしかめや

三、和歌横詠草（添削・評は春満筆力）

信名上

上

信名上

夕部たにしらぬそはかな見る程もつゆのまかきの槿の槿の花
朝日かけへたてもやらすしほれ行きりのまかきの槿の槿の花

近初雁

仙住の軒端を近く鳴過るこゑ珍しき雁の一つら
誰か方にかけて行らん玉章も手に取程の雁の初声

右両首、可有改詠候

閑月

荒果てもる人もなき不破閑たゞ月のみそひとりすむらん
すまの浦や更行夜半の月影をなみまに留る閑守も哉

社頭月

三の峯五の宮の月影はやは萬代の秋も曇らし
紅葉せしかづらか枝も照り添てひかりさやけき月よみの杜

近擣衣

手枕にひゝくあはれも深き夜にうちもたゆまゝ賤かさ衣
身のうさを語りあひつゝ小夜衣うちましりたる賤かこゑ／＼

九月尽夜

うきことも思ひ尽なんかこちこし夜を長月も今宵計に
今宵のみとおもへはをしき秋の夜の長をうしとかこちにし身も

四、和歌横詠草（訂正は信名筆）

太上天皇の崩御を奉惜て親盛ぬしの許より長歌反歌二首おくり給ふ、その
ことの葉の露の玉光りもそひて、一入にみどりの色いと深く、かなしみな
げく心しもいりますはかりに聞え侍る折しもあれ、五月雨のぶるやの漸の
しのふ草しのふにも、猶あまりあるなけきはたれもおなしければ、かしこ
みながらやつかれも老木のくちはそこはかとなくかきつゝり侍る

暗丸

うつせみの世のならひとは いはまくも あやにかしこみ ことのはに

かけまくも猶 岩降す かしこけれとも 八角十六 和胡大君は 明津神
神なるからに いかなれは 神ひゝもまさて あら玉の 御としもいた
四十にも たりましまさて いかにそや 御玉のをしも みしか夜の【夏の】
（いろしも）卯月【の】 二十日余り 三日のその日も ゆふたすき おもひ
もかけす いやたかき はこやの山に てりまさる 月の光の たちまちに
雲にみかくれ 大そらに 神み上らせ ましますと 聞はしいかに いまは
しき およつれことか これそもそも ゆめか現か 誠ことゝも おもほえな
くに 賤たまき 数ならぬ身の 心にも かしこみながら ふしなげき か
なしみしたひ たてまつる 心にしみて おもひやる あはれはさこそ さ
す竹の 大宮人は いか計 おもひ乱て 刈萱の かりそめならぬ かなし
みの むねのみいたみ むらきもの 心の雲も とちはてゝ はるゝかたな
く なげくらん 折にふれつゝ 五月雨の 空もとゝろに ふる雨の 下に
住へる 【世の】（もうろ）人の 涙の雨も ふりそひて 水かきぞ増る 渥川
よるへもそゝと あらたへの 藤の衣て きつとひて はこやの山の おく
ふかき みとりの泪の みあらかの 内の【■】（重）外の【■】（重） もろ
人は ますらをなから を心も なか／＼今は 手弱女の こゝちのみにそ
わきてまた 朝夕さらす 大王の 御左右近く 仕へます 宮人たちは 御
まくらへ 御跡へにのみ うつゝなす いはひはらはひ【■】 とち／＼の
つゝみもやれて【■】 くろかみの 打乱てそ なきいさち 【しのひかね】
おしひさけひて かしこみも したひましても それそとも みことものら
す 御こたへも 絶てな【かれは】（からん） かなしさは いかにともまた
いはんすへ せんすへしらに しきたへの きぬ引かろき 射千玉の【夜】
(よる)はすからに ひるばもよ なげきてのみそ くれ竹の いせをもうら
みて 今さらに やみちにもたる ともしひの はたや消にし こゝちして
せんかたなみの 夜としも ひるともさらにはら 露の わか玉のをも 今
はたゞ 【■】（絶）ねとはかり こゝまるひ ひれふしてのみ 敷たへの

袖は涙に ひちくたすらん

反歌

〈門人歌会〉
春満先生靈祠

元文元年辰十月十三日

兼題落葉不待風

成譽上人

冬きてもさゆる嵐の音はせてこのはぢり敷庭そ淋しき

藤原国頭

木枯風のちからをも入す紅葉はもうく落はとふりはてにける

藤原暉昌

ありはてぬ世はかくしもそ吹過る風よりのちに落るもみち葉

源清兼

幾度の嵐を庭にしのき来て霜にやあへす紅葉ちるらん

藤原朝郷

風もまたさそはぬ先にもみちはの落ては庭の霜にくちぬる

藤原然丸

おのれとも落る紅葉を山風のたゝはやはてとたのめつる哉

藤原正真

浮雲の袖時雨ても木からしは音せぬ庭に落るもみちは

奏直親

山風のさそふもまたて此頃は霜にちり敷庭のもみちは

藤原国香

此頃の霜にや堪すこからしもさそはぬ庭にもみちしくるゝ

賀茂真淵

ふかぬ間は見つゝあらしとわひ人のたのめはかなく落る紅葉か

尼紅葩

霜に染時雨にくちてもみちはは風も待あへずちるそものうき

尼慈法

おのつから霜にや朽て散成らん風しつか成木々のもみちは

荷田女真崎

したふそよ風も音せぬ庭に今おのれふりゆく霜の紅葉か

荷田女中秀

さそふへき風も有をいかになとおのれもろくも木のはぢるらん

能武

思ひきやめてあかなくにもみちはの風もまたてぢらんものとは

真佐

此頃の風はさそはてあさな／＼霜にやもひへ／＼のはふるらん

宇梅

さそふへき風たになきに置や今おのれのみちる霜の落葉よ

喜久

吹風のさそもまたて紅葉ゝの霜にくちてやおのれ散らん

多見

吹風のさそもまたて紅葉ゝの霜にくちてやおのれ散らん

籠口妻理津

はかなくも紅葉ちる也しつけさは小春てふ名の風吹ぬ日も

方塾

嵐山名にさそはれて吹ぬ間もこのはちり敷色そ淋しき

喜久

あをかりし稻荷の山も冬木成もみちは風もまたてちりぬる

鷹狩

はしたかの尾ふさのすゝのふる雪をわけてもからんふか草のさと

方塾

心あてに見るもはかなし山風にけむり吹しくをのゝすみかま

喜久

さえ氷るよはもわすれてよもすからんとけくむかふうつみ火の本

然丸

花もみちめてしまきのふけふとへて今はたしたぬ年の別路

真渕

以上

きのふ見し露は一よに玉さゝの霜とかはりて冬は来にけり

慈法

時雨

朝郷

神無月まなく時のふる／＼ともおもひそ出る此この空

真渕

清菊

慈法

見し秋の草はに置し白露をむすひかへぬるけさの初霜

正真

小笠原夜半の嵐に音添へて庭にあられの玉そみたるゝ

秀盛

草も木もみとり色なく埋れて光りさむけき雪の朝あけ

千鳥

あさな／＼置添ふ霜にかれふして風も音せぬ池の村あし

寒蘆

夜もすから声もたかしの浜千鳥みきはの浪に立さわくらん

水

絶々に流るゝ音もあさな／＼氷にとつる谷川の水

朝郷

さよふけて鳴音も寒しをしかものうきねの床や今氷るらん

網代

明ぬれば波による見しかゝり火の行方もしらぬうちのあしろ木

神楽

ふけ行はゆみはり月も影したふ雲井にさゆる本末の声

方塾

鷹狩

喜久

はしたかの尾ふさのすゝのふる雪をわけてもからんふか草のさと

成譽

心あてに見るもはかなし山風にけむり吹しくをのゝすみかま

喜久

さえ氷るよはもわすれてよもすからんとけくむかふうつみ火の本

國頭

花もみちめてしまきのふけふとへて今はたしたぬ年の別路

國頭

以上

奉行 藤原国頭

読師 藤原然丸

講師 賀茂真淵

发声 藤原暉昌

会主 篠口方塾

<和歌>

・享保五年六月十三日当座和歌留書

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二五・三×横一六・九糸。仮綴装（近代後補のボール紙表紙を付した改装）。『門人歌評春満評』（本稿所収）と合綴。内題外題共になし。荷田春満筆。全四丁。文書番号七〇五。目録番号E-13-13-10。一。整理書名（当座和歌留書）。本稿への翻字掲載にあたり資料名を新たに付けた。卷頭「六月十三日 当座」とあるのに続き、署名らしき部分あり。「蕪木落」とも読めるが、意通ぜず。左に図版を掲げて大方の御示教を得たい。



<添削・歌評>

・門人歌評春満評

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二五・三×横一六・九糸。仮綴装（近代後補のボール紙表紙を付した改装）。『享保五年六月十三日当座和歌留書』（本稿所収）と合綴。内題外題共になし。荷田春満筆。全五丁。文書番号七〇五。目録番号E-13-13-10。一。整理書名（当座和歌留書）。本稿への翻字掲載にあたり資料名を新たに付けた。当該資料にも署名は備わらないが筆跡は春満のものと判断される。久見・藤ノ森長邦・源高林・荷田信名・根本治胤・荷田信舎の六名による和歌及び和歌評に春満が評を加えたもの。「是も又…」歌を「愚詠」と述べることから、当該和歌は春満のものと目される。末尾で文章が完結していないと判断されるため「以下欠」とした。なお、本資料に続けて「(上句欠) さとをあまたにけふは尋ねむ」との一行のみある一丁（春満筆）が合綴されているが、前後が続かず、別資料と判断されるため翻字では除いた。卷頭に「子二月三日当座」とあり、登場する門人の顔ぶれから、享保五年ないし享保十七年のどちらかの折の催しかと思しいが、臆断は控える。

(一戸)

当該資料は春満の当座歌会での自詠を書き留めたものと考えられる。署名などは備わらないが、筆跡から春満筆と判断され、また荷田信郷編の春満歌集『春満歌集夏部二』（新編荷田春満全集十二巻所収）に「夏夕月…」「やとれ月…」歌が確認される。更に同全集十二巻所収『春満歌集草稿四』（荷田直子筆）一一九にも「夏夕月」題での「やとれ月…」歌及び「享保五年六月十三日当座遠夕立」との題で「なる神の音羽の峯や夕立ぬ闇の小河の末にこるまで」とあり（結句「まで」は当該資料では「也」）。ここから当該資料は享保五年六月十三日開催に行われた歌会での当座題に応じた腹案と推定される。

(一戸)

・詠梅和歌六首

一戸涉藏。写本。一軸。本紙寸法、縦二三・四×横三三・四糸。箱書「歌貴/

荷田東麿大人族親六家詠梅和歌六首」（外箱）「荷田大人書詠梅和歌六首」（内箱）。端裏書「荷田東丸大人詠梅和歌六首」。内箱蓋裏に「大中臣康章鑑藏」と墨書きあり。印記「湊西書画舫記」「神品」「康章宝藏」。印記等より近代の漢方医である。

中野康章旧蔵。但し当該資料は春満の筆とは認めがたく、筆写者は未詳である。本紙中央に折跡があり、元は袋綴装の半紙本であった一葉を軸装したものである。出詠者の顔ぶれから享保二、三年頃の初春、京都において歌会等の場で詠じられた。

・門葉

東丸神社蔵。写本。横本一冊。縦二五・三×横二〇・九糸。近代後補のボール紙表紙を付した仮綴装。全二〇丁。荷田春満筆。文書番号二九九二。目録番号A-13-11-59。整理書名「門葉（春満門人等の和歌集）」。本稿所収「門葉正

徳三年癸巳」他の春満筆の雜記類と合綴。内題「門葉」。先述の近代のボール紙表紙に「門葉二冊」「見聞雜記」と墨書あり。荷田春満筆。門人の和歌への添削を整理したもので、和歌指導のための参考資料としてまとめられたものである。

うか。なお、当該資料の前丁に『文選』の語訛と思しき覚書の断簡があり、その末尾に「五十賀 可休／石の上いそちの春のことしより千世やふる野の花に契らん」との一首が春満筆で書かれている。ただ別資料と見られるため、翻字には省いた。「正徳二」との年記が見え、また「神無月十四日、大樹の薨御」とあるのは正徳二年の徳川家宣薨去に際してのものであるが、全体の排列が時系列順であるかは未詳。出詠者は木笛綱宥・信義・保江・主模。春満が江戸滞在中であった正徳二年頃の和歌添削指導の実態が知られる資料といえよう。

(一戸)

・門葉 正徳三年癸巳

東丸神社蔵。写本。横本一冊。縦一五・三×横二〇・九糸。近代後補のボール紙表紙を付した仮綴装。全二〇丁。荷田春満筆。文書番号二九九二。目録番号A一一一一二五九。整理書名「門葉（春満門人等の和歌集）」。本稿所収「門葉」他の春満筆の雜記類と合綴。扉題「門葉 正徳三年癸巳」。内題「門葉 正徳三年癸巳」。先述の近代のボール紙表紙に「門葉 二冊」「見聞雜記」と墨書あり。出詠者は中井光暉・黒田惟繇・木村師親・松平信允・橘正周・浦鬼延広・興津正辰・木笛綱宥・信義。先掲の「門葉」と同じく、正徳三年中の門人への和歌添削を整理したものと見られる。

(一戸)

・享保十一年六月廿二日独吟 一日八十首

東丸神社蔵。写本。一冊。横詠草七葉を仮綴装。縦一五・九×横四四・四糸。卷末識語「享保十一年六月廿二日独吟／一日八十首」（荷田信名筆）。本文は荷田信名筆、添削及び合点は荷田春満筆。全七丁。近代の茶封筒に「荷田信名詠草／春満添削／【平郷】」と墨書あり。文書番号八七三。目録番号A一一一四三。整理書名「（独吟 一日八十首）」「（信名上）」との署名があることから、享保十一六年六月廿二日に詠じた八十首を、師春満に添削を受けるべく信名が提出した詠草と見られる。歌題は定家『拾遺愚草員外』所収「一句百首」、慈円『拾玉集』所

収「勒句百首」、『公衡集』所収「勒一句詠百首和歌」での和歌句題を用いたもので、本来ならば「百首を詠むべきもの。何らかの理由で途上に終わったもか。

(一戸)

・享保十三・十四年添削歌

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二五・一×横一七・三。近代後補のボール紙表紙に外題「春満門人添削歌」（近代のもの）。原表紙の外題「添削歌」（春満筆）。内題「享保十三年歳次 申 添削歌」「享保十四年己酉正月」。原表紙右下端に「紙數二十四枚（印「信眞」）とある附箋貼付。筆跡から荷田春満筆と判断される。全二十四丁（裏打あり）。文書番号六九三。目録番号A一一一七。春満が添削後の門人和歌を書き留めたものかと思しい。本稿への翻字掲載にあたり資料名を新たに付けた。前半は享保十三年中のもので、出詠者は芝崎好安・東湖・芝崎好全・月岡政乗・尚量・山口寿斎母・山口寿斎・興津正辰・延精・古橋・木村成従・荷田信章・杉浦朋理・荷田信舎・荷田信名・大西親盛・江波・柳瀬方塾・杉浦真崎・杉浦国頭・西東直定・秋田博芳・政喜の二十三名。後半は翌年の享保十四年中のもので、出詠者は芝崎好安・芝崎好全・今泉正組・西東直定・木村成従・東湖・秋田博芳・古橋・興津正辰・山口寿斎・山口寿斎母・尚量・月岡政乗・荷田在満・柳瀬方塾・政喜・江波・杉浦国頭の十九人。〔水戸御簾中無名〕は、注記から水戸藩主徳川宗堯の正室美代姫の詠であることを謄化したものか。

(一戸)

・享保十九年寅門葉

東丸神社蔵。写本。大本一冊。縦二七・七×横二〇・三糸。「春満公門人詠草添削 二冊／添削和歌 一／門葉 筆写直子」と書かれた近代後補のボール紙表紙を付す。筆跡から荷田直子筆。全二二丁。内題「享保十九年寅門葉」。印記「稻荷山籠」「青楓館」「羽倉藏書」。文書番号六九七。目録番号A一一一三一〇。整理書名「春満門人詠草添削」。門人和歌の春満添削を整理したものか。添削・評語は直子と春満の筆跡が混在しており、両者の手が酷似しているために、弁別は困難である。翻字にあたっては確実に春満筆と判断可能な部分に限つて、（春満筆）と冠し「」に括つて表記したが、ただし、添削自体は全て春満のも

のと考るべきもので、直子の代筆と見てよからう。出詠者は荷田直子・秋田博芳・実溥・大西親盛・糸恵門・忠直・秋田博芳妻・秋田博芳女・賀茂真淵・糸信的・荷田信満・久満・正信・一山・荷田春満・多賀道員。

(一戸)

・荷田信名和歌懷紙詠草綴

東丸神社蔵。当該資料の現状は全三十三葉の荷田信名及び信章による和歌懷紙詠草和文の類を二十八枚の厚手和紙に貼付し仮綴したもの。文書番号三二七〇。目録番号A—一一一四九。合点や添削・評言などは大半が春満の筆と思われるが、極めて短文のため、判断を保留したものもある。翻字にあたっては、前半の信名筆の和歌懷紙詠草を「荷田信名和歌懷紙詠草綴」と題し、後半の信章筆の和歌懷紙詠草和文を「荷田信章和歌懷紙詠草和文綴」と題して分割した。本項では前者について解題する。

写本。全二十七葉。整理書名「(暗満和歌懷紙綴)」。なお、以下の書誌は、翻刻の通し番号と対応している。

- 一、和歌懷紙 (三行三字) 縦三三・三×横三八・五種。楮紙。
- 二、和歌懷紙 (三行三字) 縦二八・〇×横四二・〇種。楮紙。
- 三、和歌懷紙 (三行三字) 縦三三・七×横四六・一種。檀紙。
- 四、和歌横詠草添削 縦三二・二×横四三・九種。楮紙。添削及び評言は春満筆。
- 五、和歌横詠草 縦三一・六×横四四・一二種。楮紙。
- 六、和歌横詠草 縦一四・六×横四〇・八種。楮紙。評言は春満筆。
- 七、和歌横詠草 縦一六・二×横三七・〇種。楮紙。評言は春満筆。
- 八、和歌横詠草 縦三一・五×横四三・七種。楮紙。添削は信名筆。紙背に春日社執行正預祐富宿彌御目代宛書状(信名写か)あり。
- 九、和歌横詠草 縦三二・六×横四三・六種。楮紙。添削及び「雪にみし」歌は春満筆。
- 一〇、和歌横詠草 縦三一・二×横四四・四種。楮紙。添削は春満筆。
- 一一、和歌横詠草 縦三一・四×横四三・九種。一部切り取りあり。楮紙。添削は信名筆。
- 一二、和歌横詠草 縦三一・二×横四四・〇種。楮紙。添削は春満筆。紙背に信

名筆の和歌二首あり (別歌題)。

一三、和歌横詠草 縦三二・〇×横四四・三種。楮紙。「浦松」三首は無記名ながら同歌が通し番号九の横詠草にあることから信名の詠。

一四、和歌横詠草 縦三〇・七×横四五・二種。楮紙。

一五、和歌横詠草 縦三三・四×横四五・五種。檀紙。

一六、和歌横詠草 縦一六・〇×横四四・三種。楮紙。

一七、和歌横詠草 縦一五・九×横四三・八種。楮紙。添削及び評言は春満筆。

一八、和歌横詠草 縦三三・一×横四五・二種。檀紙。添削は春満筆。

一九、和歌横詠草 縦三二・四×横四四・七種。楮紙。評言は春満筆。

二〇、和歌横詠草 縦三二・一×横四四・八種。楮紙。添削は春満筆。

二一、和歌横詠草 縦三二・二×横四四・四種。一部に切り取りあり。楮紙。添削は春満筆。

二二、和歌横詠草 縦三二・二×横四四・四種。楮紙。添削は春満筆。

二三、和歌横詠草 縦一六・九×横三四・五種。檀紙。添削は信名筆か。紙背に書状断簡(信名筆)あり。

二四、和歌横詠草 縦二八・三×横四〇・〇種。楮紙。添削は春満筆か。

二五、和歌横詠草 縦三〇・五×横四五・六種。楮紙。添削は春満筆か。

二六、和歌横詠草 縦一五・九×横四四・九種。楮紙。添削は春満筆。

二七、和歌横詠草 縦一六・二×横四四・五種。楮紙。添削は春満筆。

(中村)

・荷田信章和歌懷紙詠草和文綴

東丸神社蔵。文書番号三二七〇。A—一一一四九。「荷田信名和歌懷紙詠草綴」と合綴された信章筆の和歌懷紙詠草和文全六葉をこのように題して翻字したものである。ただし、通し番号一の和歌懷紙詠草は貼付けられておらず、単に挿み込まれている。以下の書誌は、翻刻の通し番号と対応している。

- 一、和歌横詠草 縦二八・九×横二八・三種。楮紙。添削は春満筆。
- 二、和歌横詠草 縦三三・五×横四五・三種。檀紙。三行三字。
- 三、和歌横詠草 縦三二・六×横四四・三種。楮紙。
- 四、和歌横詠草 縦二八・三×横四〇・〇種。楮紙。
- 五、和歌横詠草 縦二八・三×横二九・九種。楮紙。添削は春満筆か。

六、和文詠草 縦三一・三×横四四・六糸。檀紙。前欠。

(中村)

付『伊勢物語童子問草稿』補遺

・荷田信名和歌詠草集

東丸神社蔵。写本。全四葉。文書番号三三二一五。目録番号A—一一四二。信名筆の和歌懐紙詠草四葉を厚手の鳥の子紙(紙背は稻荷勧請式目録)の台紙に貼付。整理資料名「(古池菖蒲他信名和歌詠草)」。以下の書誌は、翻刻の通し番号と対応している。

一、和歌横詠草 縦一六・三×横三一・〇糸。料紙は、染色の楮紙(歌題部は赤褐色、詞書・歌部は藍色)。添削は春満筆か。

二、和歌横詠草 縦一六・五×横六五・九糸。楮紙。添削は春満の筆か。

三、和歌横詠草 縦一五・九×横一三八・〇糸。楮紙。添削及び評言は春満筆か。

四、和歌横詠草 縦一五・二×横二一五・三糸。楮紙。訂正は信名筆。紙背に詠草あり。長歌は元文二年四月の中御門院崩御の折か。

(中村)

・春満先生靈祠

東丸神社蔵。写本。巻子装一軸。文書番号二二七。目録番号A—一一九。内題「春満先生靈祠」。牡丹唐草紋布表紙。見返は銀箔地に布目型押。巻子装にされたのは近代のことと思われる。巻末署名「会主 瓢口方塾」の字高が他より一段低い点、及び筆跡から柳瀬方塾筆と考えられる。縦一八・一×横二三三・五糸。本紙は縦一五・六×横二〇五・〇糸。楮紙。本紙に薄青枠線あり。元文元年十月十三日、浜松の門人らが催した春満追悼歌会。参加者は会主方塾のほか、奉行藤原国頭、読師藤原然丸、講師賀茂真淵、発声藤原暉昌を中心に、成善上人、源清兼、

藤原朝郷、同正真、同国香、秦直親、尼紅葩、尼慈法、荷田女真崎、同女中秀、同能武、同真佐、同宇梅、源女喜久、籠口女多見、籠口妻理津等。当座に「堀河題」とあるのは堀河百首に倣つた歌題との意。なお本資料は羽倉信真著『賀茂真淵翁伝新資料』(昭和十年・井上文鴻堂書店)に既に翻刻あり。

(中村)

凡例

翻印にあたっては、先の「荷田春満和歌関係資料集」の凡例に準拠したが、独自に以下の処理を加えた。

1、「伊勢物語」本文を基準として、問答はその一字下げ、「童子問」「答」は適宜改行した上で二字下げにて表記した。

2、「伊勢物語」での該当する章段番号を「」に括り、本文より二字下げにて表記した。

3、國學院大學所蔵「荷田春満消息貼込屏風」は全十葉の断簡を上下二段の形で順不同に屏風仕立てにしたものである。翻印にあたっては原型を復原する形へ排列を改め、また屏風上段右側から左側へ、続いて下段右側から左側へと各葉に通し番号を付し、「」に括って「以下(以上)、第〇葉」等と表記し、各葉の範囲を示した。その際、本文が連続していない場合には「」内に「前欠(後欠)」と注記した。

國學院大學所蔵「荷田春満消息貼込屏風」

(二一 段)

(以下第四葉・前欠)とよみおきて出ていにけり、此女かく書おきたるをけしう心おくべきこともおほえぬを何によりてかかゝらんといといたうなきていつかたにもとめゆかむとかとて出で、とみかうみ見けれといつこをはかりとおほえされければ、かへり入て

童子問

闕疑抄にけしう物、恠のけの字也、あやしき也、又こととに云心也、恠異といふによりてことなると云儀相当せり、なによりてか男の心の中に(以上第四葉・後欠)(以下第二葉・前欠)見るへし、はかりともといへるはのちによみたか

へるなるへし、

おもふかひなき世なりけり年月をあたに契りてわれや住みし

童子問

闕疑抄にか様に出ていなんとは思ひの外の事也、まことにおもふかひなき世なりといへり、あたに契りて我やすまひしを我やはといひて眞実に契りしに人は

おもふかひなきと云一説有、御説には左様みては人の上に一方にとりをきする間いかゝ也、唯身にはおほえねとも我身にもあやまりや有らむ、隨分年月を契るとおもへとも、もし不足なる事も有もしつらんと云か業平の心也、女をす

〔以上第一葉・以下第三紙〕恨すして我を観する、これ眞実毎篇にわたるへき事也と有、此説しかるへきや

答

しかるへからず、あたに契りて我やすまゐしは、やの字のてにをは古歌さたまりたる事也、我はあたに契りてすまひはせざりしにおもふかひもなき世なりけりとうらみてよめる心明かなるへし

といひてなかめをり

人はいさおもひやすらん玉かつらおもかけにのみいとゝみえつゝ

童子問

闕疑抄云、是も【お】(を)といのよめるなり、おもひやすらんは出でいにけ

る女のおもひやすらん、思ひやせざるんと云心なり〔以上第三葉・後欠〕

〔以下第八葉・前欠〕の種をまかせずもかなと云也と有、此説はしかるへきや

答

忍ふ草は生すとも忘草の種をまかせずもかなといへる、面白き注なり、しかれども此贈答は作者の意ことなる歟、しりかたし、いかにとなれば人の心にといへる詞、闕疑抄の意ならは君の心にといふへきを人の心といふは出て行たる女

の心にといふ儀に〔以上第八葉・後欠〕

〔四〇段〕

〔前欠・以下第九葉〕やらぬ也とあり、此説はいかゝ

答

さも有へし

人の子なればまた心いきおひなかりければとゝむるいきおひなし、女もいやしけれはすまふちからなし、ある間におもひはいやまさりにまさる、にはかに親この

女をおひうつ、男ちの涙をなかせともとゝむるよしなし、ゐて出でいぬ、男なくくよめる

童子問

同抄云、人の子なれば、業平をいふ、とゝむるいきおひなし、おひやらんとするをしてとゝめむ共せざる也、業平の心をやぶらぬ義也と有、此説しかるへしや

答

しかるへからず、人の子なればといふ詞心得られず、業平をいふは例の妄説なり、真名本をみれば仁之翠成者苗流勢無とある正文なるへし、子といふに翠の字を書へきことにあらず、やつこなればといふなるへし〔以上第九葉・後欠〕

〔以下第七葉・前欠〕書史漢にも逐の字をひうつとよめり、男ちの涙をなかせともふかく物をおもへは涙血におつる也、大和物語に僧正遍昭はつせにてもとのつまにあひし時出て物をいはむとおもへともくひはりて有しに、蓑に血の涙がつきたるといふ事有、其心也、ゐていてと引ひてよそへやる也、又御説血のなみた時鳥の血になくと同し色のことにてはなしと有、此説いかゝ

答

女もいやしければと有を、上と不相応といへるは、男を業平と見る説よりはさこそ不相応なるへし、男をも奴の子とみるめよりは、女もいやしければといふこそ上と相応する詞也、いやしきとは女のわかきをいふ也とは語証なき妄説也、逐の字をおひうつとよむは逐離などの義にさもよむへし、しかれども真名本には率尔仁母此女乎逐爾追捨とあり、いつれか是わきまへしるへし

出でいなは誰か別のかたからん〔以上第七葉・後欠〕

〔以下第五葉・前欠〕けふの別のかなしきを有、死にまさりけふはかなしもといへるなるへし、此歌は業平の口風とみえたれば業平の歌とは六帖を証拠とすへし、猶厭の字をいとふと訓も常のことなれども厭は飽也といふ字注もある上、此歌の返歌にあかぬ別なのみた川とよめるを以て初五文字はあかれてはなるへしと思ふ、僻案なれば発句にうたかひはあるとはいひし也

童子又問

此厭而者の歌に女の返歌ありとは何の証拠ありてさへくるや

答

此返歌の事後にいふへし
とよみてたえ入にけり、おやあはてにけり、猶おもひて「そいひしか、いとかく
しもあらしとおもふにしんしちにたえ入にければまとひて願たてけり、けふの入
相はかりにたえ入て又の日のいぬの時はかりになんからうして□き出たりける
□かし〔以上第五葉・以下第六葉〕のわが人はさるするするものおもひをなんしける、
いまのをきなまさにしなんや

童子問

同抄云、おやあはてにけり、女のおや也とあり、此説しかるべきや

答
厭而者の歌をよみて、そのまゝ男のたえ入にけりも心得かたく、たえ入たるか
女ならは女のおやあはてるも理り也、男の絶入たるは男のおやなるへしと注に
はかくへきことなり、ことほりかなはす

童子又問

同抄云、猶おもひてこそ我は随分に我人の為をもしりてこそか様には云つれ、
実義に如此あれは迷惑したる也、かくしも眞実をまめやかにもよむへきと云説
あり、しんじちにてもよきなり、からうして辛労して也、むかしのわが人業平
也、今の翁と云はむかしのわか人と云に対する書り、末世には人をおもふも深
からぬよし也、作者の筆法妙也とあり、此説しかるべきや

答〔以上第六葉・後欠〕

〔四一段〕

〔以下第一〇葉・前欠〕父にしたかひ、中年にしては夫に従ひ、老ては子にした
かふならひなれば、か様にいやしきことをもするなるへし、女の手つから男の
衣を洗ふ哀也、しあすの「こもり」とある、さもあらん也、毛詩服澣澣之衣と云
り、ろうさう綠衫、六位の袍也とあり、此説しかるべきや

答

うへのきぬ五重なり、惣の上の衣也といへるよろしからず〔以上第一〇葉・後欠〕
〔以下第一葉・前欠〕しかるへしや

答

かかるへし、古今集にては草はみながらの詞、論有こと也、六帖に下の句、草
はなへもなつかしきかなと有、みながらといふ詞みなながらといふ詞也と先
達いへり、心得ぬ詞也、

〔四二一段〕

むかし男色ののみとする——女をあひいへりけり、されとにくはたあらさりけ
り、しは——いきけれど猶いとうしろめたくさりとていかてはたえあるましかり
けり、猶はたえあらさりける中なりければ、ふつか三日はかりさはる事有てえい
かてかくなむ

童子問

闕疑抄云、にくはたあらさりけり、はたは又也、我はかりを頼むましき物と
兼て分別したればにくからぬなり、是恋路のならひ也、しは——いきけれど常
の所よりもうしろめたければしけく行也、されとも猶うしろめたく心をかるゝ
也、さりとていかてうしろめたくありとてそのまゝゆがすしてもるられぬ也、
猶はたえあらさりけり、又うち頼むへき様もなき也、猶はたは□といさめて
すてんと思へ共捨かたき也、一曰三日はかりと有は、まへにしは——と云て〔以
上第一葉・後欠〕

東丸神社所蔵 「閑庭露滋和歌懷紙・紙背」

〔五八段〕

〔前欠〕心つきてといふ詞もうけられ□、一には心やつきてともあり、又はよ
しつきてともありて、一決せざる発端の詞也、真名伊勢物語にて昔栄而と有、
此栄而の二字心つきてといふ詞に用ゆへからず、一によしつきてといふ詞は栄
の字を儀訓に用ゆへき歟、栄は華也と云字注もあれはみやひてと訓すへき歟、
もし栄は閑の字の誤にて閑而の□ならん歟、「破損」閑「破損」み
や□てと用ゐたる歟、閑の字ならは間暇間□も義訓有へし、栄の字を心つき
てとよむへき義なし、又宮腹爾と有を桓武の御子などの事にやといへるも昔男
を業平とぞたむる□見より桓武の御子たちなどかといふ説も出ぐるへし、昔物
かかり「破損」いつ比の」ともしれす「破損」しひ□時代をさして

いふ□きにあらす、こと「破損」女ともはし□いなき女也、宮つかへの女とも也といへるも心得られず、こともなきといふはほめたる□□に用ゐ来れり、うつほ物語にもこゝにもの「破損」ことなきむすめなどひ□か□□もいとこともなしなといへり

田からんとては隣の家をみん便りに女とも田からんとて打つれたちてよりてみるなるへし

あれにけり、哀いく世の宿なれや□□ん人のおどつれもせぬ

童子問

「破損」云古今集十八読人しらすの歌也、業平のたちかくれたるを女のとかめてあるしのなき心におさへてあれにけりといふ、あるしもなく人もなきはいく世の宿にてかかるらん、住ける人の音つ□もせぬとよめりと有、此説しかるへしや

答

古今集の雜下に入て題不知読人しらすと有歌なるを業平といふこと何を証とするにや、此古今集の題不知□□人しれぬをとりて「破損」語の詞を作り合せ「破損」ものにて皆虚事なる事「破損」かなり古今集の題不知□歌を「破損」□□此物語の「破損」かへりて古今集よりは伊勢か書たる物□に「破損」るき□□ともお□へ「破損」ことなく□「破損」にて明□□也「後欠」

解題

・國學院大學所蔵「荷田春満消息貼込屏風」

國學院大學蔵。函架番号 貴三六一三。整理資料名「荷田春満消息貼込屏風」。

一双。春満筆。写本。縁、縦四九・〇×横一八六・〇糸。台紙、縦三六・五×一七二・四糸。識語「東麻呂／真蹟也／休々齋証（花押）」。箱書「東丸風呂先有□什」。現状は『伊勢物語童子問』十葉の断簡が順不同で風炉先屏風に貼付られている。春満宛書状の紙背が用いられており、勝見杏之介、芝崎宮内少輔、秋田民部といった差出名が確認できる。

・東丸神社所蔵「閑庭露滋和歌懷紙紙背」

（早乙女）

東丸神社蔵。目録番号A一一一一一四（文書番号一〇）。一幅。春満筆。写本。楮紙。本紙寸法、縦三〇・一×横四三・一糸。軸装。端裏書「東丸大人／閑庭露滋和歌 稲籠／青楓館藏」。現状は春満の「閑庭露滋」題での和歌懷紙を表として軸装されているが、紙背は春満筆『伊勢物語童子問』の一部である。本稿では紙背のみを翻字したが、軸装された本紙の裏側に書かれているために、判読不能部分が非常に多いことを断つておく。共箱あり。箱木口に「東丸大人閑庭露滋和歌」と墨書。箱内にペン書による一紙（当該資料の和歌部分を翻字したもので、末尾に原資料はない、「享保一年七月／四十九才」との注記がある）、及び印記「一千六百歳歴史展覧会印」（朱文方印）を捺す一紙が收まる。当該資料は、『伊勢物語童子問草稿（自筆本）』（『新編荷田春満全集』（第七巻、おうふう、二〇〇七年）所収、一三一頁）で「紛失」とされている箇所に該当する（後掲「新旧全集との対応関係一覧」参照）。表の「閑庭露滋和歌」に関しても『新編荷田春満全集』第十二巻に翻字と解題が備わる。

《参考》新旧全集との対応関係一覧

※「旧全集」は『荷田全集』第一巻（吉川弘文館、昭和三年）、新編全集は『新編荷田春満全集』第七巻（おうふう、平成十九年）を指す。

○國學院大學所蔵「伊勢物語童子問断簡」

〔二一段〕第四葉 旧全集一二一頁九行目～三行目・新編全集八二頁欠落分。

〔二二段〕第一・三葉 旧全集一二二頁二行目～五行目・新編全集八二頁欠落分。

〔二三段〕第八葉 旧全集一二三頁一六行目～二〇行目・新編全集八二頁欠落分。

〔四〇段〕第九葉 旧全集一二三頁一六行目～一六五頁六行目・新編全集九八頁欠落分。

第七葉 旧全集一六五頁一二行目～一六六頁二行目・新編全集九八頁欠落分。

第五・六葉 旧全集一六六頁最終行～一六七頁一六行目・新編全集九八頁欠落分。

〔四一段〕第一〇葉 旧全集一六八頁一二行目～一四行目・新編全集九八頁欠落分。

〔四一・四二段〕第一葉 旧全集一六九頁一〇行目～一八行目・新編全集九八頁欠落分。

○東丸神社所蔵「閑庭露滋和歌懷紙紙背」（目録番号A一一三一十四）

〔五八段〕旧全集一九七頁一二行目～一九八頁七行目・新編全集一三二頁欠落分。

東丸神社所蔵の延喜式関連史料について

東丸神社所蔵の延喜式関連史料について

宮部 香織

はじめに

東丸神社（東羽倉家）に所蔵されている史料群には、荷田春満自筆の著作や講義録の類をはじめ、その門人による著作なども数多く収められており、いわゆる「前期国学」の体系を為す荷田家の学問が集積されている。

荷田春満は「国学の祖」として「国学の四大人」のひとりに称されるが、前近代の律令学において「近世律令学の祖」とも呼ばれている^①。

國學院大學による東丸神社所蔵「東羽倉家文書」の従前の史料調査の中で得られた荷田家の律令学に関する知見に関しては、國學院大學百二十周年の学術事業として刊行された『新編荷田春満全集』（全二二巻、おつふう、平成十五～二十二年）のうちの第九巻「律令」や、昨年度（平成二十四年）の百三十周年記念展示「国学の始祖 荷田春満」展の展示および図録などで公にしてきている。これまでに公にされたのは、春満が幕府より委嘱を受けて訓読・本文校訂作業を行なった『故唐律疏議』（卷第三～六）、同じく幕府より『令義解』『令集解』の本文校訂や注釈執筆の委嘱を受けて、門人たちと開催した講読会の講義筆記の類である「令解（一名 令集解考）」（荷田春満自筆）、「令義解聞記 一・一二」（荷田在満講義・大西親盛筆記）、「令集解箭記 一・一・三」（荷田在満講義・荷田信名筆記）、「令問答」（荷田春満・下田師古の諺問録）の翻刻と解題を『全集』に収録し、また、將軍徳川吉宗による逸書捜索令によつて幕府に呈せられた『類聚三代格』（一二巻）について鑑定の命を受けて偽書と鑑定した「偽類聚三代格考」（荷田春満自筆）を展示・図録で紹介した^②。

「のように荷田家の律令学の律・令・格研究については、大凡の部分が明らかとされたことになる。しかし、律令の法体系は、「律」「令」「格」「式」の四つの法典が相い須つかたちで機能するものであり、律令研究に際してもやはりこの四種すべてを総合的に探究するのが望ましいとされる。荷田家の律令学においても、数は多くないが式法典に関する注釈類が著されている。これらは分量・内容ともに些少ではあるものの、律令法を体系的に研究していくことを示すものとして紹介する意義はあると考えられるため、本稿では東丸神社所蔵の延喜式関連の史料を紹介していきたい。

一、『延喜式』について

『延喜式』は、延長五年（九一七）に撰進され、康保四年（九六七）に施行された五十巻からなる法典である。『延喜式』とは通称であり、弘仁・貞觀・延喜の三次にわたつて編纂されたため、延喜度の式法典を示すものとして『延喜式』と呼ばれているが、法典としての正式名称は『式』である。その内容は、律令、おもに令法典の施行細則であり、律や令が規定の内容にもとづいて篇目を立てて条文が分類・配列されているのに比して、式は省・寮・職といった官司^③とに関連条文が分類・配列されている。

現在、『延喜式』は卷第十三の冒頭部分を欠くのみにて、そのほぼ全篇を伝えている。しかし、これらは古代・中世以降、近世・近代を通じて何事も無く伝えられてきたわけではなく、律令法典の大半は戦国の乱世の間に亡佚した。江戸に幕府を開いた將軍徳川家康が発した慶長の逸書捜索令により、所在不明となつてゐた律令の法典類が幕府に呈せられ、『延喜式』についても慶長十九年に院の御所より善本（卷第十三・二十四を欠く四八巻）が貸し出され模写されている。その後、正保年間に中原職忠により欠

佚していた巻第一十四が発見され、続いて、尾張藩主徳川義直の働きにより、巻第十三が京都九条家より発見されて全五十巻が揃うに至つたのである^③。

二 東丸神社所蔵の『延喜式』の注釈関連史料

(1) 版本

書入れ本 (A—一一〇七—三九四～四〇一)

「神祇式」巻第一から巻第十までの一〇冊、寸法二六・七×一〇・五糸。

各冊の表紙遊び紙に「親盛之印」白文方印 (一・三×一・三糸)、各冊第一丁表右下に「琢己」朱文円印 (直径一・一糸) あり。

寛政七年版の版本。これは「神祇式」巻第一から巻第十までを別版で刊行した本で奥付に「浪華書肆」として「心斎橋筋河内屋喜兵衛」らの名前が掲載されている^④ (当該書入れ本では、この奥付は欠)。

朱筆による本文校訂や訓点の加筆修正、鼈頭に朱墨による本文校訂の注、語釈の書き入れあり。語釈は、『倭名抄』などの字書類の引用が主である。大部分は大西親盛の筆によるものと思われる (一部他筆を含む)。

(2) 著作類

①外題「延喜式箇紀 自神祇式至太政官式」(A—一一一九三)

墨付四八丁、寸法二三・八×一七・四糸。外題の「紀」はママ。表紙から第一丁までに一部欠損あり。

内容は、『延喜式』序文、巻第一「神祇式」の祈年祭条から巻第十一「中務省式」の相撲司条までの注釈。「令義解箇記」や「令集解箇記」と同様の体裁で執筆されており、『延喜式』の本文の語句を大書きで抜書し、その直

下に二行割の形式で注釈を記している。但し、前掲「書のように条文」と進行を改めるということはせず、そのままべタ書きされている。注釈の内容は、語句や文言の意味を解説した語釈がほとんどであり、本文校訂の注はなされていない。また、一ヶ条ずつ全条文にわたって注釈を施すものではなく、言及のない条文も存する。荷田信章の筆と推測される。

②「延喜式私考」(断簡) (A—一一一九六)

一丁、寸法二七・八×一〇・一糸、右上に「荷田氏珍藏」の朱文方印 (四・九×一・六糸) あり。

内容は、「上延喜格式表」(延喜格式式を上る表)、「延喜式序」についての語釈であるが、後半部分は語句を抜き出したに留まり、執筆中途の断簡である。荷田春満の筆と推測される。

③内題「延喜式字類」(断簡) (A—一一一九七)

二〇丁、寸法二四・〇×一七・一糸、「国語類聚」の紙背にあり。

内容は、『延喜式』に出てくる語句を分類した字書の断簡。「扇類」「場類」「革類」「制類」「振類」「楯類」「當類」「明類」「薪類」「子類」「符類」「歌類」「租類」「守類」「部類」「茵類」「旨類」「蓋類」「父類」「刀類」「幣類」「斧類」「官類」「祀類」「東類」「丁類」「板類」「押類」「柄類」の分類が設けられているが、断簡のため順不同の可能性あり。分量としては多いもので半丁程度、少ないもので一語句となつており、執筆中途で反故にしたものと思われる。荷田春満の筆と推測される。

④外題「延喜式略頌、令略頌」(E—二一一九九)

五丁、寸法二四・二×一六・八糸

『延喜式』および『令』の解題であり、『延喜式』の巻立て、各巻の篇目

名、『令』の成立年、巻立て、各巻の篇目名などを記す。末尾に「延喜元子
十一月」「直親」とあり、祓川直親の筆と思われる。

⑤外題「主税式内問」

六丁、寸法二四・三×一五・六糞

幕府書物方奉行下田師古からの荷田春満宛の諮問の写し。体裁としては「令問答」などと同様であるが、問い合わせのみで春満の回答はない。

やわりに

近世における『延喜式』の研究については、本文校訂に関しても前掲の中原職忠をはじめ林道春や松下見林などによって行なわれ、彼らの成果を反映した版本が数次にわたり刊行されており、これら版本を利用して『延喜式』の内容研究を行なうことも比較的容易となつた。しかし、近世の国学者や漢学者による『延喜式』の注釈執筆などの内容研究は、「神名式」「祝詞式」に関するものは数多著されているが、『延喜式』の他の篇目に関しては部分的なものに留まり、まして全篇を通しての注釈については、その後の近代はおろか現在に至るまで作成されてはいない。

このことは『延喜式』自体が大部な史料であるとともに、内容が古代の行政全般に関わるような多岐にわたるものであることに起因すると考えられよう。また、律令の法体系の中でも施行細則という位置づけの法典であるため、中には無味乾燥な何の面白みもない条文も多く含んでいる。そのような意味でも『延喜式』の全篇注釈を作成するのは、古典に関する多種多様の知識を要するとともに粘り強い根気を必要とする非常に苛酷を極め

る作業であったであろう。

本稿において紹介した東丸神社にのこされた『延喜式』関連の注釈類も中途で執筆が止まっている断簡のようなものがほとんどである。しかし、それらの内容を見ていくと、『延喜式』を冒頭より順を追って注釈を施していくこととした「延喜式箋記（記）」や、『延喜式』の語句を分類して字書を作成しようとした「延喜式字類」など、『延喜式』を部分的にではなく全体的に捉えて研究しようとする姿勢を窺うことができよう。

なお、本稿においては、法制分野としての視点から『延喜式』を取り上げたため、「神名式」や「祝詞式」に関する注釈については言及しなかった。

註

①石尾芳久「荷田春満の令集解考証」『関西大学法学論集』一二一六、昭和五十九年

②なお、官幣大社稻荷神社編『荷田全集』（全七巻、吉川弘文館、昭和二〇七年）の第六巻には「令義解箋記」、第七巻には「田令俗解」「令三弁」などの『新篇荷田春満全集』には収録していない史料の翻刻が掲載されている。

③『延喜式』に関しては、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上（集英社、平成十二年）所収の虎尾俊哉「解説」、近世の律令学に関しては、利光三津夫「江戸期における律令学」「律令制の研究」（慶應大学法学研究会、昭和五十六年）などを参照。

④『延喜式』の版本については、早川万年「延喜式の版本について」『延喜式研究』一、昭和六十三年を参照。

享保二十年稻荷社司寺社奉行所出訴一件

享保二十年稻荷社司寺社奉行所出訴一件

石岡康子

はじめに

稻荷社と稻荷社本願所預かり愛染寺の争いについては、すでに伏見稻荷大社『朱』編集部稿「稻荷社本願所愛染寺について」^(註1)で詳細に論考している。その要点を挙げると左の様になる。

①神仏混淆期の稻荷社には、規模の調つた神宮寺は存在していなかった。それは平安初期に稻荷社が東寺の鎮守とされたことによると、かわりがあるときである。②南北朝の頃の稻荷社には神仏習合の跡が顕著に認められるものの、僧侶による神勤ということはかつて無かつた。③応仁の大乱による罹災から再建への過程で数多の勧進僧が活躍した。勧進僧・勧進沙門のことを「本願」といい、その居住するところが「本願所」であった。従つて後世の愛染寺に引き継がれた本願所の創建は、諸社殿再建に向かつて本願たちの活躍がはじまつた大乱後もなくの頃である。④稻荷社に愛染寺という寺号

が見られるようになつたのは近世になつてからである。稻荷社本願所を預かつた愛染寺初代を宗海（天阿）といい、両部神道の立場から稻荷の神道的活動をもりあげ、社家と協力し稻荷本社の社殿造営の訴訟では幕府の寺社奉行と折衝をするなど愛染寺発展興隆の基礎をかためた。本願所預かり二代目愛染寺亮雄がそれを継承し、元禄七年、愛染寺第三代目乗龍のとき稻荷社本殿造営が成就し、愛染寺が稻荷本願所預りという稻荷社における寄生的立場から、社家と並ぶ本願所愛染寺として、秦姓三神主・荷田姓御殿預・目代の五正官につぐ地位を得た。それを可能にしたのが元禄七年の奉行小出淡路守有利の下した捷目である。⑤元禄七年に小出淡路守が捷目

を下した理由は、稻荷社の造営・遷宮の執行をめぐる社家の対立を愛染寺が利用したからである。⑥稻荷社を唯一神道とする社家に対し乘龍が元禄七年に両部を主張したことは、すでに愛染寺が相当な力を保ち社経営の実際面においてもかなりの地位を占めていた。⑦乗龍は卓越した手腕を持ち主であった。⑧経済面において社家側がかなり逼迫状態にあるのに對して、愛染寺側には相当な経済力があった。⑨元禄七年捷目が下知され以来、享保十七年まで社法格式が元禄七年以前のように行われていた理由は、捷目によつて稻荷社における重要な地位が公に認められ、経済的な窮もなく、社家多勢に寺家一人という環境の中で、それぞれが家格について高い誇りと自負をもつ社家中の不満を表に出さないよう配慮した愛染寺側の態度による。⑩在來の社法格式が当然の基準と考えられるようになつていた享保の時代になつて、社司が元禄七年の小出淡路守が下した捷目の存在に気付き、社中と愛染寺の間に激しい争いが起きた。⑪元禄七年十一月二十日小出淡路守が稻荷社を参詣した折に、淡路守の下知状を撤回するよう断つたというのは、社家側が己の主張の正当性を理由づけるために造作したものである。

同じく『朱』編集部稿による「社中と愛染寺の抗争について」^(註2)では、本稿で取り上げた、享保十六年末、大破した大鳥居を唐金鳥居に建て替えることに端を発した社中・愛染寺の紛争が、八年を経て漸く一応の決着を見せるまでを伏見稻荷大社に伝わつた多くの史料を使い論述している。

愛染寺については大森恵子氏が、全国各地に奉祭された稻荷社のうち、伏見稻荷總本宮愛染寺（眞言宗）より勧請祭祀したと伝えられるものを摘出し、文献・木札・御神体・証書・社伝の上から、愛染寺を伏見稻荷の本願所（別當）とした上で、『朱』第三四号別冊所収の史料及び解説を紹介した。その中で、配下に御師や修驗者などの宗教者を組み入れた愛染寺は、

仏教的稻荷信仰を諸国の民衆へ流布し、その見返りに初穂や参物・祈祷料を得ていた。それは諸国の人々の依頼により祈祷や祈願をしてその幣物や参物を収入の一部にしてきた社家を経済的に衰微させた。さらに享保二十一年、愛染寺が伏見稻荷の氏子の町々へ社中に相談もなく勧進活動を行い寄進物を収納した事が、町奉行所へ社司が「去ル子ノ年社法混雜新規之事並本願所留主居新規不法之ケ条」を提出した原因となつたと指摘した（註3）。

本稿は前掲論文では明らかにされなかつた享保二十年の社司の出訴に対する寺社奉行・幕府の対応を、主として出訴のため江戸に滞在した稻荷社御殿預かり羽倉摂津守信名の日記と、寺社奉行の吟味に備えて作成された書類や提出した文書に基づき、社司側の主張と出訴に至る迄の過程を述べ、享保期から元文期における寺社奉行所の裁判の実態や、稻荷社司と愛染寺との争いに対する寺社奉行の見解を明らかにする事を目的とした。

（文末の文書名およびNo.は『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』東羽倉家文書目録番号である。また*数字は本論文の最後に括して掲載した関係史料番号である。）

註 (1) 『朱』編集部稿「稻荷社本願所愛染寺について」〔朱〕第三四号別冊 平成三年六月 伏見稻荷大社発行より引用)

(2) 『朱』編集部稿「社中と愛染寺の抗争について」〔朱〕第二四号別冊 平成三年六月・『朱』第三五号別冊 平成四年六月 伏見稻荷大社発行より引用)

(3) 大森恵子「稻荷信仰と宗教民俗」第五編伏見稻荷と信仰流布第一章愛染寺の稻荷信仰流布 岩田書院 平成六年 より引用)

一 出訴の原因

稻荷社司の主張によれば、社司と愛染寺との争いは、元禄七年五月、稻荷社の修復中、社司五人と愛染寺が京都町奉行小出淡路守有利に呼び出され、幕府から下された修復料を淡路守が預かつたまま社司には渡さず、愛

染寺を社司と同列に押印させた修復料の請取書^{*1}を差し出す様命じた事により生じた。同年十月には、社家・社僧は社用向諸事を相談するようになり、正官五人の後ろに愛染寺の名を加えた書付^{*2}を見せ、同意しなければ社職追放遠島流罪にすると威し、承知する旨の請書を差し出させた（『元文三年差上書付留』〇一二一一一四〇）。

稻荷社への下知状や制札は所司代が下すもので、京都町奉行が下した事はなく、淡路守が唯一人で下した下知状であつた^{*3}。その後淡路守は社司の要求によりこれら下知状を撤回すると約束したが、約束を証明する文書は残さず、約束を果たさないまま同年十一月江戸へ下向し、同九年京都町奉行職を病氣のため免職し、同十二年には死去した。社司は淡路守との約束があつたため、元禄八年より享保十六年までの間は、下知状のうち朱印状に反する事になる稻荷社式^{*4}に関しては、淡路守の下知状を守らず、特に所司代に関係する松茸献上や一條城の餅松の御用に愛染寺は関わらなかつたが、所司代から淡路守の下知状に従うようにとの下知もなかつた（『江府要門之日記（十一）』B一一一八五〔一五二九〕元禄七年十一月十九日の条。東羽倉家文書『日次』（B一一一五〔八五七〕元禄七年五月九日・二十四日の条）には、淡路守が請取書や請書の下書きを見せ、その通りに乗立が清書したとあり、威されて押印した事や、下知状の撤回を要求した記事は無い。

（註）社式・東羽倉家訴訟関係史料では神社で行う行事や勤めを意味する。

二 愛染寺

愛染寺とは、社中の衆会所を本願所と言い習わし、その留主居に僧侶を置いたため、その者が持つている仏の名を以つて本願所を地蔵院・雨宝院・愛染寺等と勝手に呼び名としたもので、連綿の寺号では無く、寺院を意味するものでも無かつた。また社中の会所であるため本寺は無い^{*5}。

本願所留主居の始まりは明応年中で、羽倉家が本願田阿弥を置いた。その後断絶したが、文禄三年に社家が再び置き始めた（『江府要請之日記（九）』元文二年六月十三日の条）。断絶した証拠は、天正十七年の民部卿法印（前田玄以）の制札の表に寺院について記載がない事を傍例とした。（『江府要請之日記（十八）』B一三一九四〔二十五〕元文四年七月二十四日の条）。

本願所を預かった僧侶は「本願所預かり証文」を稻荷社司へ差し出し、稻荷社の衆会所に置かれた者であり、稻荷社の修理・上下社頭の廻り・馬場以下の掃除を職分とした。その費用は本願所預かりが勧進してまかなつた。元文四年十一月十一日に目安箱へ差し入れた書類の写し「稻荷社本願所預かり証文之写」^{*4}によれば、文禄三年から享保七年まで、歴代本願所預かりの就任時期は、文禄三年地蔵院宇円・寛永四年長識・寛永十年愛染寺宗海・寛文三年雨宝院・天和三年愛染寺乗龍・享保二年愛染寺円龍・享保七年愛染寺龍山と続いた。寛永十年に本願所預かり二人目となつた宗海が初めて愛染寺を名乗つた。

慶安元年十月十八日天皇は愛染寺天阿に上人号の綸旨を給い、天下太平宝祚安永を祈らせた（註）。

元禄七年八月三十日、本願所預かり五人目の乗龍は近衛基熙と小出淡路守の内命を受けたと称し、稻荷社本殿内陣に参入し五座の御神体を絵図に写し、同年十月六日京都町奉行の命により大師堂・文殊堂・弁天堂は愛染寺が預かる事になつた。同年十月三十日には御神体を挙げ（註）、同十一月の正遷宮では拝殿において勤行を行い（『江府要請之日記（十八）』B一三一九四〔二十五〕元文七月十七日の条）、同年十二月には淡路守の差図により稻荷社修復の御礼言上のため社司と共に江戸へ下り、本願所預かりとしては先例のない将軍への御目見を果たした（『江戸在府之日記（八）』B一一八〔二十五〕元文三年三月一日の条）。淡路守は帰府したあとも白狐石を奉納した（註）。淡路

守は愛染寺へ一方ならず肩入れをしたと言える。

元文三年二月の寺社奉行へ提出する書類の下書きには、乗龍の妹は小出淡路守の愛妾で、男子まで出生したと書かれているが（『差上書付之録』C一三一四〇）、淡路守が関係する出産記事は前掲『日次』に、江戸の淡路守の息女に男子が出生し、社司が嘉儀を申したとあるだけである。

（註）『伏見稻荷大社年表』伏見稻荷大社御鎮座一千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会
編輯、一九六二年）。

三 社司と愛染寺龍山の対立と和順（註）

享保十六年十一月、稻荷社鳥居建て替えが始まる前に、稻荷社正官五人と正禰宜・正祝両人が愛染寺龍山を呼び寄せ、①本願所の役義。②小出氏寄進の手水鉢の繕い。③一月初午のとき供部屋に仏像を置いた事。④火焼神事のとき火除けの御札を売つた事。⑤諸国に受け売り人を置き稻荷社の御札を配賦した事や、他境の者に稻荷社の神印の御札を印刷させた事。⑥丹波国玉の井村で稻荷市采女という者に稻荷社御札を配賦させた事。⑦日勧進の者へ院号・官名を名乗らせた事。⑧社中へ相談も無く稻荷社修理のために産子の町々へ勧化をした事について詰問状を出した。龍山は同七年正月社中へ書付を出し小出淡路守の下知状を守るように促し、享保七年正月社家惣中は町奉行へ、龍山が小出淡路守の下知状を守らず、社中へ相談もなく新規の企てをして稻荷社の社法を乱すと訴えると共に龍山改易の準備を進めた。同年三月龍山は逆に、稻荷社修理方の儀は往古より愛染寺の職分である事や、社中へ公儀の下知状を守らせるよう町奉行へ訴えた。また同月、社司は稻荷社を唯一の社と申し立て、愛染寺を破却するよう企み、寺内に仏像を置く事を妨げ、法事をする事を嫌うが、稻荷社は両部習合の社であると訴えた。その後も両者は互いに主張を繰り返したが、同十

七年六月双方は争いを止め和順することになった（註2）。この和順により左の三つが確認された（*5）。

①京都所司代小笠原佐渡守長重・京都町奉行小出淡路守有利より社家・

愛染寺へ下された捷目下知状の趣、社家・愛染寺より申し上げた請証文、連判の次第を守り、右の趣に背いていたなら改める事、捷目の通り社頭諸色山林境内の儀は六人が立ち会い相談の上、連名連判をもつて勤める事、惣印は六人が相対して月番で預かる事。

②修理方の手取と勧化は愛染寺の職分であり、諸雜用勧化寄附物等は多少によらず具に勘定を立て、山林境内のすべてについて社司五人とともに立会勘定をする事。

③諸方旦那廻り御札配賦は旧例通り愛染寺に限り行うが、願主方への配札は社司・愛染寺双方が行う。但し牛王板木を他のものへ行わせる事は双方共にしない事。

享保十九年十月、元正祝毛利治建は元禄七年に変えられた社法（註3）や社式を元に戻すよう伯家へ訴えた。同二十年一月十五日、社司は再び京都町奉行へ、享保十七子年愛染寺が社法を破つた事を箇条書にして訴え出た。同十六日町奉行は、「小出之下知状」（元禄七年に小出淡路守が稻荷社司と愛染寺に下した下知状を言う）についてはすでに結論の出た事であり改められないというものであったが、所司代土岐丹後守頼稔は、朱印状と「小出之下知状」との関係については吟味が済んでいないので、朱印状の写でも差し出し吟味を願うのであれば所司代で吟味しなくてはならないが、江戸での吟味を願うなら添翰（註4）を出すとの事であつた（『日録』B一一一六七〔九九一〕）。

註（1）和順：東羽倉家訴訟関係史料では、和順とは裁判所が関与する和解を意味する。

（2）『朱』編集部稿「社中と愛染寺の抗争について」（『朱』第三五号別冊 平成四年六月 伏見稻荷大社 発行）

『享保十六年日録』（B一一一六一〔九八六〕）
『享保十七年日録上・下』（B一一一六三・六四〔九八七・九八八〕）

（3）社法：東羽倉家訴訟関係史料では唯一や習合という神社の思想を意味する。
（4）添翰：訴訟手続きの際に添付する文書。そえ状。（『日本国語大辞典』）

四 寺社奉行へ出訴

享保二十年閏三月九日、上社称宜松本伊豆守為寛（註5）・羽倉摂津守信名の代理権預羽倉石見守信章・氏人安田大学親春が、伯家へ出訴の断りをして江戸へ出発した。本多筑後守から下された添翰は長さ八寸余り幅二寸余りの状箱留紙包みで、寺社奉行井上河内守・仙石信濃守・北条近江守へあて、京都町奉行本多筑後守・向井伊賀守が差出した旨が書き付けられた板札がさし込まれ、青細引でかがられ封付されていた（『日録』B一一一六七〔九九一〕）。

閏二月二十二日、出府の社司三人は月番の寺社奉行井上河内守正之へ、京都稻荷本山社司惣代松本内蔵助・安田大学・羽倉摂津守を訴訟人とし、社中会所本願所留主居無本寺真言宗愛染寺を相手とし、唯一の社が元禄七年小出淡路守の下知状が原因で賛合であるかの様に乱れてしまつた事を正したい旨の訴状を提出した（*6）。訴状は受理され、四月六日河内守から裏判を頂戴し伏見へ持参、四月十九日裏判の請取書案文（註7）と共に龍山へ渡した。龍山は五月三日出府し、五月一十七日河内守邸において河内守・牧野越中守列座の上、社司方の訴状と愛染寺の返答書につき河内守の吟味があつた。（1）稻荷社は唯一の社であるのか。（2）朱印状は愛染寺には宛てられていない事。（3）愛染寺が社家側へ提出した本願所預かり証文と愛染寺が証拠として差し出した条目についてであつた。河内守の見解は次のようであつた。

①社辺に前々より堂舎が四ヶ所ある事や、社の屋敷の内外に仏が有る」とから唯一の社とは言えない。

②本願所預かり証文と条目は、社家方が証拠となる証文本紙をすべて所持している事から、稻荷社は社家が支配していると見える。

〔江戸在府中要門之日記（巻）B一一一六九〔二五二九〕）。

七月二十日にも河内守から吟味があつた。社司は、裁判の目的は唯一習合の争論をしたいのではない。社頭諸式境内等は代々の朱印状の文面通り社家が支配し、本願所の留主居は社法諸式に関わることなく、預かり証文の通りに、身分相応に勤めさせたい旨の口上書をもつて返答した^{*88}。

その後裁判は滞つた。河内守家臣吉田喜六は、「将軍から今まで通りに差し置くべしとの意見が出され、河内守の考えとは異なるため裁判は進まず、外の裁判でも何かと將軍からの叱責が入りそのままにしておかれていた」と語った〔江戸在府之日記（六）B一一一七七〔二五二四〕元文元年六月二日の条〕。その上元文元年三月下旬頃から河内守が発病し、遠国より裁判のため出府している者達へ帰国するよう仰せ渡しもあり、裁判は滞つたままであつたが、河内守担当の裁判がすべて滞つた訳ではなく、壬延山の出入は松平伊豆守の差図により河内守の同僚の寺社奉行に渡されている〔江戸在府之日記（六）B一一一七七〔二五二四〕元文元年六月五日の条〕。

元文二年河内守は回復し、三月七日と三月十三日に、河内守の寺社役深谷一郎右衛門による内吟味が行われた^{*89}。寺号等の從来行われて来たものについては河内守の一存では改められず、將軍へ御覗の上で決まるとの事であった〔江戸在府之日記（八）B一一一八一〔二五二六〕元文二年三月十四日の条〕。河内守は病が再発し同年九月十七日に卒去した。

〔註〕為寛・老中と言職名が同じであるため、後に伊豆守から内蔵助へと改める。

五 牧野越中守による吟味

井上河内守の跡役寺社奉行は当面任命されず、稻荷社の公事（註）担当の寺社奉行はくじ引きにより牧野越中守貞通となり、担当の寺社役は新荒とも）井伊左衛門がなつた。河内守が担当していた諸願公事は三奉行へ分けられ、越中守は五十八口を請け取つた〔江戸要門之日記十二〕（B一一一八五〔二五二九〕元文三年十月十三日の条）。

元文二年十二月十九日在府中の松本内蔵助為寛と羽倉摂津守信名、本願所龍山と伴僧が召し出された。午の刻過ぎに湯漬けの饗應があり、未の刻公事場に召し出された。社司と愛染寺の間に寺社役新井伊左衛門が座り、愛染寺が提出した大小の稻荷山の絵図に間違いがない事を確認してから越中守の吟味があつた。内容は次のようであつた。

①牧野越中守…会所の留主居として唯一の社に僧侶を置いた理由は何か。羽倉摂津守…稻荷社は特に知行高の小さい零落した社であつたため、氏子中からの毎日の寄附により社辺の掃除・境内小破の修理または会所の留主居をさせた。俗人より僧侶の方が寄附を乞う時信仰してもらえる。俗人は所帯を持ち、知行高の少ない社では扶助出来ない。

越中守…唯一の社に社司が自ら僧侶を置いたのは社司の不調法であり、

有る間敷き事である。

②越中守…愛染寺が差し出した絵図を社司共は見たのか。

摂津守…井上河内守の吟味の時に一覧したが相違は無い。愛染寺が差し出したので社司からは絵図を差し出さなかつた。

③越中守…愛染寺という寺号を自分で付ける事はしてはいけない事である。会所留主居として差し置きながらどういう訳で寺号を名乗らせたのか。社家側へ取り置く証文にも書せたのはどういう訳か。

社司兩人…初めは地蔵院、次を長職 愛染寺、雨宝院という風に、時々

の坊主が所持した本尊仏の名を呼び名にした。寺格等の事は社職の者共は不案内なため、現在も何院彼院と呼び、住居している願人坊主が名乗る通りに名乗らせて來た。

越中守：社司がその程度の事を弁えぬとは不埒の申し分である。

④ 越中守：愛染寺の基立と由来、愛染寺と云う寺号について説明せよ。

龍山：愛染寺とは寛永年中より称してきた。基立というものは無いが、愛染寺は弘法大師の建立で、往古より社僧は居た。文明年中も時の本願が諸国の勧進をして御社を造立した。社僧六人が経所に出仕していた。証拠は摂津守家の記録にある。その上京都將軍の時、稻荷社の供僧に凶徒退治の御教書が下され、愛染寺に所持している。

越中守：御教書がどこへ宛てられたものか不明、証拠にはならない。

④ 越中守：寛永年中天阿上人が参府し稻荷社修復願いをしたと言うが、留め書きの外に証拠はあるか。

龍山：寛永年中天阿上人が参府した時の願書の留に別当愛染寺と記してある。御上の帳面に留めが有るはずなのでそれを吟味して欲しい。

越中守：年曆が過ぎ委しい留め書きは公儀には無い。愛染寺の留だけでは証拠に成らない。

⑤ 越中守：小出淡路守の定書を何故領掌したのか。

社司両人：一人でも違背すれば即座に社職を召し放ち遠島流罪にすると威された。幕府の援助による稻荷社修理の最中であり、遷宮もあるので請けた。その後淡路守が稻荷社へ参詣した折に、定書が朱印状に反すると撤回を求めた。淡路守も聞き届けたので、定書が出る以前の古法を守り勤めなくてはならない。愛染寺も和熟し、古法に相違しないよう勤めなくてはならないと淡路守から直に仰せ渡されたので、それ以来古法の通りに諸事を勤め、淡路守の下知は守らなかつた。

越中守：その時淡路守が定書を改めなかつた理由は何か、社司が守らなかつた証拠は有るのか。

摂津守：淡路守は稻荷社へ十一月二十日に参詣し、同二十四日に関東へ発足したので定書を改める時間がなかつた。淡路守は京へ戻らなかつたので定書を改める手づるが無く、定書はそのままにして置いた。しかし一度断つてある上は下知状が朱印状に反するため、大切な社式等は淡路守の在役中から古法の通り行い、特に所司代が関係する公用の松茸献上や一條城の餅松等に愛染寺が関わることはなかつた。所司代から淡路守の定書を守るか守らないかについての下知もなかつた。元禄八年から享保十六年まで古法通りに勤めてきた。

越中守：京都は所司代が支配するもので、町奉行の下知状は絶対に成立しないということもあるが、先奉行が出した定書であれば一度請けてそのままにして置いたのはなぜか、元禄七年以來下知状を守らなかつた証拠が無くては下知状を改めることは出来ない。

⑥ 越中守：元禄七年の請けはいけない下知状を請け、その上享保十七年京都で下知状をめぐり争つた際に、和順書まで差し出しながら下知状を破棄したいという願いは叶いがたい。江戸へ出訴した理由は何か。社司：享保十七年の和順書の時も元禄七年の通りで、争いの理非を吟味せず、何度も断つたが愛染寺が書き出した願の通りに和順させられた。京都奉行所で和順しなければ江戸へ出訴することは出来ない。

越中守：和順書は奉行所が書き出しそれに捺印させたのか。

摂津守：双方から和順したい事を書き出したが、愛染寺が自分に有利に書き出した和順書で和順を命じられた。

越中守：先の奉行の下知状でも改められないという事はないが容易ではない。元禄の時の下知に従わざまた今回出訴した事も裁許破り（註2）

である。

⑦越中守…和順書に連判の五人の内一人だけが出府した理由は何か。

摂津守…稻荷社は社領が少なく社司共は残らず禁裏奉公を兼ね社職も勤めている。連判の者は悉く奉公しているため、禁裏へ御暇をして参府すれば社司は牢人し、妻子を養えなくなるので、禁裏奉公をしていない兩人が惣代として参府した。

越中守…追つて連判の者共からも尋ねなくてはならない。

⑧越中守…愛染寺は何を下知したのか。

龍山…何も社家へ下知していない。

⑨越中守…龍山が我が儘をして社司へ下知をすることはどの様な事か、証拠があるのか。

摂津守…別紙箇条書で言上した通りである。

越中守…我が儘とは何か。

摂津守…近年諸国へ神札の請売人を置き、神印の札の板木を許容し似せ神札を印刷させ請売の運上を取り、稻荷別当と申し触している。既に社中へも、諸方へ勧進するときは事情を説明するとの証文を差し出しているのにこの様な不法な事をする

越中守…請売人等の事はどの国でどの様な人という証拠があるのか。
社司…証拠は取り置いてある。また稻荷社修理職という職号を勝手に称し、本願所の供部屋に信者が群參する時には新規に仏像を出し開帳場の様に構えている。

越中守…愛染寺、摂津守の言う通りか。

龍山…諸方へ旦家廻りをする事は前々から愛染寺が諸国でして來た。
越中守…証拠は有るのか。

龍山…社中の祓川佐渡からの、旦家廻りをする事を神役人の親類共の

内から頼みに来たという書状や一札等が有る。

摂津守…社中へ本願所預かり証文を差し出して置いて居る者が勝手に稻荷社の神札を配布する訳はない。預かり証文の文面にも、勧進したならば社中へ事情を説明しなくてはならないと書き出してあるのを何と心得ているのであろうか。

⑩越中守…前々より留主居として差し置いた証文は有るのか。

兩人…五人目までの証文本紙は元禄の時淡路守が見たいというので差し出した。その後の二人の証文本紙は所持している。龍山の証文は井上河内守の吟味の時に提出した。

摂津守…龍山の証文は先達を差し出した。龍山の前の円龍の証文本紙はこちらに留め置いたのでこれも差し出さなくてはならないか。

越中守…差し出さなくてはならない。

⑪越中守…愛染寺は本願所預かり証文を提出したのか。淡路守下知状に記載がある上はしてはいけない事である。証文を提出した理由は何か。
龍山…証文の事は先住の円龍が入寺の時、社家共が無理にさせたので、先住も入寺の時であり穩やかにと考え証文を提出した。私が入寺の時も仕方なくした。これは大方成らず龍山の不調法である。

⑫越中守…会所とは寄会所の様な物か。

兩人…本願所と言い、愛染寺の屋敷を使い神事神供の時や公用の時に社中が衆会し、魚鳥を取り扱う。

仰せ…愛染寺その通りか。

龍山…愛染寺は神前の脇にあつたので社人共が神供の時お下がりの神酒等を寄り合つて頂戴する場所にしていた。頼まれて愛染寺の縁を貸していたのが例に成り、今も愛染寺の客殿を借用している。

兩人…愛染寺その方社中に預り証文を差し出し置きながらその申上

様は何だ。御上を騙すことである。

摂津守：あのように嘘を言い騙すが、今までに一院一寺として存在した事はない。宝永五年にも五人目の留主居乗龍が一院一寺としようとする謀をして、本願所において灌頂を執行したいと社中へ願つたが許容しなかつたので奉行所へ訴えた。所司代は松平紀伊守、町奉行は安藤駿河守・中根摂津守の時である。社中から会所の訳や社法格式等を説明したところ灌頂は許可されなかつた。

越中守：その時奉行所より裁許書の様な物が出たのか。

摂津守：奉行所よりは出されなかつたが稻荷社の伝奏白川殿より教訓の下知状が出され、愛染寺が所持している。社中にもその扣がある。そのため灌頂は愛染寺が自分で止めた。

越中守：一院一寺としたいといふのであれば兼ねて願つていたという位の事、どの様に止めたのか、一院一寺と成らなかつた証明には成らない。

摂津守：強訴を自然と止めた。

越中守：白川方よりの下知書は証拠に成らない。例の無い事なので自分で止めたのである。社中も不得心の事なので無用の事と得心して止めたのである。であるから確固とした証拠とは言えない。何分先奉行の下知状が有る上、又々和順書を請けたのは元禄の定書を打ち破る事は出来ない。その後守らなかつた証拠が有つたなら差し出せ。摂津守：元禄以来座次連名に關しては下知状の通りには行わなかつた。愛染寺が古法通りに神人や諸役人の末に連判した物が有る。

越中守：それは何にあるのか。

摂津守：年々宗旨改の帳面留にある。

六 大岡越前守屋敷における内寄合

元文二年一月十一日、大岡越前守の用人で寺社役である山本左右太は羽

下知状を自身で破いた事になる。双方共不埒の事であるので、愛染寺の座次連名に関する証拠を差し出さなくてはならない、口書はまださせない。来春になってからよく吟味する事になる。

『江府要謂之日記十一』（B一一一八五〔二五二九〕）

同二年三月十日、裁許のため伏見より御召の輩（安田備後守親冬・大西下総守親方・松本内蔵助為寛・安田大学に代り祓川宮内直親）が参着し^{*10}、同年三月十四日、越中守が病気のため役人新井伊左衛門と執筆人の兩人から奥座敷で親冬・親方・直親へ吟味があり、「元禄の請証文と享保十七年の和順については社司の越度である。是まで勤めてきた古い社式を社司が強いて破つたという意味になり、下知状を改めるための証明にはならない」という新井伊左衛門の見解であつた。

同年三月十六日牧野越中守の吟味でも、「下知状」と「和順書」を改めるのは難しいという口振りであり、「稻荷社は唯一であるが境内は習合の地」というものであつた（『江府要謂之日記（十一）』B一一一八七〔二五三〇〕）。

註（1）公事…相手方の存在する事件のことをいい、訴訟とは相手方が存在しない願を提出する場合と、相手が応訴する以前の一方的な訴の提出を指す。公事に

あつては裁判の手続き上、相手方が存在したことから、原告側の訴状に対し

て、被告側の返答書の提出を必須の条件とする。（『徳川幕府事典』東京堂二〇〇三、より）。

（2）裁許…江戸時代、本公事・金公事などの民事訴訟事件に関して、当事者同士を対決させ裁断を与えること。対決・審問。裁許破りは中追放の刑が科せられた（『日本国語大辞典』より）。

倉摶津守の甥荷田在満へ、「井上河内守の卒去後は諸事格違いに厳格になり、寺社奉行三人が毎度熟談した上、將軍の裁きを請ける様になつた」と裁判の様子を語った『江府要門之日記（十二）』B一一一八七〔二五三〇〕）。

同三月二十七日、大岡越前守屋敷で行われる内寄合へ羽倉摶津守・安田備後守・大西下総守・松本内蔵助・安田大学に代り祓川宮内・愛染寺が召し出され、寺社奉行三人、牧野越中守・松平紀伊守・大岡越前守から、唯一の社地へ社司側自ら坊主を置いた事、元禄の請書、享保の和順書について権柄づくにしかりつけられながらの吟味があつた。これに対し摶津守は、朱印状¹¹に書かれた「社廻百六石事并境内諸役等免除」とは稻荷社に下されたもので、愛染寺はその中には入つていない。元禄の「小出之下知状」の内容は、朱印状の内容に反すると主張し、社法式が「小出之下知状」が出される以前の古法の通り行われるように訴えた。牧野越中守・大岡越前守も「小出之下知状」と朱印状の内容については追つて吟味が必要との見解を示し、社司達は内寄合から退出した（『江府要門之日記（十二）』B一一一八七〔二五三〇〕）。

元文三年四月三日、牧野家寺社役新井伊左衛門の吟味に対し、松本内蔵助・祓川宮内は、愛染寺はもとから居る者なので社司の下知に従えばそのまま置くつもりである。朱印状には「社家中進止」と書かれている。愛染寺を「小出之下知状」に従い、正官と同列に社頭諸宮山林境内の支配をさせることとは朱印状に背くので出来ないと答えた（『江府要門之日記（十三）』B一一一八八〔二五三一〕）。

摶津守が昵懇になつた駒込の常徳寺は、日比谷の越中守の屋敷で越中守から「社司は七分之利順¹²」という裁許をしたいようであるが、社司に不調法の怠りがあるので出来ない。将軍へ御覲に成る」と聞いた。（以上『江府要門之日記（十三）』B一一一八八〔二五三一〕元文三年六月「十六日の条」）

元文四年七月八日、牧野越中守より召状が到来し、未の下刻公事場の次の廊下へ呼ばれた。新井伊左衛門・奥用人寺社方惣宰・筆者一人・目付一人が列座して口書一通を出し、勘定帳の事・愛染寺修理職という称号を勝手に名乗つた事について吟味があつた。社司は愛染寺が勝手に修理職を名乗つた事から一件が起つて、京都で無理に和順を仰せ付けられ、江戸まで

七 口書印形

元文三年八月九日、牧野越中守邸で終日待ち夕飯が出され、未の下刻から対決が有つた。同年春一度対決の通り越中守が吟味した上で、左の様なも社地は習合の社地である。朱印状だけでは唯一の社とは言えない。

①社辺に弁天・大黒・文殊・弘法の堂舎が有る上は、社は唯一であつても先奉行が定めたものは容易には改められない。

②淡路守の一判しかない納得出来ない下知状でも、先奉行が定めたものは容易には改められない。

③元禄・享保二度の証文が有る上は社司共の願を取り上げないが、京都において朱印状の文面についての吟味が無く、今度吟味が必要と判断した。

越中守の考えだけで決められず口書を申し付けるので捺印するよう仰せ渡しがあつた。愛染寺は別室で口書に捺印した。社司五人は口書に称号名・歳を書付、一通り読み聞かされた。新井伊左衛門からはどれ程深更に及んでも今晩印形を取り、越中守へ見せずに退出は出来ないと申し渡され、文章に納得出来ず訂正を申し入れても少々文段の所を直すだけであつた。

書き直しが済んだものに、社司が印形を渡し筆者役が捺印した。裏続目毎に社司の印を捺した。夜九ツ前に退出した（『江府要門之日記（十四）』B一一一八九〔二五三九〕）。

出訴した。その大本を抜くような口書にしてほしいと主張した。越中守からは口書印形を無理には申し付けず、口書の奥に「御朱印之義奉願」と書き添え捺印するよう命じられたが、社司は考えた上で返答したいと言つた。越中守は納得した上で返答せよとの事であった。以後口書の箇条一々について吟味があり、納得した上で口書に捺印した。

同九日、愛染寺は奥の間で先に昨夜新井氏吟味の箇条書に口書をした。祓川宮内と羽倉摂津守は新井伊左衛門と同役の森又左衛門が立ち合い、愛染寺方が享保十七年京都奉行所へ差し出した和順書の内、境内地支配立札・松茸献上・立松・土台輪について吟味があつた。

十日には愛染寺も呼ばれ、この上出訴する事にならぬ様にと前日の口書の箇条書一々を両方へ確認するための吟味があつた。享保十七年の和順後事については、社司の申分は一箇条も認められなかつた。ただ朱印状に書かれた「進止」という文言ばかりが吟味された。境内立札・松茸献上に立ち合わなかつた事について愛染寺も不埒であると咎められた。

十七日には元禄七年の遷宮の節挙殿において愛染寺が勤行した事。天正・慶長の二度、竈家（東羽倉家）へ下された参錢（散錢・賽錢）の下知状の所在について吟味があつた。

十八日には羽倉摂津守・祓川宮内が小出淡路守の定書の内、

①社頭諸宮山林境内の事は五人の正官と愛染寺、この六人が立会相談の上支配する事。

②座次連名の事が朱印状の文面と相違する事。

③本願所が月番を勤める事。

右の三つを止めさせたいと越中守へ書付を差し出した『江府要門之日録（十八）』B一ー一九四〔一五三五〕。

同廿日、越中守から朱印状について「進止」と書いてあつたからといつ

て境内支配の意味にはならない。その上朱印状によつて社へ下された境内地であつても、事により支配の者を指し加えて成らないものでは無いとの見解が示された（『江府要門之日録（十八）』B一ー一九四〔一五三五〕）。

摂津守と親しい、一條城番頭朽木和泉守の家老進藤源之允は、評定所の儒者土田孫三郎と青木文藏から「進止」の二字は免税地を心任せに支配する意味と聞き、青木文藏からは進止の一宇の出所や古来より用いてきた字義の注考が進藤源之允へ届けられ、摂津守へ「進止」の意味が知らされた（『江府要門之日録（十八）』B一ー一九四〔一五三五〕七月二十九日の条）。

八 仰せ渡し

元文四年八月二十七日、牧野越中守屋敷公事場において越中守の仰せ渡しがあつた（『江府要門之日録（十八）』B一ー一九四〔一五三五〕）。愛染寺との出入については、

①元禄年中の定書が成り立つ上、享保十七年に和順証文を差し出し今更願いを叶えることは出来ない。

②朱印状の文面について申し立てているが、朱印状にある「社家中進止」という文言は社領についてであり、社法や社中支配の意味ではないので社中の願いは叶えられない。

③元禄年中の下知状は和談証文の通りに守り、今後愛染寺とは和融せよ。

④愛染寺は社中に對して勝手に新規の企てをしてはいけない。もし左様の事があつたなら罰を申し付けなければならない。

双方へ奉書横折の書付を渡された^{*13}。稻荷社と同じく出訴中の宇佐八幡の到津兵部少輔が牧野家で聞き及んだところでは、愛染寺へも今後社司の命に従い新規の企てを禁じる書付が出された。社中へ裁許破の科を遁れさせるため、裁判と言つ事ではなく仰せ渡しとした。社司の首尾は十分で

あるという事であつたが『江府要門之日録（十八）』B一一一九四〔二五三五〕元文四年九月朔日の条、仰せ渡しを受け入れがたい社司は「度目安箱へ訴状を入れた。しかし取り上げられる事はなく評定所において焼き捨てられた』（『江府要門之日録（二十）』B一一一九七〔二五四〇〕元文五年正月十二日・同年三月十一日の条）。

まとめ

元禄七年の前例のない京都町奉行小出淡路守有利一判の下知状により、社司の命令を請け稻荷社の修理・上下社頭の廻馬場以下の掃除を職分とする愛染寺の身分は、享保十七年に至り小出淡路守の下知状をめぐる争いに京都町奉行本多筑後守忠英から和順を命ぜられた事により、稻荷社境内の支配に参画する者である事が確認された。これは社中へ下された朱印状の文面にある「境内等社家中進止可仕」という文言に反するものであり、唯一の社を習合の社とさせかねないものであった。

稻荷社司は享保二十年閏三月、愛染寺を相手として、愛染寺が朱印状に反して稻荷社の支配にかかる不法を江戸の寺社奉行に出訴し、不法を働く原因である小出淡路守の下知状を取り除くよう訴えた。

同年五月と七月に寺社奉行井上河内守正之邸で吟味があり、「稻荷社は社家が支配していた」と河内守の意見が示されたが、「今まで通り差し置くべし」という将軍吉宗の指示により裁判は滞つた。将軍の、「今まで通り差し置くべし」という方針は、稻荷社以外の出入でも同様であった。元文二年三月井上河内守寺社役深谷一郎右衛門による内吟味が行われた。寺号等、今まで継続して行われてきたものについては將軍へ御窺の上で決まるとして告げられた。

同年九月河内守は病死し、牧野越中守貞通が稻荷社公事の担当となつた。

河内守卒去後は公事の仕方が段違いに厳格になり、各寺社奉行が担当している公事は、毎度寺社奉行全員が評議を行つた上で将軍に窺う事になった。稻荷社の公事は寺社奉行の内寄合にまで召し出され吟味があつた。評定所で行われると同様の吟味が行われた。

吟味の結果、前例のない京都町奉行が下した下知状でも、一度幕府が定めたものを覆す事は難しいのが幕府の大法であり、その上に和順している事から小出淡路守の下知状は改められなかつた。

公事の焦点は朱印状の文面と小出淡路守の下知状の内容に整合性が無い事を、幕府の大法と、「今まで通りに差し置くべし」という将軍の意向に添うよういかに捌くかという事にあつた。

寺社奉行は稻荷社を、社は唯一、境内は習合の地であると認め、朱印状にある「社家中進止」という文言は社領についてであり、社法や社中支配についてではないので小出淡路守の下知状を取り除くという社中の願いは叶えられないとし、愛染寺が境内の管理・經營に関わることを社司に認めさせた。愛染寺へは社家へ対し勝手に不法な事はしないよう命じる仰せ渡しどとなつた。

裁判という事ではなく仰せ渡しになつた理由は、社中の裁許破りの科を遁れさせるためであつた。

羽倉摂津守が裁判を有利に進めるため働きかけた幕臣やその家臣・寺社奉行の家臣からは、裁判の情勢を聞くことは出来たが有利にする事は出来なかつた。

【史料】

* 1 … 『在府中御奉行所上書付之留』（B一一一七三〔一五一八〕）より

京稻荷社司 羽倉攝津守

同断 松本内蔵助

*2：『口上之覚』（社家中愛染寺和順二付証文）
(C—三—一—一—「五六八—一—」) より

指上申一札之事

京稻荷社御修理金之事、元禄七戌年五月八日、京都町御奉行小出淡路様江正官五人本願所被召寄、別紙之通手形ニ印形可仕旨被仰出候故、本願所ニ為致加印候儀終ニ無御座義故、再三御断申候得共御承引不被下、証文請書迄被差出押而被仰付、右之通始而為致加印申候將又右之金子直ニ淡路守様御預り被成被置、其節之一式淡路守様ニ御支配被成候義ニ御座候、已上

請取申金子之事

合千五百弐拾五両者 但小判金也

是は今度山城国稻荷社堂修覆被 仰付、右料金被下置請取申所如件

元禄七甲戌年五月 同 本願所 愛染寺 判
同 物目代 羽倉玄蕃判
同 御殿預 羽倉主膳判
同 上神主 松本左近判
同 中神主 大西備前判
稻荷社務 松本信濃判

一此度稻荷御修覆被 仰付、社家・社僧兼而奉存候よりハ結構ニ出来仕、難有仕合奉存候、此上は弥天下御安全之御祈禱之儀、朝暮奉抽丹誠相勤可申事
一此度万事御改被 仰出候御書付之趣、一々御尤奉存、社家・社僧共ニ少も可申上様無御座候事
附、少も違背之儀御座候は只今申上候様ニと被仰付候得共、何も御尤奉存一言之申分無御座候故、則手形仕候事
一萬事細ニ御改反故ニ罷成候而能書付等は、此度御改之家々ニ持來候旧記家伝之書付は、不殘御返奉請取候事
附、遷宮被 仰付候時分、社中・社僧より指上候願書は、永々為証拠御公儀江御留被遊候事
右之条々少も違背可仕儀無御座候故、何も判形仕指上候上は、社家・社僧は不及申一社中和順仕、御社を大切ニ仕相勤可申、一札差上候処如件

加藤大和守殿
松平玄蕃殿
八木庄兵衛殿
北尾市郎左衛門殿
服部半左衛門殿
小林十右衛門殿

羽 羽 松 安 吉 毛 毛 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利
倉 倉 倉 本 田 田 織 豊 伯 耆 駿 数 下 部 部 部 部 部 部 部 部 部
豊 前 河 馬 野 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部

元禄七甲戌十月

愛橋毛松松安大祓松安大
本利本本田西川本田西
染将出筑主美播佐薩監隱
寺監雲後水作磨渡摩物岐

路守殿御在京二而御座候得共御列座も無之尤御名御判共ニ無御座、淡
寺殿御一判ニ而被差出、其上出入爭論等有之被差出候御裁判書ニ而
も無之、勿論社家より願候而被差出候御定書ニ而も無御座、曾而存掛
も無之不意之御定書、殊ニ御ヶ条之内 御代々之御朱印之御表三
相違仕候御趣共、社家中何分納得難仕ニ付、同霜月御修理成就仕御
遷宮相濟 同月廿日淡路守殿御參詣被成候故、社中罷出右御書付之
義御請難申上段御断申上候得は、御聞届之上如何様共社中了簡ヲ加
可相勤旨御直ニ被仰渡候、因茲淡路守殿御在役之内より元禄七年已
來も古法之通相守差而御社之害ニも不罷成候 外様用向之義は愛染
寺ニも為相勤置申候、勿論 御朱印之御表并唯一之社法ニ相違仕
候義は毛頭相勤させ不申候 (後略)

*4：『元文四未年十一月十一日御箱願之扣』

日御籍願之批

稻荷社本願所預り証文之写左ニ奉差上候
当社本願所被預置三付以一書申入候

當社本願所被預置二付以一書申入候

一御修理等之義隨分無油斷可仕事

一上下社頭之廻馬場已下掃除之義堅可仕事

一 德裕家從傳元仁廟至貞懿後德裕錄可到此二事

右之条々不可有相違候、其上諸事御意次第二可相勸候、若一社中於背
御意は雖為何時御かい急きなされ町人江可被仰よし各御申たのミ存

候
以
上

地藏院

*33: 『差上書付之留』(小出淡路守定書之儀御尋ニ付書付)
(C-31-140〔一五六六〕) より

文禄三月五日 請人鶴屋町 学円判

宗久判

尾崎帶刀殿

参

御しやけへやくき之事

尾崎右兵衛尉殿

一正月五日各へ御札 同御出之時一こん

一伯殿御札錢五百文

一春夏百疋ツ、

一五月六日各申入儀

一七月六日二うりとをツヽ五人江 同正祝殿へ五ツ、てん上へ十以上

年々ニ出、かぐのことくニ候

文禄三

地藏院

二月五日

かく円判

本願所預り二人目長職証文之写

本願所御預被成忝奉存候、然は当社御修理并上下社頭之廻馬場以下
下掃除無油断可仕候、猶以御社家中御意次第二可仕候、若社中様御老人
人成共御意ニそむき申候ハ、改易可被仰付候、其時一言御侘言申間鋪候、後日
候、後日之状如此

寛永四年正月日

長識判

御社家中様

参

本願所江被仰付役義之事

一伯殿江年頭札米之事

一御社務へ五斗急度相渡し可申事

本願所預り四人目雨宝院証文之写

一当社并当寺之例或先住持相勤候条目之通、長住持仕候は至于拙僧一
□更ニ不可有相違候、仍而為後日如件

一諸方江勧進申付候ハ、御社家中江御案内可申候事

寛永四年正月日

長識判

御社家中江御披露頼存候

御社中

寛永十年四月廿一日

雨宝院判

本願所被成御預ケ忝奉存候、然は当社御修理并上下社頭之廻馬場以下
掃除無油断可仕候、尚以御社家中御意次第二可仕候、若社中様御老人
成共背御意ニ候ハ、改易可被仰付候、其時一言御侘言申間鋪候、後日
状如此

寛永十年四月廿一日

宗海判

御社家中様

參

本願所江被仰付役義之事

一伯殿江年頭札米之事

一御社務へ五斗急度相渡し可申事

一御社中江御祝儀之事

一諸方江勧進申付候ハ、御社家中江御案内可申候事

愛染寺

寛永十年四月廿一日

宗海判

尾崎帶刀殿

參

本願所江被仰付役義之事

一伯殿江年頭之札米之事御社務江五斗急度相渡シ可申事

一御社中へ御祝義之事

一諸方江勧進申付候ハ、御社家中江御案内可申候事

寛永四年正月日

長識判

御社家中江御披露頼存候

参

天阿上人有生之中ハ如此三候、其後は相談を以可相究候也、以上

本願所預り五人目乗龍証文之写

本願所被成御預ケ忝奉存候、然は当社御修理并上下社頭之廻り馬場已下掃除無油断可仕候、尚以御社家中御意次第二可仕候、若社中様御壇人成共背御意候は改易可被仰付候、其時一言御宅言申間鋪候、後日状

如此

愛染寺

天和三年癸亥七月廿五日

乘龍判

御社家中様
參

本願所^江被仰付役義之事

一伯殿^江年頭礼米之事

一御社務^江五斗急度相渡シ可申事

一御社中^江御祝義之事

一諸方^江勧進申付候は御社家中^江御案内可申候事

天和三年癸亥七月廿五日
愛染寺
乘龍判

一萬數計殿
參

右証文之本紙元禄七年小出淡路殿御覽被成度との御事二而同十

月十四日差上置申候、將又宝永五年右本願所二而新規ニ灌頂執行仕

度貞、其節之留主居乗龍相企京町御奉行所^江御願申候ニ付、社中より差留候節も右証文之留并社法格式書京町御奉行所^江差上置申候

本願所預り六人目印龍証文之写

稻荷社本願所之義拙僧預り住職相勤申候、然は御社法諸式從御公儀之御条目等之義今迄之通相守可申事

一伯殿^江年頭之礼米之事毎年五斗ツヽ、御社務^江相渡シ可申事

一御社中^江御祝義之事

一諸方^江へ勧進申付候ハヽ、御社中^江御案内可申候事

右先格相違無之様ニ相勤可申候、為其如此三候、以上

享保三戊戌年六月廿九日

愛染寺円龍判

御社家中
參

本願所預り七人目龍山証文之写

稻荷社本願所之義拙僧預り住職相勤申候、然は御社法諸式從御公儀之御条目等之義只今迄之通相守可申事

一伯殿^江年頭之礼米之事毎年五斗ツヽ、御社務^江相渡シ可申事

一御社中^江御祝義之事

一諸方^江勧進申付候ハヽ、御社中^江御案内可申候事

右之通無相違相勤可申如件

享保七壬寅年九月五日
愛染寺龍山判

御社家中
參

*5・覚 (愛染寺一件和順連判請書)

(C—二一一一三六〔二〇七一〕) より

覚

一 今度社家中愛染寺出入之儀双方御憐愍之上和談可仕之旨被為 仰出
候二付和順仕候、然上ハ先年 小笠原佐渡守様・小出淡路守様より
社家・愛染寺_江被成下候御捷目御下知状之御趣、并社家・愛染寺より
指上候御請証文連判之次第弥堅相守、右之御趣ニ自然と相背來候
儀は自今互ニ急度相改、御捷目之通社頭諸色山林境内之儀不依何事
六人立会相談之上連名連判を以相勤可申候、且惣印は六人相對仕月
番次第二預り可申候御事

一 御修理方之手取并勸化等仕候儀ハ本願之職分ニ而、旧例之証拠在之
候間弥愛染寺より相勤、諸雜用勸化寄附物等不依多少具ニ勘定相立、
并山林境内之惣物是亦六人立会勘定可仕候事
一 諸方旦那廻仕御札賦候事ハ旧例ニ而是迄愛染寺ニ限ニ相勤來候間、愈
唯今迄之通ニ可相勤候、但願主方_江御札等遣之候儀は双方共ニ格別
之儀ニ御座候、且牛王板木差許候儀杯ハ双方共ニ堅仕間敷候事
右之通社家・愛染寺和順仕候ニ付為御断如此御座候、以上

一 御松葺御用之事
自此度之相証文之通を以、自今六人順番ニ相勤候様ニ御相談之儀御
尤ニ存候、但順番ハ六人之内何方ニ而候共、触促は当役之月番より
相勤候様ニ御相談被成候ハ、可然存候事

一 御立松御用之事
自此方より御役人_江指上候目録之名前、御役人より此方_江被遣候名當
送り状之名前等、向後は六人之連名連判ニ御改候様ニ御相談之儀御
尤ニ存候事

一 山林境内立札之事

右相証文之通六人連名ニ御改御尤ニ存候事

一 宗旨御改帳面并帶刀御改帳面、或ハ 御所司様 御奉行様御目付
方御巡見之節々指上候軒敷付、又ハ夜番山廻番之次第等名前順列之
事

右此度之相証文之通自今は御条目御請証文連判之次第を以、正官五
人・愛染寺・祢宜・祝・氏人之次第ニ御改被成候様ニ御相談可被成
候事

御奉行様

享保拾七年子六月 同 中神主 安田備後守印
稻荷社務 大西近江守印

同 惣目代 羽倉伯耆守印
同 御殿預 羽倉摂津守印
同 上神主 毛利三河守印

「口上之覽」（社家中愛染寺和順ニ付証文外）

（C—二—二—一〔二五六八一一〕より

口上之覽

一 諸事之御公用社用ニ付六人立会相勤候節、現病故障ニ付名代ニ而相
勤候ハ、本人之名前印形ニ而相勤候様ニ御相談可然存候事
右品々ハ拙僧存寄候改うちの儀共ニ御座候、此外ニも相改候可然品

も御座候ハ、又重^而可及御相談候、若又此度之相証文之上ニ付、各方
よりも御改被成候儀も御座候ハ、御相談可被仰聞候、右之品々ハ申迄
も無御座、各様ニも御改可被成候得共、万一臨時ニ彼是申候^而 御
公用御社用之妨ニも罷成候^而ハ如何敷奉存、存寄候分毫度ニ書付得御
意候、所詮和談とハ乍申 御公儀ニ相済候儀捨置候事 公辺之
恐も御座候間、其内御相談被成相改被置可然様ニ存候、且亦物印相封
も近内打寄被成被置候ハ、可然存候、以上

子八月

*6：（享保廿年『日録』B一一一六七〔九九二〕四月十九日の条）

閏三月廿二日於江戸寺社御奉行御月番井上河内守殿江指上

申願書之写左之通ニ候

乍恐以口上書奉願候

京都稻荷本山社司惣代

訴訟人 松本内蔵助

社法旧式混雜之出入

同 安田大学

羽倉摂津守名代

同 羽倉石見守

社中会所本願所留主居無本寺真言宗

相手 愛染寺

一 京都稻荷本山之儀は日本社稷第一之神社唯一嚴重之大社ニ^而、從
權現様御代々之御朱印社家中江被下置、社頭以下山林境内之沙汰、
且亦献上之御用等社司共無端相勦、數百年無異論立來候、然所元禄
七年当社御修理之節、京町御奉行小出淡路守様より不存寄新規ニ御
一判之御下知状ヲ被指出、社中会所之留主居愛染寺乗龍と申者を御

社司惣代羽倉摂津守名代

書加被成候、右留主居之義は文禄年中ニ始^而社中より指置役義等申
付、乘龍迄五人目ニ^而、尤替り目毎ニ社中江証文指出シ会所之留主居
相勤候迄之者ニ^而、社法神式ニ相拘り候義曾^而無御座候處、御下知状
ニ被書加候、以来色々新規之義を相企社法相乱シ候故一社得心不仕
候、右之次第は別紙ニ奉言上候、當愛染寺龍山義も別^而我儘之義共
日々相重り候ニ付社中難黙止、去ル子ノ年社法を破り候義共箇條書
ニ相認、牧野河内守様京都御役之内町御奉行所江相願候得共御吟味
不被成下、和順可仕旨被仰出社中迷惑ニ奉存、和順難仕訣段々御断
申上候得共御聞届無御座、愛染寺一分より指上候和順書之通ニ和談
仕候様ニ押^而被仰付、夫より社格不残新規新法ニ混雜仕、是迄無事
ニ相勤來候社法旧式廢失ニ及、只今ニ^而は自往古証文指出シ留主居
相勤候身分を忘却仕、却^而諸事社中江下知仕候様ニ罷成、社中難相立
仕合ニ御座候、因茲去ル寅十月亦々御願申上候得共御取上不被成下
候故、是非ニ不及今度江戸御表江御願申上度旨書付指上候得は、土
岐丹後守様江去ル二月十六日社中被召出、願之通御添簡可被成下候
間、御当地江罷下り御願申上候様ニと被仰付、則御町奉行所より御
添簡被成下候ニ付、今度參上仕奉言上候、則 御朱印之写、次ニ社
法格式書・愛染寺由來書并証文之写・宝永五年京町御奉行所江指上
置候願書之留、社格混雜之書付奉指上候、御憐愍を以右之之次第聞召
被為分御吟味被成下、愛染寺新規新法之義を相止、前々之通社式ニ
不相拘自古來社中江指出置候証文之通相守、社家中江被下置候 御
代々之御朱印之御表相立、一社靜謐ニ相治り候様ニ被為仰付被下
候ハ、社中一同難有可奉存候、右愛染寺被召出御吟味被下候様ニ偏
ニ奉願候、以上

羽倉石見守印

享保廿卯年

閏二月

社司惣代

安田大学 印

寺社御奉行所

社司惣代

松本内蔵助印

社家惣中 印

*7：（享保廿年『日録』B一一一六七〔九九〕、四月十九日の条）

自此方指遣御裏判請取之案文紙

江戸寺社御奉行所御連名之御裏判之訴状壹通、墨附損シ無之、慥ニ請
取申候、為後日如斯ニ御座候、以上

享保廿年卯四月十九日

羽倉石見守殿

安田大学殿

御社中

*8：『在府中御奉行所上書付之留』

(B一一一七三〔五一八〕) より

七月廿日依り御召対決之節唯一習合之義ニ付差上候書付之留

口状之覚

京稻荷社司惣代

羽倉摂津守

同断

松本内蔵助

一今度愛染寺より差上候返答書之趣色々と虚妄之義を以唯一習合之出入
之様ニ申紛シ候得共、社司共毛頭左様之義を論申候義は無御座、乍恐
御代々之御朱印之御表相立候様ニ奉願候外他事無御座候
一乱世之節は様々乱雜之義も可有御座奉存候、然共稻荷之義は其時節も

社司一格ニ支配仕り來候、則証明之御教書等數多御座候得共乍恐
權現様已來 御代々之御朱印之外ニ可奉守証明は無御座御儀と奉存候
故書上不申候

一社辺ニ堂舍有來候義は何之由來因縁御座候儀ニ^{ハ曾}無御座候、其始
高貴之御方より御寄進被成其儘ニ有來候迄之儀と奉存候、既ニ元禄七年
當社御修理之節も小出淡路守様京都神泉苑町ニ有之候弁才天を稻荷
之社辺へ被引移、于今其儘ニ有來申候

一伊勢・賀茂・松尾等ニも社辺ニ堂塔御座候へとも何も唯一之神社と相
立來候

一唯一之社ニ^モ尼寺供僧等有之、于今讀經之例式執行之所も御座候へ
共、於當社は毛頭左様之義も無御座有來候、堂舍も社家ニ持來候義、
自古來寺院僧徒之混雜無之証明ニ^御御座候様ニ奉存候

一社中之衆会所を本願所と申習シ、為留王居剃髪之者差置申候ニ付、其
者持來候時々之仏之名ヲ以地藏院・雨宝院・愛染寺杯と自分之呼名ニ
申來候、連綿之寺号ニ^無之候故右之通人々ニ^{相替り}長職と呼候者も
御座候、寺院を申ニ^モ無御座、社中之会所ニ^候へは本寺と申義可有
之様も無御座、尤其所ニ^{魚鳥}を用申候、則當愛染寺も社中へ預り託
文差出し罷在候

一当社之儀は 元明天皇和銅四年二月初ノ午日始^御鎮座と伝來仕候、
世俗之一説ニ弘法大師東寺之鎮守ニ勧請と申儀は時代相違後世附会之
俗説ニ^{正記実錄}見及不申義ニ御座候

一当社之社法ニ^御旅出より祭礼迄之間は神主以下社職之者壱人も供
奉不仕、神輿等は旅所ニ罷在候神人と申者へ預ケ置、本山之社司共は
相構不申候 右御旅出之道筋故東寺門前ニ^所之信仰ニ付神輿へ供
物等獻上仕由ニ御座候得は、此儀は當社之社式ニ^モ無御座候、勿論

東寺之僧徒杯本山之神式ニ相拘り候義曾^而無御座候

一本社攝社末社迄も仏像仏具等毛頭無之、尤年中之神供悉魚鳥を獻上仕

り、且古來より神事神供之節は庭上江^而僧尼來入之禁札迄立來り申候

一天子行幸又は 勅使を被為立候節も於當社は悉魚味を被為用候御事、

諸家之旧記ニも分明ニ御座候

一社司并末々之神役人妻子迄宗門御改ニも神道と被立置被下候

一朝廷より被下置候社職官位等、社家之外老人も僧徒之類無御座候

一御代々之御朱印社家中と被成下御文言之内ニ僧徒之文字も無御座、境内等社家中進止可仕旨被為 仰付被下、一山之義社司計ニ^而奉守護來

候証明如此ニ御座候

右之通 御代々御上より被為 立置候御社之義、愛染寺一分之為ニ

色々と申紛し候段、 勅命 御朱印之御表ニも奉戻り候義と奉存

候、乍然於社司共は唯一習合之爭論を申上候義ニ^而は無御座、只数百

年來無事靜謐ニ相立來候社法古式、僅近年之内ニ混雜、新規之義共出來仕

候、既本願所之留主居超過之余リニ如今度色々之偽事ヲ申立爭論

仕候様ニ罷成候仕合、社司共重々難忍奉歎義ニ御座候條、弥社頭諸式

境内等之義 御代々之御朱印之通社家ニ限り進止仕り、本願所之留

主居義社法諸式ニ不相拘、前々証文之通身分相応之役儀計相勤候様ニ

被為仰付被下候御義幾重ニも奉願候、以上

卯七月

*9：『在府中御奉行所江^而上書付之留』

(B一一一七三〔二五一八〕より)

巳三月七日同十三日、井上河内守様寺社役深谷一郎右衛門内吟味ニ付、
同廿日差上証明之別記・御教書・制札等ニ差添上ル口上書之留

奉差上口上書

一稻荷社和銅年中御鎮座之事

右社伝之旧記は応仁之兵火ニ悉焼失仕候得共、社司之口授ニ伝來仕候

故自古來毎度 御公儀江^而も右伝來之通書上置申候、尤諸家之記ニ相見

ヘ候も右社伝之通ニ相違無御座候、則世上流布之記有増書拔別ニ差上

申候

一本願所方より藤森縁起之義書出シ申候事

右縁起ニ弘仁七年弘法大師三山之麓ニ稻荷社勧請ト有之候へ共、當社

之義弘仁七年已後中世迄も山上ニ被成御座候義は社司之家伝ニも相伝

仕来、諸家之記録ニも相見ヘ申候、且山上之半腹ニ有之候車坂牛廻道

帰り坂等之旧跡は行幸之時より起候地名ニ^而御座候、當社行幸ハ後ニ

條院延久年中より始り候得は是以時代相違仕候、則諸家之記録古錄等

別ニ書拔差上申候

一元禄七年之節本願所乘龍謀計之工ヲ以、吉田兼連卿猥ニ仏家之偽作妄

語之一説ヲ被書出、當社ニ社僧等附來候との事

右乱世之砌は不存、自往古當社ニ社司之外社職官位等被成下候儀曾^而

無御座候、行幸之節或は位階又は祿物等下され候ニも、社司之外僧徒

之類一人も無御座候、則諸家之旧記之内稻荷行幸之処拔粧仕差上申候

一當社祭礼之節神輿御通之砌東寺ニ^而神輿へ供物獻上之事

右本願所方より事々敷書成シ、本山之社式之様ニ申紛シ候、曾^而左様

之儀ニ^而は無之、神輿御通之節路次ニ^而之義毛頭當社之式ニ^而は無御座

候、尤東寺不限御通之路次ニ^而供物等捧候義は所々ニ^而有之事ニ御座候、

勿論御旅之内とても東寺之僧徒杯相拘り候義曾^而無御座候

一京都將軍之御時、凶徒退治之御教書壹通、本願所方より差出申候事

当社本願所留主居之義は文禄年中より初ニ差置申候處、右御教書之義

難心得義二御座候、乱世之砌は如何様之者入込候も難計義候得共、自然他所之僧徒抔入込候其者へ被下候哉、又は何方へ被下候御教書二候哉不分明義二奉存候、於当社敷其砌も社司計二支配仕候儀、則為證明義政將軍之御教書之写差上申候、且其後も寺院等無之證明之為、

天正年中民部卿法印制札之写差上申候

一寛永年中本願所ニ差置申候天阿と申者、御修理之願ニ参府仕候と申上候事

右寛永十一年御上洛之節、於京都社司共罷出御修理之義御願申上候得

は（原文空白）江戸へ罷り可奉願旨土井大炊頭様・酒井讚岐守様被為仰渡候、然共当社之義小知ニ、社司共禁裏御奉公相兼罷在候故

早速参府仕候義難成候処、天阿義知音之方々も有之候由申候故、翌十一年七月先見聞合之為社中より申付差下し申候、表向之御願ニ差下シ

候義ニ、是無御座候、於京都社司共罷出奉願参府可仕旨被為仰渡候御義、彼者环老人可差下様無御座候、乍然其節如何様之義拵置候義も其段は難計義ニ奉存候、右見聞合之義も不相調ニ付、承応四年二月本願

所留主居役之義断申越候故、先一兩年其儘ニ相勤候様ニ申下シ候、往来之書状は紛失仕候得共、右之趣社中之日記三留置申候、惣前々より社中江証文差出し諸事一社之下知を以相勤させ候儀を一分之格式ニ相勤候様ニ色々と申紛候義ニ御座候、是又元禄七年之御修理之義、依頼被為仰付候との被仰渡は曾無御座候、其比桂昌院一位様上方之諸社御信仰被遊候ニ付、平野・稻荷・今宮等之社一列ニ御修理被成下候由承及候

一元禄七年御修理之節本願所乗龍相勤候例格之事

右御修理之節京都町御奉行小出淡路守様何と申掠候哉、其節之一式社法格式之不及御吟味、何事も乗龍心任ニ被仰付、淡路守様御權威を

以新規無躰之儀共乗龍恣ニ相勤申候得は、於其節之義は一向格外之御事共今更何共難申上訳ニ御座候条、元禄七年以前ニ何ニも御公武より之證明之物并社法例式等之義御吟味被成下候様ニ奉願候、以上

同断 己三月 京都稻荷社司惣代 羽倉摂津守印

御奉行所 同断 松本内蔵助印

* 10 : 『在府中御奉行所江上書付之留』

(B)一一七三〔一五一八〕より

午三月十一日御召之齋參着之御届手札

京稻荷中神主 安田備後守
同 栃宣 大西下総守
同 同断 松本内蔵助
同氏人安田大学代り

祓川宮内

右之通相認新井伊左衛門へ相渡之、外旅宿付一通、左之通認差出也

京稻荷社司 安田備後守

同断 羽倉摂津守

同 大西下総守

同 松本内蔵助

祓川宮内

右旅宿神田鍛冶町武丁め松屋伊織方ニ罷在候、已上

一同日大岡公・松紀伊公へ御届之手札

京稻荷社司 安田備後守

同断 羽倉摂津守

羽倉摂津守

同

大西下総守

松本内蔵助

上置候、且天正十六年之制札ニも
一社家并役人之所寄宿之事

同 同

祓川宮内

右今度御召ニ付参府仕候、仍為御届參上仕候、旅宿之義は神田鍛治町
式丁目松屋伊織方ニ罷在候、以上

午三月十一日

口状之覚

一私共願之義段々御吟味被成下、御裁判可被成下御趣難在仕合ニ奉存候、

然は乍恐

御代々被下置候

御朱印之御文言之通、当社境内等之

義社家ニ限進止仕候様ニ弥願奉候事

一元禄七年小出淡路守様御定書之義、小立原佐渡守様・淡路守様御在役之内より御定書之通は全不被相立候、証明之義は先達帳面等差上申候御事

一権現様已來享保三年 当御代迄頂戴仕候

御朱印ニも、当社境内

之義社家中進止可仕旨被成下候御事

一享保三年同七年、先愛染寺当龍山兩人共如先規替り目之節之本願所預り証文差出し、御社法諸式只今迄之通相守、先格無相違相勤可申旨社中ヘ証文仕罷在候事

右御代々之御朱印之御表次ニ武通之証文証明ニ相立不申訟ニ御座候
は當社歴代連綿之社家惣中今度既ニ及廃亡候仕合、迷惑至極奉歎段
乍恐御憐愍ヲ以被為聞召分被下候様ニ奉願上候事

一乱世之砌は各別、自往古当社之義社司計ニ奉守護來、僧徒寺院之混雜無御座候、証明之義諸家之旧記等抜擗仕、先達井上河内守様へ差

如此有之、社僧寺院之義は無御座候、則制札之本紙奉入御覽候事
一於京都和順可仕旨被仰出候、証明之義は、則愛染寺方より書出し候和

順書之文言ニも御座候
一今度社家中愛染寺出入之義、双方御憐愍之上和談可仕旨被為仰

出候ニ付和順仕候

右之通書出し置候、且社中和順難仕段御断申上候書付之留、別ニ差上申候事

右出入之義去子ノ年正月廿一日、長田越中守様江社中訴出候へハ、即日愛染寺被召出返答書可差上旨被仰付候處、病氣と申立三月十一日迄引籠罷在候、越中守様ニは二月十三日御参府被成、其後本多筑後守様ニ只一度御聞被下候計ニ御吟味之御沙汰ニは胄及不申和順可仕旨被仰出候、然處愛染寺方より筑後守様・越中守様被逐御吟味、既ニ及御裁許候處、社家より乞和順候と偽ヲ申上候義御吟味奉願候事

右等之義被為聞召上御裁許被成下候様ニ乍恐奉願候、以上

同 同 祓川宮内 同

松本内蔵助

同 大西下総守 同

同 羽倉摂津守 同

京縄荷司 安田備後守判

午三月

御奉行所

* 11 : 御箱願之扣 (C-三二一四五 (二〇〇一)) より

稻荷明神社領山城國紀伊郡、社廻百六石事並境内諸役等免除、依当家

先判之例社家中進止永不可有相違者也

享保三年七月十一日

御朱印

(包紙)

「元文四年未八月於江府社家愛染寺出入之節

被仰渡候御書付」

*12：享保撰要類集 第一卷 評定所之部

六十四 前々裁許相済候儀再吟味願出候共、容易三取上申間敷候書付

司書之事

享保二十一辰年正月十四日、松平左近將監殿御渡候御書付

二奉行江

奉行所并地頭二而前々裁許相済候儀を、裁許非分之由を申立、再吟味願出候共容易ニ取上申間敷候、然共前々裁許慥ニいたし損しと相見候ハヽ、伺之通詮議ニ取懸可申事

畢竟再吟味願候者の方、十二七分以上之理分於無之ハヽ、取上さる儀と可被心得事

右は訴訟人之願ニ依而再吟味之事ニ候、若奉行所ニ而評議之上前々裁許改候儀は格別之事

辰正月

申渡

京稻荷社僧

愛染寺

享保二十一年辰正月廿六日、松平左近將監殿江上候処、同五月十四日

御掛紙被成御渡候

此間御渡被成候御書付之儀ニ付相伺候書付、下ヶ札之通相心得可申旨被仰渡承知仕候

辰五月十九日

評定所一座

八月

申渡

京稻荷社司惣代

羽倉摂津

松本内蔵助

祓川宮内

其方共愛染寺と出入之儀遂吟味候処、元禄年中京町奉行より差出候下知状有之、去ル子年出入之節も和談之証文取替し置候上は今更可及異論様無之、勿論御朱印ニ有之候社家中進止之御文言社領之儀ニ而社法并社中支配之儀ニ而無之、其方共願難相立候、弥元禄年中下知状并和談証文之通相守、愛染寺と可致和融候、此上右之儀申出候ハヽ急度可申付候

可申付候

八月

申渡

此度社家共と出入之儀吟味之上、元禄之下知状并去ル子年和談証文之通弥可相守之旨社家共江申渡候、其方儀も右之趣急度相守、此上社家共江対し我儘不法成儀仕間鋪候、若相背候ハヽ急度可申付候

*13：申渡（愛染寺出入ニ付和談遵守之旨申渡）

(C—三—一—四一—二五八五—一)

寛文期稻荷山における山林管理と
松茸採取について

寛文期稻荷山における山林管理と松茸採取について

岩橋 清美

はじめに

本稿は、東羽倉家に所蔵されている寛文九年（一六六九）・一〇年（一六七〇）の日記をもとに稻荷山の管理や利用のあり方について分析するものである。東山三六峰の一つである稻荷山は約二三九メートルの山で、稻荷村の東部に位置する。頂上が三つに分かれているため三ヶ峰とも言われ、東から一の峰・二の峰・三の峰と称した。同山は古来より信仰の対象であったが、周辺の百姓にとつては肥料等に使用する落葉を採取する場でもあった。山内の立木は、稻荷社の神事等に用いられ、時には売買されて堂社の修復料にあてられた。近世期の同山は「公儀山」であつたため、二条城への飾り松献上や京都所司代の松茸狩りが行われていた。松茸採取は、管見の限りでは寛文一〇年に始まつており、それ以後、毎年九月・一〇月に行われていた。

また、稻荷山は古代から和歌に詠まれる名所でもあり、明和八年（一七七二）には、荷田信郷が、稻荷山の名所を詠んだ漢詩をまとめ、『稻荷山十景図詩』として刊行した。

近世における稻荷山の管理と利用を考える時、寛文期は後の基準となる様々の規定が成立した時期であると言える。東羽倉家文書の中には、山荒し穿鑿の請書（寛文九年^①）、山荒し・盜木禁止の遵守を約した稻荷神主等の請書（寛文九年^②）、山荒し禁止についての社家・庄屋・肝煎等の請書（寛文九年^③）、松茸制法（寛文一〇年^④）等がある。

寛文期の山林利用については、松茸採取・献上との関係で論じた『朱』

編集部の研究成果がある^⑤。そのなかで、京都所司代・京都町奉行が、寛文九年一〇月頃から稻荷山を公儀山として支配するために山絵図を作成し、伐木の禁止等を行つたと論じている。松茸狩りについても山林管理の一環と位置づけ、寛文一〇年の松茸制法は社中の自發的な意思・判断ではなく、所司代等幕府役人の示唆に従つたものであると述べている。当該期の畿内の広域支配においては、寛文六年（一六六六）の「諸国山川掟」の制定が示すように、自然の保護と利用を併せ持つ「自然管理」が重要な政策であった。これに、寛文八年（一六六八）の京都町奉行の設置という支配体制の改変を加味すれば、畿内における自然管理・保護政策は寛文期に大きく変容したと評価できよう。

また、日記には稻荷山の管理の実務に当たる山廻や庄屋・年寄の間に問題が生じていたことを窺わせる記述も見られる。そこで、本稿では山の管理・利用をめぐる記述が増加する寛文九年・一〇年の日記を通して、稻荷山をめぐる京都所司代・京都町奉行・社家・山廻・庄屋・年寄の関係に着目し、「山利用の規定が整えられていく過程を明らかにする」と目的とする。

まず、東羽倉家について簡単に述べ、後段の前提とする。東羽倉家は伏見稻荷社の御殿預を勤めた家である。同家は寵家とも称され、明応期の社殿の造営で活躍して以来、社内では重要な位置を占めていた。同家は御殿預として神事に携わる一方、社殿や社領を管理し社中の經營にも大きな力を持つていた。同家文書中に、稻荷山の管理や利用に関わる史料が伝来しているのもそのためである。東羽倉家文書中で、まとまって現存している史料に同家の日記がある。万治三年（一六六〇）から大正六年（一九一七）まで四四〇冊余が残されている。本稿で分析対象とする寛文九年・一〇年の日記は同家当主羽倉信詮によつて書かれたものである。

信詮は秦氏系の稻荷社¹¹家祓川親賢の長男として生まれたが、母方の縁により東羽倉家の養子となつた。明暦三年（一六五七）一二月二六日に家督を相続して主膳正を称し、従五位に叙せられた。荷田春満は信詮の子である。日記の記述の中心は、稻荷社の祭祀や朝廷との関係であるが、山林管理をめぐる京都所司代・京都町奉行・社家・稻荷村の庄屋・百姓・山廻の関係が窺える記述も多い。

一、稻荷村の概況について

稻荷村は伏見の北側に位置し、村の西側には鴨川が流れ、東側の大半は稻荷山が占めていた。村名が示すように、村の中核として稻荷社が存在していた。村高は五六〇石八斗九升三合五勺五才で、内訳は玉虫左兵衛代官所（幕府領）一八石九斗六升八合、稻荷社領一〇六石八斗九升六合五才、北小路御局明知七七石、東福寺領一九〇石、南禪寺領一三四石九斗五升五合五勺、清和院領四一石七升四合であつた。村内の伏見街道沿いは早くから町場化が進み、北から稻荷橋木橋町・稻荷中之町・稻荷御前町の三つの門前町が形成されていた。町場は、村落とは異なり伏見奉行の支配下につた。稻荷村の百姓の多くは門前町に居住し土産物屋や料理屋を営んでいた。¹²

稻荷村の百姓には、山札を持つ本百姓・小百姓と山札を持たない入人の区別があり、このうち本百姓は村政や稻荷社の神事に関わることができたという。山札については後述するが、寛文一〇年二月一九日、京都町奉行の申渡によって山内撻が定められたとき、社家一軒に一枚ずつ渡された。この山札は落葉の採取の許可を示すもので、村中にも渡された。山札は物件化し、質入されることもあつた。¹³

稻荷村の庄屋・年寄は、日記に見る限り前者が二名、後者が二〇名程い

たようである。寛文九・一〇年の庄屋は五兵衛・庄兵衛が務めた。このほか、村には山内管理の実務面を担当する「山廻」が存在した。山廻は三人おり、西村市助・西村市兵衛・樋口助兵衛がこれを務めた。この三人と百姓たちは山内利用をめぐって対立関係にあつたようである。正徳二年（一七一二）に山役人がおかれるが、それ以前は山廻がその役割を担つていたと推測される。

稻荷山の立木・枯木は堂社の修復や神事に使われていたが、木の伐採や枯木の処分については、下社神主（社務）大西親修、中社神主松本為利、上社神主松本高広、御殿預羽倉信詮、目代羽倉延重等の合議によつて意思決定を行つた後、中社神主・御殿預・目代・本願（愛染寺）・山廻が京都所司代あるいは京都町奉行所に出向き許可を得ていた。伐木・枯木を受け取る際には、山廻が京都所司代・京都町奉行に手形を提出していた。日記によれば、この頃、盜木がしばしば問題になつており、奉行衆による切り株改めも行われている。本願は盜木の風聞や町奉行所との交渉に関する事等、山内管理に關わる様々な情報を信詮に提供しており、そうした情報は寄合の場で社家たちに伝えられていた。山内管理は社中の合議を基本としながらも、実務は御殿預と目代が中心となつて行い、日常的な管理は山廻が担つていた。神事等に用いる木を伐る時には、御殿預と目代が山廻・庄屋・百姓とともに山に入つた。

以下に、一例として、毎年正月一二日に行われる御武射に用いられる御用木の伐採に関する史料を掲げておく。

【史料1】

今度御公儀より当山嚴布御吟味ニ付、武射神事之御用木之事、御公儀江社中より申上候處、如例年伐用可申由被仰付候間、山廻三人當村

一御的立木六本但シ本口三寸計也
所ハ小畠北原
一御供所薪枯木壱本但シ本口サワタニ壹尺
所ハ引落が池
右羽倉主膳・大西対馬守・神人尾崎外記御用木ヲ見立きらせ申候、則
出合候衆中ニ為念為致判形可申候、如書付御用木御請取可被成候、已
上

寛文十年

正月十一日

山廻	西村市介
同	西村市介
同名市兵衛	西村市介
同	西村市介
同名市兵衛	西村市介
同	西村市介
同名市兵衛	西村市介
同	西村市介
同名市兵衛	西村市介
同	西村市介

武射当人
目代筑後守殿
山廻助兵衛ハ親病氣致候トテ

コトワリ有テ不出間無判形

武射とは現在も行われている神事で、奉射祭のことである。いわゆる御

弓始神事で、年頭において邪気や陰気を祓うものとされ、神官が大的を射て、その年の豊凶を占つた。【史料1】は、山廻と庄屋が武射当人羽倉延重（目代）に提出した、「御的」と「御供所薪」を使用する用木の請取書である。

用木伐採にあたり、前日、その年の武射当人である延重が京都所司代板倉重矩と京都町奉行雨宮正種のもとに行き伐採の許可を得ている。これをうけて、翌一日、信誼が神人尾崎外記・山廻・庄屋を連れて山へ入り、社務代である田中社祝大西親光立ち合いの上、伐採を行つた。この請書は後日の証拠とするために作成したものである。日記によれば、伐採には、目代も同道するはずだったが、武射当人であるため立ち会えなかつたところ。この事例は、稻荷山が「公儀山」であるため、たゞ神事で使うものであつても、京都所司代・京都町奉行の許可を得なければ伐採できなかつ

たことを示している。「公儀山」になつたことで、当然ながら、稻荷山は京都所司代・京都町奉行の支配下に置かれることになり、様々な規制が加えられていった。寛文期は、こうした規制を通じて、近世期の山林管理・利用の基盤が成立した時期である。以下では、日記を通して、その過程を辿りたい。

一二 山絵図の作成

寛文九年閏一〇月二四日、京都所司代・京都町奉行は稻荷山全山の絵図の作成を命じた。この絵図は、後に「寛文之大絵図」と称され、稻荷山と周辺村との村境を確定したものである。絵図が完成した同年一二月二一日、以下のようないいきたい。

史料2

差上申一札之事

今度稻荷山御檢分絵図被仰付、四至境目何立合相違無御座候、御山年々伐荒申候段御檢分ニ付、領境之者トモ向後御山之木并下刈等伐荒申候者急度曲事ニ可被仰付候、御山荒申盜人見出し聞出し候者御奉行所迄早速可申上候、若右之盜人見遁、他所より露頭候者庄屋・肝煎とも曲事ニ可被仰付候、為其連判一札指上ケ申所如件

寛文九年

酉極月廿一日

稻荷中神主松本主水印判	稻荷庄五兵衛	同所庄兵衛
稻荷御殿預籠主膳正同	稲福寺役者壽久	同金三
同若狭	同所庄四郎兵衛	泉浦寺役人正意
同所庄与七郎		

東福寺市左衛門 西之庄屋左二右衛門

同肝煎六兵衛

西山肝煎七左衛門 同断半介

深草村庄太兵衛

同肝煎久右衛門

野佐渡守殿御制札ニちかひたる也、与力衆不審たる故、其義者從古來

より仕来候由書付ル也（後略）

【史料2】は山見分に立ち会つた中神主・御殿預・目代をはじめ、稻荷村莊屋・深草村莊屋・肝煎、東福寺役者・泉涌寺役人等が境域を確認し、盜木や山荒しをしないことを誓約したものである。これは、京都所司代・京都町奉行が公儀山としての管理を徹底すべく、その手はじめに行つた政策であつた。しかし、日記を見る限り、盜木は、以前から問題になつており、本願が信詮に「山ヌス人」の風聞を伝えている。また、西村權右衛門の居宅の門柱に張訴がなされるなどの事件もおきていた。⁽¹⁵⁾ 東羽倉家には寛文九年九月から一二月までの日記が欠けているため、山絵図作成の経緯について十分に検討することはできないが、十二月の記録から関連する記述を紹介しておこう。

【史料3】（寛文九年十一月）⁽¹⁶⁾

十七日早朝山廻西村権兵衛・同名市兵衛・樋口助兵衛・本願雲海同道シテ來り、今度當山ノアセタル御吟味ニ付我等トモノ難義、ナニトソ此度之事ニテ御座候間、社中ヲ奉願由ノ詫言状ノ連判仕持參スル、朝飯後社中惣代ニ付尾崎外記・同名長兵衛・同名市兵衛當山アセタル吟味ニツキ四人ノ与力衆ヨリ呼ニキタリ、役人トテ遣、尤村中庄や・年寄・右二人ノ山廻トモ、呼ニ來行ク也、四人ノ与力衆申分ハ當山コトノホカアセタル様子社中ノ衆モナントシテかやうニアセタルトノロ上書御上可有ト也、村中庄や・年寄・山廻トモマテモ右同断也、（後略）

十九日日出時分予・目代延重・神人尾崎外記与力衆寄合之所へ口上持参スル、則与力衆と対顔、書付指上ル、又稻荷山ハ古來より社ノ山ニ御座候、數通之証又太閤様より板倉周坊殿御奉行被成タルマテノヲ社中ニ持申スヨシ物語ス、午刻帰家、尤三人之山廻村中ヨリモ山タレアラシタルノロ上書銘々指上何もカヘル也（後略）

廿日早朝時雨少有、即刻晴、明日角倉会所へ与力衆寄合、當山絵図出来トテ、當山ノ四至境目ノ庄や・年寄・肝煎等マテ呼レ連判ヲ指上スル間、社中ニモ惣代ニテハ稻荷ノ御山ニテ吟味イカヽトテ中神主松本主水・御殿預籠主膳・正目代羽倉筑後守両三人行ク、當山絵図名前ノ書付ニ上社・中社・荷田之社、世俗二人疊蒙へ縁縁
善隣様モノフ也 絵図ニハ此細字ノ書付ナケレトモ遠祖ノ社ナルニヘ委細ニ後生ノタメ如此也、本社ノ

旧跡今ノ西ノ太神ノ社也、ヨレモ稻手絵圖ニハナケレトモ為
後主里也、又ハ當山等干く覺えル間詳也

其外名所無相違社家中の覚書付有間、右ノ三人ノ正官指上ノ書付ニ連判スル也、尤印判也、

一二月一七日、山廻西村権兵衛等が本願（愛染寺）を同道して東羽倉家を訪れ、山の木の減少について奉行所の吟味をうけることになつたことを訴えた。その後、与力衆が稻荷社にやつてきて、社中・庄屋・山廻に対し、山の木の減少理由を口上書に認め提出することを命じている。翌一八日、本願において社中の話し合いが行われ、山の木の減少については社中は存ぜず、山廻が山を荒らしているという風聞がある旨を認めて提出することに決まった。社中が山荒しを山廻の所業とした背景には、山廻と庄屋等の対立があり、社中は庄屋等に加勢していたようである。

一九日、信詮・延重・尾崎外記は奉行所に行き口上書を提出した。」

で興味深いのは、信誼等が与力衆に「稻荷山は古来より稻荷社の山であること」、「豊臣秀吉や板倉勝重が発給した文書を所持している」と述べていることである。つまり、信誼等にとつては、稻荷山が「公儀山」であることは認識しがたかったのである。二〇日、山絵図が完成したとの知らせをうけ、中社神主松本為年・信誼・延重および庄屋等は角食会所に集まり、絵図を確認して【史料2】に示した文書を作成した。信誼は絵図中の荷田社の部分に「籠塚」、本社の部分に「四ノ太神ノ社」と書き入れた。絵図は山境確定を目的として作成されたのであるが、信誼が後世のために先祖の旧跡や古老の言い伝えを書き入れた行為には、山絵図作成に対する社中と奉行衆の認識の差異を看取できる。信誼等は帰村すると、山境の確定と山荒らしの禁止を社家に伝え、山荒らしの取り締まりを徹底する旨の請書を作成した。^[17]

三、山廻の追放と山内撻の成立

山荒しと盜木問題は、山絵図の作成によって落着したかに見えたが、寛文一〇年二月、社家・山廻・庄屋等は京都町奉行雨宮正種の吟味を受けるにいたつた。少々、長文ではあるが、この経緯を日記から引用しておこう。

【史料5】(寛文一〇年二月)

十二日(中略)六ツ半時分ニ雨宮対馬殿、為利・信誼・延重行キ、本田新左衛門ヲ呼ニツカヒ、社司中参タルヨシ申上ル、山廻トモ村中シラスニ皆ツメキル、四ツ時時分ニ村中山廻トモ対馬殿前ニ呼レ様子キカレ、三人ノ山廻之中市兵衛・助兵衛ハ村中又者山廻市介トニアツケラク也、又山ヲ村中ヨリマワリ可申由也、其尔後社中ヲヒロエンヘヨハレ対馬殿仰ニハ山ヲ林立ル様ニ申ツケタル間、社中ヨリモ随分村

中ヘ申ツケラレ、山ノ仕置急度御申可然由之仰也、ソレヨリ四人之与力衆ヘ首尾能相済大慶ニ存由、門々ヘ礼ニユキ、借り宿へ帰ル、祝衆之見舞ソハキリナント取ヨセヲカレ、酒ナント呑カヘル、終日陰天、村中庄や・市介首尾能相済タルトテ礼ニ来ル、正官四人借宿ヨリ籠ニテ帰家、日暮社中へ人遣、今日御公儀ニ事ヲ市助村中へ山之制禁申渡スヘキ間、各々寄合ニ御取預ニナリトモ上神主ヘナリ共寄合番之コクチニテ御座候間、御出ト申遣何も予所へ御出村ノ者トモ呼ニ遣御公儀ヨリ社家御申付ヲ急度申渡ス(中略)

十六日寅刻時分右之正官三人神泉苑旅宿マテ先ヘユキ、中神主より弁当モタサレ、六ツ半時分雨宮対馬守殿ヘツメル、祝衆不残旅宿マテ見舞ルゝ也、村中山廻市介・助兵衛モシラスヘツメイル、四ツ時分内膳殿与力戸田彦左衛門・宮崎殿与力木村瀬兵衛・雨宮殿与力本多新左衛門イテラレ、正官二人与力衆ニ対談シ、社家相勤し由申上ル、巳刻時分対馬守殿被出、村中山廻共ハシラス、社司三人ハ対馬殿ツキノマテ対面、下書ヲ上松三郎太夫ヨマレ、其通ヲ村中ヘ申ツケラレ下シ書ヲ社司へ被下、当山ノ事を神山ナルヲナニタルコトヤラン、公儀山之様ニナリタル故ハ不審也、ズイブン社ノタメニ有之間、官司中急度被申付、林タツル様専ニ候トノ対馬守殿仰也、辱トテ何モ退出シ、右之与力衆へ礼ニ行キ旅ヤトヘカヘリ目出度事トテ祝衆提重ナントモタサレ、酒盛シテ中神主・御殿預・目代兩三人ハ籠ニテ當所へ帰家、村中ノ者トモ首尾能シタルトテ礼ニキタル、又山廻助兵衛・市兵衛ヲ村中ノ者トモ其所ヘユキ追放スル也、夕飯後社務寄合番ナル間、社中寄合今日公儀ニ下書ヲ村中ノ者トモ公儀ヘツメタル者ハキクヘキカ、対馬守殿御前へ不出者トモハ下書ヲキク間布間村中不残ヨミキカスヘキトテ村中へ人遣、則村中不残キタリ、下書

ヲ読キカス、又山之制禁ハ一両日之中申ツクヘキトテ先村中ヲカヘス、

(中略) 今日ノ下書ヲ先大事ノ物ナル間帳箱へ封ヲキリ入ヲク、又正

官ノ式名乗ヲ書付封ツケオク、正官ノ内上神主禁中御番故寄合へ不被出間、封二名乗ヲナシ、正官老人^{ニシム}もカクレハ帳箱封切事先ナケレトモ、上神主伯父中神主為利出座ノ故、中神主クルシカル間布トノ事ナル間、封印封付ル也、今日ノ下書ニ対馬守トハカリニテ判形ナキ間、村中より写所望ストモ後日イカヽト存可申、忽然ニ先大事ニカクルトテ社中帳箱へ入ル也、後日ニハ対馬守殿判形を申請ヘキ事ナリ、稻荷山社家之手ニ入事神慮、又者當時分ノ正官ノ大慶難筆舌尽、後生当社御タメナル間専一二当山ヲ林立ル様ニ可仕事也、対馬守殿よりノ下書附左

稻荷山廻リ市介・助兵衛・市兵衛三人之内助兵衛・市兵衛兩人義^者年々山盜伐荒候由ニ付、遣檢使社家中并所之百姓共に^茂様子相尋、委細遂穿鑿候處、大木之立根横根を切り根松をとり、大木・小木之枝をり致し、其上大木數多伐取、令売賣、下草迄自由ニ刈取、万事我儘之働く仕候、山中荒之儀無紛候、然上者斬罪雖可申付候、其段令赦免今度追放申付候、就夫当山之儀重^山奉行申付候迄^者社家中并右市介・庄や・肝煎村中立合、向後入念山中之儀無油断相守也、諸木之儀^者不及申ニ、木枝下草等迄少^茂刈とり申間鋪候、但木葉之儀^者如前々かき取可申候、此趣令違背於山荒候^者可為曲事者也

寛文十年二月十六日　対馬守

稻荷

社家中

同所

庄屋

肝煎

百姓中

二月一二日、信詮・為利（中神主）・延重（目代家）は京都町奉行雨宮正種に呼び出され、山廻・百姓等とともに奉行所へ参上した。これは前年から続く山荒らしの詮議で、山廻三名のうち市兵衛・助兵衛に対し、山荒しを行つた張本人であるとして山廻市介および村中に預けおくことが申し渡された。その後、同月一六日に至り、市兵衛・助兵衛に対し沙汰が下された。雨宮は、山廻の二人に対し、立木を無断で伐採して根松を取つたことや下草を勝手に刈り取つたこと等を理由に追放を命じた。さらに社家・百姓に対しても植林を行うことを申し付け、落葉の採取以外、下草等の刈り取りを厳禁する旨を申し渡した。信詮らは稻荷社に帰ると、早速、雨宮の

申渡を村中の百姓に読み聞かせ、さらにそれを文書に認め、帳箱に納めて封印した。この文書は申渡をそのまま書面にしたため、雨宮の書判はなかった。社中では、後にこのことが問題化することを懸念し、いざれ京都町奉行の書判を貰うことを話し合つてゐる。一七日には、闕所となつた市兵衛の屋敷が弟勘兵衛に引き渡された。⁽¹⁹⁾ 日記には勘兵衛が稻荷村にいる二〇名の年寄の一人であると記されている。

この一件を通して、山内の管理・利用の基準が確立したと言えるが、これは、当該期の幕府の政策とどのような関係にあつたのであるうか。京都町奉行の詮議は、寛文六年の「諸国山川捷」及びそれ以前に出された万治三年（一六六〇）令の方針に通底すると思われる。「諸国山川捷」は土砂防除用の植生奨励、草木の根の掘り起^フこし禁止令である。この法令は直接的には淀川水系地域が対象であるが、畿内広域支配において「自然管理」が徹底されていくなかで、こうした申渡がなされたと位置づけることは可能であろう。しかし、日記を見ると、幕府の政策とは別に、村内部に山利用

をめぐり何らかの問題が生じていたこともうかがえる。山廻一人の追放は

百姓たちも望むところであり、山廻市助と庄屋は首尾よく市兵衛等を追放して事態を收拾できたことに対し社家に札を述べている。推測の域をでないが、幕府の頻繁な切り株改めや山絵図作成といった規制に対して、社家・村側が山廻一人を山荒しの首謀者として差し出すことで一応の解決を図ろうとしたか、あるいは山廻が山の利用を独占していて百姓等の利用がままならなかつたと考えられる。

この詮議の過程で兩宮は社家および村側に対する植林を行うことを命じているが、これをうけて稻荷村では、かつて稻荷本社があつた旧跡に杉苗を植林し、山の境目に制札を立てた。信詮は町奉行衆を案内して植樹場所と制札を見せており、そのときの町奉行衆の様子を「山コトノホカシケルトテ奉行衆満足也」と記している。⁽²¹⁾

二月一九日、「当山堅ノ一札」として「稻荷社家中山之掟」を定めた。⁽²²⁾

【史料6】

稻荷社家中山之掟

- 一 落葉の札表軒ニ式枚宛之事
- 一 同札不可他借之事
- 一 落葉之外ハ一切取間敷事
- 一 刃物之類一切山中へ持入間敷事
- 一 無札ものみのかす間敷事
- 一 山中ニ而火を焼間敷事

一 社家式人宛月替り山へ可見舞

於為山之公用^者尤月毎可被出事、右之趣於違背之輩^者任罪輕重經御公

儀可有其沙汰者也

寛文十年

社中入職之分何も連判候也

戌二月十九日

「稻荷社家中山之掟」は七か条からなり、その内容は①山札の配布、②山札の貸借禁止、③落葉以外の草木の採取禁止、④刃物の持ち込み禁止、⑤山札を持たない者の取締り、⑥火の使用禁止、⑦社家による山内の見回りである。これによって山の日常的な利用と管理のあり方が決められた。

山札の配布については、二月一七日、寄合番を勤めていた信詮のもとに社中と本願が参会し、社中に「一枚ずつ渡すことを決め、札に焼印を捺した。日記中には「村中御札一枚ニ仕タルト申、札持見セニ社中寄合ヘ年寄三人來ル、村中モ明日役札ヲモタセ山ヘヤラルヘキヨシ申ワタス、則社中ノヤキ印村中ヘツカセヲサス」とあり、村側にも社中から山札が渡された。さら

に、同日、山内の取締りを徹底するために不法行為を見つけた者に対する褒賞も定められた。具体的には、「大木伐」・「小木伐・根せせり・枝切・かり柴」・「無札の者の落葉採取」を見つけた者に、それぞれ米一斗・米五升・鳥目五〇文が褒美として与えられることになった。なお、褒美については同年正月七日にも社家中が村側に申し渡している。この段階では、褒美は細かく決められており、「大木伐り」・「小木伐り」・「根せせり」・「枝切」・「かり柴」に対し米五斗・四斗・三斗・二斗・一斗であった。こうして社家は公儀山である稻荷山の管理者として位置づけられ、百姓たちは稻荷社から山札を与えられ、落葉採取が許されることになった。「稻荷社家中山之掟」をもつて山利用の基準が定められたのである。

三、松茸採取のはじまり

稻荷山の松茸は当地の特産物として広く知られており、毎年、京都所司代による松茸狩りも行われていた。松茸狩りの開始時期は明確ではないが、

後の由緒では慶長期頃には塩漬けの松茸を江戸城に献上していたことが伝えられている。また、松茸は献上品としてだけではなく、社家や百姓等の食糧でもあり、贈答品としても使われていた。

東羽倉家の日記に、松茸狩りの記述が見られるようになるのは寛文一〇年からで、九月に入ると京都所司代支配下の松茸奉行がしばしば稻荷山へやつてきて松茸の出来具合を見分している。この見分以前、二月九日には、京都所司代の指示をうけて社家たちが松茸制法を定めている。その内容は以下の通りである。²⁴⁾

【史料7】

当山松茸制度法之事

一当山松茸一切採間敷事

一松茸於当所一切料理停止之事

一社中松茸とりやり仕間敷候、若此撻不存かたより到来候ハヽ、先ヘ

断申候て返弁可仕事

一縦社中のもの他所にて振舞仕候共、勿論松茸料理につかひ申間敷事

一我々如此堅まり申上者下人等へも急度可申付事

右五ヶ条之趣者今度從御公儀當山之諸法度弥堅相守候様にと被仰

付候、如此相定候、若此者致違背輩於有之者可蒙神罰者也、依之社家中連判如左

寛文九年

戌二月十九日

今度從 御公儀 (他)四名略

社務 大西伊豆守
親俱 (花押)

松茸制法は五か条からなり、その内容は①松茸採取の禁止、②稻荷山における松茸料理の禁止、③社中における松茸の贈答禁止、④社中の者が他所で振舞を行う際、松茸料理を出してはならない、⑤松茸制法は下人に至

るまで厳守することであった。稻荷山は公儀山であるため、そこで収穫される松茸も公儀のものとして社家の裁量で扱えない旨が確認された。逆に言えば、これまで社中では松茸料理の振る舞いや松茸贈答が広く行われていたのであった。

では、次に寛文一〇年の松茸採取・献上の状況を日記から辿っていきたま。社中では京都所司代の松茸狩りに備え、八月二四日より「松茸番」を始めた。「松茸番」とは山内に松茸番所を設置し、社家が交代で詰めて松茸の出生状況や見回り等を行つものである。京都所司代長井尚庸の御内衆および松茸奉行は八月二九日・九月二・四・九・一〇・一一・一九・二四日に稻荷山を訪れており、信詮・神人・山廻・庄屋らが山内を案内した。毎回の採取数については全てを明確にはしえないのだが、日記に見る限り、八月二九日は新池・古池周辺で大小合わせて八・九〇本、九月二日は小畠周辺で三〇〇本、四日は二三三本、一日は三四八本、二四日は二三一本を採取している。このうち二日に採取した三〇〇本は京都所司代から幕府に献上された。一一日採取分の内訳は大ひらき一一六本、中ひらき・つぼみ合わせて一六二本、くさり七〇本であった。採取した松茸は筵に並べられ数を確認したあと、松茸奉行と社家が連判して採取数の書上を作成した。日記に見る限り、松茸採取に関わる準備は信詮と中社神主が中心になつて進め、神人や百姓等に指示を与えていたことがわかる。また、この年は旱魃の影響で松茸の数が少なく、その上、九月五日には大風で松茸番所が破損するという事件が起きている。

山内の松茸採取場所は元禄期には十五か所ほどあり、具体的には、開土口・姥ヶ懐・弘法池・古池・十石塚・大谷・新池辺・鶴ヶ谷・篠山・桶水・霞谷・小畠・泉涌寺・毘沙門谷・水口が谷であった。その後、元文期に至り松茸の数が減少してきたため、採取場所を五〇箇所に増加した。東羽倉

家には元禄一四年（一七〇一）以降の献上松茸の数量を記録した「当山松茸指上獻上奉行帳」⁽²⁾がある。年によつて豊凶があるものの、ほぼ毎年一〇〇本以上の松茸が採取されていた。では、これらの松茸は、採取後どのように使われたのであらうか。この点については寛文一一年の日記にみると、本以上の松茸が採取されていた。では、これらの松茸は、採取後どのことができる。これによると、松茸奉行は幕府へ献上する分を取り分けると、残りを社家に下げる渡し、売買して堂社の修覆料にするよう申し渡している。社家の方では、これで吸い物を挿えて松茸奉行や社中に振る舞い、社家・地下中へ一・三本ずつ配つた。さらに京都町奉行所へも献上している。こうして、採取した松茸が社家や地中に下賜されることで、稻荷山が公儀山であり、そこで収穫される松茸もまた公儀のものであるという認識が定着していくことになったのである。

おわりに

以上、雜駁であるが寛文九・一〇年の日記をもとに、稻荷山の管理・利用の規定が定められていく状況を概観した。寛文九年一二月の山絵図作成と山境の決定、寛文一〇年一月の山廻の追放・「稻荷社家中山之掟」の制定・山札の配布を経て、「公儀山」としての管理のあり方が定められた。寛文一〇年から始まる京都所司代の松茸狩りは、稻荷山が「公儀山」であることを象徴する行為であった。この一連の動向を経て社家を中心とする山内管理の方法が明確になった。それが山札の配布であり、社家が二名ずつ交代で山を見まわるというものである。そして、山札の配布は百姓に山利用を保証することにもなつた。しかし、社家には、いまだ「稻荷山は稻荷社のもの」という意識も存在し、自然領有概念の変化に対する矛盾も見られた。この遠因には、寛文八年の京都町奉行設置による上方地域支配の変化、お

よび寛文六年の「山川掟」の影響がある。稻荷村が寛文一〇年三月頃から苗木の植林を開始していることや奉行衆の切り株改めがその証左である。しかし、その一方で村内には山廻と百姓等の対立という問題も存在していると思われる。幕府の政策と村内の変化が相俟つて稻荷山の利用形態が確立したと言えよう。この経緯を東羽倉家の日記によつて辿ることができる。同家が稻荷山の管理において中心的な役割を担つていたからにほかない。日記の詳細な解説によつて稻荷社と周辺地域との関係がさらに明らかになっていくものと考えられるが、これについては今後の課題したい。

註

- (1) 東羽倉家文書C—3—4—3。
- (2) 東羽倉家文書C—3—4—4。
- (3) 東羽倉家文書C—3—4—5。
- (4) 東羽倉家文書C—3—4—7。このほか寛文一〇年一月には山内で盜人を捕らえた者への褒美も取り決められた（東羽倉家文書C—3—4—6）。
- (5) 『朱』編集部「稻荷山の松茸と幕府役人の増産への執心」『朱』第二七号、一九九四年。
- (6) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』改装版（御茶の水書房、一九七八年）、塚本学『小さな歴史と大きな歴史』（吉川弘文館、一九九三年）。
- (7) 東羽倉家および同家の文書群の特質については、根岸茂夫「荷田春満をめぐる諸問題の史料的考察—東丸神社所蔵東羽倉家文書を中心にして—」（平成一五年度～一八年度科学的研究費補助金基盤研究（B）（2）研究成果報告書「近世国学の展開と荷田春満の史料研究」（二

○○七年三月) を参照。

(8) 松本久史「寛文一二年 羽倉信詮日記解題」(『平成一九年度國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の総合的研究成果報告書』

二〇〇八年)。

(9)・(10) 榎本博「稻荷山における百姓の存在形態」(『平成二年度國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の史的研究成果報告書』二〇一〇年三月)。このほか伏見地域の村落構造を分析した研究

に伊藤誠之「近世伏見の土地・人の構成とその支配—伏見廻りの視点を中心に—」(『資料館紀要』第三八号、京都府立総合資料館、二〇一〇年)。

(11) 「家記」(東羽倉家文書B—2—9) 寛文九年三月十一日条。なお、

日記中には京都所司代へ社家等が参上する際、本願が同行を願つたことが社家の寄合において問題になつてゐる事例も見られる。

また、前年に所司代が牧野親成から板倉重矩に交代した影響で諸手続に変化があつたようで多少混乱している様子が窺われる。

(12) 寛文一〇年「家記」(東羽倉家文書B—2—11)、武射については「秘記」(『東羽倉家文書史料集』一、一〇一三年) を参照。

(13) 寛文九年「家記」(東羽倉家文書B—2—10)。

(14) 註 (5) 論文。

(15) ↴ (17) 註 (13) に同じ。

(18)・(19) 寛文一〇年「家記」(東羽倉家文書B—2—11)。

(20) 註 (6) 塚本著書。

(21)・(22) 註 (18) に同じ。なお、百姓への山札の下付の時期については享保八年(一七二三)の村方歩役人足負担をめぐる訴訟において問題になつてゐる。(『享保八年羽倉信詮日記』『平成二年度

國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の史的研究成果報告書』二〇一〇年)。

(23) 註 (5) 論文。

(24) 東羽倉家文書C—3—4—7。

(25) 寛文一〇年「家記」(東羽倉家文書B—2—13)。なお、註 (5) の『朱』掲載論文は西羽倉家文書をもとに論じているが、東羽倉家の日記と比較すると、奉行衆が稻荷山を訪れた日時に若干の相違が見られる。

(26) 東羽倉家文書C—3—4—13。

(27) 「寛文一〇年羽倉信詮日記」(『平成一九年度國學院大學特別推進研究 近世における前期国学の総合的研究成果報告書』二〇〇八年)

元禄・享保期の伏見稻荷社をめぐる狐と犬

元禄・享保期の伏見稻荷社をめぐる狐と犬

竹田真依子
番場 夏希

〔包紙〕 門前町より伏見御役所江差出書付扣
「差上一札之事」

荷田春満の生きた時代である元禄・享保期当時の伏見稻荷社（以下「稻荷社」とする）の様子を直接示す史料は少ない。しかし「伏見稻荷大社文書」（史料 京都の歴史十六）二一〇頁）にあるように、享保期には稻荷村の村民と山の利権を巡り争論があつたことが窺える。稻荷山は信仰の対象となつてゐるだけでなく、村民の生活と深く結び付いていた自然豊かな山であり、神の使いと考えられていた狐の生息地となつていた。

本稿では「東羽倉家文書」より元禄・享保期の史料二点を紹介する。これらはいずれも稻荷社をめぐる犬と狐に関するものである。

稻荷社では狐を神使として祀り、信仰の対象としているが、その起源ははつきりしていらない。一節には古くから稻荷山の周辺には狐がたくさん住んでいたことや、稻を荒らす害獸や害鳥を捕えて食べる益獸であつたことなどが挙げられる。また稻荷の神使狐には、神の使い走り、託宣をなすといふ本来の神使としての役割以外にも、託宣、預言などの呪術を駆使して稻荷の神に仕え、稻荷の神と一体のものとして靈験を持つていたという思想があつた。そういう背景から信仰の対象となつていつたであろう狐であるが、一方で境内・門前町では犬の被害にも遭つてゐた。

まずは元禄三年（一六九〇）の伏見奉行への稻荷社の請書【史料一】をみていただきたい。

【史料一】は伏見奉行から稻荷社の門前町に対して、狐を傷付ける「悪敷犬」の「養置」の禁止に対する門前町の請書である。町内の者にとつて、稻荷社は氏神と同様の御社であるので、狐もまた有り難い存在であつた。そのため町内で犬を飼うことのないよう誓約したものである。

この請書で興味深いのは、犬を「悪敷犬」と表現していることである。門前町において犬は番犬としての役割を持つてゐたのであるが、稻荷社にとつては「悪敷犬」であった。

次に【史料二】をみていただきたい。これは、春満の晩年にあたる享保十五年（一七三〇）一月に茶屋から稻荷社に出された証文である。宛所には「茶

【史料二】「差上申一札之事（稻荷前町々之者狐大切惡敷犬養置申間敷旨五人組頭連判一札）」（C—二一一〇〔一五五八〕）

「屋奉行」とあるが、正式な役職名ではなく、茶屋管理の担当者を指したものである。

【史料二】「一札之事（御法度之犬取捨二付証文）」（C—三—一—一三三）〔一〕
七一四一四）

茶屋御奉行

御月番様

山形や 権右衛門（印）
嘉兵衛（印）
かきや 左兵衛（印）

一札之事

一、今度先年より御法度之犬を養置候茶屋かきや長右衛門、竹屋ゆり、扇子屋清兵衛右二人之物共江取捨申様ニ度々被仰付候處、其僕に打置及延引申ニ付、御社敵之犬をふひんニ存候へハ、犬をめしつれ御境内を立のき可申旨被仰付候ニ付、早速犬を取捨段々御願申上候處、御聞届被遊被下候而忝奉存候、自今已後は茶屋中一同ニ互ニ吟味仕若他所より犬參候ハ、早速追拂御法度之条々急度相守可申候、若此義相そむき申候ハ、如何様共被仰付可被下候、為後日証文仍而如件、

享保十五年
戊一月日

かぎや 長右衛門（印）
竹や ゆり（印）

（二月二十日条）

扇子や 清兵衛（印）
いつみや 市郎兵衛（印）
大和や 与次兵衛（印）
せとや きよ（印）
若さや 新兵衛（印）
花や 七兵衛（印）
みのや 彦四郎（印）

門前町の茶屋が飼い犬の取捨てを稻荷社から命じられ、応じない三軒が、それならば境内から立ち退くよう申渡しをうけたとある。犬を取放した三軒は存続を許されたが、今後は茶屋で犬を飼うことはず、他所から来た犬がいたら追払うと誓約した内容である。

この請書が出された経緯が次の『享保十五年日録』（以下『日録』とする）【史料三】に記されている。この『日録』は春満の弟にあたる稻荷社御殿預羽倉信名が享保十五年に書いた日記である。

【史料三】『享保十五年 日録』（B—一—一六一〔九四七〕）

此段先達正官中内談極置候事ニ候条、此段被申付候可然旨申渡ス也
一、茶屋とも軒数小屋ヲ掛、社地を基候義猥之事ニ候間、不残間數為
改間數ニ從テ地子ヲ被取候義可然候間、此段も各々示談にて、此節
可被相改旨申渡ス也、

兩人とも領掌ニて被帰也、

(二月二十五日条)

一、廿五日甲子晴、今晚茶屋共犬取捨候ニ付、三軒之者共立退候義放
免之事茶屋方支配月番大西備前方ヨリ申付らる也、

(後略)

【史料一】が出された二月二十日条に、稻荷社正官の大西肥前守、安田備前守が茶屋共に対し、飼つている犬の件について申し渡したとある。以前から注意していたが、「御社之害參詣人之妨ニ成候義を不弁」社中の申付に背いているため言語道断であるとする。そのため、犬を飼つている鍵屋長右衛門、竹屋ゆり、扇屋清兵衛の三人に境内地から立ち退くように申し付けたと書かれている。その後二十五日条には、犬を捨てたので三軒の茶屋が立ち退きを赦免されたという経緯が読み取れる。

享保期の【史料二】や【史料三】にも、元禄期の【史料一】の「悪敷犬」と同様、犬を「社敵之犬」「御社之害」と表現している。元禄期の禁止にも関わらず、その後も犬は飼い続けられていたようである。ちょうど当時稻荷山では狐が大量に生息していた。稻荷山だけでなく、境内にも狐が現れるようになつたため、境内の中に建つてゐる茶屋で犬を飼うことはなおさら不都合であった。

【史料二】の宛先をみると十一軒の茶屋が確認できる。「山城国紀伊郡稻

荷社境内之図」を見ると左側に百姓地、鳥居の門前に町地がある。この図から【史料一】の門前三町が御前町・中門町・帶刀町と確認でき、この周囲に茶屋が存在していたと考えられる。また【史料二】によると、「茶屋共軒数小屋ヲ掛、社地を基候」とあるように、茶屋が社地を自分の土地として利用しているため、神社側が間数に応じて地子を取ると茶屋に申し渡している。このことから、茶屋が社地に入り込んできている様子や、それに対して茶屋から地子を取ることで、稻荷社の収入源にしようとする神社側の態度が読み取れる。

当時の稻荷社の門前町にある茶屋の様子はどのようなものだったのだろうか。時代は下るが、『拾遺都名所図会』からは、天明七年（一七八七）、初午詣の稻荷山の賑わいを見ることができる。寛政十一年（一七九九）に刊行された『都林泉名勝図会』にも、初午詣で賑わつてゐる門前の様子が確認でき、また『再撰花洛名勝図会』には文久二年（一八六二）の稻荷社全体の様子が見て取れる。どちらの絵図にも大鳥居前に茶屋が建ちならんでおり、伏見街道に沿つて門前町が形成されたことがわかる。おそらく、享保期にはすでに『日録』の記事同様に、茶店が稻荷社の敷地に入りこんでいたと思われる。

元禄・享保期になり、門前町が次第に稻荷社でも形成されていくようになる。春満もこのような環境の中で、邸宅に門人を呼び国学者の育成を行つていたのではないだろうか。

参考文献

京都編『史料 京都の歴史十六 京都市編 伏見区』平凡社 一九九一年
聖母女学院短期大学伏見学研究会編『伏見の歴史と文化』清文堂出版
二〇〇三年

塙本学『生類をめぐる政治—元禄のフォーカクロア—』平凡社 一九九三年
谷口研語『犬の日本史—人間とともに歩んだ一万年の物語』吉川弘文館
二〇一二年

平成二十二年度～平成二十五年度 科学研究費補助金
基盤研究（B）（一般） 研究成果報告書

（課題番号：J13110130）

近世における前期国学の総合的研究

平成二十六年（一〇一四年）三月八日 発行

研究代表者 根岸茂夫（國學院大學文学部教授）
発 行 國學院大學文学部

〒150-1844

東京都渋谷区東四丁目十番二十八号
株式会社 パワープランナー
印 刷